

## 目 次

1. 平成24年9月7日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第76号から議第98号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告4件	18
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第3号・陳第5号の1から 陳第5号の2）	19
12. 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第1号）	19
13. 日程第9 質疑・討論・採決	20
14. 日程第10 決算特別委員会委員の選任	20
15. 日程第11 議案の委員会付託	21
16. 日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	22
17. 日程第13 決算特別委員長報告	22
18. 日程第14 質疑・討論・採決	22
19. 日程第15 先議（議第95号から議第98号）	23
20. 散 会	24
21. 平成24年9月13日（木曜日）	27
22. 議事日程（第2号）	27
23. 開 議	31
24. 日程第1 一般質問	31
25. 永野議員 質問	31
26. 松田議員 質問	38
27. 前田議員 質問	49
28. 近松議員 質問	63
29. 横手議員 質問	74
30. 中尾議員 質問	80

31. 散 会	83
32. 平成24年9月14日（金曜日）	87
33. 議事日程（第3号）	87
34. 開 議	90
35. 日程第1 一般質問	90
36. 北本議員 質問	90
37. 松本議員 質問	100
38. 内田議員 質問	114
39. 吉田議員 質問	123
40. 福田議員 質問	138
41. 散 会	144
42. 平成24年9月18日（火曜日）	147
43. 議事日程（第4号）	147
44. 開 議	150
45. 日程第1 一般質問	150
46. 宮田議員 質問	150
47. 作本議員 質問	156
48. 青木議員 質問	164
49. 江田議員 質問	170
50. 田畑議員 質問	176
51. 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託	187
52. 散 会	188
53. 平成24年9月25日（火曜日）	191
54. 議事日程（第5号）	191
55. 開 議	193
56. 日程第1 委員長報告	193
57. 総務委員長報告	193
58. 産業経済委員長報告	196
59. 建設委員長報告	199
60. 文教厚生委員長報告	201
61. 日程第2 質疑・討論・採決	205
62. 日程第3 委員長報告	208

63. 新庁舎建設特別委員長報告 .....	208
64. 日程第4 質疑・討論・採決 .....	210
65. 日程第5 意見書案上程（意見書案第2号） .....	211
66. 日程第6 質疑・討論・採決 .....	212
67. 閉 会 .....	212
68. 署名欄 .....	213

第 1 号

9 月 7 日 (金)

平成24年第3回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
9	7	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第76号から議第98号）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告4件</p> <p>7 請願・陳情の報告</p> <p>8 議員提出議案上程（議員提出第1号）</p> <p>9 質疑・討論・採決</p> <p>10 決算特別委員会委員の選任</p> <p>11 議案の委員会付託 （休憩中委員会）</p> <p>12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告</p> <p>13 決算特別委員長報告</p> <p>14 質疑・討論・採決</p> <p>散 会 宣 告</p>
9	8	土	休 会	
9	9	日	休 会	
9	10	月	休 会	
9	11	火	休 会	
9	12	水	休 会	
9	13	木	本会議	一般質問
9	14	金	本会議	一般質問
9	15	土	休 会	
9	16	日	休 会	
9	17	月	休 会	
9	18	火	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び請願・陳情の委員会付託</p>
9	19	水	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務委員会</li> <li>・ 建設委員会</li> </ul>
9	20	木	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業経済委員会</li> <li>・ 文教厚生委員会</li> </ul>
9	21	金	休 会	
9	22	土	休 会	
9	23	日	休 会	
9	24	月	休 会	
9	25	火	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

## 平成24年第3回玉名市議会定例会会議録（第1号）

### 議事日程（第1号）

平成24年9月7日（金曜日）午前10時10分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 市長あいさつ  
日程第4 議案上程（議第76号から議第98号まで）  
日程第5 提案理由の説明  
日程第6 報告4件  
日程第7 請願・陳情の報告  
（請第3号・陳第5号の1から陳第5号の2）  
日程第8 議員提出議案上程（議員提出第1号）  
日程第9 質疑・討論・採決  
日程第10 決算特別委員会委員の選任  
日程第11 議案の委員会付託  
（休憩中委員会）  
日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告  
日程第13 決算特別委員長報告  
日程第14 質疑・討論・採決  
散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 市長あいさつ  
日程第4 議案上程（議第76号から議第98号まで）  
議第76号 専決処分の承認について 専決第7号  
平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）  
議第77号 平成23年度玉名市一般会計歳入歳出決算  
議第78号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
議第79号 平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
議第80号 平成23年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
議第81号 平成23年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算  
議第82号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

- 議第 8 3 号 平成 2 3 年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 4 号 平成 2 3 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 5 号 平成 2 3 年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 8 6 号 平成 2 3 年度玉名市下水道事業会計決算
- 議第 8 7 号 平成 2 4 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議第 8 8 号 平成 2 4 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 8 9 号 平成 2 4 年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 議第 9 0 号 玉名市教育振興特別基金条例の制定について
- 議第 9 1 号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 議第 9 2 号 玉名市土地開発公社の解散について
- 議第 9 3 号 字の区域の変更について
- 議第 9 4 号 市道路線の認定について
- 議第 9 5 号 教育委員会委員の任命について
- 議第 9 6 号 公平委員会委員の選任について
- 議第 9 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 9 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告 4 件
- 報告第 8 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 9 号 専決処分の報告について 専決第 8 号
- 報告第 1 0 号 専決処分の報告について 専決第 9 号
- 報告第 1 1 号 専決処分の報告について 専決第 1 0 号
- 日程第 7 請願・陳情の報告
- 請第 3 号 八嘉校区田崎地区水害防止に関する請願
- 陳第 5 号の 1 有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見  
書の提出に関する陳情
- 陳第 5 号の 2 有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見  
書の提出に関する陳情
- 日程第 8 議員提出議案上程（議員提出第 1 号）
- 議員提出第 1 号 決算特別委員会の設置について
- 日程第 9 質疑・討論・採決
- 日程第 1 0 決算特別委員会委員の選任

日程第11 議案の委員会付託（議第77から議第86号）

- 議第77号 平成23年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第78号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第79号 平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第80号 平成23年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第81号 平成23年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
- 議第82号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第83号 平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議第84号 平成23年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第85号 平成23年度玉名市水道事業会計決算
- 議第86号 平成23年度玉名市下水道事業会計決算

日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第13 決算特別委員長報告

日程第14 質疑・討論・採決

日程第15 先議（議第95号から議第98号まで）

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（25名）

- |     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 藏原隆浩君   | 2番  | 福田友明君  |
| 3番  | 内田靖信君   | 4番  | 江田計司君  |
| 5番  | 北本節代さん  | 6番  | 横手良弘君  |
| 7番  | 近松恵美子さん | 8番  | 福島譲治君  |
| 9番  | 永野忠弘君   | 10番 | 宮田知美君  |
| 11番 | 前田正治君   | 12番 | 作本幸男君  |
| 13番 | 森川和博君   | 14番 | 高村四郎君  |
| 15番 | 松本重美君   | 16番 | 多田隈保宏君 |
| 17番 | 高木重之君   | 18番 | 中尾嘉男君  |
| 19番 | 青木 壽君   | 20番 | 大崎 勇君  |
| 21番 | 田畑久吉君   | 22番 | 小屋野幸隆君 |
| 23番 | 竹下幸治君   | 24番 | 吉田喜徳君  |
| 25番 | 松田憲明君   |     |        |

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*



### 事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	平田光紀君
書記	松尾和俊君		

+++++

### 説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	坂西恵二君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	北口英一君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	本田優志君
企業局長	植原宏君	教育委員長	池田誠一君
教育長	森義臣君	教育次長	西田美德君
監査委員	有働利昭君		

午前10時10分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから、平成24年第3回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより本会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高村四郎君） 会議録署名議員を指名いたします。

9番議員 永野忠弘君、10番議員 宮田知美君、以上両君にお願いいたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 会期の決定

○議長（高村四郎君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期につきましては、8月31日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月25日までの19日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの19日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長あいさつ

○議長（高村四郎君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

市長、高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さんおはようございます。

本日、平成24年第3回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中全員御出席をいただき、御審議賜りますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

御案内のとおり、7月九州北部は、記録的な豪雨に見舞われました。気象庁は、これまでに経験したことのないような大雨という初めての表現で最大級の警戒が呼びかけられたところでございます。しかし、熊本、大分、福岡の3県では、甚大な被害を伴う豪雨災害が発生し、特に熊本県内では、阿蘇地域を中心に土石流等による多数の犠牲者、行方不明者が出たほか、建物の全壊・浸水など甚大な被害を受けました。熊本市においては、一時白川流域の全世帯を含む約2万6,000世帯に避難指示が出されたものの、住宅の倒壊や浸水など大きな被害を受け、熊本県は、熊本市、阿蘇市など2市3町

の区域に災害救助法が適用されたところであります。この豪雨で犠牲となられた方、あるいは財産等をなくされた皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げる次第でございます。

本市は、熊本県や市長会から災害支援要請に対し職員の派遣等の人的支援を行なう一方、7月23日から本庁舎各総合支所に被災地支援の募金箱を設置し、義援金約28万円については先月31日、日赤熊本県支部を通じて既に送金を済ませたところがございます。なお、今月27日まで引き続き義援金箱を設置することといたしております。

このような中防災の日を迎えた今月1日を前に、内閣府、中央防災会議の有識者会議は南海トラフでマグニチュード9級の超大型地震発生を想定し、30都府県で最大で実に32万人を超える死者が出る被害想定を発表いたしました。発生した季節やまた時間帯等も被害を左右する大きな要因の一つと言われておりますが、ただ、地震が発生する確率は極めて低いとしながらも、昨年の東日本大震災の教訓を踏まえ、最大級の地震が想定されており、被害を大きく左右すると言われていた早期避難の方策等が今後の大きな課題であると認識をいたしております。

本市は、昨年に続き今週日曜日に天水グラウンドにおいて自主防災組織や消防団を対象に要援護者の搬送訓練、避難所での受け入れ訓練等を実施し、地域で支え合う体制づくりの意識向上を図ったところがございます。また、今年度も玉名市防災訓練の実施を予定しておりますが、まず第1は、安全な場所に避難するというのを念頭に置き、訓練に臨みたいと考えております。

さて、9月に入りまして、朝夕は随分過ごしやすくなりましたが、日中はまだまだ厳しい暑さが続いております。今年も昨年同様全国では数万人規模で熱中症になられ、特に東京や埼玉、愛知、大阪など大都市圏ではそのうちの約半分近くが高齢者の方と言われております。このような中、冷房等に多くの電力を必要としたこの夏場、我が国の総発電量の約3割を占める原子力発電施設の多くが東日本大震災の影響を受け、停止をいたしております。格段に劣る電力供給状況の中で電力各社は国民そして企業等を含むあらゆる電力消費者に対し、計画停電の予告を行ない、その理解と協力を呼びかけております。震災直後により、夏季・冬期の電力不足が懸念されておりますが、メディアの節電報道等もあり、二度目を迎えたこの夏、国民の節電に対する意識の高まりは確実に深まっているように思っております。電力消費は、企業活動が本格化する9月に向かって増加傾向に転じると言われておりますが、各家庭における地道な省エネの積み重ねの影響は原発10基分にも相当すると言われております。エネルギー政策は、私たちの暮らし、そして、我が国の経済全体の根幹にかかわることではありますが、同時に私たち一人一人が節電を意識し、それを実践し続けることの大切さ、ひいては我が国の将来を見据えた新エネルギーに対する関心の高まりに今後注視していきたいと考えております。

さて、国会は消費税率引上法など、社会保障と税の一体改革に関連する法案等が先月可決・成立いたしました。日本社会はまさに大きな転換期にさしかかっているという認識をいたしております。この法案の成立で消費税は2014年から8%、2015年10月から10%へと段階的に引き上げられることとなります。今後も国政の行方が焦点と見られておりますが、景気の低迷が続く中、国民生活や日本経済への影響がさらに懸念されているところでございます。少子高齢化の急速な発展、そして国・地方ともに極めて厳しい財政状況のもとで国民が安心して希望の持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、国・地方双方にとって安定財源の確保は避けることのできない最重要課題であります。ただ、消費税率の引き上げについては、東日本大震災の影響や厳しい経済社会の状況等を配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策、そして国民の理解を得るためにも引き続き国・地方の行財政改革とともに、地方分権改革の断行が望まれるところではないかと考えております。社会保障制度運営の中核として、住民と直接向き合う地方は、まさに社会保障の運営責任者であり、今後制度の企画立案などの会議や協議会等、検討段階から地域の意見を反映させ、国と地方の力を結集した真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度の実現を求めていくことが大切であると考えております。

ところで、本議会に提案いたしておりますのは、専決処分案件として、平成24年度一般会計補正予算1件、予算案として、平成24年度一般会計及び特別会計補正予算3件、報告案件として、健全化判断比率及び資金不足比率の報告等について御提案いたしております。専決処分案件といたしましては、平成24年度玉名市一般会計補正予算歳入歳出決算案として、平成23年度玉名市一般会計歳入歳出決算案ほか9件、予算案としましては、平成24年度玉名市一般会計及び特別会計補正予算案、条例案件としましては、玉名市教育振興特別基金条例の制定案ほか1件、人事案件といたしまして、教育委員の任命、公平委員会委員の選任、人権擁護委員候補者の推薦など4件、そのほか市道路線の認定などのほか、報告案件といたしまして、健全化判断比率及び資金不足比率の報告等を提案いたしております。このうち、平成24年度一般会計の専決処分でございますが、これは、横島排水機場ポンプの老朽化に伴う修繕費でございます。台風時期に備えて、早急に機能回復を図り適正な排水管理を行なう必要があったため、補正を行なったものでございます。

今回、提案いたしております補正予算の主なものといたしましては、来年3月に熊本市のビブレス熊日会館において開催予定の玉名市6次産品フェアに係る経費を計上いたしております。本市主要事業の一つであります6次産業推進取り組みから2年が経過をし、今回6次産業推進の成果発表の場と位置づけ、本市の6次産業推奨品及び旬の農産物を一堂に集めた展示販売を行なうとともに、本市の観光情報の積極的なPRを図るこ

とといたしております。

次に、認定農業者の農業機械の購入にかかわる補助といたしまして、農業機械等整備事業補助金1,000万円を計上いたしております。申請の申し出が多かったため、補助の拡充を行なったものでございます。これにより、農作業の効率化、省力化を推進し、経営の安定を図っていきたくと考えております。

次に、有明中学校第1体育館の解体工事及び武道館建設確認申請手数料を計上いたしております。この建物は、昭和40年に建設をされ老朽化の著しい第1体育館を解体し、来年度武道場建設に取り組むことといたしております。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳しくは副市長、担当部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましては御審議をいただき、いずれも原案どおり承認賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 議案上程（議第76号から議第98号まで）

○議長（高村四郎君） これより議案を上程いたします。

議第76号専決処分の事項の承認について、専決第7号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）から議第98号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの議案23件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読を、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（高村四郎君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） おはようございます。

私の方から議第76号の専決処分と議第87号から89号までの予算関係につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第76号専決処分事項の承認について、専決第7号、平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

お手元にお配りしております資料の1ページを御覧いただきたいと思います。この補正予算は横島排水機場のポンプの修繕を行なったもので、2基あるポンプのうち1基が老朽化により故障し、これにより機場の排水能力が半減し、少量の雨でも湛水の恐れが

あったことから、専決処分により補正を行なったものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、総額を271億3,581万2,000円とするものでございます。歳入につきましては、15款県支出金は、農業農村整備推進交付金、20款諸収入は、玉名平野地区湛水防除促進期成会負担金で、それぞれ850万円の追加でございます。

歳出につきましては、6款農林水産業費は、1,700万円の追加で、横島排水機場のポンプ修繕料でございます。

続きまして、議第87号から議第89号までの補正予算関係3件につきまして御説明を申し上げます。今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要がございましたので御提案いたすものでございます。

初めに、議第87号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億74万8,000円を追加し、総額を279億3,656万円とするものでございます。

資料の2ページでございます。まず、歳入の主なものを申し上げますと、12款分担金及び負担金は、54万円の追加、14款国庫支出金は、2,611万5,000円の追加で、現年発生、公共土木施設災害復旧事業費負担金などによるものでございます。15款県支出金は2,048万1,000円の追加で、新規就農総合支援事業補助金等によるものでございます。16款財産収入は、337万3,000円の追加で、地域振興基金利子収入などで、これは利率の決定によるものでございます。17款寄附金は、1,000万円の追加で、教育総務費寄附金でございます。19款繰越金は、7億1,055万8,000円の追加で、平成23年度の繰越金でございます。20款諸収入は、288万1,000円の追加、21款市債は、2,680万円の追加で、中学校施設整備事業債などによるものでございます。

次に、歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。2款総務費は6億775万4,000円の追加で、財政調整基金積立金、国際交流奨励費補助金等によるものでございます。3款民生費は875万7,000円の追加で、認知症施策総合推進事業の業務委託などによるものでございます。4款衛生費は、2,878万円の追加で、個別接種委託料の増額などによるものでございます。予防接種法の改正により不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンを導入するものでございます。6款農林水産業費は、4,723万円の追加で、6次産品フェア開催に係る経費、認定農業者の農業機械等の購入に係る農業機械等整備事業補助金などによるものでございます。7款商工費は、204万3,000円の追加で、西部地区商店街の防犯カメラ設置事業に対する商店街共同施設助成金などによるものでございます。8款土木費は、37万6,000円の追加、9款消防費は、1,654万8,000円の追加で、7月の豪雨に伴う土砂撤去などの機械

借上料でございます。10款教育費は、2,729万4,000円の追加で、教育振興特別基金積立金、有明中学校第1体育館の解体工事などによるものでございます。11款災害復旧費は、6,196万6,000円の追加で、6月から7月にかけての豪雨による農林水産施設16件、公共土木施設22件の災害復旧でございます。

資料の3ページでございます。第2表地方債補正につきまして、追加が中学校施設整備事業及び災害復旧事業、変更が土地改良施設整備事業となっているところでございます。

以上が一般会計の補正予算でございます。

議第88号平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ37万8,000円を追加し、総額を98億6,120万5,000円とするものでございます。主な内容としまして、一般会計の繰入金により職員の育児休業に伴う一般職、非常勤職員を任用するものでございます。

次に、議第89号平成24年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、一般会計における平成23年度の事業費の確定による清算のため、4ページの歳入の基金繰入金と一般会計繰入金について予算の組み替えを行なうもので、歳入歳出の総額の変更はございません。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明をいたしますので、御審議のうえ、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高村四郎君） 会計管理者 原田政樹君。

[会計管理者 原田政樹君 登壇]

○会計管理者（原田政樹君） おはようございます。

議第77号平成23年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第84号平成23年度玉名市浄化槽整備事業特別会計決算までの議案8件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。これら8件の決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、去る8月17日付で歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すため御提案するものでございます。お手元に、平成23年度玉名市歳入歳出決算の会計別収支をお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算ほか7件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、歳入決算額464億1,429万8,675円、歳出決算額449億4,545万3,330円で、歳入歳出差引額14億6,884万5,345円の形式収支額となっ

ております。

まず、議第77号平成23年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額292億1,034万2,423円、歳出決算額280億8,407万9,455円で、歳入歳出差引額は、11億2,626万2,968円となり、翌年度繰越額7,597万6,407円を差し引いた実質収支額は10億5,028万6,561円となっております。先ほど申し上げました歳入決算額292億1,034万2,423円の構成比率につきましては、各款ごとに構成比率の大きい順から申し上げますと、地方交付税37.57%、市税21.59%、国庫支出金12.36%、市債9.80%、県支出金6.71%等となっております。歳出決算額280億8,407万9,455円の構成比率は各款ごとに、民生費33.77%、総務費14.45%、公債費13.17%、衛生費10.26%、土木費8.11%、教育費7.42%、農林水産業費6.16%、消防費3.83%、商工費1.50%、議会費1.09%、災害復旧費0.24%となっております。対前年度伸び率が収入・支出ともに減少しておりますのは、平成22年度は特別な収入・支出として九州新幹線濁水等被害対策に伴う諸収入と、それに伴う支出として、濁水基金積立金約42億円があったことが主な要因でございます。

次に、議第78号平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額96億5,854万4,727円、歳出決算額94億2,518万3,426円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、2億3,336万1,301円となっております。対前年度伸び率が収入・支出ともに増加しておりますのは、収入は主に療養給付費交付金及び基金繰入金の増額によるものであり、支出は主に保険給付費並びに後期高齢者支援金の増額によるものでございます。

次に、議第79号平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額7億4,107万9,277円、歳出決算額7億3,993万1,950円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、113万8,977円となっております。対前年度伸び率が収入・支出ともに増加しておりますのは、被保険者数の増加によるもので、これに伴い、広域連合への保険料負担金が増加したことによるものでございます。

次に、議第80号平成23年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額63億5,595万8,000円、歳出決算額62億6,184万6,759円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、9,411万1,241円となっております。対前年度伸び率が収入・支出ともに増加しておりますのは、収入は、介護給付費の伸びによる国庫支出金及び支払基金交付金の増額によるものであり、支出は主に介護給付費準備基金積立金の増額並びに要介護認定者の増加に伴う介護給付費負担金の増額によるものでございます。

次に、議第81号平成23年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算ございま



すが、歳入決算額900万7,052円、歳出決算額900万7,052円で、歳入歳出決算額が同額となっております。これは平成23年度をもって特別会計を廃止したことによるものでございます。

次に、議第82号平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額は3億3,880万6,643円、歳出決算額3億3,367万5,962円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は513万681円となっております。前年度に対する収入の減少は、県補助金の減によるもので、支出の増加は維持管理費の増額が主なものでございます。

次に、議第83号平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額7,452万3,868円、歳出決算額7,066万5,008円で、歳入歳出差引額は385万8,860円となり、翌年度繰越額379万9,000円を差し引いた実質収支額は5万9,860円となっております。対前年度伸び率が大幅に増加しておりますのは、平成23年度から平成27年度までの計画で、老朽化している天水町東地区の水道管及び各施設の更新事業を開始したことによる増額でございます。

次に、議第84号平成23年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2,604万5,035円、歳出決算額2,106万3,718円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は498万1,317円となっております。前年度に対する収入の増加は、国庫補助金の増額によるもので、支出の減少は、総務費の減額が主なものでございます。

以上、御提案申し上げました平成23年度一般会計歳入歳出決算ほか7件の議案の詳細につきましては、委員会におきまして御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり御認定いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高村四郎君） 企業局長 植原 宏君。

[企業局長 植原 宏君 登壇]

○企業局長（植原 宏君） おはようございます。

議第85号平成23年度玉名市水道事業会計決算及び議第86号平成23年度玉名市下水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。これら2件の決算につきましては、一般会計、特別会計と同様に監査委員の審査に付し、7月18日付で決算及び基金運用状況の審査、意見書の送付を受けましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すために提案いたすものでございます。お手元に配付しております平成23年度の水道事業会計決算書、下水道事業の決算書を御参照いただきたいと思います。

最初に、議第85号平成23年度玉名市水道事業会計決算についてであります。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は、7億3,643万210円、

収益的支出は6億2,380万7,691円で、資本的収入は、1億5,032万8,860円、資本的支出は、4億5,394万6,052円でありました。

次に、平成23年度の主な事業といたしまして、三ツ川地区簡易水道事業を実施し、配水管の整備を行ない、普及率の向上を図りました。また、業務状況につきましては、給水戸数が1万9,446戸、年間総配水量585万139立法メートルで、有収率は79.72%でございます。

次に、議第86号平成23年度玉名市下水道事業会計決算についてであります。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は、13億1,338万723円、収益的支出は、9億9,200万3,359円で、資本的収入は、6億4,996万2,890円、資本的支出は、12億6,092万6,733円でありました。

次に、平成23年度の主な事業といたしまして、汚水管、汚水環境施設整備、処理場の改築更新事業、水処理設備及び電気設備の更新事業に取り組み、公共下水道の年度末処理区域内人口は、3万3,662人で普及率につきましては48.2%でございます。

ただいま御説明申し上げました議案の詳細につきましては、決算特別委員会にて御説明申し上げたいと思います。いずれも原案どおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高村四郎君） 副市長 築森 守君。

[副市長 築森 守君 登壇]

○副市長（築森 守君） おはようございます。

私の方から議第90号から議第94号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。議案の2ページをお願いいたします。

議第90号玉名市教育振興特別基金条例の制定についてでございますが、これは学資金の給付を目的として受けた寄附金の適正な管理と運用を図るための基金を設置するため、条例の制定をするものでございます。内容といたしましては、寄附金の積み立て、高等学校に在学する者に対する学資金給付事業の財源に充てる場合の基金の処分等に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。議第91号玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」の管理を指定管理者に行なわせるため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、指定管理者による管理、業務、利用料金の收受、還付、減免及び兼業の禁止の条を新たに追加し、併せて条例の整備を行なうものでございます。附則と

いたしまして、この条例は、平成24年10月1日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。議第92号玉名市土地開発公社の解散についてでございますが、これは玉名市土地開発公社における事業が完了し、今後公社による事業実施が見込めないため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。議第93号字の区域の変更についてでございますが、これは本市の区域内の字の区域を変更しようとするときは、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。内容といたしましては、土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理の実施に伴いまして、横島町横島の字の区域を変更するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。議第94号市道路線の認定についてでございますが、これは道路法第8条第2項の規定によりまして議会の承認を得るものでございます。今回認定する路線は中尾の里1号線、中尾の里2号線、中尾の里3号線及び下前原北線の4路線でございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明を申し上げますので、御審議のうえ、原案どおり御承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 本定例会に提案いたしております議第95号から98号までの人事案件について説明を申し上げます。

議第95号の教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の大谷 壽氏が本年11月29日をもって任期満了となります。つきましては、新たに吉村泰子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第96号公平委員会委員の選任についてでございます。現委員の西居弘義氏が本年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、新たに廣嶋 二氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第97号及び議第98号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員のうち2名が本年12月31日をもって任期満了となりますので、現委員長嶋良子氏の後任として西森 等氏を、國友久美子氏の後任として北田みち子氏を、それぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求め

るものでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 報告（報告第8号から報告第11号）

○議長（高村四郎君） 次に、報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ほか3件の報告があります。

総務部長 古賀 猛君。

[総務部長 古賀 猛君 登壇]

○総務部長（古賀 猛君） 報告第8号から報告第11号までの4件について御説明を申し上げます。

まず、報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。議案集の20ページを御覧いただきたいと思っております。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。初めに本市の健全化判断比率について御説明をいたします。実質赤字比率は普通会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がございませんので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は普通会計、特別会計、企業会計に本市が加入する一部事務組合の有明広域行政事務組合、玉名市玉東町病院組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えたのが対象となり、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質公債費比率は11.9%でございます。

次に、将来負担比率は、さらに地方公社や第三セクターであります玉名市土地開発公社、財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。本市の場合、将来負担比率は69.8%でございます。

最後に、基金不足比率は、玉名市大衆浴場事業特別会計を初めとする6つの公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、資金不足比率は、いずれの公営企業会計も資金不足はないため、数値はござい

ません。

このように、5つの指標とも資料に参考表記しております国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、現在のところ適正な財政運営がなされている状況でございます。なお、赤字比率がなくとも数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値を括弧書きで記載をしております。

次に、報告第9号から報告第11号までの専決処分の報告についてでございます。これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、22ページの報告第9号についてでございます。これは、平成23年10月14日午後5時30分頃、玉名市岩崎375番5付近の市道大坊トンネル西線において、相手方が歩行中に雨に濡れて滑りやすくなっていた側溝の鉄製ふたグレーチング上で転倒し負傷したものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、市は3万円を負担するものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。報告第10号についてでございます。これは、平成24年6月18日、午前11時15分頃、荒尾中央病院駐車場において、市職員が運転する公用車が医療法人洗心会所有の軽自動車と接触し、左前方バンパー等を破損させたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして市は80%に当たる7万368円を負担するものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。報告第11号についてでございますが、これは平成24年3月24日午後9時15分頃、玉名市千田川原333番付近の市道千田川原小島線において、相手方が運転する軽自動車が路上に生じた舗装破損箇所ですりこぼれをとられ畑へ転落したため車両が破損し、同氏が負傷したものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、市は105万2,964円を負担するものでございます。

なお、以上3件の損害賠償金につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険並びに自動車損害共済から全額給付されております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 以上で報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第7 請願・陳情の報告（請第3号 陳第5号の1 陳第5号の2）

○議長（高村四郎君） 次に、請願・陳情の報告をいたします。今回、請願1件、陳情2件が提出されております。内容につきましては、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

\*\*\*\*\*

日程第8 議員提出議案上程（議員提出第1号）

○議長（高村四郎君） 次に、議員提出議案を上程いたします。議員提出第1号決算特別委員会の設置について、以上、議員提出議案1件を議題といたします。

これより、議員提出議案審議に入ります。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第1号決算特別委員会の設置につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第1号決算特別委員会の設置につきましては、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第9 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 議員提出第1号決算特別委員会の設置について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第1号決算特別委員会の設置については、原案のとおり11名で構成する決算特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、11名の委員会の構成による決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 決算特別委員会委員の選任

○議長（高村四郎君） ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。よって、藏原隆浩議員、福田友明議員、北本節代議員、福嶋譲治議員、宮田知美議員、松本重美議員、中尾嘉男議員、青木 壽議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員、以上11名の諸君を決算特別委員会委員に指名いたします。

\*\*\*\*\*

日程第 1 1 議案の委員会付託（議第 7 7 号から議第 8 6 号）

○議長（高村四郎君） 次に、議案を付託いたします。

お諮りいたします。議第 7 7 号平成 2 3 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 8 6 号平成 2 3 年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案 1 0 件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり決算特別委員会に付託いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 7 7 号平成 2 3 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 8 6 号平成 2 3 年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案 1 0 件については、議員付託表のとおり決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

議案付託表

**決算特別委員会**

- 議第 7 7 号 平成 2 3 年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第 7 8 号 平成 2 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 9 号 平成 2 3 年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 0 号 平成 2 3 年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 1 号 平成 2 3 年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 2 号 平成 2 3 年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 3 号 平成 2 3 年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 4 号 平成 2 3 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 5 号 平成 2 3 年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 8 6 号 平成 2 3 年度玉名市下水道事業会計決算

---

○議長（高村四郎君） 付託を決しましたので、決算特別委員会におかれましては、正副委員長の互選及び審査のために直ちに委員会を開会のうえ、その結果を議長までに御報告お願いいたします。

決算特別委員会における正副委員長の互選及び審査のため、休憩いたします。

午前 1 1 時 0 5 分 休憩

---

午前 1 1 時 2 2 分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

\*\*\*\*\*

## 日程第 1 2 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

- 議長（高村四郎君） 決算特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。決算特別委員長に北本節代さん、決算特別副委員長に福田友明君がそれぞれ就任されましたので、報告をいたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第 1 3 決算特別委員長報告

- 議長（高村四郎君） 次に、決算特別副委員会に付託してあります決算議案 10 件を一括議題といたします。審議の方法は、委員長の報告の後、質疑・討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 北本節代さん。

〔決算特別委員長 北本節代さん 登壇〕

- 決算特別委員長（北本節代さん） 決算特別委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

付託されました案件は、議第 77 号平成 23 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 86 号平成 23 年度玉名市下水道事業会計決算まで、議案 10 件であります。決算審査は内容が膨大であり、そしてまた多岐にわたりますので、慎重審議を期する必要があります。よって、次の会議を 10 月 29 日月曜日、30 日火曜日、31 日木曜日の 3 日間と決定し、今回は継続審査とすることで全員異議なく決定いたしました。

以上で、決算特別委員会の御報告を終わらせていただきます。

- 議長（高村四郎君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第 1 4 質疑・討論・採決

- 議長（高村四郎君） ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

ただいまの委員長報告のとおり、議第 77 号平成 23 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 86 号平成 23 年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案 10 件については委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付すること



に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、議第77号平成23年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第86号平成23年度玉名市下水道事業会計決算までの決算案10件については、委員長から申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております議第95号教育委員会委員の任命についてから議第98号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件4件については、議事の都合により、これを先議し、併せて議会規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程追加とし、議第95号教育委員会委員の任命についてから議第98号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件4件については、これを先議し、併せて委員会付託を省略することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第15 先議（議第95号から議第98号まで）

○議長（高村四郎君） 議第95号教育委員会委員の任命についてから議第98号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件4件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第95号教育委員会委員の任命については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第95号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第96号公平委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第96号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第97号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第97号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第98号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第98号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明8日から12日までは休会とし、13日は定刻より議会を開き、一般質問を行いません。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、10日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時28分 散会

第 2 号

9月13日 (木)

## 平成24年第3回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

平成24年9月13日（木曜日）午前10時02分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 永野議員
  - 2 25番 松田議員
  - 3 11番 前田議員
  - 4 7番 近松議員
  - 5 6番 横手議員
  - 6 18番 中尾議員
- 散会宣告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

- 1 9番 永野議員
  - 1 九州看護福祉大学との連携協定とその他について
  - 2 新幹線建設後の市民への影響について
    - (1) 湧水対策事業の現況はどうなっているのか
    - (2) 振動、騒音、日照問題の現況はどうなっているか
- 2 25番 松田議員
  - 1 防災対策について
    - (1) 豪雨、台風、地震、津波等の防災の取り組み
    - (2) 海拔表示と避難場所は
    - (3) 3.11後のハザードマップの検討は
    - (4) 自主防災の取り組みについて
  - 2 人づくりについて
    - (1) 子どもの健全育成について
    - (2) いじめ問題
    - (3) 職員の人材育成
    - (4) 地域リーダーの育成
    - (5) 生涯学習の現状
- 3 11番 前田議員
  - 1 市民の生活と健康に関して
    - (1) 保育所、学校教室などの暑さ対策はどうしているか。クーラーの

設置が必要と思うがどうか

- (2) 医療費無料化対象年齢を中学生まで拡充してはどうか
- (3) 特定健診受診率、保健指導率の現状の評価と今後の対策はどうするか
- (4) 資格証明書発行の推移、資格証明書発行者の受診件数（21、22、23年度）、資格証明書発行世帯の生活実態と納税の状況はどうか
- (5) 一般会計から国保会計に繰り入れすることについての見解、及び、一般会計財政調整基金の適正な規模についての見解を求める
- (6) 上水道の浄水施設、配水池、基幹管路、下水道の処理施設などの耐震化率の状況、及び、その対策を聞きたい

#### 4 7番 近 松 議 員

- 1 子どもの発達をめぐる問題
  - (1) 気になる子の実態調査と対策
  - (2) 障がい児・気になる子の保育の受け入れ状況
- 2 子育て支援の現状について
  - (1) 保育園の待機児童の実態
  - (2) 無認可保育園利用状況
  - (3) 臨時保育士の待遇
  - (4) 待機児童ゼロにする取り組み
- 3 生涯教育
  - (1) 3年間の成果と社会教育における今日的課題
  - (2) 評価の視点はどこか

#### 5 6番 横 手 議 員

- 1 教育問題について
  - (1) 最近のいじめ問題について教育委員会としてどのような対策をとっておられるか
  - (2) 各小中学校の具体的な取り組みはどうか
- 2 資源物のコンテナ回収について
  - (1) コンテナ回収の現状と23年の実績は
  - (2) 今後のコンテナ回収の見通しは

#### 6 18番 中 尾 議 員

- 1 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」指定管理について
- 2 「横島図書館」開館時間について

散 会 宣 告

+++++

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	平田光紀君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	坂西恵二君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君

横島総合支所長兼  
横島自治区事務所長

企業局長

教育長

監査委員

北口英一君

植原宏君

森義臣君

有働利昭君

天水総合支所長兼  
天水自治区事務所長

教育委員長

教育次長

本田優志君

池田誠一君

西田美德君

\*\*\*\*\*

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） おはようございます。無会派の永野忠弘です。今日はですね、1番ということなんですが、あまり私の人生の中で1番というのはほど遠いあれだったんですが、今日は1番ということですね、何か気持ちよくできるような感じがします。ひとつよろしくお願いします。

では、早速ですが、九州福祉看護大学との連携とその他についてです。皆さん御存じのように九州看護福祉大学は公設民営であります。平成10年4月開学されて、はや14年がたっております。設立当時は看護福祉学部看護学科、社会福祉学科で始まり、その後大学院設置やリハビリテーション学科増設等、さまざまな改革の努力を積み重ねられ、現在があると考えております。卒業生の専門職業人として熊本県を中心に全国的に活躍されていると聞いております。いまや玉名市の誇りであり財産であると考えてるところです。

ここで、設立に当たっての初代理事長佃亮二氏の10年の回顧録を引用させていただきたいと思います。「周知のとおり、本学の設立に絶大なリーダーシップを発揮されたのは、故松本虎之助氏、元玉名市長であった。松本氏は熊本県城北地域に多くの高等学校が存在するにもかかわらず、高等教育機関が一つもないという状況にかんがみ、玉名市に4年生大学を設立し、地域の教育文化水準の向上とともに、それを通じた地域の活性化を図ろうと発意された。昭和63年のことである。各方面に精力的かつ粘り強く働きかけられ、その結果、熊本県玉名市のほか城内1市10町からの拠出金と松本氏の多額の私財を含む民間有志の寄附金による平成9年2月に本学が設立されたのである。」とありました。設立に関する件につきましては、詳しく御存じの議員さんもおられることと思います。多くの先人たちの地域を思う気持ちに対しまして、今さらながら感謝の念と敬意を表するところであります。

当大学は、保健・医療・福祉の専門知識や技術の習得のみならず、幅広い教養と豊かな人間性を養うという教育理念を持って研さんを積み重ねられております。当大学の高



い知識、人材などの協力をいただきながら、玉名市民の健康・看護・福祉などに生かせたらと考えるのは皆さんも同じだと考えます。既に玉名市と当大学との地域連携協定を平成18年11月に締結されて、支援事業等にも協力いただいていることは周知のとおりであります。それらのことも含めて、質問させていただきます。

1、九州看護福祉大学の現況についてお伺いします。2、玉名市とのかかわり。現在玉名市による部長級の派遣もあっているようですが、ほかにかかわりのある人たちをお伺いいたします。公設民営であります。資産関係はその後どうなっているのか、お伺いします。3、当大学との連携協定の中身、取り組みなどをお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 永野議員の九州看護福祉大学との連携協定とその他についてのご質問にお答えいたします。最初に、在学生の状況でございますけれど、本年4月1日現在で、男性485人、女性1,077人の計1,562人で、内訳は、1学年が381名、2学年が443名、3学年が386名、4学年が352名でございます。入学者の状況でございますが、本年4月の同大学への入学者を例に挙げまして御説明申し上げます。看護福祉学部5学科の合計で、定員360名に対しまして381名で、内訳としましては、看護学科は定員100名に対し115名、社会福祉学科は定員110名に対し101名、リハビリテーション学科は定員60名に対し80名、また2010年に新設されました鍼灸スポーツ学科は定員40名に対し46名、口腔保健学科は定員50名に対し39名でございます。近隣の保健・医療・福祉系の大学としてはまずまずの入学者数を確保しており、良好な状況であると認知しております。

次に、卒業生の就職率でございますが、本年3月の学部全体としては98%でございます。内訳としましては、看護学科が99.1%、社会福祉学科が95.7%、リハビリテーション学科は100%でございます。就職地につきましては、学部全体といたしましては県内への就職が117人で、県外が129人となっております。看護学科が県外67人、県内40人、社会福祉学科が県外31人、県内59人、リハビリテーション学科が県外31人、県内18人でございます。なお、具体的な就職先といたしましては、看護学科は各大学附属病院をはじめ、各厚生施設病院、各赤十字病院など、社会福祉学科は各病院の医療相談員として施設のソーシャルワーカーなど、リハビリテーション学科は各厚生年金病院や各リハビリテーションセンターなどへの就職が多いようでございます。

次に、九州看護福祉大学の財産についてお答えいたします。九州看護福祉大学は当初本市のほか、熊本県及び本市近隣1市10町の財政支援や地元多くの企業、個人の方々からの寄附などにより設立されました公設民営の大学であります。開学時のすべて

の大学敷地11万2,493平方メートルにつきましても、本市が大学を設立するため設置されました当時の大学設立準備財団に約4割に当たる4万3,550平方メートルを無償譲渡し、残り約6割に当たる6万8,943平方メートルを30年間の無償貸し付けとしております。なお、大学に貸与または譲渡いたしました土地の固定資産税の取り扱いにつきましては、貸与分は市の所有であり非課税、また無償譲渡分につきましても、地方税法の規定により学校法人が直接教育の用に供する固定資産は非課税となっております。また、大学の設立に当たっての創設費につきましては、約61億円が支出されております。その財源はおおむねの数字でございますが、本市からは20億円、熊本県から16億円、本市の近隣1市10町から11億円の補助金、また地元企業や個人から14億円となっております。

次に、大学と行政のかかわりについてお答えいたします。お尋ねの玉名市役所の職員の職にある者で九州看護福祉大学の職にもある者は、学校法人城北学園の理事といたしまして高峯市長が、本年4月から法人大学の事務局次長として、部長級の職員が就任し、また、本市監査委員の有働氏が学校法人の監事の役職につかれています。平成18年11月、本市と九州看護福祉大学は包括的な連携のもとで、地域づくりの分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与するため、玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定を締結しております。このことを根拠として、教育、文化、生涯学習、まちづくり、保険、医療、福祉、国際交流など多様な事項について手を携え取り組んでいるところでございます。具体的には、これまで総合計画策定審議会などの各審議会、委員会、協議会などの委員としての参加協力が17件、九州看護福祉大学公開講座や各事業共催が6件、その他講師派遣など4件の計27件を連携して実施した事業として確認しております。

なお、九州看護福祉大学の知的財産等の具体的な市民への提供事例といたしましては、大学が自主的に実施しておられます公開講座や地域へのスポーツ施設、体育館や各会議室などの無料貸し出しが挙げられると考えております。地元可愛され、地元知的・人的資源を積極的に還元する大学の存在は、言い換えれば市の活性化に資する貴重な市民の財産であるとも考えますので、市といたしましては引き続き九州看護福祉大学との連携協力をさまざまな分野で図りながら、大学を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

○議長（高村四郎君） 9番、永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） 答弁いただきました。当大学の公設民営の中身をより理解できたように思います。しかし、新たに大学敷地の6割については、30年間の無償貸し付けであるとは新たな知識が一つ増えた思いであります。それと、気になることは、少子

化の影響でしょうかね。入学状況が看護福祉学部5学部のうち、2つの学科の定数割れであるようにお聞きしました。今後、このことあたりが気になるところでもあります。

当大学との包括的な協力関係においては、多様な事業について協力をいただいていると考えます。審議会、協議会、その他大学公開講座講師派遣などなど、知的支援として予想以上に協力をいただいていると考える次第です。公設民営である当大学の地域財産としての活用をより生かせたらと考えるところでもあります。協力関係の大枠は理解できましたが、具体的取り組みの成果等があればより理解できるのではと考えるところでもあります。

そういうところで、再質問になりますが、玉名市との連携協定では、事業の取り組みとして、母子保健推進事業の支援、障がい児のための養育支援事業の支援、ひとり暮らしの高齢者の見守り事業の発足など、福祉関係の支援事業が具体的にあったようですが、その中の1つでも2つでも取り組まれた事業の内容また成果などがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

[健康福祉部長 坂西恵二君 登壇]

○健康福祉部長（坂西恵二君） おはようございます。再質問につきまして、2つほどお答えいたしたいと思えます。平成19年度に高齢者元気づくりネットワーク事業、たまな元気会を立ち上げ、高齢者が健康で生き生きと生活ができるよう、地域づくりの構築に向けて大学からの支援を開始して4年が経過しております。その間、身近な地域づくりの基礎が定着し成果を上げてきております。中でも平成21年度から日本公衆衛生学会において、たまな元気会の皆さんみずから自分たちの役割を認識され、活動の意味について発表されたことは大変意義があり、たまな元気会の方々の主体的活動がしっかりと定着し、充実したネットワークの構築につながってきていると感じております。また、全国の自治体の議会議員の皆さん方から、多くの関心が寄せられ、視察研修を受けているところでもございます。

次に、取り組みについてでございますけれども、議員御承知のとおり、高齢化の進展に伴い認知症及び高齢者単独世帯の増加により、成年後見制度の必要性はますます増加することが考えられております。

このような状況の中で、今後成年後見人が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に、業務を行なうことが多く想定されております。こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職による成年後見人等がその役割を担うだけでなく、市民を含めた成年後見人を中心とした支援体制を構築することが必要になってきております。このような状況を踏まえ、今議会に国の補助金による事業費を計上させていただいているところでもありますけれども、その中で、市民後見

人の養成のための養成研修、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築に向け、11月から九州看護福祉大学と連携し、計画を進めているところでもございます。成年後見人制度における大学との連携事業は、全国的にも画期的な取り組みで、今後の成果が期待されているところでもございます。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） ありがとうございます。2つの事業の取り組みということでお話しいただきましたけれど、このたまな元気会というのは私も話は聞いておりますし、これは本当に、全国的に名が通って研修等も多いように聞いております。こういうふうにして、大学の知的資源をこの私ども自治体、行政に対して大いにこういう全国的に誇れるような事業ができないかというのが、今回の一つの大きいテーマでございます。ひとつ、この辺もよろしくお願いします。

今回の質問のテーマももう一つありまして、健康でありました。自分の体も含めて、家族、地域の方々、市民全体の健康が一番だと私は考えるところであります。玉名市総合計画の後期基本計画の基本目標として、「いきいきと暮らせる福祉のまちづくり」があり、その中に「大学を活かしたまちづくり」があります。これを計画だけでなく、予防・医療・介護などに真剣に取り組み、大学の知的資源を生かしながら、健康都市玉名をつくり上げていただきたい、そう願うものであります。健康の体であれば、人々は生き生きとしたいと思います。地域活動も活発になり社会全体がいきいきとして、それがまた定住化へもつながると信じております。今後も、玉名市は健康をキーワードに取り組み進んでいけたらと考える次第です。とにかく、健康が第一、そういう思いでおります。この一言でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。新幹線建設後の玉名市民への影響についてです。新幹線建設による湧水対策は現在進行中ではありますが、最近では、湧水地域からの問題等の声もあまり聞きません。事業計画も順調に進んでいるものと考えてところであります。これは、対策室の皆さんの取り組みに対する努力のおかげと感謝しておるところです。

早速、質問ですが、1、湧水対策事業の現況はどうなっているのか、お伺いします。

2、振動、騒音、日照問題の現状についてお伺いします。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 永野議員の湧水対策事業の現況についての御質問にお答えいたします。石貫・三ッ川地区の湧水被害における恒久対策施設整備につきましては、鉄道運輸機構の概略設計をもとに実施設計を行ない、各地区の整備計画を決定し、

それぞれの施設ごとに工事に着手しているところでございます。本年度の事業の詳細につきましては、石貫地区の整備を主に進めております。その中で、平成22年度に既に完了し稼働しております石貫3区の2カ所の配水池につきましては、維持管理のための車両等のUターン箇所が現場内にごさいません。使いづらい状況であったために、それぞれ30坪程度の待避場の設置を本年7月末に完成し、今は大変使いやすい状況に変わっているところでございます。

また、石貫4区につきましては、3カ所の配水池の建設を計画しており、1号配水池については、既に用地買収を完了し、配水池建設のための造成工事を5月に発注し、11月中旬には完成予定で、本年、引き続き配水池本体の建設を計画しております。2号配水池につきましては、平成23年度に工事用道路の建設を完了し、現在配水池本体の建設に着手しており、11月下旬に完成予定でございます。3号配水池につきましては、配水池本体及び工事用道路の大半の用地を確保しておりますが、一部御理解が困難な地権者がおられ、現在協力に向けて交渉中でもあります。しかしながら、工事が可能な箇所につきましては、本年度内に着手し、用地交渉と工事施工を同時並行で進めながら、事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

最後に、三ッ川の福山地区につきましては、2カ所の工事用道路建設の地元説明会を終えまして、現在用地買収を進めており、11月に工事発注を計画しております。また、石尾地区につきましても、1カ所の工事用道路建設の地元説明会を終え、10月から用地買収に着手し、12月に工事発注を計画いたします。その他、配水池等のさまざまな施設の整備につきましては、整備範囲が広大になるため、当初計画の整備スケジュール等多少順番が前後することも考えられますが、準備が整い次第、順次工事に着手する予定であります。今後も、地区の皆さまと丁寧な協議を重ねながら事業の協力を得て、最終的には当初5カ年の事業計画を1年短縮し、平成26年度末の完成を目標に努力してまいります。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 永野議員の新幹線に関する振動、騒音、日照問題の現況についての質問にお答えいたします。

新幹線の騒音につきましては、開業前の本線沿いの1次測定をもとに、平成23年6月から80世帯の家屋を対象とした鉄道運輸機構による2次測定が実施されております。その80世帯で、新幹線の鉄道騒音に係る環境基準値である70デシベルを上回る住宅と防音工事の補償対象となる家屋が18世帯ございました。本年の8月末時点で、防音工事等の補償が完了した住宅が8世帯、残りの10世帯も鉄道運輸機構等補償を前提とした協議が進んでいるということでございます。振動につきましては、市の沿線沿

いでは環境基準値の70デシベルを上回る値は測定されておらず、家屋の日照問題につきましても、開業後、今日まで担当課には苦情の申し出はあっておりません。

次に、農作物への日照問題についてでございますが、九州新幹線開業に伴います高架橋等の日陰による沿線の農作物減収に対する補償につきましては、鉄道運輸機構九州新幹線建設局で対応することとなっております。鉄道運輸機構から熊本県に鉄道施設の日陰に対する農作物影響調査を委託し、減収量調査が実施されております。それをもとに、実務的な補償作業は鉄道運輸機構指導のもと専門性のある補償コンサルタントが担当し、補償額が算定されております。玉名市につきましては、日陰による農作物の減収対象者143名に、鉄道運輸機構から個別補償額の算定及び農地調査の結果通知書を8月21日から9月6日までの間、3回に分けて郵送されております。

これまでの進捗状況は、鉄道運輸機構が直接減収対象者に補償内容の説明済みが85名で、9月10日現在において、14名の方と補償契約を締結しているということでございます。鉄道運輸機構におきましては、今後未契約者と交渉を重ね、今年中には補償契約を終了させたいとの意向でございます。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） 答弁ありがとうございました。湧水対策事業に対しましては、5年計画の1年短縮できるような答弁内容でありましたが、このことに対しましては、対策室の皆さんの地区の皆さんとの丁寧な協議などの結果だと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

日陰による減収対象者は玉名市で143名おられるとのことでございます。14名の方と補償契約を締結されているようでありますが、これは今年度中には補償契約を終了させる予定であるとのことでしたが、この件も担当者の方々の減収対象者の立場に立って、最後まで見届けていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

湧水対策事業に対してですが、1つ再質問させていただきます。湧水対策事業につきましては、御存じのとおり鉄道運輸機構により湧水対策に対しての補償金が支払われ、その補償金を基金とし事業が行なわれているのは周知のとおりです。現在の湧水対策事業の執行状況及び基金の残高をお伺いいたします。

この答弁をお伺いしまして、私の今回の一般質問は終わりたいと思っておりますが、新幹線建設での市民への迷惑、被害への全面解決までは、新幹線開業も心から喜べるものではありません。関係各位のさらなる努力を期待して終わりたいと思っております。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 永野議員の再質問にお答えしたいと思います。

漏水対策事業につきましては、本年度の執行状況でございますが、当初予算額9億200万円のうち、8月末時点で建設事業費は、工事請負費4件、約9,500万円、用地費及び補償費31件、約4,700万円、維持管理に伴う電気代、借上料、その他を含めまして約5,500万円の合計、約1億9,700万円を執行しているところでございます。今後、工事につきましては、石貫4区の1号配水池及び3号配水池の2カ所のPCタンク製作据え付けと発注を予定しております。また、玉名市九州新幹線漏水等被害対策基金残高は、平成24年度末で約31億5,000万円になる見込みでございます。

最後に、今後の事業執行でございますが、大切な漏水事業の基金であり、配水池施設工事等の設計につきましては、なるべく経済的にコストのかからないような工法等を検討しまして、引き続き将来の維持管理の費用として、少しでも多く残せるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） 皆さんおはようございます。25番 自由クラブの松田でございます。貴重な時間をいただき、高村議長お許しのもと、ただいまより一般質問を行なわせていただきます。

冒頭、私事で大変恐縮ですけれども、一言お礼を申し述べさせていただきます。私は昭和37年結婚し、今年で結婚50年金婚式を迎えることができました。つきましては、去る9月6日、岱明自治区43組の対象者に対し、表彰式を催していただきました。関係市議、激務の高寄市長も御出席いただきました。そして、貴重な財源から過分な記念品の品をいただきました。この場を借りまして対象者に成りかわりまして心から御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

光陰矢のごとし、時節流れるがごとし、時人を待たずと申しますけれども、まさにその感であります。超高齢化社会にあり、膨らむ高齢福祉費、その恩恵を受ける一人として、日々の生活習慣を改めるべきは改めて、生かされし我が身に感謝し、少しでも保険事業に貢献できるように精進していきたいと、今そのように考えているところでございます。50年、半世紀の時の流れは、すべてを大きく変えました。政治も経済もグローバル化が進み、メディアは地球を網羅し、瞬時に地球上の出来事をキャッチすることができます。日本においては少子化が進み、人口減少社会となりました。社会においては、後進途上国を中心に急速な人口増が進んでおります。日本におきましても、多民族社会の到来もそう遠くない時期かと危惧をいたしております。温室効果ガスによる温暖化も進み、世界各地で自然災害が多発しております。穀物の7割を輸入に頼る日本にお

いては、価格の高騰が気になるところでございます。

国政に目を向けますと、年雇の序列、鶴の一声から、議員もタレント化し、チルドレン、ガールズ、維新八策と、風が選挙の勝負を決める。風に咲き、風に散る、一過性の選挙で持続可能な政治家が育つのでしょうか。

ところで、9月は防災月間でもあります。災害列島日本において、海・山・川と未曾有の災害が相次いでおります。実りの秋を迎え、台風16号の進路も気になるところでありますけれども、1、玉名の地理地形の中で想定できる豪雨・台風・地震・津波等の防災対策はどのようになっているのかをお尋ねします。2に、海拔表示、避難場所の検討はなされているのかどうか。そして3番目に、3.11後のハザードマップの検討はなされたのかどうか。4番目に、自主防災組織の現状について、以上4点答弁をいただき、再質問をさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 松田議員の防災対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、豪雨、台風、地震、津波等の防災の取り組みについてであります。昨年3月11日の東日本大震災の教訓を踏まえて、その後、国の総合防災訓練をはじめ、各都道府県や市町村におきましても大規模災害を想定したさまざまな防災訓練が実施されております。本市におきましても、昨年11月6日に玉名小学校校区で、災害時における防災活動の円滑化と関係機関相互の協力体制の確実を図るため、災害対策本部設置訓練、災害時要援護者等避難訓練及び玉名消防署による救出救護訓練を実施いたしました。また、本年度は、玉名市地域防災計画について地震、津波等の防災対策の強化を図るため、津波避難に対する留意事項や原子力災害予防計画の追加等の見直しを行なったところでございます。今年1日は防災の日でございましたが、9月1日号広報誌には、防災知識に関する記事を掲載するとともに、防災無線では、日ごろからの備えの重要性について放送を行なっております。今後とも継続して市民の皆さんの防災意識向上のため、啓発普及に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、海拔表示につきましては、市有施設のうち、避難所となっている施設等の標高調査を今年度中に行ない、表示板等で標高を示すことで、避難対策への活用あるいは市民への避難の参考にさせていただきたいと考えております。

3番目の、3.11後のハザードマップの検討でございますけれども、地震、津波に関しましては、今年度熊本県が被害想定調査を行なっており、9月11日に地震、津波被害想定検討部会におきまして中間報告をされたところでございます。その中間報告によりますと、雲仙断層群を震源とする地震が発生した場合、玉名市では最大2.8メ



一トルの津波高になるとされております。今年中には浸水範囲の予測並びに被害想定が示される予定となっております。その結果が示された後に、ハザードマップの作成について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自主防災の取り組みについてでございますけれども、玉名市内における自主防災組織の結成は、平成24年4月1日現在、世帯数ベースで約40%となっております。自治区別では、天水地区が100%、岱明・横島自治区が90%以上、玉名自治区が10%となっております。行政区の数で言いますと、258の行政区中、108の行政区で結成されている状況になります。今後は結成が遅れている玉名自治区を中心に自主防災組織の啓発活動に取り組み、結成、促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） ありがとうございます。現状についての答弁をいただきました。備えあれば憂いなしと申します。この機会に議論することに意義があると思っております。それから見えてくるもの気づくものもあるはずです。私たちの地域におりますと、有事の時に近所地域の方をどう誘導したらよいのか、現状は皆目見当がつかかぬところでもございます。東日本3.11から、また九州北部豪雨から自主防災組織の必要性を痛感しておるところでもあります。メディアにおいて自主防災組織の取り組み活動について報道がなされておりますけれども、熊日8月18日付の朝刊ですけれども、避難指示前に避難を、人的被害がなかった熊本市龍田1丁目におきましても、自主防災クラブの判断が功を奏したとの記事も出ておりました。玉名市においては、自治区支所の弱体化が見える中で、ぜひとも自主防災組織の必要性を感じておるところでございます。県下において、組織率40%というのは低いようでございます。校区ごとの組織率においても3町におきましてはかなり自主防災組織ができておるやに聞いておりますけれども、本当にこの自主防災組織がいざというときに本当に功を奏すのか、もう少し、この機会に改めて検討すべきではないかと考えております。前回、環境の面から海岸の樹木植栽をと質問をいたしましたけれども、今回は防災の面から鍋海水浴場西側から新川港まで、松枯れに強い成長の早いスーパー黒松を植栽してはどうかということで、提言をしたいと思いますが、当局の考えを承りたいと思います。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 松田議員の再質問にお答えいたします。岱明コミュニティセンター、通称潮湯から新川漁協までの鍋海岸におきましては、海岸保全対策といたしまして、鍋海岸保全施設整備事業が県営事業で実施されております。その事業内容及び事業規模といたしましては、消波ブロックを設置いたします消波工が延長1キロ、

防波堤工が2.6キロ、樋門4基で全体事業費は12億3,000万円となっております。平成23年度までの事業の進捗状況は、消波工が0.6キロ、樋門が2基で、事業費は6億3,000万円となっております。本年度残りの樋門2基の整備を行なうとともに、防波堤際の砂の堆積状況を調査いたします堆砂測量調査の業務委託が予定されており、当該調査結果により消波ブロックを整備すべき延長規模を判断するものとされており、議員御質問の鍋海岸における松の植栽についてであります。松を増殖し、現在の松原海岸の松林を延長することは、景観の向上に大いに寄与するものとは思われます。しかしながら県に確認しましたところ、消波ブロックを整備する箇所におきましては、植栽スペースの問題や消波ブロックの維持管理上の問題から、松の植栽は困難であるとのことでした。市といたしましては、鍋海岸保全施設整備事業の進捗状況を勘案しながら、消波ブロックが整備されない箇所における松の植栽の可能性については管理主体であります県と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） ありがとうございます。今の現状では、松の植栽というのはちょっと難しいと、不可能というような答弁だったかと記憶しておりますけれども、私は朝な夕な現場を見る限りでは、非常に消波ブロックからかなり砂浜が広がってきております。そのため、あの堤防周辺におきましてはごみが散乱しております。そして、特にあそこの潮流れといいますか、名石浜工業地帯が埋め立てられてから、あそこが年々砂浜が広がって、そうして草といいますか、もう要らぬものがいっぱい散らかっておるわけでございます。今後も、あの砂浜というのはどんどん増えていくだろうと思えます。名石浜工業地帯からの潮の流れの関係もあり、テトラブロックを堤防の根っこに継いでありますけれども、現場を見られるとわかると思えますけれども、かなりテトラから砂浜ができて上がっておりますので、あのあたりに松を植栽することによって、景観的にも環境的にも、そしてまた有事の場合、あそこでいくらか波を打ち消すというか、こまめにしていくと、堤防への負担というのは軽くなっていきはしないかなと、そのように考えておるところでございます。非常に、何といいますか、今県の方で検討されておるのは2.8メートルですか、災害時にそういう津波が発生するであろうという予報はされておりますけれども、そのあたりを松原海岸の植栽を新川港に向けて広めて拡張していただければ、環境面からも景観的からしましても、非常に効果的であると思えます。コミュニティセンター潮湯もそうですけれども、松原海岸海水浴場におきましても、部分的に松を植栽しても、それはスケールが違うし、非常に景観的に松が新川漁港近くまで拡張されることは非常に鍋地域におきましては非常に望ましいことであるかなと思っておるところでもございます。今後、いろいろ自然災害発生等が多くなって

きておりますので、十分検討をさせていただくならばと思っております。

それから、2点目になりますけれども、人づくりについて質問いたします。人づくりについて、豊かなまちづくり、潤いのあるまちづくり、住んでよかったと言えるまちづくり等々ありますけれども、しかし、それもこれも皆基本的には人づくりがやはり原点にあるやに感じております。人材育成することにより、その成長した人たちが活躍して、まちづくりをするのがやはり自然ではないでしょうか。そのように最近考えるようになりました。結果を急がず、基礎基盤をつくることが大切ではないかと考えております。また、子供たちは家庭の宝であると同時に、次代の社会を担う一因としての宝でもあります。大事に育成されなければなりません。現在の子どもは家庭と社会の両面から大事に育成されているかといえば、表面的には大事にされていても、本質的には中身において大事にされてないといえば、そういう言い方もできるのではないのでしょうか。学校でいじめ、外に出れば非行に走る。その数は決して多くはないと思いますけれども、少なからず根を張っているやに感じております。これは家庭の責任だ。学校の責任だと、責任追及論のみで解決される問題ではありません。社会全体の問題としてとらえ、解決のための取り組みが必要ではないのでしょうか。

また、職員の人材育成についてでありますけれども、県下一円、組織の中での研修教育はなされていると思いますけれども、玉名市は玉名市の実態もあると思います。きめ細かい対応が求められているのではないのでしょうか。3月議会において、職員のメンタルヘルスについて質問をいたしました。人事課の答弁といたしましては、答弁と私たちに聞こえてくる内情とは異なる部分が少なからずあります。いじめと同じで、表面に出にくい面もあります。担当課において、さらなる配慮が必要と感じておるところであります。また、地域リーダーの育成につきましては、地域リーダーの存在の有無によって、地域が大きく活性化が図られると思っております。その目的のための塾の開設はいかがなものかと、当局の考えを承りたいと思います。

それと、松原海岸コミュニティ条例の一部改正により宿泊施設が整いましたが、利用状況についてもお尋ねをするところでございます。子どもの健全育成、いじめの実態、職員の育成、リーダー育成、生涯学習等5点について簡潔な答弁をもとめ、再質問をいたします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。今回も教育関係について、11名の議員さんから質問いただいております。よろしく願いいたします。

まず、松田議員の今人づくりに関する質問についてお答えしたいと存じます。その第1に、子どもの健全育成ということでございますけれども、現在、価値観の多様化、核

家族化などによって、教育問題が社会問題化しているのは御承知のとおりだと存じます。議員がおっしゃいますように、子どもを本質的に大切にできないということ、その中にもやはり家庭の教育力の低下もその一つであろうと思います。学校教育では、子どもの健全育成のために道德教育や体験学習の充実など、さまざまな教育に取り組んでおります。その取り組みの一つとしてゲストティーチャー、これは地域や保護者の方にも御協力をいただいて、教育の学校現場と違った、つまり教員と違った視点から、またそれぞれの職業経験の中で培ってこられた知識と経験を生かした指導をしていただいているところでございます。

また、家庭教育力の向上につきましても、親の学びプログラムという体験的な活動によって、親としての心構えや子どもとのかかわり方などについて学習する取り組みや、PTA主催の家庭教育に関する研修会を多くの学校で実施して、親同士が学び合う機会をつくって、親としての成長を促しております。さらに本市では、コミュニティスクールという新しい学校の形づくりにも取り組んでおります。コミュニティスクールというのは、学校が保護者や地域の皆さんと目標を共有して、地域と一体となって子供たちをはぐくみ、地域と共にある学校ということであります。保護者や地域住民、学識経験者など、学校を取り巻く多様な人材が学校運営に主体的に参画し、教職員と協働、つまり協力して働くという協働、このことによって子どもの健全育成を実現していくことができると考えております。

玉名市の子どもは、玉名市の宝でございます。市民総がかりで、総参加で子供の健全育成に取り組んでいかなければならないということは、松田議員の御指摘と共有するところでございます。現在、コミュニティスクールは小学校2校、中学校4校で行なっておりますけれども、これを近いうちには全市に広げていきたい。そして、充実させていきたいと考えております。

次に、いじめ問題についてでございますけれども、御承知のとおり、大津市の中学校2年生男子生徒の自殺事件が社会問題となっております。いじめに関する報道が相次いでおります。教育委員会といたしましても、このことを対岸の火事とせず、これまで行なっていた取り組みを見直し、さらに丁寧で徹底した指導を行なうよう学校を指導するという機会といたしております。ここでは特に未然防止という観点からお答えしたいと存じます。

現在、学校ではいじめアンケートや1対1で担任と行なう教育相談を定期的に行なっております。また、担任は、子供たちの一挙手一投足を見守り、おかしいと感じたら即対応するように、指示しております。さらに担任には話しにくいような相談がある場合は、養護教諭、あるいは部活動の顧問、そうした教職員のだれもが相談相手になってくれる。そして子供たちにそういうことを伝えて、実際に保健室で教育相談は盛んに行な

われております。加えて、玉名市教育委員会では、玉名市教育相談員を雇用しております。求めに応じて学校へのカウンセリングに出向くほか、毎月1回第3日曜日に文化センターで教育相談に応じております。未然防止という観点で申しますと、子供たちの人間関係をつくる力を高めるといふこともあります。この取り組みも行なっております。少子化のためでしょうか、今の子供たちは、友達とうまくかかわる力が十分に身につけておりません。ちょっとした言葉で、その行動で、相手がいかに傷つくかという想像力も発達していない部分がございます。

そこで学校では、ロールプレイという手法で、いじめる側、いじめられる側に立って、どんな気持ちができるかを体験してみたり、アサーション・スクール・トレーニングという、相手を傷つけずに自分の考えや要求を伝える伝え方の練習をしたりして、子供たちにそのコミュニケーションのやり方を具体的に指導しております。さらに縦割り班活動や学校全員で昼休みに遊ぶ日を週に1回設定するなど、各学校で工夫を凝らした取り組みも行なっているところであります。このように学校では、さまざまにいじめの未然防止に取り組んでおりますが、私は最も大切なことは、だれにとっても居心地のよい笑顔あふれる学級づくり、学校づくりであると考えております。そのためにも、先生たちが、子供たちの教育に専念できるような環境づくりを教育委員会の職務として取り組んでまいるといふことでございます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 副市長 築森 守君。

[副市長 築森 守君 登壇]

○副市長（築森 守君） おはようございます。松田議員の人づくりについての、3番目でございます職員の人材育成について、答弁をしたいと存じます。

時代の流れを的確的に、かつ機動的に対応できる職員の育成、市政を運営する上で重要な課題の一つでもございます。これまでも質問の中で申し上げてきておりましたが、平成19年2月に策定をいたしました玉名市人材育成基本方針をもとに、意識、仕事、職場の3つをそれぞれ変革することができる職員の育成を基本理念に掲げ、研修や能力開発、人事評価など人材育成に関するさまざまな施策を総合的、計画的に展開してきたところでもございます。その中でも、職員研修につきましては平成24年度から平成27年度までの4年間の計画期間とする第2次職員研修基本計画を作成いたしております。その計画においては、これまで行ってきた新任係長研修や新任課長研修などの新任の基礎研修に加えて、幅広い職層で受講機会を確保するという観点から、多くの職員が現在の職位に応じた研修を受け、必要な資質を身につけることができるように、部長や課長、係長など、現任の基礎研修をはじめ、中堅職員を対象とした研修なども数多く取り入れているところでございます。

また、専門性に応じた研修が受けられるように、熊本県市町村職員研修協議会などへの派遣研修や研修に関する情報の提供も積極的に進めている状況でございます。さらに人事評価につきましても、平成24年度から本格実施を行ない、その結果を昇任の要素の1つとして活用することといたしておりますし、今後、その他の処遇への活用も検討を重ねていく予定でございます。

それから、先ほど質問の中で、職員の心のケア等についてもございました。やはり一番大事なことは、それぞれ部長、課長、管理職にあるものがそれぞれつかさどる職場においての職員のいろいろな行動、異変について、いち早く知るためには、職員とのコミュニケーションが非常に大事な部分だろうというふうに思っております。

そういうことを念頭に置きながら、私も時間のある限りそれぞれの各課を回っておるわけでございます。そういう中で、何度かそういう経験をいたしました。課長がそれぞれの職員にいろいろな問題提起をしながら、あるいは自分の考えを述べながら検討している。こういうことによってそういう解決も図っていけるんじゃないかなろうかと。そして、また職員の意識改革もできると、そのようなことも考えておるわけでございます。私は今2つの事柄を、各課を回りながら話をいたしております。中には「せからしか、早う帰らすとよかばってん」という職員もおられるかもしれません。ただ、今拡大経済から安定経済あるいは低経済の成長時代に入ってきております。そういうことによって、それぞれ市民の方々の価値観というのが変わっておるわけでございます。やはり、この価値観の変化をいち早く市の職員はとらえる必要がございます。ということに対応するために、やはりその価値観に対応するいろいろな話をしながら回っておるわけでございます。それなりに私の話を聞いてくれる職員も最近が増えております。そういうことによって、意識改革ができつつあるんじゃないかなろうかと、そんな思いもございます。

また、今議員さんの中にも防衛議員連盟の方々がおられます。松本さんは今昼寝中かもしれませんが、尖閣あるいは竹島、あるいは北方領土の問題が今国政の中で大きい位置を占めている、話題となっておるわけでございますが、私どもは何も外に向かっての国防だけじゃなくて、やはり日本の国、あるいは私どもがこの住む郷土愛をいかに調整をしていくかということも、職員に大事な要素の一つだろうと。国防の中には、内から守る国防もあるんじゃないかなろうかと、そんな思いもございます。そういうことで、やはり、その地域の歴史あるいは伝統文化、芸術等々をしっかりと認識をしながら、それぞれの地域のいろいろな事業の執行等に当たる必要があると、そんな思いもございます。そういう話をしながら、今進めておるような状況でございます。それが今教育委員会でもいろいろ検討されております玉名学にも結びついてくる、そういう子供たちを育成する。そういうことによって、ある内面的には国防の意識が高まってくるんじゃないかなろうかと。職員もそういうことを話ながら人材育成に努めているというようなことの状況も

ございます。

それから、もう一つございますが、それは、今日行なわれているこの一般質問でございます。それぞれ議員の皆様方が大所高所から、あるいは市民の方々のニーズに伴う一般質問をなされております。一般質問を受けますと、部長、課長それから係長、それから担当職員、それぞれ議員のそれぞれの主張をしっかりと解説をし、そして、その答弁をみんなで話し合っ、どのような答弁をするのか検討をいたしています。私が若い職員時代、課長からこういう話をされました。「一般質問の答弁書を作成できるようになれば、職員として一人前だ」というような指導を受けたこともございます。そういうことから、私も20代の後半のころ、課長に「この答弁とこの答弁は自分に書かせてくれんか」ということを申し出て、答弁書の作成に当たったことを記憶いたしておるわけでございます。やはり、こうした議員の質問、それについては、やはり職員は真摯に受け止め、そしてその回答、答弁書をつくることによって自分の主張、意識がはっきりと表に出る。そんな思いもいたしております。今後ともさらなる議員の皆様方のいろいろな部署に関する一般質問をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

玉名市における地域リーダーの育成につきましては、小学校低学年の児童を対象に開催しております放課後子ども教室、地域全体で学校を支援するために玉名中学校、玉名町小学校、築山小学校及び滑石小学校の4校で実施しております学校支援地域本部事業におきまして、プログラムの企画作成を行なうべくコーディネーター、体験学習アドバイザー補助スタッフを実施校から募り、参画していただき、リーダーとして御協力をいただいております。また、乳幼児から小中学生、高校生の子を持つ保護者を対象に、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうために開催しております親の学びプログラムの参加者の方につきましても、地域の人材育成につながるよう継続しているところでございます。

さらに、女性の人材育成を図ることを目的とした玉名市女性の会支援事業として、地域に根差した女性の会に助成金を交付しております。本年度は5団体が助成の対象になっております。

以上の事業を含めまして、今後地域リーダーの育成を図るための取り組みを行なうてまいりたいと考えております。

それから、生涯学習の現状につきましてお答えをいたします。少年から高齢者までの幅広い年齢層がでございますけれども、青少年教育として、市子ども会連合会や青少年育

成市民会議の活動補助を通じて、青少年の健全育成を図っております。また、玉名市青少年センターの活動として、小学校区別に毎月2回街頭へ出て、対象少年への適切な指導・助言を行ない、非行防止と健全育成に努めております。また、青少年育成の一つであります成人式の開催につきましては、本市では、平成20年度から市内各中学校区の新成人の代表者1名ずつを成人式実行委員会委員として選出し、6中学校合わせて12名が式典の企画や当日の式典運営を行なっております。成人式の対象となる新成人者が企画運営することは、成人式の意義と自立心の涵養を図るとともに、地域リーダーの育成という施策目的に合った成果も確認できております。公民館講座では、家庭教育力や地域教育力の向上を目標とし、内容を近年の学習動向や市民ニーズを生かしたものに設定することで、小学生から高齢者まで幅広い年齢層が社会教育に取り組める仕掛けづくりを行なっているところでございます。高齢者教室では、豊かな老後を過ごすための知識の習得と健康保持を目的に、年2期、前期と後期で各6回ずつ開催をしており、約110名の方が学んでおられます。高齢者の関心の高い内容を選定し、健康と介護、暮らしと人権、消費問題等について学習している状況であります。今後は、地域の自主性や独自性、資源、人材を活用した生涯学習のさまざまな方法、形態によって、家庭、学校、社会という生活の場を強く意識した学習活動を推進していきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） 答弁ありがとうございました。非常に、人づくりについては、非常に私は特に農業ばかりやってきておる関係で、全くの素人でございます。そういうことから、新聞あたりを頼りにしながらこういうものかなという感じで見ておりましたけれども、今朝の社説にも出ておりました。いじめの実態を把握し、情報を共有するというところでございまして、非常に、熊本県におきましては非常に発生件数も全国1位、また解決率も全国一ということで、非常に詳細な把握ができて、対応ができておるなと思って、今朝の社説を見たわけでございます。今後なおきめ細かい対応ができればと願っておりますわけでございます。

職員の人材育成からしますと、詳細にはわかりませんが、任期付採用職員、また事務委託等によりまして、非常に優秀な職員の育成ができるのかなと危惧している面もございます。1年を計画するならば穀物を植えよという、蓮華院の方には花を植えよと書いてありましたけど、10年を計画するなら木を植えよう、一生を計画立てるならば人材を育成せよということで、それだけ人を育てるということの大切さを例えてあるのかなと思っております。

地方分権の推進により、個性豊かなまちづくりをしなければならなくなりました。1



0年、20年後、地域間により良い人材がいる、いないでは、かなりの格差が生ずるのではないかと考えております。そのため、発想の転換が求められてくると思います。そのための人づくりがかぎになると思いますし、21世紀に対応できる地域リーダーの養成をする面から、リーダーの養成塾あたりを開設してはいかがなものかなと考えておるわけでございます。

そして、教育の基本は褒め上手と言われておりますけれども、その意味において、児童生徒の表彰条例を制定してはいかがなものかと考えております。例えば、努力、方針、親切、体育、学芸という、これは例ですけれども、施行している自治体もあります。これについてどのように考えておられるのか。そしてまた、松原海岸に宿泊施設ができました。その施設の有効活用のために、海浜留学の開設をしてはどうか、推進できないものかなと今考えておるところでございますけれども、以上の再質問をよろしくお願いたします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○教育長（森 義臣君） それでは、松田議員の再質問で、まず最初に、松原海岸の有効利用について、最初にお答えいたしたいと存じます。

本年の7月1日から松原海岸にある玉名市岱明コミュニティセンターに宿泊施設が整いました。現在までに7団体が利用しておりますが、このうちの2団体が玉名市の中学校のクラス合宿でございます。各学校にはそれぞれに夏季休業中のさまざまな行事がありまして、全校を対象とした宿泊行事の実施にということであれば、ちょっと難しい面もございますけれども、仲間づくりにつながる自主的な取り組みは今後こうした施設を使って広がっていくように、学校に向けて周知していきたいというふうに思います。

次に、児童生徒の表彰規定についての御質問でございます。これはちょっとタイミングよく、実は松田議員と同じように、子供たちを褒めるということの何か教育委員会としての手段はないだろうかということを、提案をして、先日ミーティングもしたところでございます。玉名市教育委員会として、子供たちの頑張りを認めて、褒めて、さらに意欲を喚起する方法はないかと考えたわけでございます。その方法につきましては、どうすれば隔たりなくできるか研究してほしいということ、校長会に投げかけたところでございます。具体的には、ホームページに掲載する、あるいは私が子供たちの活動を評価して、そしてメッセージを贈る、激励のメッセージを贈る、そうしたさまざまな方法があるかと存じます。いずれにしても、せっかく子どもの個性を伸ばそうという思いがあだとならないようには考えていかなければなりません。学校とよく相談をして、子供たちを褒める方法というのを検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） 答弁ありがとうございました。言うまでもございませんが、今年オリンピックイヤーでもございました。よく承知しておりませんが、過去最高のメダル数と聞いておりますけれども、これはアスリートの頑張りももちろんですけれども、サポーター一丸となつての金メダルであり、世界の頂点であるのではないのでしょうか。高校野球、プロ野球、監督、コーチ、選手、それぞれが長所を発見し、育成しての結果だろうと思っております。スポーツ界を引用するわけではございませんけれども、全国自治体1,700余の中で、県北の拠点都市として名実ともに認められる玉名市であつてほしいと願うものであります。私は野党であります。しかし、高寄市政を誹謗中傷するのが野党だと考えておりません。私も玉名に対する思い、夢もあります。その夢を追い求めて、ポジティブに議論に参加したいと思っております。私の考えを述べさせていただきます、これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

---

午前11時46分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。通告に沿つて市民の生活と健康に関して一般質問をします。

今年も日中はまだまだ残暑が厳しく、いつになったらしのぎやすい日が来るのかなと思っております。中学生の孫がいるおばあさんから、「学校はさぞ暑かろう。クーラーはつかんとだろうか」と尋ねられました。「夏は暑かて決まっとる」と私の子ども時代は親から頭ごなしに言われたものですが、最近の施設はほとんど鉄筋コンクリート製でありますから、教室内は昔の木造と違って耐えがたい温度上昇があるのではないかと思います。老人の熱中症対策には、クーラーの使用が重視されています。今日の暑さから、子供たちの健康を守り、良好な教育環境をつくる上からも、クーラー使用が必要ではないかと感じるところであります。県立玉名中学校では、玉名高校の空き教室を利用しており、もともとエアコンの設備があつたそうでありまして、快適な環境が整っております。玉名市内の小中学校では、2学期制が導入されて夏休みも短くなり、暑さ対策には今まで以上のさらなる力を入れた取り組みが求められるのではないのでしょうか。教

育委員会関係部局では、教室内温度の記録もなされ、暑さの状態も十分に把握しているかと思えます。①、保育所や学校教室などにおける暑さ対策はどのようにされているのか、お聞きをします。

次に、子どもの医療費無料化の拡充についてであります。子どもの医療費無料化は、1961年岩手県沢内村、現在西和賀町で、ゼロ歳児医療費無料化を求める取り組みが始まりました。そして、1968年新日本婦人の会が全国に運動を呼びかけたことで、急速に広がっていきました。保護者をはじめとする広範な住民の世論と運動の結果、今日では全国47都道府県、1,750市区町村すべてで子どもの医療費無料化制度がそこそこで条件の違いはありますが、実施をされています。現在、子どもの医療費に対する国の助成制度はありません。47都道府県、1,750市区町村の助成制度には、対象とする年齢、所得制限、一部負担、支給方法など、自治体によって大きな格差があります。子供たちの命と健康を守り、子育て世代を応援するためには、国の制度創設が大至急求められるときだと思えます。日本共産党は就学前の子どもの医療費を所得制限なしで無料化する国の制度の確立を提案して、国会で法案の提出もしてきました。国の制度確立によって、全国共通の制度を基礎に、自治体独自の助成制度を上乗せして、さらに制度を前進・充実させていく。現在就学前子どもの医療費窓口負担は2割であります。2割部分に全額国が公費を充てて、無料化制度を実現するために必要な財源は、年間3,000億円であります。大型公共事業や米軍思いやり予算、政党交付金、大企業・大資産家への優遇税制など、国の歳入歳出のごく一部を見直すことで、十分に確保できます。玉名市における子ども医療費無料化制度は、現在小学6年生までであります。私は過去の議会でも制度の拡充を求めてきました。これは補助事業でありますから、執行部では効果などの検証は十分に評価されているものだと思います。

そこで、子ども医療費無料化対象年齢を、さらに中学生まで前進させることについて、また、現物給付を取り入れることについて執行部の見解をお聞きします。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 前田議員の質問の中で、まず学校教室での暑さ対策、クーラー設置の必要性はということで、お答えをいたします。

昨今の気象状況を見ますと、平均気温はますます上昇し、この夏は各地で最高気温の塗りかえや連続した真夏日が続くなど、異常な気象状況となっております。また、東日本大震災から1年余りたった今年の夏は、原子力発電の稼働停止などの影響を受け、夏季における電力不足の予想から、電力消費の抑制や計画停電の実施計画など、電力を取り巻く情勢が一転し、国民一人一人の節電の努力によって、この難局を乗り切ったところでございます。このような状況の中で、学校生活におきましては、ほとんどの学校で

室内温度を計測し、環境チェックを行ったり気温の上昇を抑制するための緑化カーテンの設置や扇風機を稼働させるなど、各学校において暑さ対策の努力を行なっている状況でございます。しかしながら近年の気温上昇を見ますと、児童生徒の気温による学習環境の改善を図る上では、エアコンの設置が必要であることは重々認識をいたしております。特に、今年は夏休み前から気温が上昇し、暑い日が続きました。児童生徒の健康と夏季時期における学力低下の抑制に、エアコン設置の必要性を痛感しているところでございます。設置につきましては、基本的には近い将来中学校の教室から実施をと考えておりますが、これも今後の学校規模適正化事業と併せた計画が必要と考えております。進捗を見極めながら財政状況等のかんがみ、中期的な計画の中に進めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

〔健康福祉部長 坂西恵二君 登壇〕

○健康福祉部長（坂西恵二君） 本市の公立保育所の現状について、お答えしたいと思います。

本市の公立7保育所では、すべての保育室にエアコンを設置しているわけではございませんけれども、体調がすぐれない入所児童を保育するための職員室兼医務室と体温調整機能が未発達の子が生活する乳児室には、全園エアコンを設置しております。また、給食や昼寝の時間には、エアコンの設置してある部屋に移動し、過ごしている状況でございます。夏場の暑い時期については、熱中症予防として水筒持参による小まめな水分補給はもちろんのこと、テラス、プール、運動場の一部に遮光ネットを張るなどして、暑さ対策、熱中症対策を行なっております。保育室の室温記録については、別につけてはおりませんが、保育室にある温度計に目を配り、室温が高いときには適宜エアコンにて室温の調整を行なっている状況でございます。

次に、医療費無料化対象年齢を中学校まで拡充してはどうかの質問について、お答えいたします。玉名市子ども医療費助成事業は、疾病の早期治療を促進することによって、子どもの健康保持と健全な育成を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減と子育てしやすい環境づくりを目的とした制度でございます。御存じのとおり、平成22年7月に助成対象を小学校修了までの児童に拡大するなど充実を図るとともに、より利用しやすく、効率的な制度となるよう改善に努めてまいりました。御指摘のように、さらに助成対象年齢の拡大などを図っている自治体が数多くあることも承知しておりますけれども、拡充後2年を経て、ようやく年間を通じての実績額が把握できた段階であり、さらに実施後の効果と財政状況を見守る必要があると考えております。今後、社会情勢や財政への影響等を考慮し、国・県施策の動向に照らしながら子育て支援策の総合的な充実を図る中で、よりよい制度としての検討を行なってまいりたいと考えておりま

す。

○議長（高村四郎君） 前田議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時02分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長 坂西恵二君。

[健康福祉部長 坂西恵二君 登壇]

健康福祉部長 坂西恵二君 午前中の答弁の中で、現物給付方式に関する部分が抜けておりましたので、お答えいたしたいと思います。

市町村の現物給付方式による給付は、医療費の増加につながる可能性があり、結果、国に自治体の財政に余力があるとみなされ、国民健康保険剰余費と国庫負担金の減額措置というペナルティが課せられることとなります。このため、償還払い方式をとっているところがございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） まず、クーラーの設置についてであります。学校教室でのエアコン設置は学校規模適正化事業と併せて進めていくというようなお答えでありました。となりますと、小中学校の統合が進まなければ、エアコン設置も進まんというふうになるわけでしょうか。授業中に熱中症にかかり、救急車で運ばれたということが全国的には珍しくありません。玉名での実態を私は直接把握はしておりませんが、今日における異常な暑さから子供たち、児童生徒の健康を守り、健全な育成をしっかりと支えていくという観点を最優先してエアコン設置の必要性を痛感されているなら、直ちにエアコン設置に踏み出すということをまず要望しておきます。

次に、子どもの医療費についての再質問を1点行ないます。子ども医療費無料化の現物給付についてであります。市長は3月議会におきましても、現在の償還払い方式が現物給付方式と比較しても遜色ない利便性を確保できるという答弁でありました。議会だよりを見た親御さんから「あれはどういう意味ですか」と質問されまして、私はこれこれしかじかと説明をしました。その後、数人の方に意見を聞いてみますと、皆さん一様に「立てかえなしの方がうんとよか」と、そういう返事でありました。玉名市子育てプランの中には、医療費助成の支給方法について、より利用しやすい制度となるよう支給方法のあり方について検討していきますと書いてあります。子育てプランを作成した時点では、現在の支給方法が実施をされていたわけでありますから、より利用しやすい

制度とは現物給付を取り入れることではないかと思うわけであります。また、同じく子育てプランの中で、ひとり親家庭の自立支援としての医療費助成につきましては、現物給付の導入など、より利用しやすい仕組みづくりについて検討すると、ここはさらに一歩踏み込んで述べてあります。

熊本県内45市町村の子ども医療費に関する支払い方法を調査してみますと、24年4月1日現在では、償還払いが12自治体、現物給付を取り入れたのが33自治体であります。そして、荒尾市、八代市が今年の10月から現物給付を取り入れるそうであります。山鹿市も先日の議会で市長から、現物給付に対する前向きな答弁があったそうであります。そうしますと、県内14の市の中でも現物給付と遜色はないと償還払いに固執するのははいよいよ玉名市だけになるわけであります。

市長に直接お聞きします。現時点で、市長の現物給付に対する認識、考えが、みずから策定した子育てプランと乖離していることについて、どう思われるのか。県内14市の取り組み状況を現時点でどのように判断しているのか。以上、2点について、それぞれ2つの答弁は要りませんので、この2つのことを総合して考えて、子ども医療費支給方法の今後について市長の見解を求めます。

③、次に特定健診、特定保健指導についてであります。平成20年から玉名市国民健康保険は40歳から74歳までの国保加入者に対して特定健診を実施し、その健診結果により特定保健指導の実施を義務づけることになりました。これは国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものにするために実施された方策の一つであります。特定健診受診率、保健指導率、それぞれ目標値を設定して今日まで実施をされてきました。22年度の特定健診受診率は玉名市におきます22年度の特定健診受診率は、目標値50%に対して29.7%であります。保健指導率は、目標35%に対して21.7%であります。自分の健康についてでありますから、一斉に通知を出せばうまくいくかといえば、なかなかそうはなりません。回り回って国税にも影響を及ぼすとわかっている、ついつい後回しして、年を越してしまうわけであります。私はこの取り組みに対する啓発の活動が非常に重要だということを先日市民会館で行なわれた学習講演会に参加して強く感じました。玉名市における特定健診受診率、特定保健指導率の現状の評価と今後の対策について、お尋ねいたします。

次に、国民健康保険について。④、資格証明書発行件数の推移、資格証明書発行者の受診件数、資格証明書発行世帯の生活の実態と納税状況をお知らせください。

次に、⑤、一般会計から国保会計に法定外繰り入れすることについて、及び一般会計財政調整基金の適正な規模についての執行部の見解を求めます。

次に、⑥、上下水道の浄水施設、配水池、基幹管路、処理施設などの耐震化率の状況及びその対策についてであります。熊本県は、九州地域の活断層で地震が発生した場

合、想定される震度や津波の高さを公告しました。玉名市における想定最大震度は5弱、津波の高さは2.8メートル、地震災害、津波災害から市民の命と財産を守ることはもちろんであります。災害が引き起こすライフラインの寸断も避けなければなりません。市の上下水道の浄水施設、排水機処理施設、基幹管路などの耐震化率の今日における状況及びその対策はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

子ども医療費の助成事業につきましては、現在、八代市と荒尾市などがございます。これにつきましては、就学前の乳幼児を対象としておりまして、対象が小学6年生まで拡大をいたしております本市とは内容が異なりますので、単純な比較は難しいというふうに考えております。先ほど部長から説明をいたしましたように、全国市長会からもこの減額措置の廃止、あるいは子ども医療費無料化制度の創設について、強く国に対して求めているところでございまして、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

[健康福祉部長 坂西恵二君 登壇]

○健康福祉部長（坂西恵二君） 議員の特定健診受診率、保健指導率の現状の評価と今後の対策についての御質問にお答えいたしたいと思っております。

平成20年度から特定健診が始まりましたけれども、受診率の状況につきましては、平成20年度25.9%、平成21年度33.8%、平成22年度29.7%、平成23年度29.6%となっております。受診率は各年度ともおおむね30%を下回る程度でございしますが、平成21年度は33.8%と、前年より7.9%ほど伸びております。これは申し込みをしていない方に対し、個別医療機関への受診券を初めて送付し、受診勧奨を行なった結果と認識をいたしております。平成22年度以降も同様の方法を行ない、受診率向上を目指しておりますけれども、なかなか伸びないのが現状でございます。被保険者の健康保持を目標に、さらなる受診率アップを目指し、平成24年度は広報の充実、集団健診の受診申し込みの未受診者に対して受診勧奨を計画いたしております。

次に、本市の保健指導率の現状の評価についてでございますが、平成23年度の重症化予防のための保健指導実施率は、中等度高血圧以上の対象者258名に対し実施者173名、実施率にして67%、平均血糖値の指標であるヘモグロビンA1cで、重症化の危険度が高い対象者141名に対し84名、実施率59.6%、腎臓の機能が低下している慢性腎臓病の対象者248名に対し145名、実施率にして58.6%となって

おります。

国におきましても、平成24年7月10日に、厚生労働大臣告示が出され、健康増進法の基本的な方針の全部改正が行なわれ、主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底が位置づけられております。特に、玉名市におきましては、特定健診の有所見率の中で、高血糖の該当者が14市の中で最も高い状況にあります。御存じのとおり、糖尿病が悪化してしまうと、週に3回の人工透析など、本人の生活の質の低下を招くことはもちろん、莫大な医療費が必要となります。このような状況を踏まえ、特定健診受診者のうち、最優先の保健指導対象者に対する重症化予防の対策として、徹底した保健指導の実施を行なうことが不可欠と考えております。この点におきましては、本市の保健指導はまだ十分とは言いがたい状況であります。今後は、そのための体制整備も図りながら、今年度策定予定の特定健診等実施計画と健康増進計画を一体的に立案し、重症化予防の徹底を位置づけていくことで、市民の健康寿命の延伸、健康格差の縮小、ひいては、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、資格証明書発行の推移、資格証明書発行者の受診件数、資格証明書発行世帯の生活実態と納税の状況はどうかというような御質問について、お答えいたします。

国保財政運営には、保険税の収入が不可欠であります。その中で、保険税を1年以上にわたり納めておられない被保険者の方には、接触の機会を得るために、資格証明書を発行しております。発行の推移といたしましては、平成21年度374世帯、平成22年度496世帯、平成23年度354世帯となっております。発行世帯の受診件数は、平成21年度79件、平成22年度105件、平成23年度70件となっております。発行世帯の生活の状況につきましては、催告書、差し押さえ予告書の送付や昼間平日に来庁できない方のために、毎週木曜日の夜間20時までと、月1回日曜日の午前中に納税相談を設け、なるべく多くの資格証明書発行者と接触を図り、生活実態や滞納原因の把握、納税意識の向上に努めているところでございます。

納税状況につきましては、1年以上にわたり国民健康保険税の納付がない方が対象となりますので、大半の方が高額滞納となっている状況でございます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

〔総務部長 古閑 猛君 登壇〕

○総務部長（古閑 猛君） 前田議員の一般会計から国保会計に繰り入れすることの見解について、お答えいたします。

国民健康保険制度では、原則として、国や県などの公費が5割、残り5割を被保険者の保険税で賄い、財政運営を行なうこととなっております。一般会計から法定外への繰り入れ目的は、医療費の急増への対応や、保険料の軽減、単年度の決算の赤字補てんなどがあり、全国的には各保険者の政策判断で保険料を引き上げないかわりに法定外繰り



入れを行なっているケースもございます。国保財政的には公費を投入すると保険税が安く済んでいると思われるかもしれませんが、税金による穴埋めですので、国保加入者以外の市民の負担が生じることとなります。本市におきましては、原則一般会計からの法定外繰り入れを行わず、これまでの保険税率の改正や国保財政調整基金の取り崩しで対応をしてきたところでございます。しかし、国保が抱える低所得者や高齢者が多いなどの構造的問題、近年の社会経済情勢や国保財政調整基金の残高などを考えますと、国保財政的にも厳しい状況でございますので、今後他市の保険料の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、一般会計財政調整基金の適正な規模についての見解にお答えいたします。

財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金で、予算編成において歳入予算が不足する場合、この基金から繰り入れて予算編成を行なうものでございます。本市の場合、毎年、地方財政法の規定に基づき決算余剰金の2分の1以上の額をこの基金に積み立てており、本議会におきましても、約6億円の補正をお願いしているところでございます。議員御質問の財政調整基金の適正な規模につきましては、特に法律等での規定はございません。しかし一応の目安として、財政調整基金や市債の償還に充てる減債基金といった財政調整機能を有する積立金が標準財政規模に対して20%以上を確保するようにと、熊本県から指導されているところでございます。

本市におきましては、平成23年度決算で26.9%でございます。また、平成17年度末で28億円ありました財政調整基金は、平成22年度末で34億円、平成23年度末で45億円と平成28年度から始まります地方交付税の合併算定替え、約20億円の減少に向けてしっかり確保し、健全な財政の運営について、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（高村四郎君） 企業局長 植原 宏君。

[企業局長 植原 宏君 登壇]

○企業局長（植原 宏君） 前田議員の上水道の浄水施設、配水池、基幹管路、下水道の処理施設などの耐震化率の状況及びその対策について、お答えいたします。

まず、上水道施設の耐震化の状況でございますが、平成7年に発生しました兵庫県南部地震の教訓を幅広い側面から分析し、平成9年度版水道施設耐震工法指針が定められたところでございます。この指針に基づきまして施工した耐震対応済みの施設について、浄水施設が7施設中3施設、配水池につきましては、10施設中5施設であります。耐震対応の例を挙げますと、伸縮可とう管の設置、基礎工の強化などがございます。管路につきましては、総延長468.4キロメートル中、約5.4%の25.5キロメートルが耐震対応済みでございます。平成20年度より国・県からの指導等によりまして、耐震対応の水道用配水ポリエチレン管を採用しているところでございます。今後

の対策についてでございますが、昨年3月の東日本大震災でもライフラインが多大な被害を受けております。玉名市におきましても、いつ何どき大地震が発生するかもしれません。安心して安全な水道水を供給するためにも、今後耐震化未整備であります浄水施設、配水施設の耐震診断調査を行ないまして、できるところから耐震対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道施設の耐震化の状況であります。下水道の根幹的施設として、玉名市浄化センターの耐震診断調査を平成15年度、16年度の2カ年で実施しております。これは従来の耐震基準で設計されました施設の状況を把握するとともに、今後の改築や増設における機械導入時において、構造計算の参考とするものであります。浄化センターの建物自体はまだ対応年数に達しておらず、改築にはまだ至りませんが、機械、電気設備の改築更新を行なう際に部屋の壁の打ち増しや梁の補強などの検討を行なうものでございます。また、その他の中継ポンプ場などの施設につきましても、現在のところ耐震化は行なっておりません。

また、下水道の重要な幹線管路につきましても、平成17年の下水道工法施行令の改正によりまして、構造基準が制定されたのを受けまして、それ以降に建設されました重要な幹線等の管路部につきましても、マンホールと管の接続部に耐震用の可とう継ぎ手を設置したり、また液状化対策としまして、埋め戻し材への砕石使用などの検討を行なっております。現在、重要な幹線等の管路51.6キロメートルのうち、耐震化済みの管路は14.6キロメートルで、28.3%の耐震化率となっているところでございます。

また、老朽管対策としまして、管更生を行なっているところでございます。この管更生は下水道管の接続部などからの漏水対策とともに、管の強度も考慮した耐震的な効果も有するものであります。今後とも各施設の耐震化を進めてまいります。

そういった中で、熊本県では現在県全体での下水道BCPの基本計画の策定を検討中であり、このBCPとは、ビジネス・コンティニュイティ・プランの略で、業務継続プランということでございます。災害時など危機に対応して本来の業務を継続することを目的とするものでありまして、下水道の機能の維持や早期回復を図っていくための取り組みを検討し、備えるものでございます。従来の計画は、災害を想定してどのような対応をするのかを準備するのに対しまして、このBCPでは、職員や関連業者自身の被災や資材関係も被災した場合を想定しまして、応急措置的な下水道機能の確保のためにはどの機能の回復を急ぐ必要があるのか、どのくらいの時間でリカバリできるのかを考えておき、訓練を通しまして実践的な取り組みをするものであります。

県によるBCPの策定に当たっては県内の市町村が所有する下水道施設等も対象となっておりまして、県ではBCP策定後は、各市町村に対しても、市町村ごとのBCPの

策定を要望する予定と聞いております。企業局といたしましては、ライフラインとしての上下水道施設の重要性を認識し、市民の生命、財産を守り、安全で安心な住環境づくりのために下水道ばかりでなく水道も含めた玉名市の上下水道施設のBCP策定も視野に入れて検討してまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） まず、子ども医療費の現物給付についてであります。荒尾市も八代市も金額的には玉名と違うというのは重々周知なんです。ここで市長に再質問で問うたのは、支払い方法についての検討というのを、玉名市がつくった次世代育成行動計画の中で、そういった点に踏み込んで述べてあるわけですので、その点に対してどうかということを変更して聞いたわけです。また、次の機会に、ちょっと宿題です。

まず、特定健診、特定保健指導についてであります。再質問をいたします。先日、西原村の選挙がありまして、応援に行った中でつかんだことではありますが、西原村の特定健診率は22年度で目標55%に対して50.68%、保健指導率は目標45%に対して87.78%となっていました。対象の人数が少ないということもあるでしょうが、まず集団健診を実施する。次に各人が通院して行なった健康診断を集約して、次にまだ健診を受けてない人に対する漏れ健診を11月に通知をします。そして、健診受診を促しているそうでもあります。それでもさらに漏れた人に対してどうするかというのを現在検討しているということでありました。3人の保健師を配置してありました。玉名市での保健師配置は、私が手元にある資料では、保健師の配置は20人でありまして、そのうち14人が保健予防の仕事を行なっているということになっています。私はこの特定健診、特定保健指導を、決められた目標どおりに実施していくというかぎは、まずは保健師の増員が一つあるかなと。その次が、併せて保健師が保健師本来の仕事を、保健指導に従事することができる体制、保健指導に十二分に力を発揮できるような体制をつくることだと思います。また、現在2つの課にまたがっている特定健診と特定保健指導の業務を、一つの課に集約した方が見通しがきく、スムーズな仕事の流れになるのではないかと考えております。そういう点について、執行部の見解はいかがでしょうか。

次に、国民健康保険の短期使用保険証の問題についてであります。資格証明書が発行されている世帯の納税状況というのは、大半の方が高額滞納となっているということでありました。そういう中での病気になっての受診というのは、やっぱり、みずから病院に行くことを抑制するというか、控えるというか、おのずとそういう傾向になってくるのではないかと思います。国民健康保険の短期保険証、資格証明書の発行による受診抑制や無保険などで必要な医療を受けられない事態が全国各地で発生しております。全日本民医連では、短期保険証、資格証明書発行などにより受診を抑制された結果、死亡に

至ったと考えられる事例について、第6回目の調査結果を発表しました。調査は2011年1月1日から12月31日の期間に死亡された民医連加盟医療機関の患者についてであります。22都道府県から67人の事例報告がありました。そのうち、42人が国民健康保険税あるいは保険料の滞納などで無保険状態。あるいは短期保険証、資格証明書が交付されたことにより、受診が遅れて病状が悪化し、死亡に至ったと考えられる事例。25人が正規の保険証を持っていながら病院窓口負担金などが払えないなどの経済的な理由で、受診が遅れて病状が悪化し死亡に至ったと考えられる事例であります。大変な問題でありまして、テレビなどでも事態の深刻さが取り上げられました。玉名市でも資格証明書の発行が23年度で345件ありますが、病気を必要とする世帯に資格証明書を発行していないかどうか、大変心配であります。国民健康保険法では、資格証明書を交付された人に対して、特別な事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者にかかる被保険者証を交付すると定めてあります。特別な事情の例として、世帯主またはそのものの生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したことを挙げています。私は、資格証明書の交付は中止するべきだと思っておりますが、資格証明書、短期保険証を交付するに当たり、例えば、世帯のだれかが病気にかかり、ぐあいが悪かったり、または負傷したときには市役所まですぐ連絡して病院に行くようにと、そういった文書をわかりやすく、目立つような工夫をして、一緒に添付するべきだと思っております。資格証明書をもらっている人は、普通の保険証ではありませんので、何かこう疎外感というかですね、病気しても、これはもう我慢せんといかんということを、必然的に思うような、そういう状態に陥るわけであります。社会保障の運営責任を自覚している執行部の見解をお聞きします。

次に、一般会計からの国保会計への法定外繰り入れという点についてであります。先ほど部長から、この件について答弁がありましたが、国保会計に一般会計から法定外繰り入れをすることについては、他市の状況も見ながら検討すると、私は前向きにとらえたわけではありますが、これは法定外繰り入れをすることは論外でもないよと、そういう意味にとらえていいんでしょうか、市長。現在は、会社などの社会保険の人も退職・失業などで、最後は国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険は国民皆保険制度のもとで、その基本、大もとを支える保険制度であります。いわば市民全体の命と健康を守るために必要な最後の大きな砦であります。その砦をしっかりと頑丈なものにするために、一般会計から応援をすることは、これは市民だれもが納得する取り組みではないでしょうか。国保財政調整基金もやがてはゼロになると思っておりますが、国保税の引き上げを検討する際に、一般会計からの法定外繰り入れを行ない、引き上げを極力抑えることで、国保会計の財政基盤は歳入の面からは安定的な方向に進むのではないのでしょうか。

国保税の引き上げで税の徴収率が低下して、滞納がふえて国保会計そのものを脆弱なものにする悪循環は避けなければなりません。一般会計の財政調整基金は先ほども述べられましたが、9月議会の補正で自治体の一般的な目安とされる標準財政規模の10%から20%をはるかに超える48億3,900万円、9月議会の補正後、こういう額になるわけです。

市長の財政運営のベースには、使わずに積み立てるという、そういう考えはもちろん毛頭ないものだと思っております。24年度の国民健康保険税は増税されました。年少扶養控除の廃止などが市民税の増税にもつながって、市民の負担感を大きなものがあります。国保会計の財政調整基金が枯渇に近づく今こそ、一般会計から国保会計への法定外繰り入れを検討する、そういう時期にあるのではないのでしょうか。いま一度、市長の口から、この繰り入れに対する市長の見解をお聞きいたします。

次に、⑥番目の上下水道の耐震化についてであります。上水道、下水道の耐震化率は述べていただきましたのでわかったわけですが、厚生労働省が東日本大震災を受けて、水道施設の耐震化に対する国庫補助率の拡大を今年は行なっております。ですから、このような事業を大いに活用して、耐震化を進めていただきたいと要望いたします。

下水道の処理施設について、再質問を1点します。下水道の処理施設は松木にありまして、菊池川の堤防のすぐそばです。菊池川の堤防が決壊して、処理施設が冠水する、そういう心配もあるわけです。菊池川の堤防決壊、そして下水道の処理施設が冠水することへの対策、それはどういったことを考えておられるか、よろしく申し上げます。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

〔健康福祉部長 坂西恵二君 登壇〕

○健康福祉部長（坂西恵二君） 再質問にお答えいたしたいと思っております。

熊本市を除く県下13市の保健師1人当たりの受け持ち人口を比較しますと、最少の上天草市が1,600人、13番目の最大の宇土市が4,700人、玉名市は3,600人で9番目です。保健予防課の保健師で換算しますと、1人当たり5,800人ということでございます。現在玉名市には保健師が19名おり、保健予防課には14名の保健師が配属されております。うち2名が課長補佐、係長で、実際には12名の保健師が担当地区を受け持ち、家庭訪問活動などを行なっております。24年7月の厚生労働省労働大臣告示で、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が全部改正され、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底が示されました。生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展による重症化予防対策を推進すること。また、生活習慣病の発症時期を遅らせることができるよう、子どものころから健康な生活習慣づくりに取り組むことなどが求められておりま

す。

当市でも、疾病予防施策といった保健師が行なうべき保健活動が、国の社会保障費抑制などの重要施策に大きくかかわっていると認識いたしております。さらに、保健衛生にかかわる職種として、保健師以外にもいろいろな専門職が活動しておりますけれども、この疾病予防の分野は、保健師しかできないものであり、現行の保健師の人員も限られ、その中で保健活動に専念できるような事務職員の配置や、成果を出すにはどの事業に力を入れるのか、優先度を考えることが必要であると考えております。

また、医療費抑制の効果が出ている先進地の報告では、保健師でなければならない仕事について考え、保健指導に力を入れた、また住民への保健指導では、メカニズムを理解しないと生活の変化はしないと指摘し、個別の健診データをもとに生活習慣などを踏まえた保健指導を心がけた後追い事業から先行投資事業に転換をしたことが、医療抑制に効果が出てきたと報告されております。今年度は第2次健康日本21に基づく健康増進計画、第2期特定健診等実施計画の策定期間で、市町村の保健医療施策の再検証が求められております。

このような状況にかんがみ、玉名市の保健医療の施策を検討して、実現性のある健康増進計画など作成して、保健活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、資格証明発行の際にぐあいが悪いときなど、受診するように案内をしているかというような再質問について、お答えをいたします。資格証明書を発行する前段では、通常の保険証等を被保険者に発行しておりますが、未納が発生した段階で、督促状、催告書を送付し、被保険者と接触の機会を設け、生活実態や滞納原因を把握し、納税意識の向上に努めているところでございます。しかし、国民健康保険税を1年以上納付されない被保険者に対して、資格証明書を発行しておりますが、病院への受診の機会が失われないように、保険証切りかえ時に資格証明書と被保険者資格証明書の送付についてという文書を同封して、対象者全員に簡易書留により郵送し、理解を求めているところでございます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 前田議員の一般会計からの繰り入れにつきましての再質問にお答えをいたします。

先ほど、総務部長より答弁いたしましたように、一般会計からの基準外の繰り入れという目的につきましては、医療費の急増というようなこと、あるいは単年度の赤字ということがあります。今のところは原則を貫いてまいりたいというように考えております。以上でございます。

○議長（高村四郎君） 企業局長 植原 宏君。

[企業局長 植原 宏君 登壇]

○企業局長（植原 宏君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

菊池川が決壊した場合の対応でございますが、現在、市の洪水避難マップでは、浄化センターの位置する松木地区の全域で浸水が想定されております。下水道の根幹的施設であります浄化センターも浸水することとなります。浄化センターは地下2階、地上4階の建物でありまして、地下部分にも重要な施設があり、機能の維持が難しい状況となります。そのため、下水道課では現在行なっております機械・電気設備の改築工事に合わせまして、浸水で機能不全となる恐れのある電気設備等につきましては、上部の階に移設するなどの措置を行なってきたところでございます。

また、今後は地下の浸水を防止するための玄関部分のかさ上げや防水壁の設置などを含めて、先ほど答弁しましたけれども、全体的なBCP計画の策定が必要であると考えているところでございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） この前、市民会館であった学習講演会の中で、講師の先生が、「税金ば下げるためには、一番よかつは、入院を減らすことだ」というふうな話があったわけです。私もそのとおりだと思いますが、特定健診、特定保健指導については、直接的に保健師をふやし、あるいは保健指導充実できる体制をつくっていくとか、あるいは課を1つにまとめるとか、集約するとか、そういったことに対する具体的な答弁はなかったから、若干不満なんですけど、今後に十分生かしていただきたいと。

それと、資格証明書を発行するにしてもですね、実際に資格証明書をもらうと、やっぱりもらった人は、「うわあ、これでもう病院には行かれんたい」と、そういうふうにするわけですよ。そこら辺を、資格証明書だけど、何かあったらすぐ連絡してくれ、すぐ病院にかかれるんですよという、安心感を与えるような、そういう行政をやっていたいただきたいということを最後に要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

---

午後 2時10分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。蒼風会の近松です。きょうは初めて副市長のしみじみした思いを伺いまして、議員の一般質問をそのように受けとめてくださっているんだなというふうに、ありがたく受けとめました。そしてまた、私が職員だったときのことを思い出しました。私は職員だったとき、1回答弁を書いたんですけども、とてもうれしくてですね、どんどん聞いてくれないかなという思いでいたものですから、それぞれくまなく市政のあり方を、いろんな点から見ながら、質問を今後も重ねていきたいというふうに思っております。

では、早速、通告に従いまして質問を始めます。

まず、最初は子どもの発達をめぐる問題です。気になる子の実態調査と対策について。発達障害がふえていることに対して原因が何なのかと、私は以前より多くの方に尋ねてきました。このことについて、現場から離れている人ほど、以前からそういう子はいたのだが、診断がついたことで目立ってきたのだと、専門家の意見をうのみにして増加していることを直視してこなかった。その結果、発達障害や気になる子の増加の原因究明や発生予防の対策が遅れてきているように思います。現在でも、増加しているとは言えない。関心を持つ人が増えただけという専門家もいます。しかし、子ども自体は変わっていないのに、見る目が変わっただけというのであれば、保育園でも手がかかる子がふえたから加配が欲しい。学校でも支援が欲しいなどの声は出ないはず。いわゆる目配りが必要な子が増えているという現場の実態を見ると、子どもたちの育ちに大きな異変が起きているということは確かなことであると思います。

このように、問題を棚上げしてきた結果、ますます障害を持つ子は増え、最近入手しました県の資料では、特別支援学級に在席する児童生徒は、10年間で3倍になってきています。どうして、この増加をくいとめることができなかつたのか。これが民間であるならば、総力挙げて増加の原因は何なのか、それを予防する手段はないのかと、一丸になって取り組むであろうと思います。これは障害が目に見える形になり対応を迫られる学校と、問題の発生予防を担当する保健部門が縦割り組織で分断されているため、問題や情報の共有化ができていないことも一つの問題だろうと思います。たしか4、5年前、保健センターの健診受診者のうち、3割が気になる子であったが、4割になったという声を聞きました。数日前入手した富士宮市の資料にも、平成4年当時は1割以下であったが、平成16年には3割、18年には4割を超えていると書いてありましたので、全国的にこのように増えているのではないかと思います。

そこで改めて、玉名市のその後の実態調査はどうなっているのか、また対策についてお伺いします。

次は、障がい児、気になる子の保育の受け入れ状況です。障害を持つお子さんが幼稚園入園を断られたという相談が数カ月前にありました。上の子を入れているけれども、



下の子は障害があると受け入れられないということだったそうです。保育園は働いているなど、保育に欠ける家庭の子どもが対象となります。そこで、小さい子を抱えているので働けないけれども、集団生活を経験させたい。ところが障害があることで幼稚園には入れないという場合は、どのように対応されているのかお伺いいたします。

まず、以上2点からお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

〔健康福祉部長 坂西恵二君 登壇〕

○健康福祉部長（坂西恵二君） 気になる子の実態調査と対策についてお答えいたします。

保健部門では、毎月乳幼児健診や育児学級及び健診後のフォローとして臨床心理士による発達相談、育児栄養相談、市内の保育園、幼稚園等の巡回訪問を実施しております。平成23年度の1歳半健診は、受診者数555人中、発達が気になる子に対してのフォロー児は99名で、全体の17.8%です。また、3歳児健診は受診者数547名中、フォロー児は80名で、全体の14.6%となっています。御質問のように、近年1歳半健診や3歳児健診、また園訪問等で発達障害が疑われる子どもや気になる子どもが増えているように感じており、何らかの予防と取り組みが必要であると考えております。

発達障害の原因につきましては、先天的な脳機能の障害が原因だと考えられていますが、詳細な解明はなされていないのが現状です。また、育て方や家庭環境に問題を持つ気になる子の増加原因は、社会状況の大きな変化によるものと言われてはいますが、要因が複雑に絡み合い、実態把握は困難な状況とも言われております。気になる子の原因とその予防や対策について検討しておりますが、食や生活リズムの乱れ、メディアの増加、親の養育態度や家族関係の問題等、複雑に絡み合ったケースが多いような気がします。それは、核家族化や地域の希薄化など、社会問題でもあります。

その取り組みとして、第1に、平成23年度第2次玉名市食育推進計画を策定し、関係機関と連携し、推進しております。第2に、乳幼児健診等の母子保健事業を通して、食やメディアの害等の啓発や、必要と思われる子には親への信頼関係を築きながら、支援を行っております。第3に、妊婦健診受診票等から妊娠期の妊娠高血圧等を早期発見し、ハイリスク妊婦に対して医療機関と連携し、保健指導に取り組んでおります。第4に、玉名市の小児科医師や保健師、保育園、学校、行政などの関係者で、親子のふれあいを大切に、気になる子どもを減らしていこうという自主的なグループであるメディアの会に参加し、関係機関と連携し、講演会活動等も行っております。

また、先日、有明圏域、熊本大学等の小児科医、行政、保健師等で療育体制を充実させるための会が発足し、その中で予防の視点も入れた取り組みをお願いしているところ

です。気になる子どもの症状は、集団での生活への適応が苦手、自閉症的な症状であったり、落ちつきのない注意欠陥多動性障害のような症状であったりと、さまざまございます。しかしながら、気になる子どもということが話題になっても、その子どもがどのような状態であるのか、またその子どものどこがどのように気になっているのか、ということについては、漠然としていたりして、個人的にとらえていたりという段階にとどまっており、日常の保育における具体的な評価や支援の方法までには議論が進んでいないのが現状です。

そこで本市では、本年度公立7園の保育所を対象に、より具体的な評価指標として、行動チェックシートによるスクリーニングを行ない、気になる子どもの調査を現在実施しております。この実態調査の結果をもとに、臨床心理士などの専門職員による指導、また有明療育センターとの連携など、今後公立・私立を含めた保育所に対して、具体的な対策を検討してまいりたいと考えております。

公立・私立保育園を対象に実施した平成23年11月の発達障がい児に関する実態調査によりますと、公立・私立20園に受け入れられている児童は全体で1,624名、このうち、自閉症やアスペルガー症候群や注意欠陥・多動性障害、AD/HD、学習障害などの発達障害の診断を受けている園児は13名で、全体の0.6%でございます。また、障害が疑われるような、いわゆる気になる子どもにつきましては、101名で6.2%の出現率となっているところでございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

〔7番 近松恵美子さん 登壇〕

○7番（近松恵美子さん） 大変御丁寧に答弁いただきました。発達障害の診断がついているお子さん、そしてまた気になる子の存在、合わせると約7%、日本全国の状態とあまり変わらないのかなと思いました。実は、先ほどの富士宮市が、28ページにも及ぶプロジェクト報告書というものを出しておられまして、そこでは、気になる子の増加の原因として、先天的なものに加えて、いわゆる女性の社会進出による家庭でのコミュニケーション不足とか、触れ合い不足とか、そういうことだけを挙げておられまして、食の視点とか、今述べられたような広い意味でのメディアの問題とか取り上げておられませんでしたので、玉名では増加の原因をどのように考えておられるのだろうか。一度きちんと調査してみた方がよいのではないかと感じておりましたけれども、今のお答えでは、先天的な障害に加えて、食や生活リズムの乱れ、メディアの影響、養育環境、そして地域の希薄化、総合的に問題をとらえておられるということで、スタッフの方が、非常にその生活背景ということを詳しく、その中に入ってアドバイスされているんだろうな、情報を得ておられるんだろうなということで、非常に皆様方の活動に今回、この回答をいただいたことで敬服いたしております。

そこで少し話は飛びますけれども、以前私は日立造船の健康保険組合で働いていたことがあります。日立造船では、非常に腰痛が多かったため、腰痛調査ということで、全員に骨のレントゲンの検査をいたしました。その結果、骨の異常と痛みとは因果関係があまりないということがわかりました。つまり、腰椎すべり症など骨の変化があっても痛みを訴えない人もいますし、骨に異常があっても痛くない人がいますし、骨に異常がなくても痛みを訴える人がいたということです。そのように、医学の検査だけではすべてはわからないものだなというふうに思いました。

また、最近、アメリカの医学誌に発表されたものでは、アルツハイマー型認知症で、脳に特徴的な病変があっても、人生の目的意識があれば、認知機能はあまり低下しないというものがありました。つまり、何らかの脳の問題があるとしても、さまざまな環境次第で症状の出方に差があるというものです。

もう一つ、もうお亡くなりになりましたが、水俣病の語り部であった杉本栄子さんは、水俣病で苦しんでおられたときに、当時は奇病というふうに思われていまして、偏見から店の品物も売ってくれなかったそうです。石を投げられたり、ひどい偏見で苦しんでおられたわけですが、そういうことから、庭の雑草を食べるしかなかったそうで、その結果、野菜よりも雑草の力で元気になるそうです。この話は、御本人からも聞きましたが、亡くなられた後、新聞に杉本さんの主治医もこのことを書いておられました。主治医が、杉本さんが診察のたびに痛い痛いと言っていたのが、診察に来なくなったのでどうしたのかと思っていたら、庭の雑草を食べていたら元気になりましたと、診察室にあらわれたというふうに、杉本さんのことを思い出して書いておられました。私が今回申し上げたいのは、原因がわからないからとか、専門家がどうだとか、指示を待っているのではなく、生活の中で当たり前のことが当たり前にできる環境を整えてあげれば改善することがあるはずで、その当たり前の生活とは何かをしっかりと考えて、一つ一つ実行できるように支援していただきたいという思いです。

そして、この取り組みの成果がきちっと数字で出るように、経年変化や県内での発現率を参考にしながら、全力挙げて取り組んでいただきたいと思っております。私たちは新しいものや、より専門的なものに価値を重んじる傾向がだれにでもあります。子どもは土と水にまみれ、太陽のもとで遊び、大人の愛情、触れ合いを浴びながら育つ、そしてそこに太陽と台地のエネルギーが詰まった食べ物が提供される。この当たり前のことができる玉名市にしてもらいたい。どうか、現場の皆さまが今日まで感じられた疑問を大事にして、御自分たちの感性に自信を持って、このことを声を大にして世間に訴えてもらいたいものだと思っております。医学的所見、また専門家の御意見も大事と思いますが、肩書き、権威がなくても生活をしている現場の人たちが、その感覚が本当は非常に大事ではないかと私は思います。

先ほどから、保健師が不足しているのではないかというふうな御意見もありましたけれども、人手が足りなくて、成果を出せないというのであれば、これだけの人を確保してくれたら気になる子の出現率をぐっと減らすことができるというような意気込みで、取り組んでもらいたいと、そのように思います。

資源のない日本にとって、人材が大きな宝となります。この増え続ける子どもの問題について、どう歯どめをかけられるか、もし玉名市がこれをできたら、全国から注目されることとなります。その思いで、人的なことも整備しながら力を入れていただきたいと節をお願いいたします。ちなみに、食の取り組みについて、成果を上げているところを申し上げますと、劇的に子どもが変わる食の改善に取り組んでいる公立保育園は山鹿市です。久留米市内の保育園もかなり頑張っております。玉名でも一時火が付きましたが、今では消え入りそうな状態で、飛び火した山鹿市の方が成果を上げているので歯がゆいばかりです。給食の改善で学力アップ、非行ゼロ、不登校も激減したという上田市の教育長さんのお話も玉名市の保健センターで関係者は聞いたはずですが。あの感激は、今どうなっているのでしょうか。これからの保健活動は、先日講演がありました生活習慣病予防対策と、そして、この発達障害の増加を食いとめる元気な子どもづくり、これを二本の柱にして福祉部長さん初め、皆さんとても意欲的な方ばかりですので、今年こそは本気を出して子どもが元気に育つまち、日本一の玉名に向かって足を踏み出していきたいと思っております。

次に、子育て支援の状況なんですけれども、保育園の受け入れ状況、書いていただけましたか。じゃ、子育て支援のところで一緒にお願いします。次に移ります。

保育園の待機児童の実態なんですけれども、最近、御船の方から転入された方から、向こうでは保育園に入所できたので働いていたんですけれども、わけあって玉名に引越してきたら保育園に入れないと。来年までどうも無理らしいという相談がありました。御船はともかく、玉名だったら入れるだろうと思って来たのにということでした。担当者に伺いましたら待機児童が実質25名ということで、私、待機児童の話は新聞でよく見ていましたけれども、土地が高くて保育園を建てられない都会の話と思っていたのに、玉名市でも待機児童がいるということは、非常に驚きました。定住人口の増加政策として住宅補助、新幹線の定期的補助などしているのに、働きたいときに保育園に入れられないのでは、これは困ったものだと思います。急ぎの方には無認可保育園を紹介されているそうですが、その数も入れると待機児童の数はもっと増えるのではないのでしょうか。そもそも保育園入所の定員を増やすためには保育所の確保が必要であるが、現在は保育士が不足しているため、定員を増やせないとも聞きました。

そこで、保育士の待遇も改善して、待機児童ゼロを目指していかなければならないと思います。そこで、現在の待機児童の実態と無認可保育園の利用状況、現在雇用してい

る臨時保育士の待遇、また近隣の自治体の臨時保育士の雇用条件や市内の民間保育園の臨時保育士の雇用条件を伺うとともに、待機児童ゼロに向けての取り組みを今後どうしていくのかお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

〔健康福祉部長 坂西恵二君 登壇〕

○健康福祉部長（坂西恵二君） まず、近松議員御質問の保育園の待機児童の実態についてお答えいたしたいと思えます。保育所は日々保護者の委託を受けて、保護者の労働または疾病等の事由により保育に欠ける乳児、または幼児を保育することを目的とする施設であり、本市にはこのような保育所が公立、私立合わせまして20園あります。保育所入所待機児童とは、保育に欠けるため、入所申し込みが提出され、入所要件に該当しているが入所していないものであり、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合は、待機児童に含めないことになっております。これに基づき、毎年県が行なう調査では、本市には待機児童はいないと報告いたしておるところでございます。この待機児童の定義には当てはまりませんが、保育所の入所申し込みをしているものの、すぐには保育所に入所することができない児童が9月4日現在で26名おります。このうち、13名が保護者が求職活動中であり、仕事についていない者、残り13人が入所希望の園以外であれば入所できるものの、どうしても、希望している園に入所したいので、あきが出るまで待っている方々となっております。保育所入所については、保育士の数や保育室の面積が基準を満たしていれば、定員を超えていても入所させることができるようになっております。年度途中の入所については、保育室の面積は基準を満たしているものの、保育士を採用し、保育士の数が増えれば児童を入所させることができるのですが、保育士がなかなか見つからず、保育士の数を増やすことができないことも、希望の園に入所できない理由の一つとなっております。

次に、無認可保育園利用状況について、お答えいたします。無認可保育園、いわゆる認可外保育所とは、児童福祉法上に定める施設設置や運営基準のすべてはクリアしていない保育所のこと、幼稚園の併設であったり、職場の福利厚生施設の一つとして運営されている事業所内保育所であったりという、独自の理念で運営されている保育所のことです。現在玉名市には、認可外保育所が6カ所あり、定員は合計で158名、9月1日現在で59名の利用がっております。内訳は幼稚園併設型が1カ所、事業所内保育所が4カ所、単独型1カ所でございます。

次に、臨時保育士の待遇についてお答えいたします。本市の公立7保育所には、現在43名の臨時保育士が在職しております。その待遇についてですが、日額6,850円で、賞与、退職金、その他手当はありません。また、年次有給休暇については、1年間

で6日となっております。近隣市との比較ですが、日額については、山鹿市7,800円、菊池市7,400円、荒尾市6,490円となっております。賞与、退職金については3市ともありませんが、通勤手当については山鹿市のみが、通勤距離が2キロ以上の場合、一律2,000円となっております。年次有給休暇につきましては、1年間で山鹿市10日、菊池市10日、荒尾市が20日となっております。

次に、本市の市立13園との比較ですが、日額につきましては6,173円から7,520円と幅がありますが、ほとんどの保育士に賞与、通勤手当が支給されておる現状でございます。

待機児童ゼロに対する取り組みについてお答えいたします。

保育園の待機児童の実態のところでも御説明いたしましたとおり、国・県の定義による厳密な意味での待機児童は、本市にはおりませんが、保育所の入所申し込みはしているものの、すぐには保育所に入所することができない児童は、9月4日現在で26人おります。このような児童をゼロに近づける取り組みについてお答えいたします。保育士を採用し、保育士の数が増えれば児童を入所させることができる場合もありますので、本市の公立保育所におきましては、臨時保育士が年度途中でもすぐに見つかるように、保育士の雇用条件を含め、魅力ある職場環境になるよう、検討を続けていきたいと考えております。

また保育所は、保育に欠ける児童を入所の対象にしておりますが、保護者が求職活動中の場合も、かなり長い期間入所を認めている状況です。本来の保育所の役割からも、今後は保育が必要な児童が入所できる状況になるように、検討してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

[健康福祉部長 坂西恵二君 登壇]

○健康福祉部長（坂西恵二君） 失礼しました。先ほど2つ目の答弁の中で、題目を言っておりませんでした。障がい児・気になる子の保育の受け入れ状況については、先ほど答えておると思いますので、そのように御理解をお願いいたしたいと思います。

大変失礼いたしました。それではもう一回お答えいたしたいと思います。

公立・私立保育園を対象に実施した平成23年11月の発達障がい児に関する実態調査によると、公・私立20園に受け入れられる児童は全体で1,624名、このうち、自閉症やアスペルガー症候群や注意欠陥・多動性障害、AD/HD、学習障害などの発達障害の診断を受けている園児は13名で、全体の0.6%でございます。また、障害が疑われているような、いわゆる気になる子どもが11月の調査時点では101名、6.2%の出現率となっているところでございます。大変失礼いたしました。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 今の件、私は聞き逃していたんじゃないんですけど、私の質問とちょっと思いがわかっていただけなかったかなということで、回答いただいてないような気になっただけですから。

それと、まず、保育園の問題なんですけれども、保育者の近隣自治体によって非常に待遇に差があるということがわかりました。1日6,850円ということですけど、20日勤務したとすると、十数万円、そこにいろいろ引かれますと手取り10万円ぐらいになるんですね。本当に補佐的な仕事で臨時というならわかるんですけど、ほとんど職員と、もう95%同じぐらい働いて、5年働いても10年働いても手取り10万円ちょっとというのは、これは完全にワーキングプアとしか言えないんじゃないかと、改めて私も思った次第です。今までこの議会でも認めてきたわけですから、その責任は執行部だけの問題じゃないんですけども、この機会に、やはり見直していただきたいというふうに思います。この待機児童で子どもを入れられなかった方に、「実はこういう事情で保育士さんが足りないので入れないらしいです」というふうに、そして「月に10万円ちょっとくらいらしいんですよ」という話をしましたら、「ああ、介護の方がずっと給料がいいですね」ということで、介護の場合はかなり職員になりますので、そして職員になりましたら年々給料は増えてきますので、保育士の仕事を持っていながら、介護の方に移る方も結構いらっしゃいます。保育の仕事をしたいと思って、いつか職員になれるかと思って20代、30代で保育士になっても、50代、60代まで10万円ちょっとというのでは、夢がなくて、やはりどんどんやめていかれる。そうしますと、経験豊かな方が従事することができないという問題がありますので、ぜひ、いろんな問題から保育士の待遇改善ということは考えていただきたいなというふうに思います。

それから、今の障害を持つ子の保育園の受け入れ、このころは入ってますというような回答だったんですけど、私は現状として、入れない子がいるということ、どういうふうに考えていくのかということを考えていただきたいかったです。

済みません、ちょっと一つ元に戻ります。今、待機児童実際は国に報告する場合はゼロだという話がありましたけれども、どこかにあいているんだけれども、そこには嫌だという人がいるから待機であつてという話がありましたけど、玉名の方が、岱明の人が小天東保育園があいているからあそこに行けと言われても、やはり無理だと思うんですね。そして、例えば玉名の保育園には5歳児では入れるけれども、2歳児は岱明じゃないと入れないとか、そういうふうに兄弟が分断された場合もやはり入れないわけですね。だから、単にわがままでここに行きたいという状況じゃない、本当に現実的じゃないところに行かざるを得ないから待機なんだということが、今日出た13名であるんじゃないかなと思いますので、この待機がないように、ぜひよろしくをお願いします。

そして、さっきの障がい児の問題は、働いてない人は幼稚園に入れるしかないわけですが、幼稚園が採算が合わないということで、入れてくれないという現実があるんだと。それをどうするかということが、これからの市の課題じゃないかと思います。そういう現実があるということをお聞きしたいなと思います。だからといって、働いてないという現実のもとに保育園に受け入れられるのかということは、まず難しいことですので、そういう場合に、幼稚園と話し合いをすとか、補助をどうするのかとか、そういうことも今後考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次は、生涯教育についてに移ります。学校教育については、非常に熱心に取り組んでおられると思いますけれども、その後何十年という人生を送る、地域での生涯学習が、それぞれの年代の課題に沿ったものであるか、また今日的課題に沿ったものであるかを考えると、いささか低姿勢になっているのではないかというふうに思います。特に合併してから、旧町においては全体的に学習の機会が激減してまいりました。いろんな各課の講演会、学習会というのが統合されました関係で、本当に以前同様の公民館主催の学習会しかないというのが現実です。

そのような中、社会教育の立場では、どのような思いで生涯学習を進めてこられたのか、その成果、そして、その中で築かれた玉名における今日的な課題、そして、それを今後どのように生かして評価していくお考えかについて、お伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

〔教育次長 西田美徳君 登壇〕

○教育次長（西田美徳君） 近松議員の御質問にお答えをいたします。

社会教育の3年間の成果につきましては、玉名市家庭教育憲章を推進することをさらに充実するために、平成22年度に玉名市「なかよしの日」を制定いたしました。翌23年度に開催したイベントでは、基本理念である「5つのなかよし」をテーマとしたシンポジウムの開催を初め、「なかよしの日」の歌のCDや紙芝居を製作し、市内の各図書館、小学校に配布いたしております。今後も大人同士が仲よくし、親が子を育てる喜び、子が成長する喜びを感じる社会をつくる、「なかよしの日」の普及・啓発を図っていきます。

また、社会教育の一環として行なっております放課後子ども教室につきましては、企画策定を行なうべくコーディネーターや体験学習アドバイザーを初めとするスタッフ確保等の問題を抱え、本年度当初4校での開講を計画しておりましたが、現在のところ睦合小校区のみの実施であり、玉水小校区が12月からの開講を予定しております。今後も学習活動や体験・交流活動を通じて、子供たちが心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりの推進のため、地域の方々の協力を得て、放課後子ども教室の開講を拡



充できるように普及を図ってまいります。

玉名市青少年センターの活動につきましては、今年度に横島と天水の補導員を統合し、玉名市防犯補導員制度を充実いたしました。来年度からこの補導員制度と玉名市青少年センターを統合し、非行の早期発見及び防止に努め、青少年の健全育成を図ってまいります。

次に、公民館講座につきましては、昨年度までは趣味を中心とした講座を企画しておりましたが、今年度は若い世代の参加を促進するために、ベビーマッサージやヨガ、スマートフォン操作等の近年流行している講座を取り入れてまいります。また、親子のかかわり合いによる家庭教育力向上や子どもの実践体験を行なうものとして、小中学生と保護者が一緒に参加できる料理や手芸講座も開講しております。また昨年度参加者の過半数が40歳代以上であったのに対し、今年度は小学生から70歳までのさまざまな年齢層に向けて生涯学習を実践できるものと確信をしております。今後は、キャリアアップや教養を培う講座など、参加者が学習終了後に学んだ知識を社会に還元する知の循環型社会の構築をビジョンに見据えた仕掛けづくり等、展開に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） いろいろ考えて工夫しておられるようで、ベビーマッサージとか、こういうのは今の時代に合った本当に親子の触れ合いの手段としてもとてもいいと思いますし、保健センター中心だったお母さん方が文化センターの方に一歩足を運ぶということ。それからまた次の生涯学習講座につながっていくということで、あらゆる年代を対象に考えておられるということですので、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思いますし、託児をぜひ取り入れて、若いお母さん、子どもを連れてくるから家にいるんであって、働き出すと勉強の機会はありませんので、ぜひ託児の方もお願ひしたいと思います。

私が一番聞きたかった、今日的課題ということはどうとらえているかということが、ちょっとはっきりしませんでしたので、そのことについてはもう一度お伺ひしたいと思います。社会教育活動を通して、今の玉名市の問題は何なのかとか、その課題を解決するためにこういう講座をしていくんだと。そういう思いが私としては非常に欲しいというふうに思っています。思いつきである講座、この講座じゃなくて、それが一番生涯学習の非常に価値ある、そして重要なかなめとなるところじゃないかというふうに思います。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美德君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。

社会教育における今日的課題でございますけれども、平成22年度に制定いたしました玉名市「なかよしの日」の普及・啓発につきましては、これはイベントを開催することが目的ではなく、日ごろより親が子を育てる喜び、子が成長する喜びを感じる社会づくりを進めるといふ、制定主旨の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。また、社会教育の一環として行なっております放課後子ども教室につきましては、企画策定を行なっていただくコーディネーターや体験学習アドバイザーを初めとする負担確保等の問題を抱えております。

今後、地域の方々の協力を得て、1校区でも多く学習活動や体験交流活動を通じて、子供たちが心豊かで健やかに恵まれる環境づくりを拡充できるように進めてまいります。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 私が非常に大事だと思っていた今日的課題という部門が、ちょっとはつきりしなかったなというふうに思っています。私が考えるのは、先ほどの子どもの育ちが危うくなっているという、気になる子が非常にふえているという問題、それから、きょう質問がありましたいじめの問題、それから定年退職後の長い人生、今まで一山だったけれども、二山生きなくちゃいけない、その後をどうしていくかという問題、それから切実な問題である高齢化社会。今の80代の方にはまだ大分その子どもが近辺におりますけれども、今の団塊の世代の子どもはほとんどおりません。その人たちが今後高齢になったときにどうしていくのかという不安、食の乱れ、地域のつながりがなくなってきた。働く女性がふえて、地域に子育て世代の人がいない。学習の場をつくっても出てくる余裕がない。婦人会はなくなり、老人会は衰退してきている。いっぱい問題はあると思います。今地域にどういう問題があるかということ、ぜひ職員の方は地域の区の役員をしたり、PTAの役員をしたり、そういう活動の中で感じとっていただきたいというふうに思います。今、家から10分、20分ぐらいの方もいらっしゃるでしょうけれど、そのくらいの距離のところまで働くことができるというのは、大変幸せな方々だと思いますので、ぜひ地域の活動を一緒にしながら、地域の課題を肌で感じて、みんなが安心して暮らせる、そういうふうなまちづくりに向かった講座をしていただきたいと思います。

それから、評価の視点というのも、私あまりはつきりしなかったと思うんですけれども、評価の視点というのは、どの事業にしても、ぜひもっと評価というものをしてもらいたい。先ほど言いました気になる子にしても、どうして減らないのか、保健活動したら減るのが当たり前だという、そういう発想を持ってもらいたい。それから、生涯学

習における評価の視点については、自主グループができたとかボランティア活動が増えたとか、男性の参加が増えたとか、会場の使用回数が増えてきたとか、もっと多岐にわたる評価の視点というものがあるんじゃないかと思います。

そして、今後は財政厳しい世の中ですので、ゼロ予算での事業を考えていく。地域の人材を活用しながら、生涯学習を立ち上げていくというようなことも、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。きょうは、どの課題についても、やはり評価の視点をしっかりしていくということ。そして、地域の実情にあった地域に根差した活動をしていただきたいという、私の思いを申し上げました。

これで終わります。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 大変失礼をいたしました。先ほどの答弁の中で、評価の視点というところが少し抜けておりましたので、ここで改めて答弁をさせていただきたいと思います。

それでは、評価の視点ということで答弁をさせていただきます。本市における生涯学習の評価の視点につきましては、現状では、事業の開催回数とか、参加者を数値化し、それを目標値に照らし合わせることで事業の達成率として評価をしております。しかし、生涯学習の取り組みによる成果として考えられるのは、学習者が何を学んだか。そして、今後どのようにその知識を活用するかということであり、人材の育成から活用までのサイクルを確立することが重要であると考えております。今後は生涯学習の推進を図る上で、常に社会の変化を見極めながら、適切に評価を行ない、教育社会の展開と実現に努めてまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 以上で、近松恵美子さんの質問を終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

---

午後 3時20分 開議

○議長（高村四郎君） 昼食前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） こんにちは。やっと番が回ってまいりました。市民クラブの横手でございます。去る7月12日の未明に起きた九州北部災害では、気象庁が、これまでに経験したことのない大雨と発表したように、当日、熊本県下でも16名の方が亡く

なられ、10名の方が行方不明、いまだに1人の方が見つかっていないという状況にあります。人的被害に加え、土砂崩れによる家屋の倒壊が数多く発生しました。被害に遭われた方々に対して、衷心より哀悼の意を表し心よりお見舞いを申し上げるものでございます。幸いにして、本市においてはそのときそれほど甚大な被害はなかったのですが、まだ9月で、台風シーズンでもあり、今回16号がまた接近しているということで、非常に心配をするものでございます。大きな被害がないことを祈りながら、通告に従い一般質問をしたいと思います。

前回は、学校におけるしつけについて質問をいたしました。今回は学校におけるいじめについて質問を行ないたいと思います。昨年の10月に滋賀県大津市の中学2年生が、いじめを苦に自宅マンションから飛び降り自殺をした事件で、生徒の両親は、学校でのいじめが原因として、大津市、加害生徒3人やその保護者などを相手取り、損害賠償を求めて、大津地裁に提訴し、今年5月に第1回口頭弁論が行なわれており、その後多くのマスコミ等が取り上げたことにより、全国でこの事件が話題となり、各地の学校でもさまざまな調査を行なったものと思います。それと、一昨日の熊日に、八代市の中3の男子生徒がいじめを苦に自殺していたことが発表され、記事によると、市教育委員会と学校は、昨年の8月、いじめによる自殺と判断していたが、遺族の強い要望で公表を控えていたと書かれてあり、熊本でもあったんだなとショックを受けていたら、昨日の新聞の1面に大きく、小中高生の自殺200人、そのうち、いじめが原因とされるものが4名、いじめ1,000人当たりで全国平均が5件に対し、熊本は断トツの1位、32.9件で、2位の大分は18.3件、3位の岐阜は12.2件、本件が4年連続の最多と書いてありました。これに対して県教委は、県独自のいじめアンケートが定着し、児童生徒が心境を吐露しやすくなったのではないかと見ている。一方、いじめを解決した割合も全国で最も高かったとしてはあるものの、本市の教育委員会におかれましては、このことに関しましてもどの程度把握されていたのか、お伺いいたします。

本来、いじめ問題を語る上で、よく言われることに、いじめられる側にも原因があるのではとか、そこまで傷つけるつもりはなかったとか、自分は直接いじめにかかわっていないので関係ないというようなことを、よく子供たちの声として聞かれますが、果たしてそうでしょうか。最初のいじめられる側にも原因があるというのは、よくあの人は人の悪口を言ったりいじわるをしていたからとか言われますが、このことは子供たちであれば、皆同様のことをしており、それが原因とはならないと思うし、次の、「そこまで傷つけるつもりはなかった」は、いじめる側が判断することではなく、いじめられる側がどう感じるかではないだろうか。相手が傷つくことを言ったり、ほんのからかいのつもりで行なったことが相手にとっては大きな心の傷を負ってしまうことになったりするのではないだろうか。そして、さらなるいじめにつながったりはしないだろうか。最

後の自分は直接いじめていないので関係ないと考えている子どもが意外と多いのではないだろうか。いじめがあっていることは認識していても、自分には関係ないからとか、下手に注意すれば、そのいじめの矛先が自分に向きはしないか、その心配で、ただの傍観者になってはいないだろうか。そんなときこそ周りの人間が察知し、みんなでいじめに向かう姿勢が大切ではないだろうか。

そこで、質問ですが、最近のいじめ問題について、教育委員会としてどのような対策をとられたのでしょうか。

次に、市内各小中学校の取り組みとしては、どうなされたのか。例えばアンケート等をとられたのであれば、その内容はこういったものだったのでしょうか。よろしく願いたいしまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 横手議員のいじめに関する問題について、お答えしたいと存じます。

まず、教育委員会の対策ということでございますが、大津市の問題が初めて新聞で報道されたのが7月4日ごろではなかったかと思えます。全く痛ましい事件でありまして、そして、最近、先ほども横手議員がおっしゃったように、八代の問題、それに自殺200人というような、そういう数字が出てきて、私も非常に心傷めているところでもございます。ただ、いじめに関しては熊本県の教育委員会もそうですが、市町村も非常に厳しくとらえていることは事実であります。これも解消するということはもう、発見をとにかく早くし、それからなくすように、ゼロを目指しているという現実はありません。私は7月10日午前に、玉名市の校長会を開きました。7月4日ごろそれを知りましたので、7月10日校長会をちょうど開くことにもしてございまして、それは、その問題があってはならないという深刻な状態であること。これを対岸の火事とせず、これまで行なっていた取り組みを見直すように指示して、6月のいじめ根絶月間の取り組みを校長の視点でまとめて、レポートの提出を求めました。とにかく、いじめというこのいじめを受けたと感じたら、先生に相談をするような、それを受けるようなことも指示したところであります。そうした過程で、取り組みの不十分な点について、校長として責任を持って丁寧に対応するよう指導もいたしました。

また、8月20日付で、教職員向け、保護者向けのメッセージを届けました。いじめは絶対許してはならず、教育委員会と学校、保護者が手をお互いに携えて、未然防止と解消に努めていきたいという思いを直接伝えました。教職員メッセージは、各学校で職員会議において読み合わせを行ない、9月からの取り組みの強化を促したところであります。保護者へのメッセージも夏休み明けには恐らく全家庭に配布してあると思いま

す。9月になりましてから、文部科学省のいじめに関する緊急調査に伴う児童生徒アンケートを行ないましたが、その報告を受けて、気になるケースについては、詳細に聞き取りを行ない、具体的な指導・助言を学校に対して行なっております。さらに9月の校長会議をもうすぐ行ないます。校長会議、教頭会議を開催いたしますけれども、児童生徒の自殺予防について、これも指導する予定でございます。

次に、各小中学校の具体的な取り組みはどうかということでございます。学校では、常日ごろからさまざまな対策をとっております。特に、6月のいじめ根絶月間として、アンケートを実施して、すべての児童生徒への教育相談活動、人権学習や標語の作成、児童会、生徒会主催の人権集会の開催など、重点的に行なっております。また、7月からのいじめ自殺報道等を受けて、いじめ根絶月間の対応について、一人一人の思いに寄りそう教育相談であったのか、解決すべきことはすぐに解決できたのか、継続的に取り組むべきことはあったのか、外部機関との連携及び組織で取り組むべき事案はなかったのか、そうした点を再点検を行ないました。夏休み明けには、先ほど申し上げましたアンケート、このいじめられたと回答したすべての児童生徒に対して、緊急の教育相談を行ない、現在状況の詳細を把握しているところでございます。

○議長（高村四郎君） 6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） 今、教育長の答弁の中で、7月4日にこのことが公に発表されたんじゃないかなということで、その後校長会をすぐ開いて、6月がいじめ月間であった。それが終わったすぐではあるけれども、また7月に、すぐこれに対する対応の措置をとった。各学校の校長先生方が一体となって玉名市が取り組んだらということをおっしゃられました。本当に、このことに関しては、学校だけではなく、家庭そしてまた地域等々は連携して、もう玉名からは、こういういじめによる可哀想な子どもは出さないんだというような、全体が一つの思いとしてですね、ぜひ今後とも取り組んでいただきたいと思っております。

一つ、面白いことが書いてあったのを見てたんで、そのことについてちょっと言いたいと思っております。「いじめの子は近年学力が重視される中、頑張れと言われ続け、自分を追い込んで、いじめに走ってしまうのではないかと。だれしも心に余裕がなくなると攻撃的になると思う。そこで以前読んだ記事の中におもしろいのがあったので、紹介したいと思っております。ある学校の取り組みで、毎日帰りの会で相手のいいところを見つけては褒めるの言葉をかけてあげるといふのである。例えば、「声の小さかったあなたがきょうははっきりと発表した」とか、「給食の当番ではないのに進んで手伝っていた」とか、1人の子のよかった行動や頑張ったことをクラスの友達が次々と伝えていくのだ。褒めるためには相手に近づき細部まで注視しなければならない。その過程で知らなかった一面

が見えてくる。かつてクラスの友達に暴言や乱暴を繰り返したり授業中に歩き回ったりするため、校長室で1人授業を受けていた男の子がいた。自分が褒められる番になって、黒板の前で不安そうに立っていた彼は、級友から褒めの言葉を浴びると、突然泣き出したそうである。クラスに自分の居場所を確認し、うれしさと安堵の気持ちが一気に込み上げたのだろう。その後は授業に集中するようになり、落ち着いたそうである。一人一人が認められ、安心して自分らしさを発揮できる教室になれば、いじめは必ずなくなる。」ということであったが、私はそう簡単には、いじめはなくならないとは思いますが、市内のどこの学校でもこのいじめについて実際、具体的に、こういうことを取り組まれた学校があれば教えてもらいたいと思います。

次に、資源物のコンテナ回収について質問をいたします。現在、玉名市では限りある資源を守るため、廃棄物等の再使用・再資源化を目的に、循環型社会を目指してコンテナ回収を実施されていますが、私が住んでいます地元でも、平成16年からコンテナ回収が行なわれていますが、回収を始めた当初は住民の皆さまもどれをどんなふうを選別したらいいのか、選別の方法がよくわからず迷われていましたが、自分のところでもコンテナ回収を始めようと言われた方々が熱心に回収日には立ち会いをされて、根気強く丁寧に選別の仕方を教えてくださったおかげで何とか今の形ができ上がったものでした。現在では、玉名市の有料ごみ袋で出す量も随分と少なくなって、皆さんが喜んでおられます。たしか、玉名市がこのコンテナ回収を始めたのは、平成12年ごろではなかったかと思いますが、それからすると、随分時もたっておりますので、現在市内全域ではかなり浸透しているのではないかと思います。

そこで質問です。現在の市のコンテナ回収の現状と23年度の回収実績はどうだったのか。また、現在どれくらいコンテナ回収をされている地域があるのか。それと、今後のコンテナ回収について拡大する考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 横手議員の再質問について、お答えしたいと存じます。

いじめ問題に対してどう学校が取り組んでいるかということでございますけれども、確かに今横手議員がおっしゃいますように、自分の存在というのを認めてもらえるということは非常に大きな要因になります。それから、今コミュニケーション能力がやはりちょっと欠けている部分もございますので、こういうことをどういうふうに育てていくかということ。それで、玉名市内の学校の例を幾つか紹介をさせていただきます。児童会が主催して、遊びながらだれとでも笑顔であいさつする取り組み等も行なっております。これを「あいさつじゃんけん」というのです。それを1週間続けようということ、あいさつじゃんけん週間というようなこともやっております。

それから、ある学校は「ほめほめタイム」という時間を設けて、友達のよいところを紹介し合うという取り組みもやっております。また別の学校では、「ヒーロー・ヒロインタイム」という名称で行なうという、そうした名称はさまざまでございますけれども、どの学校におきましても、同じような取り組みを日常的に行なっております。さらにどんな小さなことでも、その日の友達のすてきな振る舞いを報告し合う、「きょうのキラリさん」や、友達にしてもらってうれしいことを報告する「きょうのさわやかさん」といった取り組みもあります。その他、縦割り班遊びや昼休みのクラスタイムなど、担任や担任以外の教職員も交えて、だれとでも仲よく遊ぶ時間を確保するなど、紹介は切りがありませんけど、紹介しきれないほど、各学校で工夫を凝らして、仲間づくりの対策を行なっております。どうか、横手議員が危惧されておりますいじめの問題、これは私も共有しているところでありますけれども、どうか視点を広く、そして深く追及して、いじめゼロを目指していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 横手議員のコンテナ回収の現状と、平成23年度の実績についてお答えいたします。

現在、コンテナ回収につきましては、玉名自治区21行政区、岱明自治区が1行政区、またボランティア団体3団体が実施されております。地域や団体によりまして回収品目は若干異なっておりますが、17品目を回収いたしております。平成23年度の実績につきましては、行政区による回収が264トン、団体による回収が166トン、合計いたしまして430トンとなっております。

次に、今後のコンテナ回収の見通しについてでございますが、現在実施されている地区につきましては、現状のまま継続をしていただき、新たにコンテナ回収を希望される地区などには、助言や指導を積極的に行なってまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 6番 横手良弘君。

〔6番 横手良弘君 登壇〕

○6番（横手良弘君） ありがとうございます。今、教育長の方から各学校の取り組みというか、玉名市内の学校でも、そういう「きょうのキラリさん」とか、「ヒーロー・ヒロインタイム」とかいう、いろんな各学校でやはり取り組みをされているんだということが伺えまして、安心いたしました。やはり、昔から、このいじめというのは私たちが小さいころからもあっていたんですけれども、昔はいじめる中にも何か節度というか、そこまではやらないというような、何か決まり事じゃないけど、そういうのがあって、しかも各学校にはボスの存在の人がいてですね、やっぱりあんまり無理なことをしたときは、その人が上から活を入れるというようなことがあったように思い



ます。それで、それ以上のことのいじめにはなっていかなかったのかなど。そして、今はインターネット等々がはやって、そういうインターネットで裏のいろんな書き込み等で人を誹謗中傷するというようなことも、今伺っております。ですから、そういうやっぱり国としてもインターネットの対策というか、それが非常に難しいということをおっしゃっておりますので、ぜひ今後もですね、その辺は非常に注視しながら対策をお願いしたいと思います。

それと、コンテナ回収の件ですけれども、私の感覚として、意外とそんなに広まっていないんだなという感覚をちょっと受けました。玉名で21、岱明1、ボランティア団体が3ということで、もうちょっと進んでいるのかなというように思いました。というのが、以前北海道に行ったときに9割近くを再資源に使っているというところもあったんで、少しでも今資源等々が注視されている中で、やはりこのコンテナ回収というのは資源の有効利用の中で、もっともっと進んでいっていいのではないかなということを感じております。

それと、今、このコンテナ回収に当たられている業者の方が、非常に安い金額でされているということもお伺いしております。その辺がこのコンテナ回収の多少の足かせになっているのであれば、ごみ収集を減らす意味でも、このコンテナ回収というのは私は今後もっともっと進めるべきではないかなと感じております。また、今後ともこのことをお願いいたしまして、きょうの私の一般質問は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

18番 中尾嘉男君。

〔18番 中尾嘉男君 登壇〕

○18番（中尾嘉男君） 皆さんお疲れさまでございます。18番有明クラブ、中尾でございませう。もう最後の質問者となりましたので、端的にいきますのでよろしくお願ひします。

まず最初に、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」指定管理者についてお尋ねをいたします。病院で、「あなたは元気だったな。あの人は来とらっさんばってん、ねおとらすとじゃなかな」というような、変なあいさつを交わす御年配の方をよく見かけ、また施設園芸による農業が主産業ということもあり、長時間の肉体労働から腰やひざなどの病気をされる方が多いことから、平成8年から計画し、平成11年4月に保健センターの拠点として開館しております。平成18年にこの施設の指定管理者制度導入の適否を検討されて、市の直営で運営されるとお伺いしておりました。私は当時建設に携わった一人として、サービスの低下、また利用料金の変更などを思うわけでありませう。

そこで質問いたします。なぜ指定管理者の導入時期が今なのか。一つ、指定管理者制度を導入する際、選定される候補者は社会福祉協議会なのか、また、なぜ非公募であるのか。一つ、保健福祉施設として目的と認識及び病気をされた方への指導など、市民の多様なニーズにどのように対応していくのか。

続きまして、横島図書館の開館時間について、お尋ねいたします。最近利用者の方から、開館時間の見直しはできないのかとの声を伺います。平日の月曜日から金曜日までの開館時間である11時を10時にしていただけないかということです。その理由といたしまして、子どもがもっと早く行きたい。また仕事の関係で11時まで待てないなどの話をお伺いしております。

そこで質問いたします。横島図書館の開館時間を10時にできないか。また、直近の利用者の利用時間の統計はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

1回目を終わります。

○議長（高村四郎君） 横島総合支所長 北口英一君。

〔横島総合支所長 北口英一君 登壇〕

○横島総合支所長（北口英一君） 中尾議員の玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」指定管理についてお答えをいたします。

平成18年度に221の公の施設への指定管理者制度の導入の適否について検討をしております。その際、「ゆとり一む」につきましても、指定管理者制度の導入が適する施設と判断し、その実現に向けた検討を具体化することといたしました。このような経緯から、平成22年度には、玉名市アウトソーシング計画を策定し、その中で「ゆとり一む」についても移行準備期間を設け、平成25年度からの導入に向けた準備を現在進めているところでございます。

「ゆとり一む」は社会福祉協議会が市の委託事業や社会福祉協議会独自の福祉事業の活動の拠点施設であり、これらの活動と施設の管理運営とは分離できない一体的なものと考えられます。「ゆとり一む」の管理や運営が可能とされる団体が、社会福祉協議会に限定されていることから、非公募により候補者を選定することとしております。その選定の際については、横島地域協議会での御意見も十分に考慮した上で策定させていただきました導入方針に従い、進めているところでございます。

老人医療費の自己負担が無料の時代もありましたが、その後の社会情勢に伴い負担額を増加する見直しが始まりました。当時も医療費の高騰に伴い、国民健康保険税の必然的な上昇を招く結果となっておりました。そのような中、「ゆとり一む」は町民の多様なニーズに総合的に対応する施設として平成11年度に開館し、保健医療の充実と福祉の向上を図るための役割を担ってきています。温泉のある交流センター、プールのあるトレーニングセンターとは異なり、保健福祉センターは各種検診、予防接種等の保健事

業と福祉に関する相談・指導を行なう地域保健福祉施設として、所期の目的である医療費抑制等の効果を発揮しております。最近の「ゆとり一む」への年間入館者延べ人数は、平成21年度16万7,150名、22年度16万6,711名、23年度16万5,377名で、安定した御利用をいただいております。今後も設置目的に沿った利用しやすい使用料を維持する必要があります。もし、経済的な要因等により施設の利用料金の上限を変更する場合には、市議会の議決が必要となります。したがって、指定管理者が独自の判断で、条例で定められている料金の上限を超えて、引き上げることはございません。

このたび、アウトソーシング計画により指定管理者制度に移行いたしますが、指定管理者が企画する自主事業の取り組み等により、サービスの向上を図るとともに、コスト意識が強くなり、さまざまな経費の節減等を期待できます。今後も、「健康で明るいまちづくり」を目指す玉名市の地域保健福祉の拠点として、広く市民の保健予防福祉活動を推進し、市民の健康の保持及び増進、福祉の充実並びに交流を促進するため、最大限の活用をやってまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 中尾議員の横島図書館開館時間についての御質問にお答えをいたします。

横島図書館は、平成15年7月に小学校余裕教室を増改築して建設された図書館でございます。開館に際し発足した地元住民による「図書館を考える会」の意見を数多く取り入れ、一度来館したらずっと居続けたい、「帰ろごつなか図書館」をコンセプトにリラックスできる図書館づくりを目指し、完成に至りました。開館時間も地域の意見を反映させ11時とし、また利用者の方が仕事が終わってからも立ち寄られるよう閉館を19時とした経緯がございます。また夕方には隣接する横島小学校の児童が放課後図書館を利用しながら待ち合わせ場所としての役目も担っています。土曜日、日曜日、祝日は、10時開館、18時閉館になっており、より多くの皆さまが利用できるよう、地域性を配慮した開館時間になっております。

横島図書館の利用実績につきましては、昨年の統計によりますと、少し細かくなりますけれども、土曜、日曜、祭日の10時から11時までの年間利用者数が1,122人、11時から12時が2,657人、12時から13時が1,951人、13時から14時が3,590人、14時から15時が2,647人、15時から16時が2,854人、16時から17時が3,383人、17時から18時が3,452人、18時から19時が1,561人で、昨年の1年間の利用者数は2万3,217人であります。1日の時間帯で、利用者が多い時間帯は、13時から14時の3,590人で、次に17時か

ら18時の3,452人です。この利用実績から見ますと、小学校修了後の夕方の利用が若干多いような傾向がございます。平日の開館時間を仮に10時からにしますと、勤務時間の関係で、閉館時間が18時になり、先ほど申しましたように、仕事帰りの利用、放課後児童の利用等ができにくくなると考えられます。

市といたしましては、多くの皆さまの利用を願っており、利用者の要望、利用状況等を考慮し、今後検討をしていきたいと思っております。これからも、図書館が安全で快適に利用できるように、施設・設備の充実を図り、地域に密着した特性を活用しながら、個性ある図書館を目指し、運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） 答弁ありがとうございました。「ゆとり一む」について、これは確認ですけれども、指定管理者制度に移行しても、現状と変わらないということではないんですね。これは確認です。

図書館については、年間2万3,200人以上の利用者がおられます。また、利用者の要望、利用者状況等を考慮し、今後検討するということですが、いろいろ模索し、個性ある図書館運営を期待しております。

そういうことで、私の一般質問は終わります。

○議長（高村四郎君） 横島総合支所長 北口英一君。

[横島総合支所長 北口英一君 登壇]

○横島総合支所長（北口英一君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。料金等の変更は基本的に現在ありません。

○議長（高村四郎君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明14日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時03分 散会

第 3 号

9 月 1 4 日 (金)

## 平成24年第3回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

平成24年9月14日（金曜日）午前10時02分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 5番 北本議員
  - 2 15番 松本議員
  - 3 3番 内田議員
  - 4 24番 吉田議員
  - 5 2番 福田議員
- 散会宣告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 5番 北本議員
  - 1 玉名市民の安心な暮らし・命・財産を守るための計画について
    - (1) 玉名市地域防災計画について
      - ア 女性の視点は防災計画へ意見の反映はされたのか
      - イ 計画を実践していくためのマニュアル作成は
    - (2) 玉名市災害時要援護者支援計画について
  - 2 指定管理者制度について
    - (1) 指定管理者制度の導入は・現在の数・これからの予定
    - (2) 成果・課題の総括とその解決に向けて
- 2 15番 松本議員
  - 1 玉名市ホームページの戦略的活用について
  - 2 菊池川整備事業構想について
  - 3 国際交流と歴史教育について
- 3 3番 内田議員
  - 1 学校規模・配置適正化計画について
    - (1) 適正化基本計画の策定状況と公表について
    - (2) 「中一ギャップ」の背景と玉名市の実態について
    - (3) 「玉名学」について
    - (4) 教師の負担増と影響について
    - (5) 市長の小学校再編事業推進についての考えは
- 4 24番 吉田議員
  - 1 オリンピックと国家

- (1) 市長の「オリンピックと国家」について感想と思い
- (2) 国旗掲揚について

2 教育問題

- (1) 中学校の歴史教育等について
- (2) 玉名市立中学校と熊本県立玉名高等学校附属中学校について
  - ア 日課表について
  - イ 特色等について
- (3) 教育・音楽（文化）立市宣言について

3 安全で安心して暮らせる社会

- (1) 高瀬官軍墓地について

5 2番 福田 議員

1 市税の納付方法について

- (1) 市税の納付をコンビニからできるよう協定を結ぶ考えはないか
  - ア 納付状況は
  - イ 協定を結ぶ考えはないか

2 岱明コミュニティセンター（潮湯）の利用状況について

- (1) 宿泊施設としての効果は
  - ア 実際の改良費はいくらだったか
  - イ 利用状況は
  - ウ 維持管理費は
  - エ 今後の課題は

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木 壽君	20番	大崎 勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君

23番 竹下幸治君  
25番 松田憲明君

24番 吉田喜徳君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	平田光紀君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	坂西恵二君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	北口英一君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	本田優志君
企業局長	植原宏君	教育委員長	池田誠一君
教育長	森義臣君	教育次長	西田美德君
監査委員	有働利昭君		



\*\*\*\*\*

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 皆さんおはようございます。

市民クラブの北本節代です。通告に従い一般質問を始めます。

議会休会中は、常任委員会の研修や自主研修など多くのことを学ぶ機会がありました。東京都杉並区では元気な高齢者の取り組みで、健康維持や介護予防、地域貢献の活動に長寿応援ポイント制度を導入。60歳以上の方が地域貢献や健康推進介護予防等の生きがい対策をされるとポイントがたまる仕組みになっていて、ポイントは商品券などとかえられる制度になっていました。ポイントシールはその民間の団体にゆだねられていて、まさに民と官が強い絆で結ばれて事業が進められていることを実感しました。

また、学校教育の中では、「日本語」という科目が用いられ、日本文化など教科として取り込まれていることなども大変共感をいたしました。広報委員会の視察でも早速9月号から実施されるものは取り入れていくことになりました。また、本市でもこの議場で子ども議会が開会され、7つの中学校の生徒が議長、各学校の代表質問が行なわれました。それぞれに提案があり、執行部も丁寧な答弁が見られました。当日は保護者へのお知らせすることなどがなっていなかったのか、傍聴席が少なかったのが大変残念でした。同じ時に、菊池市子ども議会が行なわれていて、テレビ報道がされておりましたが、菊池市子ども議会は回数を重ねていच्छやるのか、議員とともに作り上げる議員交流の時間ももたれていることが報道にされておりました。若者の政治離れや市民が投票しない投票率の低さは何もいいことを生み出しません。3年おきに行なわれる子ども議会が中学生らしさを残して、これからも発展していくことを強く望みます。

それでは、玉名市民の安心な暮らし・命・財産を守るための計画について質問をいたします。

玉名市地域防災計画についてです。7.11の九州北部豪雨はこれまでに経験したことがないような大雨という異常気象の報道があり、この言葉で改めて事の大変さを痛感いたしました。一夜にしてとうとい命を飲み込み、多くの財産、農作物、畜産などが全

滅してしまい大きな被害が出ました。私も阿蘇の出身であり、被害が大きかった総合病院、観光ホテル、また個人の家屋の浸水に見舞われた被害者に縁ある方が多く、他人事ではありませんでした。町並みに被害の規模をこの目で確かめながら救援活動にもはいらせていただきました。畑も稲も家もまた家畜も真っ黒な火山灰のヘドロ化したものが、いたるところに入り込み、絶望を感じるものでした。本当に一瞬にしてすべてのものがなくなってしまいました。車も自宅の車庫で多くの車が廃車化し、布団、畳、建具、家具の一式、思い出の写真等夜中の出来事で身動きもできない状態であったと言われます。

災害でとうとい命をなくされた方々に、また被害に遭われた多くの皆さまへ心から哀悼の意を表すとともに、早期の復興をお祈り申し上げます。

今回の災害を阿蘇市へお尋ねしましたところ、深夜12時30分に警報を鳴らす。しかし、雨の音で市民は誰も聞こえなかったそうです。警報がならなかったと苦情が多くあったとお聞きしました。2時40分に警戒警報、避難命令。4時に避難勧告。4時50分に対策本部が設置されたそうです。その前後にかけてがけ崩れの情報が次々に寄せられてきたということでした。しかしほとんどの地域で、停電、通信が途絶え、被害総額は農産物だけでも207億5,000万円。土石堆積で5億円以上になるそうです。現在被害総額を算出していると言われておりました。また、11日の新聞の一面では、豊肥線は来年の8月、被害総額は45億円とありました。熊本県はこの水害に見舞われた1,500世帯で今議会、1億3,000万円。1世帯当たり10万円を送ることを提案されております。

玉名市と遠く離れている3.11の時もそうでしたが、玉名市でも今でも起こり得る状況です。以上のような現実問題を踏まえて質問をいたします。

平成24年5月に玉名市地域防災計画が新たに出されております。今回の地域防災計画をするにあたって、特に改正された重要な点についてお答えください。女性の視点による意見の反映は地域防災計画の中にあるのかどうか。昨年11月の訓練以来防災訓練は行なわれているのかどうか。備蓄に対する考え方で、今後の計画はどうなっているのか。避難所は足りているのか。防災時のマニュアル作成について計画や準備はあるのかお尋ねいたします。

地域福祉防災計画の中で、要援護者の欄がありますが、要援護者への支援計画は福祉部局になるということですので、担当部局にお尋ねいたします。

平成24年度玉名市災害時要援護者の支援計画も、玉名市災害時要援護者避難対策会議において本年出されております。以下のような質問をいたします。

対策会議において、当事者または当事者の代弁ができる関係者や当事者の代表の方などの意見を反映させることは不可欠ですが、どのように反映されているのかどうか。ま

た登録者の直接支援のネットワークづくりは進まれているのでしょうか。安否確認の名簿作成で民生委員、区長を巻き込んだ作成はどのようになっているのか。障害者手帳保持者の方での登録は実際に進んでいるのかどうか。障害に合わせた支援の必要性がはっきりとわかる視覚、聴覚、精神、内部疾患、高齢者等に合わせた防災計画や訓練。要援護者、支援者の避難訓練はされているのかどうか。また、今後、計画はあるのかどうか。要援護者への支援物資の備蓄は予算を組まれているのかどうか。それと、計画的に備蓄されていくのかどうか。福祉避難所は足りているのか、障害別のマニュアル作成について準備はあるのかどうかお尋ねいたします。

以上、答弁をいただきまして再質問を申し上げます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） おはようございます。

北本議員の玉名市地域防災計画についてお答えをいたします。

玉名市地域防災計画は、災害対策基本法の定めるところにより、防災会議において毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされております。今年度は、5月29日に開催した「玉名市地域防災会議」において、玉名市地域防災計画の修正を行なったところです。修正の主な内容としましては、防災訓練計画について、住民の訓練の重要性を含め内容をより具体的にしたこと。「自助」「共助」の重要性を再認識し、個人、家庭、地域、企業などさまざまな主体が防災・減災の行動をとることを目指して取り組むものとして、自主防災組織の結成・育成を促進して行くこと。

津波に対する避難勧告等の発令基準を新設したこと。

防災知識普及計画として、市民一人一人が日ごろから災害についての認識を深めるための普及内容及び普及方法を具体的にしたこと。

原子力災害対策を新設したこと。廃棄物処理計画を新設したこと。などが主な修正内容です。

次に、女性の視点による防災対策は、地域防災計画の中に反映されているのかという点につきましては、訓練、防災知識普及を行なう際に、男女双方の視点にも配慮し、また、自主防災組織の結成・育成にあたっては、女性の参画の拡大を促すなど、男女共同参画の観点を加えたところです。

次に、昨年11月の訓練以来、防災訓練はどのように行なわれているかという点につきましては、昨年11月6日に災害対策本部設置訓練、救出救護訓練、要援護者等避難訓練と大きくは3つの訓練を行ないました。本年度は、9月2日に天水地区において自主防災組織の避難訓練に合わせ、要援護者等避難訓練が実施されたところであります。その他、防災機関と連携するような訓練については、今後実施をする予定としておりま

す。

次に、備蓄に対する考え方、今後の計画はどうなっているかという点でございますけれども、物資の備蓄は企業との災害協定による流通備蓄の確保に加え、今年度中に毛布100枚、非常用食料500食分を備蓄するよう、今準備をしているところでございます。今後は、備蓄場所、品目、数量等について、検討を継続してまいりますとともに、家庭における日ごろからの備蓄品確保について、普及啓発しながら災害への備えを強化してまいります。

次に、避難所は足りているかという点でございますけれども、計画上においては足りる見込みとなっておりますけれども、災害の種類、被害の状況、あるいは避難所自体の被害状況等によっては、予定している避難所が使えないといった状況も想定されます。今年度の防災計画修正においては、指定施設以外への避難所開設の考え方を追加したところであり、今後も避難所については、必要な検討を行なってまいります。

次に、防災時のマニュアル作成についてでございますけれども、気象警報等が発令された時の待機班用マニュアル。防災無線の放送のためのマニュアルなどを既に整備しております。今後、防災対策の必要に応じて作成を検討しつつ、既にあるマニュアルにも必要な見直しを図り、防災時の活動等が円滑にできるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

[健康福祉部長 坂西恵二君 登壇]

○健康福祉部長（坂西恵二君） おはようございます。

北本議員の玉名市災害時要援護者支援計画の質問に答弁いたします。

まず、対策会議につきましては、毎年梅雨に入る前に、区長会、民生委員、社会福祉協議会、警察、医師会、消防及び消防団など、要援護者支援にかかわる関係機関の代表者を交えて対策会議を行っております。貴重な御意見を賜り、年度支援計画に取り入れているところでございます。今後は、支援計画書のさらなる向上を図るために、専門的知識を有する対策会議委員の加入を検討したいと考えております。

次に、登録状況につきましては、民生委員や区長などの協力によりまして、平成24年5月10日現在で、対象者1万2,471名に対し、1,713名の登録がっております。今後とも援護が必要な方で未登録者の掘り起こしを、各地域の関係者の協力により、推進していきたいと考えております。

次に、要援護者登録者リストにつきましては、民生委員、区長は以前からお渡しをしておりましたが、本年度より消防団の方にもリストを渡し、平常時から声かけなどの見守りを行なっていただき、災害時に救出や安否確認に努めていただくことといたしております。障がい者ごとに支援方法や訓練については、現状ではまだ行なわれておりませ

んが、今後は関係機関や防災部局と連携を図り、検討を重ねていく必要があると考えております。

次に、災害発生時における高齢者や障がい者の特別な配備を要する避難者に対し、特性に応じた専門の避難所。いわゆる福祉避難所の設置が急務と言われております。玉名市におきましては、幸いにも近年大規模な災害は発生しておりませんが、有事の際に備えて、昨年度「たまきな荘」と福祉避難所の設置・運営に関する協定を結び、災害時において援護が必要な方が、日常生活に支障なく避難生活を送れる福祉避難所の確保を行ないました。本年度におきましても、先ほどありましたけど、9月の防災の日に天水地区で「土砂災害時における要援護者の救出」を想定した救助訓練を行ない、参加者の自主防災及び消防団の方々から非常に役に立つ身近な訓練だったとの感想をいただいております。また、要援護者を対象とした消防団による搬送訓練、施設における受け入れ訓練を行ない、訓練協力施設の「若宮福祉会」と福祉避難所の協定を結ぶこととなっております。今後も多くの福祉施設の協力をいただき、福祉避難所の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、支援物資の備蓄や障がい者に応じた防災訓練につきましては、市防災の要であります防災部局と連携を密に行なってまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁いただきました。女性の視点は、男女共同参画の視点を盛り込みますということで、今回の計画にはまだ入っていないのかなというふうな答弁でしたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、再質問をですね、2ついたします。

1つは、きのうの議員も防災についてというふうなことで、再質問をしようというふうに考えてたところを答弁がありましたので、その答弁も含めて再質問の中に入れていきたいと思いますが、今回、防災計画について質問をするに至ったきっかけはですね、滋賀県の大津市で、全国市町国際文化研修所でのセミナーに参加いたしまして、地方財政の課題とか、それから震災の復興、地域の役割、これからの議員のあり方、支え合えのまちづくりと震災復興をもとに地方議員の行動の方向性などについてという研修がありました。中でも宝塚市の中川智子市長のお話は、第5次総合計画、2011年から2020年において、目指す町の姿を、「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚へすみ続けたい 関わり続けたい 訪れてみたいまちを目指して」という市民参加、協働によるまちづくりを進めていくというのをおっしゃって、自分のボランティア経験の中に、行政として大きな間違いや、必要な人へ早急なサポートができない現実などを現場で触れられ、現在そのことを柱に防災計画を進めていらっしゃるという強い発言がありました。

なお、昨年6月議員が質問されているんですが、自主防災組織率の質問で、現在39.7%ですという答弁がっております。

それから、258行政区中、107の行政区が結成されている状況で、自主防災組織のうち、37組織で避難訓練や訓練活動が行なわれていますというふうに。備蓄に関しては、資材あるいは機材などの備蓄はありませんというふうな答弁で、昨年の6月からの答弁によりますと備蓄自体はわずかながらも進んでいるかなというふうなことで、計画も取り入れて行くというふうなことでした。

それから答弁の変わったところで、原発が入ったというふうなところはもう本当によかったなというふうに思いますけど、その時の防災組織も天水自治区は行なわれていまずというふうなことで、あとは検討中というふうな答弁でした。昨年の6月から大分変わったのかなというのが私の再質問でしたけど、39.7%がきのうの答弁で約40%ですということは、変わってないということですよね。自主防災組織率が天水自治区は100%ということでしたが、天水自治区の人口も10%です。進んでない10%の玉名自治区には60%以上の人口がいます。1年半経過した中で、進んでいないというふうなことはどうなのかということが私の再質問で、どうして進まないのかなというふうに私も考えたんですけど、これは地域防災組織育成助成事業というのがありまして、これも全部調べさせていただきましたが、これは、100%、30万円以上から200万円以下の金額が助成されるという助成金なんですけど、平成19年度は熊本市、菊池市、天草市、小国町その他ですね。平成20年度は熊本市、人吉市、天草市、山鹿市、21年度は熊本市、山鹿市、天草市、22年度は熊本市、23年度八代、菊池市、荒尾市というふうなことが助成金の対象になったというふうに書いておりますけど、あめとむちというふうにおっしゃいますが、動かない組織を自主防災、もう自主防災しか、最初に私何で205億円とか45億円とか申し上げたかという、防災は本当絶大な市民の財産を奪っていくんですね。こんな助成金の2万円や5万円や30万円ぐらいな金額じゃなくて、もう阿蘇市でもですね、最終的には何にも、あそこは30億円の電話を各世帯に設置してるんです。設置してるんですがまったく用を足さなかったんですね。だって夜中ということもあるし、防災無線はもうまったく聞こえなかったんですね。その時に民生委員にもお尋ねしたんですけど、1軒1軒雨の中を起こして回りましたて、自分たちがドアを叩きましたというふうに、ドアを叩かれて、起こされたところの地域はまだ少なからず車が助かってるとか、テレビは上にあげたとかですね。そういったことができておりました。自主防災組織というふうなところは、やっぱり本当に本腰を入れて、私たち民間と、私たち市民と行政とがやっついていかなくちゃならないことと思いますし、こういった地域防災の助成金なんかはバンバン活用して、やっついていかなくちゃならないというふうに私は思いますが、これに対して再質問いたします。

それから、福祉の関係ですね。福祉の関係では、福祉避難所が私はまだつくってないのかなと思ったら、2カ所、本当に御努力だと思います。契約設置ができましたということでした。ここの議員の皆さんも福祉避難所で何かなというふうに思われているかもしれませんが、福祉避難所は、障がい者や高齢者が災害時に要援護者を受け入れてくれて、開設する2次的な避難所のことですが、バリアフリーを備えて、要援護者のケアを行なう職員も配置されている福祉施設のことです。厚生省では平成20年6月に福祉避難所設置運営のガイドラインを策定され、自治体によっては、デイケアスペース、それから空き教室や高校のセミナーハウスなどを福祉避難所として開設している自治体もあります。今回、仙台市では福祉センターなど平成20年3月に、開設運営マニュアルを作成し、特養も含めて、52施設が指定されました。それでも知的、精神の受け入れ態勢が不十分ということが課題に出されています。食料などの生活物資の備蓄もまったくされていないということが課題に出されています。玉名市でも現在要援護者数を把握されて、先ほど数値が1,700幾つですというふうにおっしゃいましたが、福祉施設では解説マニュアルとともにですね、もっと準備しなくちゃいけないというふうに思いますが、その必要性を感じられているかどうか再質問をいたします。

答弁をいただきまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、組織率の向上、なぜ率が大きくなるのかという御質問でございますけども、1年半前とおっしゃいましたのは、昨年12月議会で横手議員の質問だったかと思っておりますけども、その時の答弁で23年4月1日現在の状況というところで、258行政区の中で107の結成が済んでいて、39.4%という率でお答えがしてあります。その後、きのうは約40%というところでお答えしましたが、23年4月1日以降、1つの行政区が組織を結成をしております。正確に言いますと、39.9%となりますけども、これは世帯換算で計算をします関係で、0.5%ですかね、の増加ということになったわけですが、なかなか進まないというのは、旧玉名市、玉名自治区でございますけども、10%の玉名自治区では以前より大きな災害等が発生しておりませんので、住民の意識がまだまだ低いのかなというふうに考えております。1年半以来、各区長会の総会とか会合で、防災組織の重要性という点につきまして、説明をやったり、組織結成の啓発を行なっているところでございます。

それから、育成助成事業ということのお話ございましたけども、ここについては今後さらに検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

[健康福祉部長 坂西恵二君 登壇]

○健康福祉部長（坂西恵二君） 再質問にお答えしたいと思います。

今後、福祉避難所の確保につきましては、要援護者を対象とした防災訓練を行ない、支援をしていただく福祉施設に対し、随時協定を締結し、少なくとも100名程度が避難できる福祉避難所を確保したいと考えております。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁いただきました。どうしてもですね、やっぱり進めたいなというところでは、きのうの答弁の天水100%のモデル地域が玉名にはあるわけですので、玉名自治区でも10%の推移をですね、上げていただくように、助成金もかなり国から出ておりますので、そういった活用しながら、地域でですね、例えばもう備蓄をするためのものをどうにかしたいということで集まる方、そしてやろうとしている方多いと思うんですね。もしかしたら女性の視点も入れなくちゃ動かないのかなという感じもしますが、どうぞ御努力いただきたいなというふうに思います。

それから、福祉避難所では100名程度の力強い答弁をいただきまして、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

指定管理者制度についてです。私もこれまで何度か指定管理者につきまして問題点、特に雇用問題について質問をしてきました。今回、指定管理者制度を導入する「ゆとり一む」が挙げられておりますが、指定管理者制度は2003年9月に自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されました。既に全国では7万件を超える施設が導入されていると聞いております。指定管理者制度におきましては、指定管理者を選定するプロセスに公募を入れ、事実上、競争入札のような状況が生まれております。選定は総合評価方式になっているものの、90%以上が5年ないし3年で終わるといふ、雇用不安をもたらしております。再度指定管理者を受けなかったら、そのまま失業し、そうでなくとも退職金はない、給料のアップは望めないままになっていきます。経費の削減は、人件費の低下を促し、その雇用も非正規雇用を生み出しています。しかし現状は、市の財政がやっぱりとても緊迫している中、ましては市の職員を削減されている中、まだまだ厳しくなるのかなというふうに思いますが、このような実態は地域で安心して生活できない社会へと悪循環が生じている結果となっております。

質問ですが、これまで指定管理者制度を導入されてこられたメリットやデメリット、さらに指定管理者制度の総括は、玉名市としてですね、できているのか。またそのことは改善されている点がありましたら、解決に向けて改善された点などありましたらお答えください。



指定管理者へ移行された現在の施設、またこれからの予定についてどれくらいあるのか。きのうもアウトソーシング計画でというふうにおっしゃってましたので、お答えください。

指定管理者制度へ移行されていく建物の多くは、いろいろな意味で施設が古く、設備投資がかかる時期に差しかかっています。今回「ゆとり一む」も最大の設備投資がいるものと推測しますが、その点はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 北本議員の指定管理者制度についてお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、議員も御承知のように、2003年に地方自治法が改正され、公の施設の管理を従来の管理委託制度に変わり、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的に創設されています。本市におきましても、平成18年9月には、20施設に導入し、本年4月現在では23施設への制度導入を終えておるところでございます。指定管理者制度を初め、民営化、民間委託等の導入によって、住民サービスの質を向上させ、また効率的、効果的な行政事務とするために、「玉名市アウトソーシング計画」を策定しております。現在、この計画をもとに横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」への来年4月からの指定管理者制度の導入に向けた手続きを進めているところでございます。その他にも市営住宅、都市公園やスポーツ施設等につきましても今後の導入に向け、検討を積極的に行なっていきたいと考えておるところでございます。

次に、成果、課題、総括とその解決に向けてでございますけれど、指定管理者制度導入の成果といたしましては、民間の有する経営ノウハウを生かし、利用者へのサービス向上と施設管理及び運営経費の縮減化などが挙げられます。実際、草枕温泉「てんすい」や「玉の湯」では、「サービスがよくなった」という声や、あるいは「利用しやすくなった」など好評である旨の報告を受けております。また、導入施設全体での運営経費が削減され、一定の導入効果を得ているところでございます。

課題といたしましては、先ほど議員がお話されましたけれど、更新のたびの雇用問題が考えられますが、これにつきましては、新たな指定管理者において、新規就業者の確保が必要とされる場合には、継続雇用を指定管理者に対し促すなどの被雇用者への配慮に努めていきたいと考えております。そして、指定管理者制度を順次導入していき、あわせて就業機会の創出に寄与できればと考えているところでございます。

また、老朽化が進む施設では、修繕等の維持費用が必要になりますが、これは市と指定管理者との間で締結する協定のリスク分担に基づき、責任の所在を明確にし、対応し

ているところでございます。市は、市が設置した施設の管理者といたしまして、指定管理者による施設の管理運営が適正かつ確実にこなわれているかどうか。また、安定的かつ継続的なサービスが提供できる、健全な財務状況であるかなどを、定期の報告書によって把握し、改善を要すると認める場合には、指定管理者に対し、適切な指示を行なうなど、施設の適正な管理・運営に努めているところでございます。

ますます厳しさを増す財政状況の下、現在、職員の定員適正化にも取り組んでいることから、今後もサービスの水準及び事務処理の迅速化や効率化の向上、並びに投資コストの縮減等を図るために、指定管理者制度を含めたアウトソーシングのさらなる推進は決して欠かせないものと認識しているところでございます。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁いただきました。

指定管理者については、雇用問題ではですね、次に3年、5年過ぎたあとも雇用を続けていただくように、市の方から促すというふうなこと、それは努力をしたいというふうな答弁でした。これからも進めていく中では市がですね、責任をやっぱりちゃんとしていきますというふうな答弁でしたので、本当によろしくお願ひいたしたいというふうに思います。

この前の議会で、公共施設マネジメント白書をいただきました。玉名市ですね、行政改革大綱に基づく実行計画というふうなところと、玉名市のアウトソーシング計画もいただきました。これからですね、かなりのことを考えていかなくちやいけないというのと、今、出してるものもかなりあるというふうなのを拝見いたしました。財政の中でどうしても担当の職員に、「これは普通なんだろうか」というふうにお聞きしましたら、「外国の方でもほぼ、本当に市の職員がいない状況の市もあります」というふうなことで、なるべく公が持たなくて、民間の方に移行されるものはゆだねるということでしたので、いたし方ないのかなというふうに思いますけど、一例ですね。皆さん記憶があるかもしれませんが、埼玉県のふじみ野市のプールの事故がございました。これは指定管理者の事故でしたんですが、最終的にはですね、やっぱり公が責任を取るというふうなところの部分では、「指定管理者に任せました」ということで、最終的にはこのふじみ野市の場合ですね、その管理責任は委託の会社であると思っていれば、委託の会社からじゃなくて、また次の管理の違う監視員の方にゆだねてあったということで、もうほとんど監視が行き届いてない状況があったというふうなことが事故の原因というふうになっておりました。部長の答弁ではですね、市がというふうになりましたけど、プールそれからお風呂ですね。それから、今からもっともっと市営住宅、ふるさと歴史博物館「こころピア」いろんなところがなっていくと思いますけど、最終的には公の施設は、

公が責任を持つということでは、管理・監督を厳重にやっぱりやっていくということが安全につながるかなというふうに思いますので、これはよろしくお願いいたしたいと思えます。

それと修理に関しても、どうにかですね、折半というか、そういったところは折半。玉名市がしなくちゃいけないというふうにならなくては玉名市というふうにおっしゃいましたけど、指定管理者の方では、何か一つこれお願いいたいと言っても、なかなかOKがでずに1年経ちました。やっとOKが出ましたという話を聞きますので、予算関係とか、議会関係とか、決議関係もあるだろうと思えますけど、特に安全を要するところの施設管理とかは、手すりも含めてですね。敏速な対応をお願いいたいというふうに要望いたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高村四郎君） 以上で、北本節代さんの質問は、終わりました。

15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） おはようございます。

15番、新生クラブの松本です。

本日は、あとに大きなテーマの質問が控えておりますので、早速通告の順で質問に入ります。

玉名市ホームページの戦略的活用について。今日、インターネット社会は急速な展開を見せ、ホームページは国、地方自治体、会社、個人の情報発信源として欠かせないものとなりました。私たちの伊倉町も4月8日開催した伊倉サミットの提言を受け、6月に町のホームページを立ち上げました。まちづくり委員会、商店街、伊倉支館、中学校、小学校とオール伊倉で、町出身者、そして全国の伊倉姓の人たちへ、聖地肥後伊倉のふるさと情報を発信しています。今後、内容の充実と更新を図りながら、聖地もうでの伊倉さんたちと、町出身者の郷愁を誘い伊倉町の活性化を目指しているところです。

さて、先日テレビの情報番組で、ホームページを戦略的に活用して、もうかる・稼ぐ自治体として、佐賀県武雄市と島根県隠岐島の海士町が紹介されておりました。武雄市は公式ホームページを、無料の交流サイト「フェイスブック」に移行させ、年間600万円だった予算を200万円に節約。市内の名産品、特産品生産業者も無料で登録させるフェイスブック・シティ課を新設、全国に発信しています。将来的には1,000品目、年間10億円の販売を目標とし、その結果税収も伸びるといふ、みんながもうかる仕組みをつくり上げておられます。武雄市の秘書官だった42歳の職員が、陸前高田市に応援職員として派遣され、このシステムを根付かせるため奮闘中の新聞記事もありました。また、田崎市場の青果市場もネット通販を始め、初年度3,000万円の売上を目

標という記事もありました。一方、隠岐島海士町では、本土の若者に島での起業を呼びかけ、支援する制度をつくり、実行したところトヨタ、ソニー出身の社会人、一橋大学、京都大学出身といった一流どころの若者が島に来て、IT事業、海産物加工業などを立ち上げ、観光、漁業の活性化につながっています。また、廃校寸前だった島内唯一の高校再生策として、全国に島への留学を呼びかけ、学習塾もつくり、自分たちがスーパー講師となり、ついに島内初の早稲田大学合格者を輩出するなど「ホンマでっか」な話が紹介されていました。このようにアイデアとは一石二鳥、三鳥の波及効果が期待できるものを指すのであって、チェンジはただ置きかえるだけでアイデアとは言いがたいものであります。

そこで、質問ですが、現在玉名市のホームページ作成に要する年間費用は幾らなのか。

次に合併市町村は10年後優遇措置が終わり、5年かけて地方交付金算定外で財政は一段と厳しい状況となります。知恵を出して自主財源を稼がねばならないところです。そこで、玉名市も無料のフェイスブックにホームページを開設、玉名ブランド商品の紹介、注文の仲介をして発信力を強化、税収の増加につなげる考えはありませんか。まず、この2点を上げておきます。

ところで、我が国を代表する家電メーカーは円高と韓国・中国・台湾メーカーの激しい追い上げにより、軒並み数千億円の大赤字に転落。液晶テレビの雄であった某メーカーは存亡の危機に瀕しています。必死の再建策の中で、数千人規模のリストラが発表されていますが、この中には居場所をなくした優秀な技術者も多数含まれているはずで、先日は有名50社のリストラ要員が2万人との記事もありました。これらの人材が海外メーカーにスカウトされ、ブーメラン効果で日本をまた苦境に陥れるといった悪循環はなんとしても断ち切らねばなりません。地方は今こそ人材確保のチャンスと逆転の発想をする時です。企業誘致が困難な今日、人材を誘致して起業させ支援することが理にかなっています。

玉名市も交通の利便性と風土の心地良さをアピールして、人材を誘致したらいかがでしょう。イチゴ、トマト、ミカンの一大産地であり、農産品の加工、販売、ブランド力向上に知恵を発揮してもらうためにも、行政組織に取り込む任期付き職員よりも、定住して自由闊達に活躍できるのではないかと思います。

そのほか、我々の想像を超えるものをつくり出してもらえれば万々歳であります。各地方が受け皿となって、人材の海外流出を阻止することは、国家的命題でもあります。国民意識調査でも物質的な豊かさを求める生き方30%。自然と共生して心豊かに生きる道を求めるもの64%とあります。幾ら金を積まれても、黄砂まみれの赤い夕日を見たい日本人は少ないはずで、イギリスでも若者の農村志向が高まっているといいま

す。バブル崩壊から20数年、日本人の意識もようやく変化が訪れようとしています。今こそ人材を地方へ回帰させ、真の地方の時代へ向かう時であります。

玉名市は人口減少の歯止めとなるかもしれないこの一連の社会現象を、どのように受け止めているのかお尋ねします。

以上、3点の質問に答弁を求めます。

次に、菊池川整備事業構想について。8月30日付熊日県北版に、「国土交通省九州地方整備局と玉名市は、史跡等を生かした菊池川の整備を進めるため、地域住民を交えた協議会を9月中にも設置する」との記事がありました。私は昨年6月議会で、4、5年前に聞いた話として、菊池川河川事務所職員の川辺川ダムのようなビッグプロジェクトは、建設反対の住民運動が起こればまず不可能となり、若手職員は意欲をなくしている。これからは堤防強化と景観整備に力点を置かざるを得ないという話を引き合いにして、鶴の河原一体の景観整備と散策コース、広いグラウンドゴルフ場を造成して、高齢者スポーツ大会と観光客誘致につなげたらどうかと提言したところ、水没の恐れがある河川敷には無理との答弁でした。例え水没してもグラウンドゴルフ場は痛くも痒くもないはずなのに、要するにやる気のなさに失望すると同時に、ある小説の一節を思い出しました。それは30年前に読んだ司馬遼太郎氏の「翔ぶが如く」第6巻、40ページをさいて詳細に描写された菊池川高瀬の開戦の場面であります。その中で、高瀬の開戦は、西南戦争における関ヶ原であったとした上で、玉名の風土をどこにでもあるありふれた風景と表現された一節がっくりいたしました。それが気になって今日まで引きずっているわけです。雲仙岳に沈む夕日を借景に景観を整備すれば、川べりの散策、絵や写真の絶景ポイントを演出できるはずなのにと、ずっとモヤモヤした気分でした。それが一点、国交省の「かわまちづくり」支援制度への登録があれば、河川にイベント施設などを整備するための特例措置を受けやすくなるほか、国も河川整備を積極的に推進するとあります。これはどういうことか。前後の経緯から推測すれば、玉名市が強く働きかけたのではなく、国交省から河川予算維持と、確保のため投げかけられた施策ではないかと思うところですが、その経緯と協議会の構成内容、玉名市の描く整備構想について説明をお願いいたします。

以上、2項目の答弁をいただいてから、次の質問に行きたいと思えます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 松本議員の玉名市ホームページの戦略的活用についてお答えをいたします。

まず、玉名市ホームページは、平成9年旧玉名市において開設し、その後平成21年にリニューアルを行ない、今日まで本市の情報発信に努めているところでございます。

ホームページには年間約133万件のアクセスがございますが、特に観光情報やビジネス情報の分野に多くのアクセスをいただいている状況でございます。

御質問の本市ホームページに要する費用でございますけれども、保守管理には情報機器の専門的かつ高度な知識が必要なことから、専門業者と年間約170万円で保守業務を委託し、稼働の安定を図っております。世界に無数のホームページがあるなか、近隣では御案内のとおり武雄市が公式ホームページをフェイスブックで公開をされております。フェイスブックは友達や同僚、同級生、近所の人たちなど広く情報交換を深めることができるウェブサイトでございます。ホームページは通常、興味を持ってアクセスをしなければ情報を得ることができませんが、フェイスブックでは1つの情報を公開したとき、登録している人にその情報が一斉に伝えることができるというメリットがございます。しかし、フェイスブックにふなれだという利用者が戸惑い、求める情報を簡単に見ることができないという場合や、フェイスブックの都合でサービスが停止する可能性があるというデメリットもございます。こういったことなども踏まえ、今後よりよい情報発信について検討してまいりたいと考えております。

次に、玉名ブランド商品のホームページへの掲載についてでございますけれども、現在、ホームページ内の観光案内において、玉名ブランド商品を掲載し、お土産などとして案内をしております。また、観光ホットプラザ「たまララ」のサイトでは、さらに詳しい情報を発信し、玉名の特産物の販売促進を実施しております。今後、さらに新規情報の速やかな更新等に努め、市や各施設等の情報発信を上手にリンクし、受信者に対し、わかりやすく伝わるよう改善していきたいと考えております。

最後に、人材誘致を含む一連の社会現象についてでございますけれども、議員御案内のとおり、リストラなどで多くの優秀な人材が離職している状況の中、人材を地方に回帰させる事業といたしまして、財団法人くまもとテクノ産業財団が、菊池市七城町に設置しております「夢挑戦プラザ県北」という起業者、創業者を育成する施設がございます。これは今から創業する人や、創業して5年以内の方を対象に、専属のスタッフと充実した施設でベンチャービジネスをサポートするものでございます。本市はこの施設への入居者募集等の協力などを行っておりますが、施設までの距離などからか玉名市民の利用は少ないというのが現状でございます。

今後、社会状況を踏まえながら、市外から優秀な人材の誘致、あるいは市内において起業しやすいような環境づくりについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） おはようございます。

松本議員、御質問の菊池川整備事業構想につきまして、お答えをいたします。

本市の中心市街地を流れる菊池川では、玉名納涼花火大会や高瀬裏川花しょうぶ祭りなど、さまざまなイベントが開催され、河川敷におきましては、野球やサッカー、ラグビーなどのスポーツ利用、さらに日常の散策など多くの皆さまに親しまれております。また、このあたりには歴史的な建造物が多く、加藤清正公がつくったと言われております菊池川治水の歴史を伝える石ハネや菊池川流域米の集積拠点でありました、高瀬船着場跡などの史跡が残されております。

御質問の菊池川整備事業構想は、「高瀬地区かわまちづくり」計画といたしまして、本市と河川管理者並びに地域の皆さまが協働、協力して働くと書きます。協働して高瀬船着場跡の一带を中心としまして、町と水辺が融合した良好な空間形成を図る計画をつくることを目的としております。具体的には、観光などの活性化を目指し、景観、歴史、文化など河川が有する地域資源と、高瀬地区のまちづくりが一体となった計画づくりをすすめるもので、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」の活用を考えております。

まず、この事業計画が浮上した経緯についての御質問であります。高瀬地区の河川整備は、昭和56年の水際緑化都市モデル事業を起源としており、その後も国や県の支援をいただきながら整備を進めてまいりました。また、以前より各種団体や地域の要望に基づき、市では河川利用の促進とまちづくりの観点から、水辺空間の整備に関し、国に要望を行なってきた経緯がございます。今回の計画もその一連の流れとして実施するものでございまして、本年4月から国土交通省菊池川河川事務所とこれまで数回協議を重ねております。また、今月からは地元との協議会を開催し、地域の皆さまと一緒に、「高瀬地区かわまちづくり」計画について議論をしていきたいと考えております。

次に、協議会の構成の内容はどの御質問ですが、協議会は地元の自治会、市民団体、商店街、観光や文化財の関係者、行政機関等で構成をされております。今年度は計画の全体構想の検討、取りまとめを行ない、市が国に「かわまちづくり支援制度」の申請を行ないます。また、来年度以降は、実行委員会を設けまして、具体的な整備内容や利活用・維持管理など検討を行なう予定でございまして。

最後に、玉名市の描く基本構想はあるのかという御質問でございまして、平成23年度に熊本県が策定をいたしております、「玉名都市計画区域マスタープラン」では、市の「将来像を人と自然が響きあう県北の都、玉名」とし、菊池川の水辺空間を憩いの場として積極的に活用を図るよううたわれております。

一方現在本市では、玉名市都市計画マスタープランを策定中でございまして、この「高瀬地区かわまちづくり計画」につきましても、協議会の皆さまと協議をしながら、この計画に位置づけをしていきたいと考えております。今後、高瀬地区並びに菊池川流域の歴史的な資産を生かし、文化財当局とも連携をし、高瀬船着場跡を一体の国史跡指

定を視野に入れながら、魅力ある快適な水辺空間を創出し、市民の皆さまに親しんでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

先ほど、総務部長から県にそのベンチャー企業支援の施設があるそうですので、ぜひとも荒玉地区にも誘致して欲しいもんだと思います。

実のところ私はパソコンの操作が苦手で、フェイスブックのことなどほとんどわかっていません。情報源は新聞、雑誌、テレビに頼るアナログ人間ですが、先進地視察や委員会研修のテーマを探す手段として自治体ホームページは大変役に立っています。議会の研修で、本州方面に出かけますと、玉名市に限らず、九州地方は行ったこともないからいまだに遠いところというイメージがその土地の人たちにはあって、九州の各市町村の知名度はとても低いのが現実です。しかしながら、九州新幹線の開通により玉名市に立ち寄る議会研修の数は確実に増加しています。最近の特徴は、先ほども申しましたが、佐賀県武雄市とセットで、ついでに立ち寄り宿泊先は別という脇役的な存在でしかありませんが、新玉名駅があってよかったとの思いを強くいたしております。今後、各課において知恵を発揮して、先進的事業に挑戦していけば、1番目の研修先になれるのではないかと。年間50件を超えるようになれば、強気に宿泊優先を求めることもできます。温泉つきビジネスホテルもできて、ウィークデーの宿泊形態が多様化すれば町全体に元気が出て、知名度も向上するのではないかと。人や物を玉名へ呼び込めるよう、注目度の高いホームページづくりを期待しております。

菊池川整備事業は、国から降ってきた棚ぼたのおいしい話です。流域1番を目指して頑張ってください。裏川のしょうぶに続いて春は菜の花、秋は彼岸花で観光客も呼べるような素敵な景観づくりを期待します。市民からずっと愛されるものになるよう、協議会でしっかり知恵を絞っていただくことをお願いして、次の質問にまいりたいと思います。

国際交流と歴史教育について。国際交流の件は昨年12月議会で質問したところですが、今や日本近海は風雲急を告げています。今回は、内容を分厚くして再度質問いたします。話が少し長くなり、くどいと思うかもしれませんが、日本人の矜持にかかわる大事なことですので、しばらく御清聴をお願いいたします。

今日、極東アジア情勢は戦後最も緊張した状況になってしまいました。我々日本から見れば国際的にも認知された領土を、火事場泥棒のように占拠されたり、または海底資源目当てに勝手に領土だと主張されたりと、まったく理不尽としか言いようがありません。日本の国力の衰退をいいことに、パワーバランスの崩れに乗じたいじめ攻勢で、ひ



きょう千万、海賊行為であります。1989年ベルリンの壁は壊され、ソ連もロシア革命以来、70年で崩壊、冷戦が終結しました。平和な時代が到来したと思いきや、イギリスのサッチャー元首相は「氷の溶け始めこそ、秩序が乱れ一番危ない」と警告しました。

また、アメリカの政治学者サミュエル・ハンチントン博士は、1993年に文明の衝突を発表、世界に衝撃を与えました。すなわち、キリスト教文明、イスラム教文明、仏教、儒教文明などが、それぞれの価値観の相違でぶつかり合い、民族、宗教紛争、地域間紛争が多発。小さな戦争は絶えることはなく、むしろ増加するという説で、まさにそのような状況が現出しているわけであります。このような中で、憲法9条と対話外交で、日本の平和と安定が保持できるのか。また毅然さもなく前へ進まない日本の政治に、国民の不安は高まるばかりです。

昭和7年の5.15事件海軍の青年将校の一部が、地方の疲弊と政治の腐敗に怒り、犬養毅氏を襲撃。話せばわかると諭した首相を問答無用と暗殺してしまいました。時代が流動化するとき、時代の気分は沸騰し、ナショナリズムがはためき、人々は熱狂して戦争に突入します。売られたけんかは買わなきゃならんところですが、ここは冷静に歴史に学ぶ場面かと思えます。ソ連邦が70年、日本の帝国陸海軍も70年、民意から離れた強権体制が自己崩壊するまでの寿命は70年という法則からすると、中国共産党も北朝鮮もあと5、6年で自己崩壊してしまいます。韓国のイ・ミョンバク大統領の保身から、ナショナリズムを扇動した突然の乱心には唾然としましたが、これに対し日本は冷静に経済援助の中止、投下資本の引き上げ、韓流映画、K-POPのキャンセル、日本ゴルフツアーに韓国選手の参戦を拒否すれば、韓国の方が大きいと思知るはずであります。大統領は半年もすれば韓国の日本戦略をぶち壊した罪で逮捕・投獄され一巻の終わりです。ここは、中国・韓国の挑発に乗らず、毅然とした態度で臨むところです。

2010年11月23日、北朝鮮からのヨンピョン島砲撃事件では、韓国軍歩兵隊は慌てふためき、反撃弾を全部外してしまうと大失態を演じてしまいました。翻って我が陸上自衛隊の東富士演習場における実弾演習は、弾着今、命中の百発着中。この驚異的命中精度をインターネットで見せつければその精強さに彼らは恐れ入ることでしょう。それはともかく、傍若無人、倫理観に乏しく、国際秩序を無視した、厚顔無恥で、民度の低いあきれた国とこれ以上国際交流を続けていても不毛なばかり。握りこぶしを隠して握手する交流に意味はありません。いずれ近いうちに遅れてきた帝国主義国家は自己崩壊します。言いたくはないけど、言わせてもらえれば、戦後日本からのODA痛惜の念からの多大な経済支援でいかに助けられたかの思い起こせば、人としていかなものか。日本人はアメリカに負けたが、アメリカは好きという未来志向の心でやってきました。日本の恩義、国際秩序に目覚めた時、交流は復活すればよいことであり、どしゃ降

りの中では玉名市も中止すべきであります。それでもお人よしに、中国・韓国との交流を続けていくつもりなのかお尋ねします。

もうひとつの疑問点は、「広報たまな」6月1日号に掲載された瓦房店訪問団の記念写真であります。公式訪問は常に対等の立場を表現しなければならないのに、玉名市訪問団の半数は膝を屈して中かがみ、まるで中国に拉致されてとらわれの身のような屈辱的記念写真は一体どうしたことか。階段に前後して立つか、前列は椅子を要求すべきであって、膝を屈して写るなど恥辱以外の何物でもありません。北朝鮮のリ・ヨンホ総参謀長失脚の一員は、キム・ジョンウン第一書記と同列の線上に並んで立ったことが追いつ落としの口実になったと報道がありました。この例から言うと、日本の小さな訪問団が膝を屈して瓦房店市を訪問したと報道されかねない。幕末の思想家、吉田松陰は成り上がりの新興国アメリカに歴史ある日本が膝を屈した不平等条約に涙が出るほどの恥辱であると怒り、倒幕を決意。ついに安政の大獄の露と消えました。ほどほどさように背伸びしてまで頑張るのが外交であります。日出る国より、日没する国へまいるぞという聖徳太子の気概を胸に、小さな国際交流であっても日の丸を背負っていくのだというプライドが必要であり、脇が甘いと言われても仕方ありません。もともと私も、きのう脇が甘くて、副市長のツッコミを受けましたが、あれは副市長が堂々と自分の言葉で答弁している姿に後光がさしているようで、感動のあまり南無阿弥陀仏と名目しただけで、決して眠っていたわけではありません。

それはともかくですね、次に、あの写真の写り方はだれもおかしいと思わなかったのか。どうしてあのような写真を撮ってしまったのか。今後のこともあるので、説明していただきたい。

次に、歴史教育であります。中国・韓国では日本をいまだに侵略国家であるとのすり込み教育を行ない、日本が反論しないことをいい事に、どんどんエスカレートして内政不満のガス抜きにしています。日本は大東亜戦争に敗れ、無条件降伏をし、敗者の美学として一切の弁明もせず、日教組の自虐史観にも口をつぐんできました。戦争の要因は、一方だけが悪意に満ちていたわけではなく、むしろ正直な日本は、欧米諸国のしたたかな外交戦略に翻弄され、戦争の引き金を引かされたのが実態であることが判明してきました。大東亜戦争、この15年に渡る戦争の始まりが、昭和6年9月の満州事変とするならば、その立役者は日露戦争時の児玉源太郎の再来、作戦の天才家、関東軍高級参謀石原莞爾中佐であります。当時、満州は各民族が入り乱れ治安・秩序が悪く、軍閥が闊歩する無法地帯でありました。石原中佐は日本民族、漢民族、満州族、蒙古族、朝鮮族の5族協和、王道楽土建設の理想に燃え、電光石火鮮やかに4カ月半で満洲を平定、治安・秩序の回復に努め、満州国を建国。先進国の避難を受けながらも農業、工業大躍進の礎を築きました。これを苦々しく思ったのはアメリカとソ連です。米英を核と

する国際連盟はリットン調査団を派遣。これを日本の侵略行為とし、満州国を否認。満州を生命線とした日本は、このため国際連盟を脱退。孤立の道を進むこととなります。

昭和12年7月の日中戦争の始まりである北京郊外、盧溝橋事件は日本軍の侵攻作戦から拡大したと言われていましたが、実は中国共産党、毛沢東側近の劉少奇が仕掛け人で、日本の権益と在留邦人の保護を任務としていた日本軍守備隊を挑発して、蒋介石の国民党と戦わせ、中国共産党が漁夫の利を得ようとしたものでした。この時、陸軍少将に昇進していた石原は大義なき戦線拡大に強く異議を唱えるのですが、巧妙にはやり二匹目のどじょう満州事変の再演をねらう東条英機一派に煙たがられ、後に陸軍を追われることとなります。海軍の山本五十六、陸軍の石原莞爾と並び称された良識の戦略家を失った陸軍はその後、共産党八路軍に翻弄され泥沼へと突き進んでいくのですが、黒幕アメリカはもっと執拗に日本を追い詰めていきます。

ちなみに、劉少奇は文化大革命の混乱の中、毛沢東暗殺疑惑でソ連に亡命を企て、脱出を図ったが、搭乗機が中ソ国境で撃墜されて死亡。策士策におぼれる末路でした。

話を戻しますと、昭和16年12月8日に始まった最終局面の太平洋戦争では、なんとしても日本に引き金を引かせたいアメリカは、日本に中国・インドシナからの全面撤退、満州事変以前に戻せというハルノートを突きつけ、石油・鉄など戦略物資の日本への輸出を全面禁止にしました。兵糧攻めにあった日本はやむにやまれず、真珠湾攻撃を決行。罠にはめられたのが真実です。そして奇襲攻撃をした日本を世界のひきょう者に仕立て上げたのです。ルーズベルトは憎しみの熱狂的世論と、リメンバー・パールハーバーを合い言葉によっしゃとばかりに参戦してきました。その結果、310万人もの犠牲者を出す大きな悲劇となって戦争は終わりました。あまりにもひどい大敗に追い込んだのもアメリカは日本の躍進が目ざわりで仕方がなかったのです。二度と軍事上のライバルとならぬよう、完膚なきまでにたたきのめしました。このような戦略にかけてはアメリカは数枚も上手でした。後始末の東京裁判では、侵略国家、戦争責任のすべては日本にあるとしました。現代においても歴史は勝者のものであり、敗者は歴史の影に埋めます。しかし日本は、満州、朝鮮、台湾も日本本土と同じように開発しようとししました。多くの学校をつくり、現地人の指定教育も力を入れ、植民地の内地化を図ろうとしたのは日本だけであり、極めて穏健な植民地統治を目指したのであります。9つの旧帝国大学のうち、大阪、名古屋帝大よりも早く、京城帝大、台北帝大をつくり、上海にも東亜同文書院をつくり、日本留学の道も開きました。教育に力を入れた植民地政策が今日、中国、韓国、台湾の国力発展の基礎になったのは間違いありません。また、中等学校野球選手権甲子園大会にも満州、朝鮮、台湾の海外3校枠があり参加していました。それが恩義を知り礼節を重んじる儒教国家の儒教思想の国家とは思えない最近の振る舞いは、ナショナリズム熱狂としか言いようがありません。欧米諸国は搾取するばかりの

過酷な植民地政策で、学校設立など眼中になかったことを考えれば、日本への憎しみは筋違いと思わなければなりません。日本も敗戦がトラウマとなり、歴史教育の中で現代史の実態を冷静に、客観的に教えていない。日教組の自虐史観に基づき、日本は第二次大戦でアジア諸国を塗炭の苦しみに陥れた帝国主義の悪者で、外国から避難されても仕方がないものだというのが流れになっている気がします。戦争の歴史をはれものに触るがごとく避けて通る風潮は残念でなりません。事実をきちんと教えなければ、国を愛する気持ちも芽生えません。敗戦国になったからといって、67年もメソメソ、ウジウジせずに、憲法改正も堂々となし遂げ、日本人としての誇りと主体性を取り戻す時であります。日本は、戦後憲法改正を一度もしていません。そのため、時代にそぐわない面が多々出てきて、時代おくれとなり、決められず前へ進まない政治を生んでいます。「挙国一家子孫相伝え、総力を将来の建設に傾け、道義を篤くし、志操を鞏くし、誓って我が国の精華を発揚し、世界の進運に遅れざらむことを期すべし」と終戦の詔書にも述べてあります。同じ敗戦国のドイツは、憲法改正を58回、イタリアも15回行ない、一生懸命時代に対応していこうとしています。その点、日本は憲法、平和憲法護持の原理主義にとらわれ、怠慢ではなかったか。その結果、国際政治の舞台でおくれをとり、尊敬できる国でなくなり、国力の衰退を招くようでは、後世に申し訳ないと思うところがあります。

長々と質問理由を述べてまいりましたが、以上の点を踏まえて、以下の質問をいたします。

1. 小中学校では、20世紀前半の戦争の時代をどのように生徒たちに教えているのか。
2. 中学校の歴史教科書採用では、玉名市は一律同じなのか。(出版社は自由選択なのか。)
3. 歴史上の重要な人物、日本人としての敬愛すべき人物、敗者の中にも光る魅力的な人物などの表記が少ないのでは。また、郷土史では、郷土の偉人、無名だが尊敬すべき人物、民話等積極的に紹介・評価していかなければ、「玉名学」もおもしろくないのでは。

歴史好きの人は、主に人物への興味から入るのであって、最近の歴女は小説より漫画とスマートフォンにダウンロードして、ヒーローの追っかけファンになるそうで、教科書も負けてはいられないのではないかと思います。

4. 日本の歴史、郷土の歴史、玉名学の振興をうたうなら、授業時間の不足は目に見えている。夏休みを1週間短縮して、講師は玉名歴史研究会会員や高瀬夜話の講師陣から募り、集中する考えはないか。

以上、長々と質問いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 松本議員の国際交流と歴史教育についての質問のうち、国際交流についての御質問にお答えいたします。

中国と韓国との交流につきましては、中国瓦房店市と平成6年の10月に友好都市を締結して交流を続けております。また、韓国との交流につきましては、民間団体である玉名国際交流協会におきまして、韓国と本市の中学生の相互訪問による交流事業が実施されているところでございます。

国際交流をしばらくやめたらということでございますけれども、国際交流を推進する意義といたしまして、近年の国際化の進展や経済の域を超えた多様な分野のグローバル化により、従来の経済、政治的国際化を中心とした国際交流の枠を超えた視点の広い交流の推進と、その役割を担う人材の育成にこたえることがあると考えております。その一方で、国際交流事業の担い手は、本来であれば地方公共団体が担うものでなく、民間が主体となって推進を図るべきものと考えております。しかしながら、近年の国際化の進展する速さを加味すれば、地域におけるまちづくりの総合的な経営主体である地方公共団体も当面はその役割を担うべきものと考えております。

また、市が国際交流を進める視点といたしましては、市民の国際認識や国際理解を深める手助けをすること。玉名という地域イメージを国際レベルでも高めていくこと。また、地域における行政主体として国際協力に関与することなどが必要と思っております。両国との交流につきましては、以上のような国際交流を推進する意義や基本的な視点に加え、同じアジアの隣国という地理的な要因も踏まえ、昨年12月議会でも答弁いたしましたように、互いを理解し尊敬し合えるような良好な友好関係を築きあげたいと考えており、日中・日韓関係が不安定な状況にあるため、両国の国民感情もさまざまであることは認識しておりますが、現時点におきましては、官民の交流を推進してきた本市といたしましては、この交流関係を見直す時期に来ているとは考えておりません。

また、特に国際交流協会などの民間による交流は、それぞれの団体の交流目的もありますので、民間団体の判断に任せたいと考えております。

次に、本年6月1日号の「広報たまな」に掲載されました、瓦房店市訪問団の記念写真についての御質問についてお答えいたします。

訪問団の半数が膝を屈して、中かがみで写っているが、とらわれ身のような屈辱的な写真であり、不注意ではないかとの御指摘でございますが、瓦房店市訪問団の記念写真につきましては、写真に写っている総数20人のうち、中国人が4名で、訪問団員が16名でございます。このうち、膝をついて写っている6名はすべて訪問団員でございますが、これは撮影の対象となった20人のすべてが一般的な記念写真としてのフレーム

内におさまるよう、自主的に並んだ結果としての自然な構図であり、御指摘のような屈辱的な写真であるという認識はございません。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。

松本議員の歴史教育ということについてお答えしたいと思います。その前に、私のつたない知識ではございますけれども、松本議員の大河ドラマ的な御質問の発言を受けてですね、少しやはり日本のことも弁明しとかんといかんのじゃないかということで、ちょっと1、2お話させて、答弁させてください。

ある国で、教科書の中に北方領土はソビエト連邦だという時に、日本はものすごく強い攻撃を、そこに抗議を申し立てております。それが改正になったかどうかはわかりませんが、そうしたこともやはり日本政府としては対応しているんだなということを感じているところでもございます。

それから、外国人のジャーナリストが10数名で、40年後といいますから、2050年ぐらいの世界の情勢について論文を書いているその中に、先ほど松本議員がおっしゃいました宗教戦争はなくなるだろうということもありますけれども、とにかく水が不足して、水によって将来は非常に戦争も起こる可能性もあるし、特にカナダとか日本はその白羽の矢が立つのではないかと予測もされているということでもありますし、それから、テロの活動、テロリストの活動もこれはまだ40年後にも続いているのではないかというようなことを論文で読んだわけですけども、そうしたことも踏まえて、今私どもは教育をどうつくり上げていくかということは必要ではないかなというふうに考えております。

それでは、現在の歴史教育をどう行なっているかということについてお答えをいたします。

まず、小中学校において20世紀前半の戦争の時代を、どう教えているかということですけども、学校現場では法的拘束力を持つ学習指導要領に示された学習内容を、文部科学省の検定を経た教科書を使って教えているというところでございます。小学校の場合の例をとりますと、手順としまして、授業を進める場合に6年生で20世紀前半の戦争の時代のことを学習しますが、その際はまず学習指導要領の内容取り扱いを示しておりまして、大日本帝國憲法の発布、日清・日露戦争、条約改正、科学の発展などについて調べ、学習等を行ない、我が国の国力が充実し、国際的地位が向上したことはわかるということにのっとり授業計画を立てております。そして学習指導要領の中で、日清日露の戦争にかかる学習では、日清戦争の講和条約の締結で、大きな働きをした陸奥宗光。日露戦争において活躍した、東郷平八郎。講和条約の締結で大きな働きをした、

小村壽太郎の働きなどを取り上げて調べる。我が国が厳しい国際環境に置かれた状況において、これらの戦争に勝利をおさめ、講和条約を締結することによって、国の安全を確保することができたことがわかるようにすること。これらの戦争において、朝鮮半島および中国の人々に大きな損害を与えたことに触れるということ。そういうことも解説として行なっております。

そこで、学習の実際としましては、2つの戦争で活躍をした人物に焦点を当てて学習を進め、戦争に勝利したことで国の安全を確保できたことへの理解をさせるとともに、一方では、日本が他国へ与えた損害についても触れるというような学習をしております。

次に、中学校歴史教科書採用についてですけれども、玉名市では、一律で同じではないかということですが、各出版社を自由選択ということも含めて、議員の質問にお答えをいたします。

全国の中学校で使用できます、文部科学省の検定を合格した中学校の歴史教科書は、全部で7種類ございます。この中で、玉名市は現在、東京書籍という教科書会社出版の教科書を使っております。法律で地域性を考慮して、一定の地域では同じ教科書を使うようになっております。そうした関係で、玉名市だけではなく、玉名・荒尾地区の中学校すべてが、玉名地区教科書用図書採択協議会が採択した、東京書籍の教科書を使っているところでございます。

次に、今後導入予定しております「玉名学（仮称）」に関してですけれども、ここでは郷土の偉人、無名ですが、尊敬すべき人物、民話などを取り入れてほしいという松本議員の発言でもありましたけれども、教育委員会としましては同じ思いを持って、現在準備を進めているところでございます。玉名からは無名、有名問わず素晴らしい人物が多く輩出されております。子供たちはその方々の生き方等に触れる中で、多くのことを学んでくれるものと期待しております。また、玉名に伝わる民話等につきましても、子供たちに伝えていき、玉名を離れても玉名に思いを寄せられるような郷土愛を涵養していきたいと存じます。

なお、「玉名学」の導入によって授業自足が不足するのではないかと懸念されている点についてでございますが、玉名学は現在、小中学校の授業で行なわれております総合的な学習時間、1、2年生は生活科の時間の一部となりますけれども、それに道徳および学級活動を組み合わせた形で展開をしていこうと考えております。それらを合わせて授業時数の範囲内で行なっていく予定でございます。よって、夏休みを短縮して集中講義をするというような考えは現在のところございません。ただ、地域の学識者の方々にはぜひ、授業の中で御協力いただきたいと思っております。地域の多くの方々にご協力いただき、子供たちにとって充実した学習が展開できるようにしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（高村四郎君） 15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） 森教育委員長には丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 教育長です。

○15番（松本重美君） 教育長。すみません。田中部長にも答弁いただきましたけど、やはり立場上それしか言えないのかなと思いました。国際交流の基本は、互恵と平等の精神であります。その精神を踏みにじるような時は、毅然たる態度で、「だめなものだめ」と反省を求める気合がなければなりません。一度始めたらやめられないのがお役所仕事と戦争であります。交流事業を相手方が政治手段として使うならば、やめる勇気が必要ということは念頭に置いていただきたいと思います。

記念写真の件は、訪問団全体にちょっと日の丸を背負った緊張感がなかったという証拠のようなものじゃなかったかと。昭和天皇とマッカーサー元帥の会見写真は物議を醸し、内閣が総辞職したこともあります。だから公式というのは、いかに大事かということ認識してそういう物見遊山的な写真は載せないようにお願いします。

次に、歴史教育はよくも悪しくも、事実と当時の時代背景、気分というものを教えない限り、中国・韓国に対してずっと後ろめたい卑屈な気持ちを引きずって行きはしないか。それどころか、試験には絶対出題されないところだからと、大半が無知というのも驚きであります。菊池寛の「恩讐の彼方に」の漫画本を送り、未来志向にならない限り真の友好関係には発展しないことを自覚してもらわなければなりません。

教科書の件は、どこの出版社のを採用せよとは申しませんが、日本人として敬愛すべき人物紹介が最も少ない教科書では、国を愛し誇りに想う気持ちが芽生えません。その役割を「なでしこジャパン」と「侍ジャパン」に頼っているのは、歴史教育の怠慢と言われかねません。日本がこの失われた20年の中で最もなくしたものは自信です。今こそ歴史教育を正して、日本人としての勇気と誇りと自信を取り戻す時です。このままでは日本は、国際舞台でずっと卑屈になるか、無知のまま能天気でないければなりません。

「玉名学」については、もっと将来的なものになると思いますが、玉名の歴史、文化、伝統はもちろんですが、尊敬すべき郷土の偉人を中心に語ってほしいところです。伊倉の木下一門の墓地に眠っている、木下家の人々はそうそうたる学者ばかりですが、地元の大人も子どももほとんど知らないのが現状です。夢をいただくには、目標とする人物像が近くにいることが大事かと思えます。

以上、大河ドラマのような質問になりましたが、本来ならばこういう事柄の質問には市長にトップとしての自覚と誇りがあれば、みずから買って出て、副市長のように堂々と自分の言葉で答弁に立たなければならない場面ではなかったかと、心残りを申して質



問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、松本重美君の質問は、終わりました。

内田議員続けますか。

○3番（内田靖信君） よかですよ。

○議長（高村四郎君） 3番 内田靖信君。

[3番 内田靖信君 登壇]

○3番（内田靖信君） 自友クラブの内田です。私はあまり国際情勢、あるいは歴史等々にそれほど詳しい見識を持っておりませんので、国内問題に限って質問をしたいと思っております。

まず、学校規模・配置適正化計画について一般質問を行ないます。

平成23年度から教育委員会の指導によりまして、玉名市内の学校規模適正化、いわゆる学校再編・統廃合を検討するといったしまして、教育委員会の諮問機関であります、玉名市学校規模適正化審議会設置をされ、6回の審議を経て、平成23年12月1日にその審議会から教育委員会に建議がなされたところでございます。これを受けて教育委員会は、玉名市学校規模・配置適正化計画素案を作成し、その適正化素案をもとに5月下旬から6月上旬にかけて統廃合が計画されております。玉陵中校区、玉南中校区、有明中校区、岱明中校区、天水中校区のそれぞれの中学校区単位での説明会が開催をされたところでは。

その結果は、聞くところによりますと、適正化計画素案について積極的な校区もあったようですが、私たちが参加をいたしました天水中校区の説明会では、この適正化計画素案について慎重な意見がその大勢を占めていたものと受け止めております。

その意見を私なりに整理をしてみますと、廃校になる地域においては、20代、30代の子どもを持った中核世代が戻ってくることができなくなり、過疎化がさらに進展する恐れがあることや、現在はそれぞれの地域で、学校と保護者と地域が一体となって小学校の運営を行なっているが、1小1中となれば、その理想的な構造が崩壊する恐れがあること。また、玉名市の人口増対策の重要性や、小規模校ゆえに教師と児童とのコミュニケーションが取りやすくなり、良好な教育環境が作り出せること。

また、国は国の施策として、学級の少人数化を推進はしているが、玉名市において、小学校の統廃合を進めることは、逆に学校の児童数の増加により、教師の負担増となるなど、小学校の統廃合については、慎重な意見が活発に寄せられたところでございます。

このような状況に応じて教育委員会は、再度意見交換会の必要性を痛感されたのか、7月下旬に、天水中校区のそれぞれの小学校区単位での意見交換会が、開催をされたところでは。私たちは7月26日の玉水小学校区の意見交換会に出席をしましたが、この

意見交換会の本来の目的は、当該校区の保護者を対象とした意見交換会であるべきところが、その交換会の参加者は、区長や地域協議会の委員、支館長や市役所職員が大半で、児童の保護者は2、3名だったと記憶をしております。小天東小学校校区や小天小校区の意見交換会もほぼ同様な参加状況にあったと伺っており、出席者の方々からは、この意見交換会に対する教育委員会の不手際が、相次いで指摘をされたところがございます。慎重意見の多かった地域で、再度小学校区単位で意見交換会をされる、その意欲と熱意は評価をいたしますが、今後の説明会や意見交換会では、学校長をはじめとする教職員の方々やPTAとの連携を深めながら、直接子どもをもった保護者の方々との意見交換会に取り組んでいただきたいと、まず強く要望をいたします。

そこで、適正化基本計画の策定状況と公表について伺います。教育委員会の素案によりますと、第1次計画として、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間と設定し、前期を平成24年度から平成28年度まで、後期を平成29年度から平成33年度までとしております。また、現在21ある小学校を7校に再編するとし、12学級未満の適正規模基準に満たない小規模校と、複式学級を有する学校。いわゆる特に過小規模の小学校から再編を進めることとなっております。

平成24年度現在で、12学級未満の学校は、21学校中、19校あり、複式学級を有する小学校は、6校あることとなりますが、先ほど申しました中で、特に複式学級を有する小学校が多いゾーンから再編を進めるとあります。これに照らし合わせますと、複式学級を有する梅林小、月瀬小、三ッ川小、小田小の玉陵中校区と合併後に改築された豊水小、それに小天東小を有する天水中校区が、再編すべき最優先校になります。教育長は、適正化計画については、今年の秋にでも、遅くとも今年中には決定するとの旨を申されております。当然、先般、開催をされました地域別説明会の意見やその感触などを参考にされるものと考えておりますが、先ほどの表現からしますと、再編優先校区とされている玉陵校区や天水中校区は、計画期間の前期とされている平成24年度から平成28年度に該当することとなります。

そこで、現在の適正化計画の進捗状況とその中であって、玉陵校区や天水中校区の再編を計画期間の前期に策定する、設定される予定なのか伺います。また、この適正化計画の決定につきましては、市民の関心も特に高いものがありますが、いつごろまでに基本計画を策定し、決定され、どのような方法を持って公表をされるのか伺います。

次に、「中1ギャップ」の背景と玉名市の実態について伺います。

小規模校の生活、人間関係においてデメリットとされ、これを「中1ギャップ」と表現をされております。これを解消するのが学校再編、ひいては一小一中教育推進の一つの要因ともなっているとのことですが、玉名市におけるその背景と、「中1ギャップ」によるいじめや不登校等の実態はどのようになっているのか伺います。

次に「玉名学」について伺います。

教育委員会は、小中一貫教育の取り組みの中で、玉名市の独自の科目として、仮称ですが「玉名学」を新設し、小学校1年から中学3年までの各学年で玉名の伝統文化や美德、作法、基本的な生活習慣などについての学習を行なうとされております。合併前のそれぞれの教育委員会では、社会科の教材として副読本を作成をしております。合併後の玉名市においては、約5年ほど前に小学校3年生を対象とした副読本が作成され、活用されていると伺っております。

教育長が申されている「玉名学」が相当この副読本と重複するところがあるならば、この副読本をもとにさらに拡大、精査し、学校再編、あるいは小中一貫教育の取り組みとは区別し、「玉名学」の編集委員会等を設置され、できるだけ早く「玉名学」の教材を作成され、玉名市の小中学校で学ぶ児童・生徒の成長の糧とされるならばと考えておりますが、教育長の見解を伺います。

次に、教師の負担増とその影響について伺います。

小規模校を再編し、中学校区ごとにそれぞれの小学校を再編し、一小一中教育を推進するとされておりますが、小学校が再編されれば、教師1人当たりの児童数は増加する傾向にあります。現在の現場教育における教師の多忙感、学習指導要領の改訂による授業時間の増加を初め、公務文書、学校行事、部活動の指導、研究や研修の増加、事務量の増大、保護者への対応、増加する支援を必要とする子どもへの対応など、私たちが想像する以上のものがございます。このような多忙を極める状況において、学校再編により教師1人当たりの児童数が増加すれば、教師と子どもの十分なコミュニケーションはますます取りづらくなり、子どもからのいじめなどのサインを見落とすことともなり、今、全国的に大きな問題となっております。いじめが、玉名市においても深刻化し拡大する恐れがあります。

熊本市出身で政治学者の姜尚中東大教授は、いじめ問題について、教師が把握することができる学級規模の適切な児童数は15名程度であろうと申されております。グローバル社会に対応できる人間育成を目指されることは、これは結構なことではございますが、それ以上に子どものとうとい生命と人権を守ることに、まずは全力を挙げる時ではないでしょうか。

教育長が学校再編による1学級当たりの児童数の増加といじめの関連について、どのような考えを持っておられるのか伺います。

次に、市長の小学校再編事業推進についての考えについて伺います。

現在、教育委員会の主導によりまして、小学校を再編し中学校区ごとに一小一中教育を展開するとして、玉名市立小中学校再編計画が策定をされようとしております。その中で、小中一貫教育の構想やそれに取り組む計画につきましては、これは教育委員会の

職務権限のものとして執行されるものでございます。ただ、その前提となる小学校の再編計画は、学校の設置者である市長の職務権限の範疇にあると考えております。前回の市長選の主な大きな争点、論点は、新庁舎建設の位置やその規模、事業費等でありまして、小学校の再編計画については、当時の選挙公報や公開討論会資料、またマニフェスト等には掲載をされてなく、やっと市長就任後の平成22年9月に策定をされました「チェンジ玉名」において学校規模適正化調査が記述をされております。本来、小学校再編という、地域住民や関係者にとって大きな政策課題は、マニフェスト等に掲載し、市長自身の学校再編に対するビジョン、構想を示し、多くの市民の判断を仰ぎ、その結果として推進すべきものと考えておりますが、このことについて市長の見解を伺います。

また、現在、教育委員会が推進をしております、小学校の再編計画について、予算編成権を有する学校の設置者として、市長はどのように考えておられるのかその見解を伺います。

最後に、市長は学校規模・配置適正化計画の決定までの過程において、教育委員会と協議し、その上で市長の考えを反映される用意はあるのか伺います。

○議長（高村四郎君） 内田議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） それでは、内田議員の適正化基本計画の策定状況と公表についてまずお答えしたいと存じます。

昨年度、玉名市学校規模適正化審議会からの建議を受けまして、教育委員会では、玉名市学校規模・配置適正化基本計画の素案を作成し、本年度各地域でその基本計画の素案の説明会を開催いたしました。地域の皆さんからの御意見・御提言をいただき、また、同時にパブリックコメント、意見の公募を実施して、多くの御意見を募ってまいりました。そして、それらをまとめて市の方針、考え方を検討してきたところであります。

議員が発言されましたように、基本計画素案では、基本方針の中に望まれる学校規模・基準を定め、12学級未満、特に複式学級を有する学校が多いゾーン、中学校区から再編をすすめると計画しております。これは複式学級を有する学校規模に対し、教育

環境や教育機会の均等、教育水準の維持向上、教育効果の上がる学級規模の確保などが喫緊の課題であると感じております。また、地域の方々の意向を踏まえて審議会からの建議を受けたことに対して、スピード感を持って推進しなければならないと考えております。そのことも踏まえまして、まず早急に、これは今のところ計画でございますけれども、現在考えているところでは、玉陵中学校区から取り組みたいと考えております。そして、玉陵中学校区の地域の皆さんと協議を重ねて、説明会等も行ない、学校づくりの準備委員会を立ち上げていきたいと思っております。そして、ほかの中学校区の皆さんは、私どもとしては、玉陵中学校区のような学校でありたい。教育システムも玉陵中学校区になりたい。自分の地域も早くああいうふうを実施して欲しいと要望がなされるようなモデル校として設置できるように、今、努力し計画をしているところであります。

天水中学校区につきましては、玉陵中学校区の進捗状況を考慮しながら、進めてまいりたいと考えております。その他の中学校区につきましても、本年度中に策定する基本計画に学校再編の目標時期を明示していきたいと考えています。

この本基本計画につきましては、教育委員会内で決定し、市長部局のこの関係会議、調整を図って、議会や地域協議会を通してという手順を踏む必要がありますので、もう少し時間が必要であるかと思っております。そして、市民の皆さまに広く周知する方法として、広報誌やホームページを活用し公表していきたいと考えております。

次に、「中1ギャップ」の背景と玉名市の実態ということについてお答えいたします。

例えば、小学校では学級担任制が一般的であるのに対して、中学校では教科担任制をとっている。そうした小学校と中学校の間にはさまざまな違いがございます。1学年の人数が急激に多くなるというのもその違いの一つではないかととらえています。それらのさまざまな変化に対して、戸惑いを覚えたり、不安感を持ったりというのは、従来よりあったかと思いますが、現在はその変化に柔軟に対応できずに、結果として不登校になったり、問題行動を起こしたりするなど、中学校でさまざまな問題が健在化しているがために、それらを一言で言いあらわす言葉として「中1ギャップ」という言葉があります。

玉名市でも同じような傾向が見られまして、平成23年度の調査では、小学校の不登校者数が5人に対して、中学校に入ったら53人という数が上がっております。いじめに関しましても、小学校では低学年が多いんですけども、高学年になるにつれて少なくなる傾向にありますが、小学校6年生での認知件数が7件でありましたけれども、中学校1年生では46件、2年生で34件、3年生で16件という報告がっております。その背景にはやはり小学校と中学校の接続が十分にできていないというのが要因の一つとして挙げられるのではないかととらえておりまして、今後、小中一貫教育を推進

していく中で、このギャップをまず軽減していく、これができるように構築していきたいと考えております。

次に、「玉名学」についての御質問にお答えいたします。

「玉名学」につきましては、現在準備を進めているところでございますが、議員がおっしゃいますように、合併前に各教育委員会で、社会科の副読本が作成しておりますし、合併後には、玉名市副読本のワークシート集がつくられております。「玉名学」はこうした資料をもとにはしますけれども、少し内容を細かくちょっと、例えばということでお話させていただきますと、「玉名学」の中には祝祭日の意味、国民の祝祭日の意味なんかもこれもやはり記載して教えていきたいなど、学ばせたい。あるいは国旗とか国歌のことについても、子供たちは知るべきではないかなということ。それから、もうちょっと細かく話しますと、学校を見ていかれますとわかりますけど、鉛筆の持ち方も実は、本当にいろんな持ち方をしております。これはやはり将来、実社会に入った時のことを考えると、今のうちに鉛筆はこう持たなければいけないとかいう指導。それから、いすにきちんと座れないという子どももかなりおりますので、いすにきちんと座って授業を受けるという姿勢。これを強制的に行なうのではなくて、やはりそれを温かく見守りながら、優しく段階を追って子どもの一人一人に適応した形で指導していく、それを「玉名学」の中にも取り入れていきたいということ。それから、やはり国際的な場合のことを考えますとディベートあたりもやっぱりできないといけないんじゃないかと、少しでもいいからディベートの基礎・基本も学ばせるようなことがあればいいなということで、今、基本的な項目なんかは挙げておりますけれども、「玉名学」につきましては、編集委員会を玉名市教育研究所内に設置して、できるだけ早く素材の作成を進めて、結果としては学校再編よりも早く、平成26年度から研究指定地域において、この研究指定を導入して平成28年度からは全部の小中学校で実施できたらというふうに現在考えているところであります。

次に、教師の負担増とその影響についてでございますが、小学校を再編した場合、1学級の児童数は、ほとんどの学校、学級では20名から30名程度になると予想しております。一部の学級においては35名近くになる場合も出てくると思われれます。

よりきめ細かな生活指導、学習指導を行ないやすいというのが少人数学級のメリットの1つでありますけれども、きめ細やかな生活指導や学習指導は、30数名のクラスであってもやっていかなければならないことです。これは教師としての職務であります。30数名のクラスであっても、私はできると確信しております。いじめのことも御心配のようですが、クラスの人数が少ないからいじめが起きない。クラスの人数が多いからいじめが起るといふ、それは私は考えておりませんで、要はいじめを許さない雰囲気、お互いが支え合うような雰囲気。そういうことをいかにつくり上げていく

か。今後も学校、家庭、地域と教育委員会が一体となっていじめ問題はゼロにすることで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 市長 高崚哲哉君。

[市長 高崚哲哉君 登壇]

○市長（高崚哲哉君） 内田議員の市長の小学校再編事業推進についての考えについてお答えをいたします。

本市の重要な施策課題でもあります、玉名市学校規模・配置適正化につきましては、以前より少子高齢化の進行に伴い、児童・生徒数の減少、学校の小規模化が顕著に見られるようになった時から、教育委員会で検討がなされてきております。そして、議員お話のとおり、平成22年9月の「チェンジ玉名」において、学校規模適正化調査を行なうと明記をいたしております。その後、現在に至るまでの経緯につきましては御承知のとおりだと思いますが、昨年度、学校規模について検討、審議を行なっていたいただいた玉名市学校規模適正化審議会から建議があり、方向性として学校規模適正化を進めるべきとのことから、玉名市学校規模・配置適正化基本計画、素案でありますけれども、作成をいたしまして、市民の皆さまの御意見・御提言を伺ってきたところであります。

小学校編成という大きな政策課題は、マニフェスト等に掲載した上で推進すべきという御意見でございますが、複式学級を有する学校規模がさまざまな影響を及ぼしている状況から、地域の方々の意向も踏まえ、審議会からの建議を受けたことに対し、スピード感を持って推進していかなければならないことと考えました。

今回は、市といたしまして、まちづくりや行政運営を総合的かつ計画的に行なう最も基本的な計画であります、総合計画策定審議会アンケート調査、施策提言でありますパブリックコメントなどを通じて、市民の御意見をいただいた上で策定した第1次玉名市総合計画の後期基本計画に織り込み、学校教育の充実のための主要施策として、教育委員会の事業推進の協力体制の構築を図っております。

この学校規模・配置適正化基本計画、学校再編計画につきましては、学校設置者としていたしまして、よりよい教育環境を整備するため、また生涯にわたる人間形成の基礎づくりの場であるということを見据えて、財政的観点からも、中長期的な学校施設・整備・管理・運営も考えて、学校再編計画について教育委員会と積極的に協議を行っております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 3番 内田靖信君。

[3番 内田靖信君 登壇]

○3番（内田靖信君） 再質問を行ないます。

教育長はこの学校再編につきまして、スピード感を持って推進される意気込みのよう  
でございますが、この学校再編は、市町村合併問題と同じく、総論賛成、各論反対の側  
面を持っております。私は民意がすべてとは申しませんが、ただ民意を十分に酌み取る  
ことなく事業を推進すれば、該当する地域の方々や多くの保護者の不安を増幅すること  
ともなります。先ほど申し上げましたように、天水中校区の各小学校区単位での説明会  
には、最も必要とされる小さな子どもを持った保護者の方々はほとんど参加をされてお  
りませんでした。

私はまだ、教育長が目指される小中一貫教育の理念や構想が十分に理解されているも  
のとはない状況にあるものと受け止めております。地域の中学生である小学校がなくな  
ったあとの地域再生の方策。廃校後の学校施設の利活用の問題や、あるいはスクールバ  
スによる子どもの送迎が子どもの体力の低下に及ぼす影響など、さまざまな深刻な課題  
が横たわっております。早急に学校再編に取り組まれる予定の玉陵中校区の各小学校、  
またその後に予定されております天水中校区の各小学校において、教育長が目指される  
一小一中一貫教育の理念を初め、再編後の地域社会のさまざまな課題について市長部局  
を含めた意見交換会を開催される必要があるものと考えておりますが、この点について  
教育長の見解を伺います。

次に、その昔とは違い、現在学校がすべてという観念は崩れておりまして、中学校に  
通学しなくとも子供たちの将来はさまざまな選択肢があります。ただ、玉名市の不登校  
が53名という報告には少々その多さに驚きを感じました。もちろん教育委員会や学校  
だけの問題ではないでしょうが、53名の子どもが不登校に至った背景には、どのよう  
なものがあるのか調査をされたことがあるのか、教育長に伺います。

次に、市長に伺います。

現在、民主党は代表選挙そして自由民主党は総裁選の渦中にあり、連日、新聞・テレ  
ビ等のマスコミでその模様が報道をされております。この中で、民主党は政権交代の前  
に書かれたマニフェストの呪縛にあい、自己矛盾を抱え、先の税と社会保障の一体改  
革、いわゆる消費税増税法案の採決において大量の離党者を出し、分裂したことは記憶  
に新しいところです。この背景には、このマニフェストを国民との契約と表現し、位置  
づけしたにもかかわらず、まったくそのマニフェストに掲げていなかった消費税増税を  
政策化し、成立させたことが、国民との契約を一方的に破棄したことになり、このこと  
が国民の政治に対する不信感をあおり、現在の民主党の党勢の凋落につながったものと  
考えております。

玉名市における学校再編計画についても、先ほど申しましたように、前回市長選にお  
ける市長のマニフェストや公約集にも掲げておられず、この学校再編について市長から  
何ら市民への訴えもあっておりません。このことはマニフェストの信頼性を著しく低下



させることともなります。玉名市民にとって、小学校は100年以上も地域の中核施設であり、また永年に渡る地域の方々の思いが集積している教育施設でもあります。学校再編という大きな政策課題は、市長選においてその重要性、緊急性を明らかにする必要がございます。市長の任期も私たち同様に残すところ1年余りとなりましたが、次回の市長選挙において、この学校再編計画をマニフェストに掲載され、改めて市民の判断を仰がれる考えはあるのか、伺います。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 内田議員の再質問で、校区別の説明会等もどういふふうに、拙速になっているんじゃないかというようなことで、御指摘を受けながら答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、玉陵中学校区の、これにまた準備委員会をつくって、いろいろな地域の話し合いをしながら進めていくということでもあります。ただこれが、この基本計画を策定しましたあとは、その基本計画にある学校再編のスケジュールに基づいて、最初の対象校であります玉陵中学校区においては、校区別の説明会を開催して、跡地の利用のこと、スクールバスのこと、もういろんなことを協議を重ねていきたい。そうすると、その結果を、そういう段階、過程を一応知っていただいて、今度は天水中学校区では、やはり今、議員がおっしゃるような市民・住民の方を踏みにじてこういうことをやるということではなくて、小中一貫教育建議を受けて、きちんとやっていくという、この姿勢は持っておりますけれども、住民の方のやはり意向をしっかり酌み、私どもが受け止めながら今後行なって、そして天水中学校区でやろうとした時なら、今度は小学校別に跡地の利用どうしようか、地域のコミュニティーをなくさないようにどうしたらいいかということは、一緒に考えて、そしていい形で教育が行なわれるように、行なっていきたいということで、地域の皆さんあるいは校区の皆さん、そして議員の皆さんにもぜひ、御理解と御協力を得たいというふうに思っております。

不登校の数が多いということでもあります。これは私どもも本当にこれを真摯に受け止めて、毎日このことについては対応をし、今朝もこちらに来る前には、あるところの学校の関係で、その対策会議をしてきたところであります。これは議員の御指摘を、御期待を、結果的にゼロになるかどうかというのは、本当に難しいところでありますけど、ぜひ、不登校もいじめもゼロを目指して、日々努力をしておりますので、ぜひ、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

マニフェストを作るかというようにお話でございますけども、今、私の申し上げましたように、平成22年9月に「チェンジ玉名」という形で皆さんにお示しをしたというような状況でございます。これから先のことにつきましては、まずはこの1年間皆さまとともに、玉名市を背負っていく中で、精一杯努力をしていくということが大切だろうと思っておりますし、また玉名市民のあらゆるニーズそして要望等々も踏まえて、そういうものを受けながら行政をやっていくということも大切じゃないかなということをお思っております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 以上で、内田靖信君の質問は、終わりました。

24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 前進クラブの吉田喜徳でございます。本日もよろしくお願いいたします。

オリンピックで目覚めた、また広く心に響いた、国を愛する心。人を愛し、自分を愛する心。我が国を愛し、世界の国々を愛する心。第30回夏季ロンドンオリンピック大会は、そのようなことがいかに大切かを物語った大会であったと、私は感銘したのであります。市民の皆さんはいかがでありましたでしょうか。

開会式、閉会式にも見られた光景は、ただただ204カ国の国旗が選手の手にしっかり握られ、選手の笑顔であふれておりました。また、サウジアラビアなどイスラム教国参加国が初めて女子を派遣し、ボクシング女子の導入で、全競技に男女が参加する節目の記念すべき大会でありました。

人種や民族、宗教等の違いを超えて、肩を抱き合い、手を取り合って喜び合う姿に、人類の平和な未来を願望し、また期待感を膨らませたと思います。大会入場でまさに、スポーツに国境がない、そのものでありました。果たして日本はこの大会で史上初38個のメダルを得ました。開会、閉会式に誇らしげに国旗を掲げての行進、悔しさで終わった選手も、堂々国旗日の丸を胸に、腕に、文字どおり国家を背負って、パラリンピックの選手たちも立派な成績をおさめてくれましたが、身は渾身の力を振り絞って、自分がどうなろうと死闘を繰り広げてくれました。全選手の皆さんに改めて惜しみない拍手を送りたいものであります。

この間、日本中が沸き上がり、もちろん世界でもそうでありましたでしょう。「日本頑張れ」「頑張れ日本」と会場やテレビで応援しました。テレビで応援した人は、4年に1度だ。寝不足なんてという思いで応援しました。そして、ロンドンでは、日本は史上最多38個のメダルを得ましたが、38回の国旗が上がるたびに、特に7回の国歌「君が代」とともに国旗が上がった時は、日ごろ国旗、国家を愛せない人々も、この時

ばかりは感動し愛国者になっていたと信じます。

市長のオリンピックに対する御感想と国家についての思いを承りたいと思います。オリンピックが終わっての初の議会でありますので、質問をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高岸哲哉君。

〔市長 高岸哲哉君 登壇〕

○市長（高岸哲哉君） 吉田議員のオリンピックと国家についての感想と思いということにつきましてお答えをいたしたいというふうに思います。

御案内のとおり、今年度は4年に1度のオリンピックというようなことで、スポーツも大変注目をされる年じゃないかなというふうに思っております。今回のロンドン大会は、初めてじゃないかなと思いますけども、一国家において3回目の大会というような、一場所においての3回の大会ということになりますけど、このことにつきまして本当に世界も注目する中で、先月の12日の日に閉幕をしたというような状況であります。今回大会には、世界各国204の国から約1万人参加をいたしました。そして、つい最近閉幕をいたしました第14回の夏季のパラリンピックにつきましても、先月9日に閉幕をいたしましたけども、164の国から約4,000名のスポーツ選手が参加をしたというような状況であります。今回のオリンピックロンドン大会は、7時間か8時間の時差がございますので、多分、皆さん方夜中に見られたのが多いんじゃないかなというふうに思います。私もいろんなところでオリンピックを観戦をいたしておりました。やはり議員言われますように、日本人が優勝すると国旗が一番上に上がるというような状況であります。そういうのを見ておきますと、やはり日本人の凄さ、そしてまたオリンピックに対する日本の代表の選手としての気構え等々を非常に感じるような状況でございます。また、東日本で起きる災害がございました。ちょうど1年半を経過をいたしましたけども、やはりその人たち、そしてまた日本人の、日本の国民の皆さん方が勇気と希望と夢を与えていただいたんじゃないかなと確信をいたしております。

私も観戦をして、一喜一憂をいたしておりますけども、特に日本人選手が表彰台に上がったときには、私も胸が熱くなる思いをするというような状況は、皆さんも全く一緒じゃないかなというふうに思っております。これは、国歌が流れる、そしてまた、国旗が上がるというような状況の中で、大変嬉しく、そしてまた日本人として誇らしく思えるのが日本人じゃないかなというふうに思っております。そういう中で、先ほども言われてましたように、国旗というものにつきましては、これは強制的ではございませんけども、皆さん方もぜひ、そういうものに賛同いただけるならば、ぜひ、家の前に祭日の日には国旗を掲げていただければというふうに思っております。

今回のオリンピック大会につきましても、やはりスポーツ選手のたくましさ、精神力

も非常に強いということを感じた状況でございます。ラテン語でございます「アニマサーナ イン コーポレサーノ mens sana in corpore sano」「健全なる精神は、健全なる肉体に宿る」というように言われておりますように、やはり健全なる精神をつくるためには、スポーツで体力を鍛えるということは、大変いいことじゃないかなというふうに思っております。

また、皆さま御承知のように7月12日から、私はスウェーデンのストックホルムに行っていました。これは第5回のオリンピック大会でございました、ストックホルム大会のちょうど1912年ですので、100周年を記念して今回、いろんな行事があったというような状況の中で、私たちの先輩であります金栗四三先生が、日本人の選手として初めてストックホルム大会に参加をされました。マラソンという大変きついといえますか、過酷なスポーツに参加をされたというような状況であります。今回、ストックホルムに参加いたしましたのは、その100周年を記念して、金栗先生の功績をたたえるというようなことで、顕彰の銘板の除幕式ということでございましたので、この除幕式に参加をするというようなことで行っていました。この金栗先生もやはり100年前に参加をしたというような状況の時に、折り返しの地点で意識もうろうのために民家に倒れていったと、そしてそこの方に助けをいただいたというような状況でございました。そしてまたその助けていただいたあとに、回復をした中でまたそのまま帰ったというようなことでもございましたので、棄権をしたこともないというような状況でもございまして、55年後にはですね、金栗先生はまた55周年の時にストックホルムのオリンピックの当時を思い出すような状況の中で、当時のところに参加をして、ゴールを切ったというようなことでもございました。本当に、このためにはやはり、このことにするためには、金栗四三先生がやはり帰るときに、大変お世話になったというお礼をされたということと、日本に帰ってからも助けていただいたところに何回も手紙をあげて、ありがたうというような気持ちを伝えたということが、今回の銘板の顕彰の除幕式につながったんじゃないかなというふうに思います。そういう面では、大変昔から国際交流の一因を担う大きな役割を果たしていただいたんじゃないかなというふうに思っております。今回、私も行ってまいりまして、このことがよかったなというふうなことを感じております。

また、その子孫の蔵土義明君が、このマラソンの記念大会に参加をして、完走をしてくれました。本当にありがたいというふうに思っております。また、これからも日本もオリンピックに対して、招致を東京大会に名乗りを上げておるといったような状況の中で、やはりこのオリンピックの果たす役割というのは、大変大きいんじゃないかなというふうに思っております。日本は1964年にオリンピックが開催されました時には、大変高度成長の中で、日本というものが伸びていたというような時代でもございましたけ

ども、今の状況を考えると大変厳しい財政状況の中で、また東京オリンピックが開催されるということは、大変、私にとってはいいことじゃないかなというふうに思っておりますので、皆さん方も御支援・御協力をお願い申し上げますとともに、この大会が成就しますことを祈念申し上げます、感想といたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 市長の御答弁に玉名の偉人の金栗先生のお話まで言及していただきました。その御答弁の中で御家庭で国旗掲揚をしていただければなとなというお話がありました。ちょうど幸い国旗掲揚についてたゞいまから申し上げますが、これは最終的には玉名のいろんなよさを、この時代、この社会に日本中にどうやってそれをアピール、あるいは行き渡るといふか、広めていくかという思いを込めて、これならばいいんじゃないかなと思ったせいもあり、国旗掲揚をそれにつなげたらいいいんじゃないかなと思っております、そういう思いで取り上げた次第であります。

国旗掲揚について、国民の祝祭日は年15回。元旦の日からですね、12月まで15回。ただ元旦の1月1日ですえも各御家庭で国旗を掲げていないところも見られます。祝祭日、私は国民のこの祝日の日に、熊日朝刊第1面を見て、「あ、きょうは祝日だな」と気づかせられる時があります。熊日には15回ですね、日本の国旗が第1面にありますですね。それを見て、忘れた時には「あつ」といふふうにも気づくときもありますが、15回私は必ず国旗を門柱に立てております。玉名市の御家庭ももし、全家庭が祝日に国旗を掲揚するようになれば、そのことでは日本一になり、全国から注目されるのは必至、間違いないと私は確信します。

全国から注目されれば、「あそこには、新幹線新玉名駅があるべい」とあるいは、立願寺温泉、玉名ラーメン、薬草料理、夏目漱石「草枕」、加藤清正堤防、松原海岸まだまだあります。グレンミラー音楽祭や大俵祭り、花ショウブ、ミカンにトマトにイチゴなどなど、あそこにはこんなものがあると注目してくれるだろうと、それにつながると私は信じます。祝日の国旗掲揚の推進運動・啓蒙運動を展開できないものか、いかがでしょうか。

次に、庁舎には国旗と市旗が掲揚されていますが、風雨にさらされ、いかなる天候にも耐えています。破損している状態を見ると国旗が市旗がかわいそうにも見えます。旗は上げ下げ、つまり掲揚と降納して初めて国旗、市旗に対する真の畏敬の念につながると、そしてまた、誇りなのではないでしょうか。

次に、教育問題に移ります。

中学校の歴史教育等について。先に松本議員も申されましたが、私の質問と少し違い

ますので、よろしく教育長、教育委員長、お願い申し上げます。

毎日のように報道される領土に関する問題。内容についてはですね、報道、マスコミ等で全市民が知るところですから申しませんが、私は一口に言って、日本の歴史教育や日本の領土についての教育が徹底していないのではないかと、近頃そう痛感している次第であります。中国と韓国は自己主張しているとおりの領土についての教育を徹底していると、こういうことを聞きますが、そういうことを思うと残念でなりません。徹底しているからスポーツには国境がないの精神であるオリンピックで、韓国のサッカー選手があんなことをやるし、また中国人による日本の大使館の専用車、いわゆる大使の専用車の国旗を平気で奪い取る事件が発生したり、反日デモが広がり、日本人にとっての誇りを傷つけられていることに一因すると考えます。

そこで私は玉名中学校に行き、歴史教育のところの我が国の領土についてこの尖閣と特に今ではですね、竹島についての領土問題についての校長先生や社会科の担当の先生と教科書を見ながら、それを見せてもらいながら話をすることができました。大体、日本史とかそういうのではなくての教科書よりも、公民ですね。私は専大玉名で教鞭をとっていた時は、政経と言いました。政治経済と言いました。高校の話ですが、今はそれがなくなって、公民といます。それによるとですね、立派な教科書、いわゆる教育長が先ほど、どなたかの質問にもうされました帝国書院ですかね。これは中学生の地理はですね2年前期、公民は3年生のこれから、12月か1月にかけてとこういうふうになっております。まず、公民の東京書籍ですね、地理は帝国書院。公民の東京書籍、新しい社会公民で、主な、いや失礼しました。2、国際社会における国家というところで、主権国家という部分があります。それには、領土とはどういうものか、あるいは領域とはどういうものか、その範囲とかいうのが国家の主権ということで載っております。領域は、領土、領海、領空とこういうことも教科書で教えております。領域の回りは経済水域と言ひ、経済水域のほかは公海とこういうことを、ここに書いてあります。

また、わざわざ枠内に括弧しましてね、北方領土、竹島、尖閣諸島と出ております。公民にですね。ご存知のとおり北方領土はですね、1951年のサンフランシスコ平和条約で日本は千島列島を放棄しました。放棄だからもういらんということだから、千島列島はしょうがないが、しかし、齒舞、色丹ですね、国後、択捉はそうじゃないと、領土は千島列島には含まれていないということで、日本の固有の領土だということに主張しております。第2次世界大戦、ソ連が不法に占領した北方領土の返還を強く求めていると、こういうふうにちゃんと書いてあります。竹島はですね、隠岐島は隠岐諸島の北西に位置し、島根県隠岐の島町に属し、日本の固有の領土です。しかし、韓国が不法に占拠していること、実効支配と言うんですかね、そういうことを。日本は、韓国に対してそれを抗議を続けております。まだ現状でそれを国際裁判に訴えろとか、訴えて

ないかは書いてありませんけどですね。尖閣諸島は、沖縄県の先島諸島の北方に位置する尖閣諸島で、日本の領土です。中国がその領有を主張しております。このぐらい書いてあります。

また、国際法とは何かということも公民でですね、昔の政治経済ですが、これ書いてあります。しかし、私が申し上げたのは、先ほど申し上げましたように、こういうようなせつかく地理やですね、公民で教えているその教育が、教育委員長、先生は中学校の校長先生でもあったし、現場の方で御経験を造詣深いと思いますが、このことについての教育、その領土についてですね、集中講義と言っては何ですけど、そういうような、どのくらい時間を割いておられるのかなど。ここが載っているからですね、せつかく。立派なことです、これ載ってる。いわゆる日本も教育をしているということですけど、その中身というかですね、厚さというかですね、そういうのはいかなもんだったんでしょかね。こういうふうにも明記してあることを、どのようにお考えなのか、まず教育委員長にお尋ねしたいと思います。

さて、玉名市立中学校と県立玉名高校附属中学校について、日課表とか特色等について、的を絞ってですね、質問をしたいと思います。

文科省は、8月8日小学校6年と中学3年を対象に、4月に実施した2012年度全国学力学習状況調査の結果公表を公表しました。本年は、初めての理科が加わり、国語、算数、数学、小学校は算数ですね。に、理科を追加して初めて3教科で実施しました。玉名市立は小・中・高とも全校が参加しました。結果は、全国平均から5ポイント低い正答率があった都道府県が減少し、減少したんだから上がったんですね。全体的に学力の底上げが図られ、地域間格差も縮まった、つまり学力が向上した結果を出しました。県内は全国平均を上回り、知識の活用力と、これは日本の子どもの弱点。小学から中学に進むにつれ、理科離れが加速することが明らかになり、大きな問題を残しています。

さて、学力向上のことを思うと、私はいつも県立玉名中と市立玉名中とのいろいろな比較に思いをはせます。玉名中と県立玉名中の隣接に住んでいる私は、ほとんど毎日ですね、両校の、両中学生を見ることができます。服装にしても、帰り道のあるいは登校にしても見ることがまれではありません。見ることがまれでない、それも両校に寄せる想いの要因の一つになっているんじゃないかと思いますので、2つを取り上げてみました。

まず、日課表ですが、玉名中学はつまり、時間割は前週に学級通信等で発表というか、通知するところになります。県立玉名中学校では、1年間ちゃんとですね、私たちの時もそうだったと思いますがですね、皆さんどうだったでしょうかね。年間を通じて一応発表されますね、入れかわりがあると思いますけどですね。県立玉名中は、県立玉名

中と言いますね。わざわざ玉名高等学校附属中学校と言わんで。県立玉名中学校は、まず学校案内等にもありますように、年間を通じて発表される。玉名市立は違います。どっちがいいと言っているわけじゃありませんが、県立玉名中で学校案内に掲載されているとおりですね、昔の話でありますけど、私たちの時もそうだったんじゃないかと思いますが、この前週に発表する事情について教育長にお尋ねしたいと思いますね。ちょっと違いますから、前週に発表するそうですもんね、時間割を。「はあっ」と僕は思う。こっちは年間を通じてやっている。

次に、県立玉名中は朝自習、8時10分から8時20分朝の英語活動があつて、8時20分、8時30分。そして朝の会、ホームルームでしょうね、朝の会というのは。これは市立玉名中でも朝の会と言いますね。前のホームルームでしょうね。そして8時30分から8時45分、この時間帯に掃除をする。ただ、県立玉名中は、7時限目があり、15時25分から16時、この30分間は復習的ドリル問題集に取り組み、これが我々の時に、補習授業とかまあ足らなかった者が残って、授業をまた受けるというようなあれじゃないだろうかなと思いますですね。残りの時間は帰りの会と言うか、1日の反省会や生徒活動となっています。これに対して、市立玉名中はですね、8時15分から8時30分、始まる時間とかそういうのは、あまり変わりませんが、掃除の時間がですね、そういうようなことに今、申し上げましたようなことになっているので、「ああ、7時間、7時間目はできんのかな」と「7時間はないのかな」と。こういうふうなことをまたスペシャルタイムではですね、少しとってありますけど、年間を通じて数日しかない。そこで、ここに気がつきました。終わりは、放課後は同じ16時15分、あるいはスペシャルタイムでも玉名中は16時10分。同じ16時15分ですね。それから一斉に部活ですかね。そういうふうに県立玉名中も市立玉名中も終わる時間は同じですね。そんならそのあと30分、向こうが勉強してるのに、こっちは勉強してないというようなことで、いろいろ工夫されてですね、それが悪いと言ってるわけじゃないけど、その辺でこれは特別にですね、ペガサス時間と言って、ペガサスって天馬と書いて、ちゃんと絵にも載ってますが、学習発展時間とですね、こういうふうに銘打ってやっているわけですね。

私が何でもこういうことを申し上げますかと言うと、いわゆるますますですね、格差がつきやせんだろうかと、それを危惧するわけです。入ったときから、失礼ばってん格差はついてるでしょうね、選抜して入ってるんですから。だから、ますます格差ができやしないだろうかなというところに危惧するわけで、それを補うためには、もう始まっておりますね。宇城市の小川中学校では7時間授業。それから、産山小中学校では、土曜授業という、毎週じゃないですけどね。そういうふうにして時間割を編成したりですね、要するに時間をつくったりですね、工夫して、工夫してやっております。まあ、先



ほどから議論があっていたように、学校規模適正化でですね、小中学校、中学校は変わらんでしょう。どうなるかのこともはまっておられるけども、そういうことも含めてですね、やっぱり対応していかなきゃならんのじゃないかなと。ますます格差が目に見えてる。隣にあるんですから、中学校は。玉名市に県立中学校があるんですからですね。そういうことを危惧しているわけでありませう。

次に、教育長ですね、思いや感想やそういうものを聞かせていただきたいと思ひます。

教育、音楽。音楽というか、文化というか。芸術・文化というかですね。そういうようなことを想定していただければいいと思ひます。以前、永野議員と私は、この場で教育立市宣言都市について提案をしていますが、今回は、音楽の都玉名について述べてみます。

私は、グレンミラーの生誕地USA、いわゆるアメリカアイオワ州クラリダ市を、当時の松本市長の随員として、大学誘致に取り組んでいる時でもありましたので、教授探しを兼ねて、初めて訪問をいたしましたのは、当時の青年音楽家であられた、今の森教育長が率いる、玉名女子高校吹奏楽部、総勢70名がクラリダ市のグレンミラー音楽祭に参加、これは1993年（平成5年）だったと思ひます。初めて私たちも、そうですかね、後で修正してください。1990年、96年、93年、私が行ったのは93年でしたですかね。というような時でありました。それを記念に玉女は、クラリダ市はもとより、クラリダ高校とのきずなが結ばれ、さらに玉名市とクラリダ市との姉妹都市締結と発展しました。そして、今日では、グレンミラー音楽祭の実現となりました。グレンミラーの名称を使用するのは、その権利というかですね、やたらにはできないということも聞いておりますが、そう簡単ではないと聞きます。音楽のまちづくりはすべては定着していると言っても、今から、もちろんINGであると言ってもいいのではないのでしょうか。このようにして、これからのこの音楽のまちづくりは、ますます盛んになると想定します。

この記事は見られたと思ひます。8月18日ローカルワイド県北にですね、温泉街で中高年のバンドが演奏を競う。ロックオン玉名オヤジバンドフェスティバルが10月20、21日の両日玉名市の立願寺公園で開かれる。主催者は全国から腕自慢のオヤジ・オバちゃんを集めたいと意気込んでおります。こういうですね、市民ぐるみの音楽の何と言うか、試みというか、そういうようなことも、これは音楽の町を標榜してからこういうの盛り上がっております。これは大変いいことだと思ひます。このようにして、これからも音楽のまちづくりはますます盛んになると思ひますが、教育と音楽ともに合わせた実施宣言をしたらいかがでしょうか。教育長が教育者と同時に音楽家で、文化人であられますゆえに、このことについては発言を少し御遠慮なさるんじゃないかなと思ひ

ますけど、何の何のそんなこと思わんで、森先生しかできないのではないかと思いますので、堂々とこの宣言都市はいかがでございますかということについて、遠慮なく語っていただきたいと思います。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 吉田議員の国旗掲揚について、お答えをいたします。

祝日に各家庭で国旗を掲揚しているのはあまり見なくなったとの表現でございましたけども、私もそのように感じているところでございます。

その要因の一つとして、最近の風潮かも知れませんが、祝日はレジャーの日と認識があるのではないかと考える次第でございます。昭和23年に制定された国民の祝日に関する法律第1条には、「自由と平和をやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを国民の祝日と名づける」と規定しています。そして、第2条によって、国民の祝日は、年間で15の日があることを定めております。先人はこの国民の祝日を祝い、感謝し、または記念するために国旗を掲揚するということをもって、誠意を表していたと考えるところでございます。以前、明文化されていなかった国旗の取り扱いが、平成11年国旗及び国歌に関する法律の制定により、日本の国の国旗が日章旗であることが明確化されたところでございます。議員が述べられた玉名市の多くの家庭で祝日に国旗を掲揚することで、日本一注目される町になることができ、市としては国旗掲揚の啓発活動を展開できないかという御提案でございますけども、市としましては、住民一人一人が祝日の由来や意味を正しく理解し、日本国民として敬意を表することが大事であると考えておりますが、行政としては、個人の思想にかかわることでありますので、この点については、議員にも御理解いただきますようお願いするところでございます。

次に、庁舎での国旗及び市旗の掲揚のあり方についてでございますけども、確かに現在、国旗等につきましては掲揚したままで、降納は国旗等が傷んだ場合、または半旗にすべき場合に行なっていたところでございます。

議員の御指摘のように、国旗及び市旗が痛む姿は忍びがたいものでございます。今後、毎日のことではございますけども、国旗及び市旗の掲揚と降納は実施してまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 教育委員長 池田誠一君。

[教育委員長 池田誠一君 登壇]

○教育委員長（池田誠一君） こんにちは。

先ほど質問がありました、吉田議員の中学校の歴史教育等につきまして、お答えをし

ていきたいと思ひます。

議員は中学校の歴史教育等について、領土についての学習をどのように進めているかということをお尋ねになりましたので、その点についてお答えをしていきたいと思ひます。

その前に、先ほど吉田議員の質問の中で、質問にあたりましてですね、玉名中学校の方に出向いて、校長先生と、今実態を聞かれたり、教科書はどうなっているかということをお聞いておいでになったということで、大変敬服いたしております。

議員の御案内のとおり、公教育を行なう公立学校においては、政治的中立の立場に立って教育指導を進めていかなければなりません。したがって、当然学習指導を行なう際も同様でございますので、私自身が学校現場にお世話になっていました頃は、学習指導要領に、示されております学習内容を、逸脱しないように気をつけて、学習指導に当たってまいりました。すなわち、教育課程をそれぞれの学校で、カリキュラムを立てますので、それに基づいて授業を進めていったということでございます。

さて、議員御質問の領土に関する学習は、中学校社会科、地理的分野の日本の地域構成という項目において学習するものでございます。ここでは、地球儀や地図を活用しながら我が国の位置や領域の特色と変化等について学習します。特に、領域の特色と変化について学習する際は、我が国が海洋国家であると特色を取り上げるとともに、学習指導要領に我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすることとありますので、北方領土、すなわち、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島については、地球儀等でその位置と範囲を学習させます。また、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在、ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについても的確に扱います。

一方、議員が質問された竹島につきましては、今回の学習指導要領の改訂で、学習するように追加されたものです。授業で取り扱う場合は、我が国と韓国の間、主張に相違がある島であることにも触れ、北方領土と同様に、我が国の領土、領域について理解を深めさせることが必要であるとされております。ただ、尖閣諸島については、学習指導要領には記述が見当たりませんので、教科書に説明されていることに基づいて、日本の領土ですが、中国がその領有を主張しています。という程度の抑えを行なっているところであります。

以上で、お答えとしたいと思ひます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○教育長（森 義臣君） 吉田議員の玉名市立の中学校と熊本県立玉名高校の附属中学校の関係する御質問についてお答えしたいと存じます。

玉名高校の附属中学校が開校して2年目を迎えておりますけれども、学力だけでなく、部活動、ボランティア活動などにも積極的に参加しながら、充実した教育活動が行なわれていると拝見しております。学力向上では、7時間目の授業を行ったり、部活動でも昨年も目にしましたけれども、中体連の開会式で附属中学校の生徒が、本当に規律正しさを見せておりましたし、また合唱部のコーラスも聞きましたけれども、高校生にまじって中学生は本当に素晴らしいハーモニーを奏でていたことに接して、敬服したところであります。当然、玉名市の中学校におきましても、附属中学校に負けないように教育を目指しているところでございます。各学校が本当に工夫しております。格差がただつくのではという御心配でもありますけれども、この格差については、格差がついたということよりも、とにかく自分の学校の学力、そして生活指導をしっかりしたいということで全力を注いでいるのが、各中学校のありさまでございます。特に、やはり決定的なところは、附属中学校は選抜された生徒で構成されておりますけれども、玉名市の中学校では、すべての生徒を受け入れて、すべての生徒に手を差し伸べて、教育の機会・均等性を発揮して、そして教師も一生懸命、真摯に教育に取り組んで努力しているところでもあります。

また、附属中学校はエアコンや電子黒板、性能の高いパソコンなど設備の面で大きな開きがあります。しかしながら、一つ一つ学校教育環境整備をして、学力向上を初め、玉名市立の学校に通う子供たちが元気よく、明るく、学力を向上させ、個人を伸ばせる教育を目指していきます。今後とも議員の皆さんの御支援をよろしくお願いを申し上げます。

次に、教育と音楽、あるいは文化の立市宣言をしたらということで、御質問についてお答えいたします。

教育立市宣言につきましては、これまで永野議員及び吉田議員から御質問、御提案をいただいたことと承知しております。教育委員会としましては、議員も御承知のとおり、よりよい教育環境の創出を目指して、学校規模の配置適正化及び小中一貫教育の推進に取り組み始めました。このことは、玉名市の大きな教育改革でありますので、この改革が完結した時に、玉名の学校教育が全国に誇れる教育になっていると確信いたします。そしてその時に、教育立市宣言が検討に値するものと考えます。

次に、議員の御提案の音楽の都の玉名ということについてでございますが、第1次玉名市総合計画の後期基本計画におきましても、21の重要施策の一つとして位置づけられております。音楽はジャンルを問わず、自分自身が参加し、鑑賞することによって人々は心安らぎを感じます。芸術活動を行えば経済的波及もできますので、重要施策として取り組むことは、玉名市の発展につながるものと考えます。

私は半世紀、学校音楽や一般音楽団体、それに音楽を通したまちづくりにかかわって

きました。現在も趣味として音楽を楽しんでおります。しかし一口に音楽の都と言っても、実現はかなり高いハードルがあるものと考えます。それは、洋楽、邦楽など幅広い音楽の演奏団体が多いだけでは、音楽の都とは言えませんし、やはりレベルの高い芸術活動。それを市内外へ発信するシステム、玉名市マスコット「タマにゃん」の活動など総合的にリンクしなければ実現できないものと考えます。音楽の都の玉名、まだ未熟な現状であります。これらを解消し、行政の方向性を追求するため、音楽の都 玉名づくりプロジェクトチームを本年4月に設置し、市全体の音楽によるまちづくりの気運の醸成と、市民一人一人の幸福感や一体感の向上を図り、潤いとゆとりのある満ちた魅力のある音楽都市の実現のために検討を重ね、市内外に「音楽の都 玉名」として、夢や勇気や感動を与えるべく、これまで以上に強く取り組んでいきたいと、かかわっていききたいと考えております。

文教の立市ということでの宣言でございますけれども、学校規模の配置適正化や小中一貫教育が完結して、そして玉名が音楽の都として全国に誇れることを確信した時に宣言できるものと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 総務部長、一つ残念ですね。思想のためにそういうような、啓蒙運動というかですね、軽い気持ちで、皆さん国旗を立てましょう祝日には。ということができないと、こう受け止めましたけど、これはですね、これもまた中学校の東京書籍、公民に載っております。国家と国歌。国旗と国歌ですね。失礼しました。ここにちゃんと主権国家、国家を示すシンボルとして、国旗と国歌を持っています。日本では、1999年、これは平成11年ですかね。法律で日章旗が国旗、君が代は国歌と定められました。国同士が尊重しあうために互いに国旗・国歌を大切にしていかなければなりません。総務部長書いてあるですよ。だけんもう少し言い方のあったじゃないんですかね。思想のため、思想が違くて、ここで言われみなさんどうでしょうかね。まあ適当に答えていただくわけもいかんでしょうけど、ちゃんとか先生書いてありますもんね、これ公民に。国旗のそして法律ですからこれ、法治国家ですから日本は、思想のために云々なら、思想のために悪いことやっていいのかというようなことにもなりかねない。ちょっと総務部長、答えばちょっと。修正せんでよかですたい、もう再質問じゃないけん。まあそういうようなことでありまして。

それから、その他のところで県立中学と市立中学、これは私の言いつ放しでいいですよ。特色にですね、これはここが一貫教育のいいところかなと思うんですね。玉高生徒も県立玉名中生徒も一緒になってですね、ノーベル賞を取られた人と呼んだりですね、

もうそれからいろんなその方呼んで、年に1回ですかね。日本の世界の第一人者のキャリア教育講演会という名前打ってやっている。私どもの玉名市立にはやってない。ここにも何かこうできてきますね、何かそんな気がしますね。ノーベル賞の博士の方が講義されるんですからね、一堂に会して。これが特色になってますね。堂々と上げています。それから、国際人の育成、いわゆる英語教育もですね、ALTの先生ば全部呼んでですね、10人ぐらいおんなはるそうですけどね。一緒に合宿するて、そんな時英語しか使うとでけて、中学生ですよ。これも大きな特色になってますね。こういうように特色が県立では5つ上げておりますけどですね。こういうのはですね、大いにできんもんなて。やっぱノーベル賞の博士の先生とじかにこうして壇上で会ったということと、それは全然そういうことがないという中学生は何となく、何となく誇りにもつながりですね、そういうものにも影響して、いろんな意味に影響してくるん、こういう特色もですね、やはりこれからは考えていかなきゃならんと思いますよ。教育委員長も思いますよ。教育委員会でも議論してみてください。

それから、音楽に対する思いを語っていただきましたが、今朝、これ全家庭に出回ると思います。私どもの区ではチェンジ玉名が配られました。その裏の一番後ろを見てみると、施策紹介です、教育委員会の改革、それは今まで質問があったことですね。そして芸術文化都市の構築とあります。そして、全庁的な庁内プロジェクトチームを作ってこれは研究されている。だから、芸術・文化だから音楽ばかりじゃないと思うんですけどね。この際、宣言都市、教育とくっつけたそういうのをちょっと先生、議論してみてください。どういう庁内の執行、市長部局とですね。市長部局じゃない人たちのプロジェクトとありますが、そういうようなところでもお願いをしたいとします。

すみません。終わりにりましたが、安全で安心して暮らせる社会。なぜ、官軍墓地は安全で安心という表題に、一番の項目にしたかと言うと、ここは、高瀬地区というのはですね、正式に自分たちの広場というのがない。もちろん河川敷とかそういう近くには、国土交通省の許可をもらっている空間というものありますけどね。それと、やっぱ高瀬官軍墓地に対するですね、非常な思いが込められて、伝わってますので、質問をさせていただきたいとします。

地元、町小校区の高瀬地区は、そのほとんどが住居や商店街の密集地で、広い公園や避難場所になるような広い空間が皆無であります。そのことも念頭に入れて次のような質問をいたします。私は、この官軍墓地問題で高瀬地区から相談を受けたのは、今年の12月頃でした。その内容を要約すると現在、合祀塔や忠魂碑があるところ、一応そこは児童公園、遊園地になっています。そのところと財務局が売却しようとしている場所との境に、鉄条柵があるので、それを撤去していただき、結論として西南戦争の歴史を後世に伝える貴重な場所を、売却するのは国のその考えにね、対して疑念を思い、地元

の人や有識者の根強い反対運動があつてこういうようなことです。そこで、地元の地元である高瀬11区では、私も同席いたしました。2月27日臨時総会が開かれ、区長さんが欠席しておられるので、私の提案で、世話人代表が3人選ばれました。区の総意として、売却中止、市に無償貸与され管理は地元や使用者が、例えばゲートボール、グランドゴルフ、子供たちのソフトボール等の多目的広場として、市は整備して欲しい。その日頃の管理は自分たちでやるというような趣旨の全会一致の話が出ました。そして、同日付で、市に官軍墓地跡地再利用、再利用と言う第3保育園でありましたので、整備について要望書を玉名町区長会長、そして3人の代表名で提出いたしました。私たちは、市の案内で財務局にも直接行って要望書を提出し、その後、売却反対の立看板を立てました。立て看板の内容はこういうところをですね、みんなで合祀し、あるいは後世に残すようなことで、敬意を表しましょうという立て看板ですね。それを何で売るんですか、まだ霊がさまよっておられますよと、そういうような内容の看板を立てました。今まで第6回の入札があり、大札はあるものの成立はしていません。これは本省財務省理財局まで届くよう声を上げなければと、私たちは判断し、さる代議士に依頼したところ、「玉名市としての考えと要望書を熊本財務局に提出したらいかがですか」と指導・助言を受けましたので、市では直ちに地元の要望にこたえてそれに対応していただきました。しかし、地元からの要望書には、区長会長と世話人代表の名はあるが、官軍墓地の所在区、つまり高瀬11区の区長名がないのでということで、一時保留されました。当たり前のことでしょうね。そこで再び、それに気がついた11区では臨時総会が開かれまして、御高齢と長期ということで、区長が交代され極めて平和裡にスムーズにその総会が7月7日に終わりました。8月1日付で新区長となり、11区のもので要望書をそれに署名することができ、市はそれを持って4月3日付で国有財産無償貸与に対する要望書を、九州財務局あてに提出いただきました。みんなで高瀬区の人たちはみんなで、有識者も含めてそのことだけでも喜んでおられます。感謝しておられます。財務省九州財務局は8月2日付で、国有財産売り払い工事を発表して、1日違いでしたね。ばかりでした。しかし、あきらめず地元の人とともに今じっと見守っているところです。まあ21日ごろ発表されるようです。幸い、今回も売り払い成立の場合、今後、市はどう対応を進めていただけるのでしょうか。

売り払い成立した場合、あんなところに新地権者の人が住居を建てないんじゃないかなと思いますね。成立した場合ですよ。ですから、想定することは、粗大ごみ捨て場とかそういうものに使われ、今の環境がさらに悪化しないように、新地権者に対して我々地元も要望していきたいと思っておりますが、引き続き市は、応援していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

幸い、不成立になった、直ちに次なる行動を起こしてもらいたいと思っております。

以上、これは大変指名申し上げて、御指名申し上げて僭越ですけど、副市長に御答弁をお願いしたいと思います。

新聞報道にあったとおりですね、つけ加えて申しますならば、売却反対の意味・内容で、地元ばかりでなく歴史家の人やいろんな人がですね、国の考えに疑問と不信感というものが、いわゆる不快感が広がっているところを改めてつけ加えさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 副市長 築森 守君。

[副市長 築森 守君 登壇]

○副市長（築森 守君） 吉田議員の高瀬官軍墓地についてお答えをいたします。

高瀬一帯は、明治10年日本国内最後の内戦、西南の役においてその県北の激戦地となったところでもございます。北上を図る薩摩軍とそれを阻止しようとする官軍が、2月27日、高瀬で激突をし、戦いで負傷し、その後死亡した兵士の墓碑が建てられ祭られた、西南戦争の歴史を後世に伝える貴重な場所である、そのように認識をいたしております。この高瀬官軍墓地の跡地利用について、市ではその所在区である高瀬11区長を始め、玉名町の区長会より要望を受け、維持管理等についても協議をしながら、それぞれの相互に確認をしてきたところでございます。

さる、8月3日付で国の窓口であります九州財務局へ国有財産無償貸付に対する要望書を提出をいたしました。しかしながら、既に九州財務局では、国有財産の売り払い行使書を公開をされており、締切を今月の21日と設定をなされております。現在では、この状況を見守ることになっておるわけでございますが、仮に不成立の場合は、要望書に対する何らかの回答が国からあるものと考えております。国からの回答後、市では速やかに国へ働きをさらにつけ、高瀬官軍墓地の貴重な歴史文化を後世に引き継ぐとともに、環境保全、防災、観光等に資する多目的な広場として検討をしてみたいと、そのように考えておるところでもございます。

また、契約が成立をしたとするならば、やはり周辺の環境に悪影響等が発生しないような地元住民の皆さま方とともに、高瀬官軍墓地の歴史感を共有しながら、隣接している児童公園等を合わせて、安全で安心して暮らせる社会を継続していくよう、計画を見守っていききたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 結びを申し上げます。1、2点。1つは、国旗、市旗に本庁舎のですね、総務部長。これはそういうことをしたいと思うと、上げ下げですね、ありがたいお言葉をいただきました。



今朝、玉高に電話いたしました。国旗と高等学校、中学校の3つ旗が立っております。「おたくで失礼ですけど、上げっ放しでしょうか。上げ下げしておられますか」と尋ねましたら、やっぱり上げっ放しということでしたが、「ああ、そうですかと、失礼いたしました」校長先生は隣同士みたいなもんですから、気安くそういうことを申し上げてお答えをいただきましたが、玉名市がですね、そういうことをやっていただくと、私は県議会議員を通じてですね、県にもですね、そういうことを、もしも上げっ放しならですね、こういうところから国旗掲揚の運動が始まるということですから、まあ啓蒙運動はまだいいですたい。先ほどおっしゃったようにですね。そういうところから始められるということで、できないことはないと思います。昭和45年、初当選しまして、初めて専大玉名からこの玉名市役所に入った人物がおりまして、「先生、入った以上は何かせにゃいかんと思うが、何がよかですかね。何かなかですか」て、「1年間でよかけん、玉名市の国旗と市旗をですね、上げ下げしてみんかい」と、そしたら、ほんなこて1年間やりました。新人ですね。まだ22、3だったでしょうね。だけん新人の人がですね、年間7名ぐらいずつ入ってこられると仮定しますね、8名か7名か10名か。その人たちだけでもお願いすればですね、市に対する思いとか、あるいは自覚とかですね、若い人がですよ青年、男女がですね。そういうようなことの発展にもつながるんじゃないかなというように思いますから、ありがたいことですけど、ぜひ、実現をしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、吉田喜徳君の質問は、終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

---

午後 2時49分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 皆さんお疲れ様でございます。2日目一般質問最後となりました。どうか最後まで御清聴よろしく願いいたします。

新玉名クラブの福田でございます。通告に従い、一般質問いたします。

市税の納付方法についてであります。

市税をコンビニでの納付ができないかをお尋ねいたします。コンビニエンスストアは本当に便利なところで、今ではデパートの売上を追い越して、サービスにおいて市民の心までもつかんでいるように思います。その特徴といたしましては、身近なところにあ

って、駐車場もある、品物も決して安くはないけれども、ジュース、酒、タバコ、弁当など、また生活必需品もそろっている。コンサートなどのチケットの支払いや、電気料金など公共料金の支払いもできるし、手数料はかかるもののATM銀行としても利用されている状況であります。店内はとても明るく、何よりも24時間営業していることなど、実に市民の生活に溶け込んでいて、コンビニは今ではなくてはならない存在にまでなっていると思います。

さて、玉名市の市税の納付方法はどうか。市民に対して、コンビニのようにサービスが行き届いているでしょうか。納付にあたり不自由を与えてはいないでしょうか。よく市役所の窓口や金融機関などは早く閉まるし、土日は休みだし、市税の支払いは何とかならないのかなと声を聞くものであります。口座振替は定期収入はないことだし、個人の口座はあまり知られたくない、情報の漏れ等、心配でもあると、このような意見も聞いております。このような声を聞くと、市民の立場になってもう少し検討して欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

玉名市の納付方法は、窓口振替、口座振替、市役所の窓口支払い、指定銀行、郵便局などの収納代理金融機関で納付可能であります。コンビニでの納付は利用できません。市民の要望にこたえて、コンビニでの納付が1日も早く利用できるよう期待しております。

さて、質問に入ります。平成23年度の納付状況はどうなっていたでしょうか。市税、国民健康保険税など金額と収納率、また玉名市は県下でどのくらいの位置となっているかをお尋ねいたします。

2点目に市税納付の利用状況についてお尋ねいたします。市民がどのような方法で納付しているのか、口座振替、指定金融機関、市役所の窓口など、具体的にお願いたします。

3点目に、コンビニとの協定を結ぶ考えはないかをお尋ねいたします。先ほども申し上げましたが、コンビニは市民にとって身近なところにあり、年中無休でしかも24時間営業であり、非常に便利であります。また、災害時の水や食料等、提供基地ともなっております。このことが市民にとって親しまれ、価格はスーパーより少々高くても多くの利用に結びついているのではないのでしょうか。コンビニでの市税の納付が可能な市は、県内では熊本市、県外では福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市など、多くの市で行なわれております。また、住民票や証明書の発行等も数多くの市町村で行なわれておるわけでございます。市民のためと考えるならば、私はハードの提供も必要と思いますけれども、その前にきめ細かなサービスの提供こそが市民の求めているものと思いますが、いかがでしょうか。

市税の納付に当たり、コンビニとの協定を結ぶ考えはないかをお尋ねいたします。

以上、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 福田議員の市税の納付方法についてお答えいたします。

平成23年度の玉名市の収納状況は、平成23年度分で市税合計が調定額63億6,360万1,048円に対しまして、収入額61億9,902万5,429円で、収納率が97.4%となっております。また、国民健康保険税が調定額19億8,471万8,900円に対しまして、収入額18億2,239万9,227円で、収納率91.8%となっております。県下14市のうち、現年分、滞納繰越分を合わせまして、市県民税で9位、国民健康保険税で7位となっております。納付方法の利用状況につきましては、口座振替が課税件数26万7,479件のうち、振替依頼件数が10万5,588件で39.48%となっており、その他6割以上の方が市役所窓口、指定金融機関及び収納代理金融機関で納付されております。

次に、コンビニ収納協定を結ぶかについてでございますが、コンビニ収納は市税だけでなく、全庁的な取り組みと考え、平成23年度に関係各課担当を集め、コンビニ収納導入検討会を開催しております。ちなみに、県下14市では、熊本市、天草市が全税目導入済み。山鹿市が軽自動車税のみ導入済みとなっております。導入検討会では、先に述べました他市の動向を確認しましたところ、システム改修が必要なこと。各課のシステムに互換性がないことや現行の納付書様式を変更しなければならないということがあります。また、コンビニでの各種証明発行も合わせて検討すべきだという意見も出ております。

この検討会での議論を踏まえ、各課から結論を聞き取りましたところ、現段階での導入はせず、将来的な納入方法の一つとして、導入に向けて検討していくこととなりました。市としましては、まずは口座振替の推進に力を入れたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

〔2番 福田友明君 登壇〕

○2番（福田友明君） 答弁いただきました。

市税の納入状況についてですけれども、平成23年度の玉名市の状況は、納付状況が収納率97.4%、そしてまた国民健康保険が収納率91.8%あるとの答えでございました。また、県下の中でも14市のうち、滞納繰越分を合わせて市県民税で9位、そしてまた国民健康保険税で7位であるとのことでした。県で言いますならば、収納率を考えてみますと、決して悪い数字ではございませんけれども、今後ともぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

それから、市税納付の利用については、口座振替が先ほど申しましたように39.48%ですか、実に1万5,588件ということでございました。その他が窓口、そしてまた指定金融機関、収納代理金融機関等での6割を占めているとのことでした。そして、部長の答弁によりますと、市としては今後も口座振替の推進に力を入れるとの答弁でございました。しかしながら、どうでしょうか。市民の立場に立ちますと、本当に土日も休めない、そしてまた市役所が5時でほとんどがもう帰ってしまう。窓口が開いてないような状況でございます。銀行だってそうです。そのような中で、夫婦共稼ぎとか、あるいは自分でサラリーマンでもないし、定期的な収入が入らないとならばですね。近くのコンビニで納付ができるならば、本当に住民にとっては幸いかなと思っております。なぜ口座振替の推進がなかなか40%を切っているのか。考えてみますと、一つは口座の悪利用と申しましょかね。このパソコンの普及で著しく情報社会が変化した中でですよ。このハッカー等の侵入により、情報が簡単に漏えいするような時代になりました。これを悪用するケースが多々出てきているために、個人の情報が盗まれることが心配である。したがって、口座振替はちょっとちゅうちょされる方が非常に多いと思います、私は。このことを踏まえてですね、市の方も、市長を含め、非常にコンビニが便利でございますので、ひとつ導入に向けて検討していただければなと思っております。

それから、市民と身近なコンビニですけれども、そのほかにですね、先ほど部長の方からありました、住民票、戸籍、印鑑証明書など発行についても、もう玉名市の場合はおくれてるような感じですよ。こういうのはね、早く進めていただいて、市民のための市役所でありたいと、私も思っておりますから、どうかこの検討に向かって進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

再質問でございますけれども、収納率を上げるために、市として税の滞納処分についてどのようなお考えであるかをお聞きいたします。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

[市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇]

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 福田議員の再質問でございますが、滞納処分についてお答えいたします。

市では、滞納者に対しまして、督促、催告を行ないまして、納付がない場合は預貯金等の調査を行ない、差し押さえをしております。また、預貯金等が見当たらない場合は、滞納者宅に出向きまして、家宅捜索を行ない自動車や動産などを差し押さえ、公売会やインターネット公売により換価し、滞納税に充当しているところでございます。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） ありがとうございます。

納税は市民の義務なんですね。このような中で滞納されていることは、これはいろいろなさまざまな事情があると思いますよ。どうかこの滞納処分にあたっては、ぜひ頑張っていたきたいと思います。払いたくても払う能力のない方、そしてまた払う能力があってもですね、払わない方。このことを十分考慮しながら毅然とした態度で職務を全うして欲しいものと思います。よろしく願いしときます。

続きまして、玉名市岱明コミュニティセンター（潮湯）の利用状況について質問いたします。

市民の要望により、7月1日に簡易宿泊所として新たにオープンした岱明コミュニティセンターであります。松原海岸は県北で唯一の海水浴場でもあります。また、荒尾市が7月10日にラムサール条約湿地として登録されましたが、松原海岸もシギやチドリなど多くの野鳥が飛来し、市民に親しまれております。地びき網やバーベキューもすることが可能で、自然を生かした児童の体験学習など大いに期待するところでございますが、改良後の効果は果たしてどうだったのかなとお尋ねいたします。

まず、1点目に宿泊施設として改良費はいくらだったのか。

2点目、利用状況と管理体制は、どのようになっているのか。

宿泊に伴う、維持管理費はどのくらいかかったのか。

そして4点目に、有効利用するために、今後の課題があるとするならば、どのようなものがあつたのかをお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（高村四郎君） 岱明総合支所長 原口和義君。

[岱明総合支所長 原口和義君 登壇]

○岱明総合支所長（原口和義君） 福田議員の宿泊施設としての効果について、御質問にお答えをいたします。

まず初めに、玉名市岱明コミュニティセンターが宿泊施設開設に至った経緯でございますけれども、当施設は住民の健康増進と福祉の向上を目的に、平成3年に入浴施設及び事務所等を建設いたしまして、平成7年に松原海水浴場利用者及びセンター利用者のための休憩室を増築いたしました。当施設は、一定の利用はあつたものの、児童の体験学習の場としての宿泊施設にできないかとの要望や、地元の学校関係者やスポーツ団体等から玉名市内に宿泊を伴う教育・スポーツ活動を行なうときに、適当な公共の施設がないとして、安価な料金での宿泊施設の要望が上がっておりました。当施設が宿泊可能となりますならば、さらなる利用者の増加が見込まれ、施設の利活用も期待でき、学校関係者等にとっても充実した活動が可能になり、利用者の経済的な経費負担軽減にもつながるという効果が期待できるということから、このコミュニティセンターを宿泊できる

ように整備を行なったところでございます。

まず、1点目の御質問の改良費は幾らだったのかということでございますけれども、内容は、休憩室等の改修でございまして、主なものとして、避難路としての屋外スロープ設置、防火カーテンへの取りかえ、火災報知器の取りかえ、誘導灯の増設、屋外通路の目隠し設置及び洗面所の増設等を304万5,000円で施工をいたしました。本年5月1日に着工いたしまして、6月8日に竣工をいたしております。竣工後、建築基準法、旅館業法、消防法及び水質汚濁防止等の検査を受けまして、7月1日に、先ほどおっしゃった7月1日に簡易宿泊所としての開設をいたしたところでございます。

次に、利用状況と管理体制についてでございますけれども、開設と同時に問い合わせと申し込みがありまして、8月に土曜日、日曜日を中心に15日間で7団体、248人の宿泊がっております。その利用目的でございますけれども、小学生のクラブ活動から一般法人の研修及び自然体験学習などの内容で御利用をいただいております。施設利用者に対する安全面の管理体制でございますが、午前9時から午後6時までは、通常の2名の管理人をおき、午後6時から翌朝9時までは1名の夜間管理人をおいております。さらに、施設の安全に資するため当然、警備会社と契約をしております。

次に、宿泊に伴う維持管理費についてでございますけれども、本年7月からの供用開始でありますため、まだ実績としては上がっておりませんが、今年度終了後は7月から3月までの前年対比が報告できるのではないかとこのように考えております。ただ、当初の収支計画としましては、ことしの7月から来年の3月までで、施設全体の維持管理費として、光熱費の35万円の増額を見込んでいるところでございます。その他、宿泊に伴う施設の増額といたしまして、人件費の45万円。布団リース代80万円。食事材料費として100万円を見込んでおります。

最後ですけれども、今後の課題についてでございます。

施設の利用者を増やすための方法といたしまして、今後はPR活動の充実と宿泊いただいた利用者が、1回だけの利用で終わらないような取り組みが最も重要だというふうに考えております。特に、小学生、中学生などは思い出になるような宿泊体験ができるよう、この子供たちも含めたリピーターの確保に努めたいと思っております。

現在、利用いただいた団体に当施設に対し、何を希望されるのかというアンケートを実施しておりまして、今後は利用者の確保に向け、観光関係団体や教育関係団体との連携を図るなどの取り組みを行なってまいります。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） ありがとうございます。

この岱明コミュニティセンター、俗名潮湯でしょうか、回答いただきました。改良費

は誘導灯の増設、そしてまた野外通路等の改造、火災報知器の改良等約304万5,000円だったでしょうかね。かかっていること。そしてまた利用状況が8月で15日、7団体で248人であったとお伺いいたしました。これは7月の九州北部豪雨の影響で、松原海岸に相当の流木が流れた影響も少なからずあったかと思います。今後ともこの利用が増えることを期待しております。

また、管理体制につきましては、午前9時から午後6時まで2名の管理人をおいたと、それから午後6時から明朝の9時まで1名の夜間管理人をおいて対応しているとの答弁でありました。万全を期すために警備会社と契約して、安全管理に努めているとのことでもありました。今、昨今非常にいろんな事件が起きてますですね。この安全管理についてはですね、万全を期していただきたいと思います。

それから、今後の課題となりますけれども、玉名市にとりまして初めての宿泊施設でもありますし、この施設を利用していただくためにも、ちょっとPRの方が足りなかったのかなと思わんでもありません。より一層のPRをしていただいて、利用客が増えることを望んでおります。

最後になりましたけれども、磯の里岱明コミュニティセンターへ行く道路についてお願いいたします。この国道501号線のJAガソリンスタンドが鍋交差点の信号のところにあるんですが、熊本方面から大型バスが左折できない状況にあります。このことは旧岱明町の時に、幾度となく質問が出ておりました、今後の課題となっております。この件につきましても、玉名市の観光と安全のために、改良する必要があるんじゃないかなと思っております。どうかよろしくその付近も含めて、検討していただくようお願いいたします、私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、福田友明君の質問は、終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明15日から17日までは休会とし、18日は定刻より会議を開き一般質問を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時15分 散会

第 4 号

9月18日 (火)



## 平成24年第3回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

平成24年9月18日（火曜日）午前10時01分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 10番 宮田議員
  - 2 12番 作本議員
  - 3 19番 青木議員
  - 4 4番 江田議員
  - 5 21番 田畑議員
- 散会宣告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

- 1 10番 宮田議員
  - 1 消防団員確保について
    - (1) 会社員消防団員の勤務先への理解を得る対策
  - 2 玉名市立小中学校について
    - (1) 玉名市学校規模・配置適正化基本計画における現在の進捗状況
    - (2) 小中一貫校は時期尚早ではないか
    - (3) 小中学校における洋式トイレ設置について
- 2 12番 作本議員
  - 1 学校における「いじめ問題」「不登校問題」について
  - 2 学校施設における施設内部の耐震化について
  - 3 庁舎等、市の施設における節電の取り組みについて
  - 4 熊本県自立支援プログラムにおける本市の教育支援の現状について
- 3 19番 青木議員
  - 1 防災教育について
  - 2 通学路の安全対策について
  - 3 コンビニにおける証明書等の交付について
- 4 4番 江田議員
  - 1 風雨等の災害対策はどうなっているか
    - (1) 高道海岸長保地区の高潮対策の進捗状況は
    - (2) 大野下地区の水害対策は
  - 2 市街地活性化のこれからの方向性は

5 21番 田畑議員

1 亀甲凸版跡地について

- (1) 土壌汚染の改良は完全か
- (2) 工場解体時のアスベストの飛散は

2 玉名市の活性化施策について

- (1) 活性化、発展の絶対的施策を示せ
- (2) さらなる定住促進の施策は
- (3) 他市、町にない、玉名市にある資源、岱明松原と海岸の最大限活用を

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

+++++

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	平田光紀君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	古 閑 猛 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部	坂 西 恵 二 君
産業経済部長	森 本 生 介 君	建設部長	坂 口 信 夫 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	北 口 英 一 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	本 田 優 志 君
企業局長	植 原 宏 君	教育委員長	池 田 誠 一 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	西 田 美 徳 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） おはようございます。

平成24年9月18日、火曜日。一般質問、新玉名クラブ、宮田知美です。よろしくお願ひします。

大型台風16号は、17日九州西部の沿岸部や長崎五島列島を暴風域に巻き込みながら北上し、抜けていきました。熊本県の大きな被害としては、大潮の満潮と台風による高潮が重なって、各地で浸水などの被害が出たようです。御見舞を市議会の方から申し上げたいと思います。また、消防団の方々も見回りや土のうづくりなど大変お疲れさまでした。お世話になりました。

さて質問の方に入りたいと思います。

消防団員確保について。会社員消防団員の勤務先への理解を得る対策。玉名市消防団員は、ことし4月現在、1,712人の定員に対して、1,568人、約90%の充足率であります。その玉名市内においても、過疎化している地域では、新たに団員として若年層が入団してくることは非常に厳しくなっております。また、団地やマンションなどが多い地域に居住されている方々は、地域組織活動になじみが薄い人たちが増加しており、どこの地域も団員確保には苦勞されていることは周知のとおりであります。

また、現在の消防団員の職業も自営業よりも勤めの団員の割合が多くなり、多いところでは70%まで高まっていると聞いております。そのような中、勤めの消防団員の悩みとして、企業または雇用者が消防団活動での休暇や早退に理解されないところも少なくなく、消防団活動がやりにくいと聞いております。消防団活動は、火災や災害等の緊急出動だけでなく、その緊急出動のための日ごろからの訓練や出初め式などの行事の出方にも加え、また、先日の操法訓練など、大会前は連日残業ができずに、職場や自営業の家庭に御迷惑をかける場合があると聞いております。

そこで、1番目の質問。玉名市としては、消防団活動に対する企業や雇用者への理解と協力依頼については、どのようなことを行なっているのか質問します。

2番目といたしましては、来年度からスタートする玉名市消防団再編計画については、詳細についてどのようになっているのか重ねて質問をいたします。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） おはようございます。

宮田議員の消防団確保についての2点にお答えをいたします。

まず、会社員消防団員の勤務先への理解を得る対策ということでございますけども、地域防災のかなめでございます消防団につきましては、年々団員数が減少し、全国で約200万人いた消防団員が、今では90万人を割っており、また社会経済の進展により、産業構造や就業構造が大きく変化し、全消防団員の約7割が被雇用者、いわゆるサラリーマン団員となっている状況でございます。玉名市消防団においても同様、約7割がサラリーマンの団員で構成されているところでございます。

このような状況の中、消防団員がより活動しやすく、かつ入団しやすい環境を整備するためには、事業所の消防団活動への理解と協力が不可欠であると認識しております。このように勤務時間中の消防団員の活動に対して、事業所の理解と協力を目的とした派遣依頼を団員からの要請により、団員所属の事業所に対し交付して、文書にて依頼し、御理解を得ているところでございます。今後も消防団活動への一層の理解と協力を求めるように努めてまいります。

次に、消防団の再編についてでございますけども、玉名市消防団につきましては、平成17年10月の合併後、当時の組織をそのまま引き継ぐ形で現在に至っており、団員のサラリーマン化、少子高齢化等を背景に、条例定数と実員数が大きく乖離している状態にあり、また分団内の団員数の格差も著しい状況にあります。

そのような中、将来における玉名市消防団の組織のあり方について、平成23年6月9日に、正副団長、各地区の分団長会長、玉名消防署長、前消防団長の15人による、分団再編検討委員会を立ち上げたところでございます。現在、平成25年4月1日に、新しい体制としてスタートすることをめどに、再編にかかる付随事項について検討を行っているところでございます。

主な再編内容につきましては、現在のトランペット分団を除く39分団を10分団に再編することとし、玉名地区については、小学校単位で組織している13分団を3分団に、岱明地区については、現行どおりの小学校区を単位とした4分団をそのままとし、横島地区については9分団から1分団に、天水地区については13分団から玉水小学校校区で1分団、小天小学校及び小天東小学校の校区で1分団、計2分団とし、合計の10分団体制として新たに組織することで検討をされているところでございます。

消防団幹部である副団長におきましても、現在の8人体制から5人体制に組織のスリ

ム化を図り、分団長の権限・役割を強化するところでございます。

また、サラリーマン団員の増加に伴う対策として、昼間の火災等に対応していただくOB団員を活用した、支援団員制度につきましても導入を検討しており、さらなる消防力の強化を図れるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 今、総務部長に答弁していただいたんですが、まずは2番目の質問の消防団再編計画なんですが、大体、小学校区で分かれていくものを、ひとまとまりにしていくようなんですが、危惧するところは、ひとかたまりがあんまり大きくなりすぎて、下の方まで指令が行かなかったり、また人数が少なくなったりしないように、再編の方をよろしくお願いします。

今回の台風にいたしましても、非常に消防団員の数がいないと、初期消火また初期のいろんな防災に対する対応ができないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

先の阿蘇方面における大規模災害では、十何名の方々が犠牲になりました。その時の消防団員の活動も増水した河川の偵察、避難誘導、行方不明者の捜索など長期にわたったと聞いております。温暖化により大雨や台風災害など増加傾向が予測されますし、ますます地域消防に頼るところが大きいと思われまます。企業や雇用者への御理解の手紙を、先ほどの質問では文書にて理解を得ているということでございますが、若い消防団の方々の話を聞きますと、やはり自分の直属の上司にはそのことは届いてないような気がするというようなことなんです。ちょっと休もうとか早退をしたり、出初め式とかいろいろ行こうとすると、いじめまでは遭いませんが、「消防団で飯食いよっとかい」とか、一言、言われるともう何も言えなくなるので、そういう直属の上司にまで行き渡るように、隅々まで御理解できるよう、周知の方をよろしく願いしときます。自治体によっては団員の方々が勤めやすくなるように、企業の事業税を減税したりしているところもあると聞いておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問にいきます。

玉名市立小中学校について。玉名市学校規模・配置適正化基本計画における現在の進捗状況についてお尋ねします。

玉名市学校規模・配置適正化基本計画は、各地域のコメントを踏まえながら秋ごろをめどに、玉名市学校規模・配置適正化基本計画を作成したいと言われておりますが、具体的に取にかかると校区などの整備スケジュールの進捗状況を第1番目に質問いたします。

次に、小中学校は、小中一貫校は時期そうそうではないかということについて、質問をしたいと思っております。

天水町では毎年、夏休みを利用して教職員が一堂に会して、小中連携を深めるための研修を行なっております。内容は、学習規律部会、家庭学習部会、生活指導部会、健康教育部会の4部会に分かれ、共通実践事項を決め、小1・中1ギャップなどの小中学校の段差を埋める取り組みや、教育活動や遊びについても連続性を重視した小中一貫教育の基本的な研修を行なっておられます。その中で、現場の先生方の話の中でも、小中一体型の統合型を検討するよりは、天水町は今回のような小中連携を強化して、学習指導、学校運営などにも取り組み、地域の実情を踏まえ、小学校と中学校はそのままの一体連携指導型を目指すべきとの意見が多くありました。

市や教育委員会は、県や国の指導のもと財政的な削減の中で、小中一体型を推奨するのだろうという意見も多く聞かれます。また、近隣の市町の教育委員会の話でも過疎化が進み、複式学級が多くなる地域から統合を望む声が上がって初めて、自治体と地域との合意のもとに統合することが自然との意見も出ています。

2番目の質問として、このように現場の声も同じ敷地内に統合する小中一貫校は、時期そうそうだと思う声が多数占めるが、教育委員会の計画を伺います。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 宮田議員の玉名市学校規模・配置適正化基本計画における現在の進捗状況についてお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、5月30日から6月7日まで、市内の6中学校にて玉名市学校規模・配置適正化基本計画素案の説明会を行ない、天水中学校区におきましては7月末に3小学校区単位の素案に対する意見交換会を、天水町公民館にて行なっております。また、同じく7月末に説明会での御意見・提言、パブリックコメントの要約版や望まれる学校規模基準を審議検討した際の学校規模によるメリット・デメリット概要版をホームページに掲載し、8月15日号と9月15日号の広報誌に、説明会での主な御意見と市教育委員会の考え方を2回に分け啓発を行なっております。

現在の進捗状況といたしまして教育委員会では、現在の学校規模、学校教育・家庭教育・地域教育に危機意識を持ちながら、学校再編、小中一貫教育は玉名市にとってインフラ事業であることから、コスト意識を持って取り組んでおります。また、地域の方々の意見を十分に踏まえて、玉名市学校規模適正化審議会から建議を受けたことに対して、スピード感を持って、玉名市学校規模・配置適正化基本計画の検討を行なっております。

今後においては、教育委員会の会議で方針を決定し、庁内会議、議会、各地域協議会への諮問などさまざまな手順を追って、玉名市学校規模・配置適正化基本計画を公表したいと考えております。教育委員会では、施設整備とカリキュラム等、教育システムの

担当の係が連携をしながら、より充実した学校を整備したいと考えております。

次に、小中一貫教育について、時期尚早ではないかという質問でございましたけれども、小中一貫教育は子どもたちのより豊かな人間性や社会性の育成と学力の向上を図るために、小学校と中学校の教職員が相互に連携・協力しながら、義務教育の9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導を行なっていくことです。よって、小学校と中学校の施設が一つにならないとできないというものではありません。宮田議員の質問にあったように、できるところから取り組んでいきたいと考えております。平成25年度には全部の小中学校に、小中一貫教育を推進するための担当者、いわゆる小中一貫教育コーディネーターをおき、中学校区内で協議を進めながら体制を整えていきます。そして、小学校と中学校の連携だけでなく、小学校と小学校の連携も深めながら、今現在の小中学校の枠組みの中でできるところから取り組んでいきます。その取り組みのさらなる発展、進化を可能にするのが小中一貫校の設置です。学校規模の配置適正化を進めながら、より充実した小中一貫教育が展開できるような教育環境づくりを行なっていきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 今答弁をいただきました。私は、これは小中一貫校は時期尚早じゃないんです、はやばやですけどね。はやばやというのはですね、さっさとすることなんです。さっさとされちゃ困るわけです、私は。だから、尚早とそうそうは分けて、これは変えてはやばやと書かせていただきます。というのが、内田議員が先だって質問されましたが、計画が決まってからじゃもう我々としてはどうしようもないんですね。ですから、もう計画が決められない、決めてしまわないうちに我々としては、ある方針を出してほしい。ということで、この小中、いわゆる同じ敷地内に建てる小中一貫校については、今のところ天水町においては、ちょっと時期はやばやじゃないかというふうに、さっさとされちゃ困るというようなことで言っておるわけでございます。

6月初旬に6中学校において、校区において玉名市学校規模・適正化基本計画の説明会が行なわれましたが、天水町においては他の校区より市の計画に否定的な意見が多く、住民の方の聞き分けが悪いと判断されたのか、2回も説明が行なわれました。それらの説明会を受けて、区長さんによっては、もうすぐ小天東、小天小学校、玉水小学校ももうなくなりますと住民の方に説明されている区長さんもおられます。住民は非常に驚いております。コミュニティの中核の小学校がなくなることは、枯渇への第一歩です。それはもう皆さんも御存じだろうと思います。また、若い方々が新しい家建てるのもちゅうちょするだろうし、何とか農業を再生し地域おこしをしたいと頑張っておられる40代の方々たちも、そのリスクは十分わかっておられ、非常に寂しく思われておら



れます。ですから、この適正化配置は言っておられることはわかりますが、十分に住民と話し合いをして、そしてまた住民の方々の要望がある程度上がってからやってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後に一言、言っておきます。自治体が極度の過疎化傾向、そのこと以外で無理矢理に統廃合を推進し、その地域から小学校をなくすことは、地域自治を無視した自己肯定的な考え以外には私はないと思っておりますので、ぜひ、判断ミスのないようによくお願いいたします。

次の質問に移ります。

小中学校における洋式トイレ設置について。新築の住宅やアパートを初め、コンビニや皆さんの住まいもほとんどが洋式トイレになってまいりました。中古マンションやアパートに入居する条件として、トイレをウォッシュレットつきに取りかえないと、入居者がいませんと不動産屋に言われる時代です。しかし、小中学校のトイレは一部を除きほとんどがウォッシュレットどころか、和式トイレです。普段、洋式トイレの生活に幼少のころからなれている子どもたちにとっては、小中学校の和式トイレは使い勝手が非常に悪いようです。先生方に聞きますと、低学年ほど和式トイレの使い方ができないのか、和式トイレに前向きに座らず、洋式トイレ同様後ろ向きに座る児童が多く、トイレを汚す生徒が多いと聞きます。教育委員会としては、このような状況をどのようにとらえるのか質問いたします。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 宮田議員の小中学校における洋式トイレ設置についてお答えをいたします。

現在、玉名市内小中学校には男女合わせて1,041基の大便秘のトイレが設置しておりますが、全大便秘に対する洋式トイレの割合は、小学校で24.1%、中学校で29.7%となっております。小中各学校とも少なくとも5基以上が設置されております。

御指摘のとおり時代の流れとともに日常生活においても洋式化が浸透しており、和式トイレがない家庭が増えてきております。低学年児童にとって利用経験のない和式トイレでの用足しに戸惑いがあるのも事実であると認識しております。このような状況を踏まえ、現段階においては各学校のワンフロアごとに、少なくとも1カ所以上の洋式トイレを設置するよう改修を進めております。また、施設の改築などを行なう際には、多目的トイレの設置や洋式トイレの設置を主流とするようにしております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番(宮田知美君) 今、答弁をいただきまして、全体で1,041基あって、そのうちの小学校で24.1、中学で29.9%あるということなんですが、結構多いですね。もっと少ないかなと思った、玉水小学校が少ないのかな。低学年に1個しかなかったですね。これはですね、本当に実際の話なんですけど、桃田プールに小学生をちょっと連れて行ったんですね。そしたら桃田プールのトイレに行きたいということなんです。私はついて行ったんですね。男の子なんですけど。男の子がパッと入ってから僕のところにすぐ帰ってきたんですよ。「どうしたの、しないのか」って言ったら「あれはだめ」って言うから「何で」「座るところがない」「ああ、座るところがない」そして左側の方に、いわゆる皆さんが使われる障害者の方も使われるやつがあるわけです。そこに入りたい。「ああ、ここならあいとる、じゃあここに入りなさい」とこう言った。帰ってきてスッキリしたような顔をして、「向こうはだめなのか」と言ったら「使ったことがない」と。小学校、その子もう1年生なんだけども使ったことがないというようなことですので、せめてもう随分、今の家庭とは乖離しているような気がしますので、低学年の方だけでもあんまり費用がかからないようなやり方で設置してほしいなと思います。

そしてまた、先ほどの小中一貫校なんですけど、これは同じ敷地内にすぐ建てるんじゃないで、今の形態を維持しながら、先生方の取り組みを、教育をしながらやっていってほしいなと思いますので、教育長よろしくお願いします。お世話になります。

これを持ちまして一般質問を終わります。

○議長(高村四郎君) 答弁はいらないですか。

○10番(宮田知美君) ありません。

○議長(高村四郎君) 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

12番 作本幸男君。

[12番 作本幸男君 登壇]

○12番(作本幸男君) おはようございます。12番、新生クラブ 作本です。

今議会の一般質問でですね、いじめに対して何度となく質問がっております。どうか御了承いただき御答弁をいただきたいと思います。

学校における「いじめ問題」「不登校問題」についてお伺いをいたします。

先日、きょうも新聞読みましたけれども、また「いじめ問題」が出ておりました。毎日のようにですね、今、出ております。社会現象化しつつあるというよりもですね、もう社会現象になっておるんじゃないかなというような感じを受けております。先日、11日文科省より全国の小中高校生を対象に、2011年度児童・生徒の問題行動調査が公表されております。いじめの認知件数は7万231件であり、その中で、熊本県が

1,000人あたりに32.9件、約6,800件であり、全国での認知件数が最も多くあったということでもあります。アンケートに答えて、児童・生徒がですね、裏を返せば児童・生徒が正直に答えてくれたのかなと評価するところもあるかなと思っております。

また、小中高校生の自殺が昨年は200人で、前年度に比べて44人増えており、いじめが原因であると認めた件数は4件。ほか115件が理由不明であるとのことですが、この115件についてもいじめが関連しているのじゃないかなというふうに考えます。このようにいじめに対応するため、各県で独自の対策がとられているとのことです。長崎県ではいじめ対策ハンドブックの教員への配布。大分県ではいじめなどを防ぐ学級づくりの教員研修。佐賀県では、元教員が24時間体制で電話相談に応じるなど、さまざまな取り組みが行なわれております。また、八代でもこの11日でしたか、自殺は、高校生だったと思いますけれども、自殺は原因がいじめであったというようなことも報道されております。

このような「いじめ問題」について教育長並びに教育委員長、お二方に見解をお伺いするものであります。

また、不登校について質問いたしますが、いじめとの関連も多分大きいだらうと思います。今の現状と対応策についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、2番目の学校施設における施設内部の耐震化について。これは国の方針、国の指導だらうと思いますけれども、東日本大震災より1年半を過ぎまして、校舎本体の補強はかなり進んでいるものと思いますが、校舎内の教室また廊下などの天井や照明器具、落下物ですね。それぞれ危険がありはしないかということで、国の方針で調べなさいと、調査をなささいということで来ているはずであります。

あそこは九段会館だったですか、東京のホテルのですね。あれも会議中に天井が落下して数名の方が亡くなっておられると、そしてまた仙台空港あたりはですね、ほとんどの天井が落ちてきたということで大変な状況でありました。あわせて、耐震補強の現在までの進捗状況をお伺いしたいと思います。あと2つは後ほどお伺いをいたします。

○議長（高村四郎君） 教育委員長 池田誠一君。

[教育委員長 池田誠一君 登壇]

○教育委員長（池田誠一君） おはようございます。

ただいまの作本議員の学校における「いじめ問題」に関する質問についてお答えいたします。

本日も朝からテレビのスイッチを入れますと、関連のニュースが流れますし、新聞を開いてもニュースが載っているという状況が続いております。私も教育者として非常に心を痛めておりますけど、教育者だけでなく日本国内の皆さんがですね、同じように

心を痛めていることかと存じます。昨年10月に大津市の中学校2年男子生徒のいじめによる自殺という、あってはならない事案が発生しております。この問題に対する学校及び教育委員会の認識と対応の問題が明らかになったことで、改めて「いじめ問題」の解決に向けた取り組みの重要性や、解決の難しさを感じているところであります。

また、熊本県内においても、先ほど議員からの質問の中にもありましたように、多数の「いじめ問題」が発生していることは、まことに残念であります。しかし、このことは特別な地域や遠いところでの問題ではなく、いつでも、どこにおいても起こりうる問題としてとらえ、いじめゼロへの対策の必要性を強く感じているところであります。

熊本県教育委員会は、平成24年度「いじめ根絶月間実施要項」をつくり、県内のすべての市町村の学校に趣旨の徹底を図っているところであります。この趣旨には、学校・家庭・地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら地域ぐるみで「いじめ根絶」に向けて取り組む機運を高め、子どもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむ取り組みの充実を図るなど、いじめの解決に向けた取り組みとともに、特に未然防止に重点をおいた総合的な対策を推進すると述べています。

さらに、今年度は「つながる“わ”こころのきずなをふかめよう」をテーマに取り組んでいるところであります。そこでは、子どもたちは、友達の輪、先生たちの輪、家族の輪、地域の人たちの輪など、たくさんの人たちの輪の中で、人と人とのきずなを深めていくことにより、いじめの起こらない子どもたちの心の居場所となる学校・家庭・地域づくりを目指しています。この理念や事業は、玉名市が今年で3年目を迎えます「なかよしの日」が目指しているもの、すなわち「5つのなかよし、家族のなかよし、ともだちのなかよし、学校のなかよし、となり近所のなかよし、地域全体のなかよし」と呼応するところが多いものととらえております。玉名市においては、このようにいじめに起因してとうとう子どもの命が、みずから絶たれるような事案は発生しておりませんが、今後も絶対にあってはならないことであります。学校及び教育委員会は、問題行動の未然防止と解決に向けた取り組みの徹底を図り、児童・生徒の自己有用感をはぐくむとともに、心の居場所としての魅力ある学校づくりに努めていきたい所存であります。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○教育長（森 義臣君） おはようございます。

作本議員の学校における「いじめ問題」に関する質問についてお答えしたいと存じます。

これまでも「いじめ問題」同類の御質問をいただいて、それに答弁をさせていただいておりますけれども、本当にいじめを通した、あるいは自殺という危惧することが社会問題化しているところがございますけれども、作本議員の答弁には少し違った形で、本

音の部分でちょっとお話をさせていただきたいと、答弁させていただきたいと思いますが、これは教職員の立場からしますと、一方的にですね、感情論で苦情を申し立てられて、親御さんからですね。そして、教職員が非常に困惑するという状態も幾つかあります。そうしたことを踏まえまして、大津市の問題を受けて、これは教職員にだけじゃなくて、保護者にもメッセージを送らなきゃいかんと。これは前にもお答えいたしましたけれども、それできょうはですね、作本議員には、どういうことで保護者向けのメッセージあるいは教職員のメッセージを送ったかということで、ちょっと時間をいただいて、1、2分、その内容を報告させていただきたいと思います。

次のようなことでメッセージを送っております。

大津市の中学2年男子生徒の自殺事件が社会問題となっており、保護者の皆さまには玉名市は大丈夫なのだろうかと心配しておられることと存じます。

玉名市教育委員会は、このことを対岸の火事などと考えるはおりません。これまでもいじめはどの学校にも起こりうることでとらえ、どんな小さいことでもいじめではないかという危機意識のもと、早期対応するように学校に指示してまいりました。先生方にも頑張ってもらっています。

しかし、いじめの未然防止と早期解消に向けて、これを機に、より一層の取り組みの強化を図りたいと考えております。

そこで、保護者の皆さまにお願いがございます。保護者の皆さまから「何もしていないのにうちの子が疑われた」「ただの遊びなのにうちの子だけが注意された」等の批判があると、先生方は指導ができません。また、「以前、うちの子がいじめられたのだから、やり返すのは当然だ」という考え方を持たれてはいじめはなくなりません。私たちは、子どもたちに楽しく、充実した学校生活を送ってもらえるように、子どもたちの表情や態度、どんな小さな変化にも見逃さず対応していきたいと考えております。どうか、その思いを御理解いただき、学校を、そして先生方を信じて指導を見守ってください。また、御家庭でも子どもたちの表情や態度に異変を感じられたら、すぐ学校へ御連絡ください。いじめを発見しましたら、学校では担任を中心に、養護教諭や管理職も加えたチームで解消を図ってまいります。また、教育委員会も支援・指導に加わり、一体となって対応していく所存です。

子どもたちの楽しい今と、豊かな将来のために、保護者と学校そして教育委員会が手を携えてまいりましょう。どうぞよろしく願い申し上げます。

というメッセージを送りました。また同時に、教職員に向けて、次のようなメッセージを送りました。

どうか温かい心と冷静な判断力で、子どもたちの毎日を見守ってください。教育のプロとして、どんな小さな変化も見逃さないでください。そして、憶することなく自信を

持って指導に全力を尽くしてください。私は、先生方の本気の取り組みを全力で支えます。

玉名市の子どもたちが、玉名で学んでよかったと思ってくれるように、保護者の皆さんが「玉名市の学校に通わせてよかった」「どこどこ小学校に行かせてよかった」「どこどこ中学校の先生方と出会えてよかった」と思ってくださいるように、共に頑張りましょう。

というようなメッセージを送りました。そういうことで、今後も事前防止に全力を尽くしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 作本議員の「いじめ問題」「不登校問題」に関する対策・予防についてお答えをいたします。

いじめにつきましては、これまで松田議員、それから横手議員の御質問に対して教育委員会や学校の具体的取り組みについてお答えをいたしておりますので、ここでは、特に「不登校の問題」とあわせて、連携という観点からお答えをいたします。

現在、価値観の多様化や核家族化による教育問題が社会問題化しております。実は、子どもたちの問題の多くは、家庭や社会の問題を背景としております。教育委員会では、いじめや不登校を初めとする生徒指導上の問題の積極的予防及び解消のために、学校、子育て支援課、主任児童員、玉名教育事務所所属のスクールソーシャルワーカー、県児童相談所、玉名警察署等と連携をし、一つ一つのケースに対応をいたしております。今年度は、今月末日までに16回のケース会議を実施することになっております。

次に、不登校の現状と取り組みについてお答えをいたします。

平成22年の玉名市立小中学校の不登校児童・生徒数は70名でありましたけれども、学校の丁寧な取り組みにより、平成23年度は58名に減少をしております。また、昨年度7月現在の不登校児童・生徒数は35名でしたが、今年度は7月現在で22名とさらに減少することができております。一言で不登校と申しましても、その原因はさまざまであり、一人一人の状況に応じた対応が必要でございます。学校では「愛の1・2・3運動」と申しまして、児童・生徒が1日休んだときは、電話をして状況を尋ねる、2日休んだら家庭訪問をする、3日休んだら組織で対応する、という取り組みを行っております。組織で対応と申しますのは、担任だけでなく、学年主任や教育相談担当、養護教諭、さらに管理職がケース会議を持ち、チームで、場合によっては関係機関と連携をしながら問題解決に立ち向かうということでございます。

また、学校には頑張ってきているけれども、教室に入れない子どももおります。その

ような子どもたちを不登校にしないために、すべての中学校に適用指導教室指導員を配置し、生徒の悩み、相談や個別の学習指導に丁寧に応じております。もちろん、小学校においては、管理職や養護教諭の先生が、中学校においては空き時間のある先生方が子どもたち一人一人の思いにこたえ、学習のおくれを補っているところです。

学校には、学校だけでは解決できない問題がたくさんございます。最近では、医療機関との連携を必要とするケースも増えてまいりました。今後も、保護者、地域の皆さま、そして関係機関と協力し、玉名に生まれてよかった、玉名市の学校に通ってよかったと思えるような学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それから、続きまして、2つ目の質問の学校施設における施設内部の耐震化についてお答えをいたします。

新耐震基準施行の昭和56年以前に建築された200平方メートル以上の学校施設の耐震対策につきましては、今年度末までに補強を実施したものが34棟、改築を行なったものが2棟、解体したものが1棟、今年度解体予定が2棟、対策不要が14棟となっております。

今9月議会に有明中学校第一体育館の解体工事費と玉名中学校柔剣道場の1棟の耐震診断に伴います委託料・手数料等の補正をお願いしているところでございます。玉名中学校柔剣道場の耐震診断が終了し、それに対する対策が終了すれば学校における建築物構造体の耐震化対策は完了となります。非構造部材、天井材、照明灯等の耐震化につきましては、引き続き耐震対策として進める旨、指導が国からなされております。

現段階におきましては、体育館などの高さ6メートル以上、面積200平方メートル以上の建築物の天井材使用などについて状況調査等が行なわれております。小中学校の体育館につきましては、災害時の地域避難所にもなっていることから、天井材等の落下防止やガラスの飛散防止対策を進める必要があるとされております。このように建築物構造体の耐震化とともに、今後は、非構造部材の耐震化対策や転倒物対策、耐震点検などが必要となってきます。国の動向を見きわめ、補助事業の活用を行ないながら、安全対策の推進を行なっていきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 12番 作本幸男君。

[12番 作本幸男君 登壇]

○12番（作本幸男君） 御答弁をいただきました。

「いじめ問題」について、保護者・父兄はもとよりですね、警察を含めた関係機関との協議が行なわれとるということであり、皆さん方の御努力を期待したいと思います。特に中学生は、心身共に敏感であり、アンケート調査等にはですね、十分配慮をいただきたいと思います。生徒同士不信感を抱かないようにですね、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから不登校についてもですね、件数が大分減っているということで、一安心といえますか、少しは安心しておりますけれども、ただ先生方だけでですね、いじめや授業にしても不登校までですね、いろんな形で一人といいますか、先生方だけでは限度があるんじゃないかなというような気がします。そこで、いろんな支援対策があろうと思えますけれども、そういうのを活用しながらですね、不登校ゼロということに向かって頑張っていたきたいと思います。

2つ目の施設内部の耐震について、国の指導でありますけれども、ただ、構造物、外部をですね、やった後にまた内部ということで、次から次へと耐震について大変なことだろうと思えますけれども、ただ、見てここは危ないなというところはですね、自分たちの市だけでも、単独でもですね、早めに改良・改善はしていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それから、2番目の質問ですね。

庁舎等、市の施設における節電の取り組みについて。今回、九州電力熊本支社によりますと、7月の販売電力は9億2,900万キロワット。前年比にしますと4.7%と2カ月連続で前年を下回っておるとのことです。九州全体では4.4%の減少。これは6月下旬から7月上旬にかけて、気温が前年と比べて低めに推移したことも理由の一つであるということでもあります。いずれにしても、各家庭での節電の意識が高まって、このような結果に結びついたものと考えられます。今年は、計画停電などもですね、家庭に配布され節電への関心が高まったものと思っております。

そこで、本庁を初め3支所、市の各施設での節電への対応はどのようになされたのかお尋ねをいたします。

4番目、熊本県自立支援プログラムにおける本市の教育支援の現状について。これは熊本市の例であります。熊本市は今年、政令都市になりましたけれども、市の例を挙げてみました。自立支援プログラム推進事業として、高校進学等健全育成支援を行なっています。目的は、親から子への貧困の連鎖を防ぐため、中学生を中心とした基礎学力の向上のための学習支援を行なう中で、子どもやその親の日常生活習慣の習得や不登校等の子どもに対するの居場所としての機能も包括した支援を行なうことで、被保護者世帯の子どもたちが将来の夢や目標を持ち、健全な育成が図られることとなっております。本市においてもこの事業が既に行なわれているとお聞きをしておりますけれども、その内容とですね、現況、成果を挙げていただければとお願いをするものであります。以上です。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 作本議員の庁舎と市の施設における節電の取り組みに



についての質問にお答えいたします。

玉名市における節電の取り組みにつきましては、平成20年1月に策定しております、玉名市地球温暖化対策推進実行計画に基づき、その中の個別取り組み、電力使用量につきましては、市が管理するすべての施設分を集計し、平成18年の実績値、約1,471万キロワットに対しまして、24年度の目標値は、約1,383万キロワットと6%削減を目標に設定し、全庁的な節電対策に取り組んでいるところでございます。

現時点におきましては、24年度の中途でございますので、23年度の実績といたしましては、約1,396万キロワット。18年度と比較いたしまして5.12%の削減となり、目標にはおおむね近づいているものと認識しているところでございます。ただし、この比較には新たに生じております九州新幹線湯水対策に関するものは除いております。また、本庁舎分に限って比較しますと、平成23年度の電力使用量は、18年度と比較いたしまして9.46%の削減となっており、より削減につながる取り組みができているものと認識しております。特に、今年の夏は、原子力発電所の停止などを受け、電力需給が極めて厳しい状況になることが予想され、九州電力による計画停電の実施が予定されておりました。このため、庁舎を初め市が管理する施設における対象期間中の節電対策につきましては、特に、職員への周知を行なったところでございます。具体的には、始業時間前や昼休み時間帯、就業時間後の消灯の励行、空調につきましても冷房の設置温度を28度とし、さらに運転時間の短縮など、可能な限りの節電に取り組んだところでございます。今後も、これらの節電対策につきましては、年間を通し継続し、職員への周知と徹底を図りながら、節電に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 坂西恵二君。

[健康福祉部長 坂西恵二君 登壇]

○健康福祉部長（坂西恵二君） おはようございます。

作本議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの、熊本県自立支援プログラムは昨年10月に県が国の補助事業を活用して開始したもので、熊本県自立支援プログラム策定実施推進事業の中の、子どもの健全育成支援事業といたしまして、県内の熊本市を除く生活保護世帯を対象に、子どもや親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、子どもの進学に関する支援、引きこもりや不登校の子どもに関する支援を行ない、子どもの健全育成を図ることを目的としております。

支援の対象は、基本的には中学3年生ですが、特に支援の必要がある場合は、2年生、1年生も対象となります。事業の実施は5つの法人の共同体への委託で行なわれており、荒尾・玉名地域では、学校法人松本学園が事業実施に当たっておられるところで

ございます。本市におきましては、この事業を活用し、昨年度中学3年生と2年生、各1名がこのプログラムに参加し、中学3年生の子どもは、志望高校に合格、2年生の子どもも学力が向上するなど、成果が上がっております。本市の生活保護世帯の中学生は、8月末現在11名ですが、今年度も4月から中学3年生と2年生、各1名、計2名が参加しているところでございます。今後も支援を必要とする世帯につきましては、引き続きこの事業を活用し、プログラムへの参加を進めていきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 12番 作本幸男君。

[12番 作本幸男君 登壇]

○12番（作本幸男君） 節電ですね、今、答弁の中でもありましたけれども、原発の廃止か存続かということで、今、全国的に議論がっております。原発がもしも廃止になればですね、今でもそうですけれども、代替の、かわる電力というのはそうそう簡単にできるものじゃないだろうと思っております。これからもですね、1年を通して節電にしっかりと目標を立てて頑張っていたいただきたいと思っております。

それから、自立支援についてでありますけれども、少子高齢化の時代に貴重な若い人材を育てる環境づくりが大切であると考えます。できればですね、不登校生あたりもですね、そういう事業あたりに誘うといいますか、何といいますか、支援事業あたりに引き込んでですね、不登校あたりも直していけばとそのように考えますが、これも玉名市も生活保護者の中で11名ということですが、今2人ですか、やっておることですが、もっともっとならね、11名、そのほかの9名にもですね、よかつたらそういうところで事業の方に参加をするように推進をしていただきたいと考えます。

これで私の質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、作本幸男君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時19分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 公明党の青木 壽でございます。通告の順に一般質問いたします。

初めに、防災教育についてお尋ねをします。

去る8月6日月曜日、熊本県教育委員会の主催で、熊本県立劇場において、平成24

年度防災教育研修会が開催されました。私もそれに参加をさせていただきました。この会の対象者は、県下の小中高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、PTA会員などでありました。講演で群馬大学教授・片田敏孝氏の「命を守る主体的姿勢をはぐくむ防災教育」と題して話がありました。教授は、釜石市で独自の防災教育を行ない、東日本大震災では、小学生1,927人、中学生999人のうち、津波襲来時に学校の管理下にあった児童・生徒について、全員の無事が確認された。これが釜石の奇跡と言われ、全国的に注目されました。

先日もNHK総合テレビでこの片田教授のお話もありました。教授の講演の中で、釜石市では避難3原則があり、1つ目に想定にとられるな。これは行政の防災はあくまでも想定外力に基づくもの、その想定を超える事態も当然ありうるということでした。2つ目に最善を尽くせ。これは大いなる自然の振る舞いの中で、できることはその状況下で最善を尽くすことということでした。3つ目に率先避難者たれ。これは、いざというときは、まず自分が率先して避難することで、その姿を見て他の人も避難するようになり、結果的に多くの人を救うことが可能になるという3原則であります。

過去に何度も壊滅的な被害に遭っている三陸地方には、「津波てんでんこ」という言葉があります。「てんでんこ」というのは、「てんでんばらばら」の意味で、津波の際はてんでんばらばらに逃げろという避難の姿勢を示しています。

このたびの防災教育の研修会を受けて、今後どのように取り組みを行なわれるのかお尋ねします。

2点目に通学路の安全対策です。通学路の安全対策については、以前も質問いたしました。それからまた、いろいろ進んでいるようでありますので、質問をします。

本年、4月23日京都府亀岡市で軽自動車が、集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生し、その後も各地で登下校中の児童が死傷する事件が立て続けに発生しました。

平成24年度版交通安全白書によると、昨年1年間の交通事故死者数は4,612人で、11年間連続の減少となり、交通戦争と言われたピークのときの3割以下となりましたが、負傷者数は今なお85万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていないと言っても過言ではないと思います。しかも、死者数の中で、歩行中が占める比率が上昇しています。交通事故死者数を状態的に見た場合、2007年までは自動車乗車中が最多でしたが、2008年以降は歩行中が自動車乗車中を上回り、最多となるようになりました。

公明党は20年前から通学路総点検を提唱し、子どもたちの命を守るために全力を取り組んでまいりました。亀岡市の事故を受け、本年4月26日党政務調査会に新たに通学路の安全対策プロジェクトチームを設置。当プロジェクトチームは5月16日文部科

学省に対し、通学路の安全についての緊急提言を行ないました。その結果、5月30日には、文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国に通達が発せられ、すべての公立小中学校で、緊急合同総点検を実施されることになり、6月26日には通学路の安全対策のための有識者による懇談会も設置されました。

今日求められている対応は、官民の知恵を結集し、国民の意識改革をも見据えた、総合的通学路の安全対策です。そこで、3点お尋ねします。

1点目、緊急総合総点検が実施されました。まず、その総点検の結果を伺います。

2点目、総点検の結果を、点検のための点検に終わらせないために、目に見える諸対策をお示してください。

最後に、本来通学路の安全対策は継続的に行なわなければならないものです。そこで、今後どういう形で継続していくか、お考えでしょうか。

以上3点をお尋ねします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 青木議員の防災教育についてのお答えを、まずいたしたいと思えます。

学校の現場を対象として、平成24年度の防災教育研修会が8月行なわれました。このときの講師で群馬大学の片田教授をお招きしての講演でございましたけれども、私はこのとき出席が実はできませんで、報告を受けました。その報告書を読ませていただく中で、私自身が情報収集から、ちょっとやっぱりしていなかった分での感想を交えて申し上げますと、保育園・幼稚園での保育中の園児の犠牲者もゼロであったということがありました。片田教授によれば、子どもたちの命を守るということに基づく、保育士たちの主体的な防災の取り組み、対応のおかげということであるということでもあります。学校は、子どもの命を預かり、命をはぐくむところという言葉思い出したところがあります。市内の小中学校の先生方と共に、今一度この言葉の意味をかみしめなければならないと思っております。そして、自然災害だけでなく、もろもろの事故等に対しても改めて危機管理を強めていかなければならないと感じたところです。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災後に、本市のすべての小中学校では、従来の防災計画に津波を想定した避難計画を新たに策定いたしました。外平山にて避難する横島小学校の児童たちのことが新聞で紹介されたりしましたので、既に御存じと思いますが、校区内で一番高い建物等を確認し、その場所へ避難する訓練も実施しました。今後は、平成24年3月に文部科学省より出されました「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を参考にして、児童・生徒がみずから判断し、行動できる避難訓練のあり方等について、各学校で再検討するよう、各小中学校へ指導していく予定

でございます。

その折には、学校管理下にいた小中学生のたった一人も津波の犠牲者にならなかった、その釜石市の例を挙げて、それに片田教授が提唱されました避難3原則について、改めて紹介しながら充実させていきたいと考えております。

次に、進学路の安全対策についてでございます。

本年度に入り、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでいることを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が通学路の安全確保を図るため、学校やPTA、地元警察署、道路管理者等が連携して、通学路における緊急合同点検を実施するよう、通達がされております。その合同点検の流れとしては、教育委員会がまず危険箇所の抽出を学校から報告を受け、学校、PTA、地元警察署、道路管理者による3者合同の点検を、本年8月末までに実施し、その結果を踏まえ、実施状況報告を9月上旬に提出するものということであり、その後、改善策について協議を行ない、12月上旬まで対策の実施検討報告を国に行なうことになっております。

御質問の1点目、合同点検実施の有無と、その結果についてでございますが、本市においては、6月25日までにすべての小学校から60カ所の危険箇所の報告を受け、8月に入り3日間に分けて、各学校、玉名警察署、熊本県玉名市の道路管理者等による緊急合同点検を実施いたしました。その結果、新たに危険箇所になった場所、逆に危険箇所でなくなった場所等を含め、危険箇所が60カ所存在することが判明いたしました。その点検実施報告を現在行なっております。

2点目の目に見えるような対策を行なったかという御質問ですが、舗装の修繕工事に時期が合致した場所につきましては、通学路の路側帯、そういうところも引き直したり、不要な建造物は撤去を行なうなど対策を講じております。今後の危険箇所の改善についてですが、交通規制や道路改良、通学路の変更などさまざまな対策を三者で検討し、優先順位をつけ対策案の作成を行ないながら、計画的に対策を講じることとなります。

3点目の合同点検の継続についてですが、教育委員会としてはこれまでも学校を中心としてPTAや地域の協力を得て、毎年定期的に行なっておりますが、今回の緊急合同点検を契機として、引き続き学校、PTA、道路管理者、警察等の三者による合同点検が実施できるよう、関係機関に対し協議を行なってまいりたいと思っております。

今後とも、通学路の安全確保につきましては、各学校で取り組まれている地域の皆さまやPTAの御協力による登下校時の見守り支援活動、巡回パトロールを初め、教職員の引率などによる交通指導を行なうことにより、交通事故の防止に努めてまいりますので、御理解と御支援よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 防災教育、これがどうかきちっとお願いしたいと思います。

ある新聞にこう書いてありました。「何回となく巨大地震の、政府集計では、耐震化や家具の転倒防止、津波からの避難対策などを徹底すれば、被害は最悪の場合の5分の1、約6万人に減らすことができる。仕事ができる政府の誕生が今ほど切望されることはない」全く私も同感です。

通学の点検については、継続的に行なっているところです。私も毎朝、この間申しましたように、定点でボランティアをやっております。いろんなところから呼びかけがあったのかなと思いますけど、30分余りで、今までスクールゾーンに侵入した車は、きょうは31件でした。これは先週よりも大分、スクールゾーンに対する意識が少し高まって、かなり減っております。そんなこともまた学校現場でよろしく指導のほどをお願いします。

次に、コンビニにおける証明書の交付についてです。

これは、先週も福田議員の方から、これは納税の方ですけれども、私の方はコンビニにおける証明書の交付です。現在、一部自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗で、マルチコピー機から住民票の写しや、各種証明書などを入手することができます。このサービスを2013年春からは、業界2位のローソンと4位のサークルKサンクスも参入することが決まっております。コンビニ交付は2010年2月から東京都渋谷区、三鷹市及び千葉縣市川市で試験的に始まりましたが、総務省に聞くと、本年5月7日時点で交付業務をセブンイレブンに委託している自治体は46市町村で、本年度中に行われる新規委託も、福岡市など11市町にとどまっております。普及が進まない要因の一つに、利用できるコンビニであるセブンイレブンに限られていることなど挙げられます。参考までに調べてみると、セブンイレブンの店舗のない地域がありました。それは青森県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、沖縄県などであります。幸いに玉名市では、東西南北に9店舗もありません。来春から大手2社が参入し、3社が交付サービスを取り扱うことになると、よりサービスが拡大いたします。コンビニ交付サービスは自治体の窓口が開いていない日でもおおむね6時30分から23時までの間、証明書を取得することができ、住民が必要な時間に、都合がいい場所、さらに居住自治体以外にある店舗からも入手することができます。自治体にとって住民サービスを向上させるほか、窓口業務負担の軽減など、コスト軽減の効果にもつながる施策であります。

来春からの参入企業拡大に伴い、住民サービスの向上のためにも財団法人地域自治情報センターが提供する事例等を参考にさせていただき、住基カードの多目的利用の取り決めなどとあわせてお願いするところではありますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長、辛嶋啓司君。

[市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇]

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 青木委員の御質問のコンビニにおける証明書等の交付についてお答えいたします。

まず、玉名市全体の証明書の発行件数を申し上げます。公用請求を除く発行件数が平成21年度が10万5,758件、それから平成22年度が10万7,642件、平成23年度におきましては10万3,343件となっております。

このコンビニ交付を実施している市町村の内訳は、熊本県下では益城町のみです。それから九州内でも福岡市、大牟田市の2市がございます。当市が運用を開始する場合におきましては、システム改修費としておおむね3,000万円程度と、開始後のシステム保守料といたしまして、年額500万円程度が必要となる見込みでございます。また、証明書発行件数に占めますコンビニ交付の利用率でございますが、現在実施しております市町村の数カ所を調査いたしましたところ3%から5%程度ということでございました。しかしながら、コンビニ交付は平成22年から全国スタートして以来、少しずつではありますが、実施団体を増やしている状況でございます。開始時点では、住民票と印鑑証明発行でのスタートでございましたが、現在では、戸籍関係や税証明の発行も可能となっているところでございます。

今後は、市民ニーズと費用対効果を踏まえながら、玉名市におけるコンビニ交付の運用方法や開始時期などを検討してまいりたいと存じます。

○議長（高村四郎君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） コンビニ交付サービスについてですが、住基カードがこれは必要なんですよね。ただ単に住基カードで交付サービスを受けるということだけじゃなくて、この住基サービス、いわゆる住基カードの普及にも寄与することだと思います。

こういうのもありまして、ある実施している地域では、「コンビニサービスは自動交付機によるサービスに比べて、導入コストやランニングコストが安いこと、運用面の人的負担もほとんどない。紙詰まり対応、操作方法の指導などは全部コンビニがやってくれる。利用者からは利用時間が長く町外での利用ができて、サービス範囲が広く、操作方法も簡単でセキュリティーも高い理由から、セブンイレブン側に手数料を1通につき120円支払っても、人件費を抜いた費用に対する効果が十分に図れる、非常に有効チャンネルと評価している」というところもあります。

将来また新しい市役所ができますけども、市役所に行けなくても用が足せる、これもサービスの一つだと私は思っております。やはりこの住基カードの普及がこれからもサービス向上に大きなキーワードになってくると思います。この住基カードの目的で、例えば図書館の利用、図書の貸出し業務を行なうサービスを住基カードで行なったり、公共施設の空き紹介、予約等、また商店街での利用に応じてポイントを保存し、これを活用するサービス、検診、健康診断または健康相談の申込み、結果の紹介を行なうサービス、事故・急病で救急車を受ける場合、あらかじめ登録した本人確認情報を医療期間に提供するサービスということで、このただ単に交付サービスするだけでなく、この住基カードの拡大というのは大変なサービスの拡大につながります。どうか十分検討をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終了します。

○議長（高村四郎君） 以上で、青木 壽君の質問は終わりました。

4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○議長（高村四郎君） 江田議員、途中になるかもしれませんが、1番だけしなはってよかですか。

○4番（江田計司君） 1番だけですか。1番が一番大事かつばってんな。

○議長（高村四郎君） 1番、2番まで。

○4番（江田計司君） はい、こんにちは、4番、蒼風会の江田です。

実はちょっと予定が狂いまして、昼からはですね、傍聴に来られるようになっておりますけども、その一番大事なのがですね、何か午前中に終わってしまってますね。まず冒頭に。

○議長（高村四郎君） 江田議員、2番からでんよかですよ。

○4番（江田計司君） いや、もう狂うとな、何か。

6月の定例議会の一般質問で、国道208号線の荒尾との堺の玉名市のシンボルマークの件で早速1カ月もたたずに措置をしていただきました。私は荒尾との境界しか気にしておりませんでした。玉東町との境界も同時に措置をしていただきました。国土交通省、関係各位、そして坂口建設部長には敬意を表したいと思います。

また、初日の松田議員の職員の人材育成についての答弁で、築森副市長がその思いを熱く語られました。そのたまものではないかと感心をしているところであります。これからも、築森副市長に関しましては、よろしく御指導をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

1番目の風雨等の災害対策はどうなっているのか。

①として、高道海岸長保地区の高潮対策の進捗状況についてお尋ねをします。今年の



10月の定例会でもお尋ねをしましたが、大正開漁港の整備移転に伴って、農地、海岸区域と漁港区域が重複しており、堤防の管理が2つの管理部局にまたがっている状況となっているために、両部局との協議や調整を熊本県や関係機関と綿密な調整を図っているとのことだったが、その後はどうなっているのか。今回の台風16号は、最強クラスと言われ、14日の沖縄付近では900ヘクトパスカル、最大風速50メートル、最大瞬間風速は70メートルと言われておりました。幸いにして、太平洋高気圧の勢力が強かったために九州直撃は免れましたからよかったものの、20年前の台風19号のように有明海を北上でもすれば老朽化した長保地区の堤防はひとたまりもありません。7月12日の阿蘇地方の豪雨のときの流木の太木丸太が、100本以上長保地区の海岸に打ち上げられておりました。

今回の16号台風の荒れ狂った高波が17日の朝8時から11時までには満潮と重なったために、高潮が堤防を超え300メートル近くまで被害が出ております。地元の人たちも不安でいっぱいだったと思います。これは長保地区の海岸に波消しブロックがないため、ほかの地域よりも特にひどかったようであります。今のこの異常気象、台風もより以上発達し、考えられないようなスーパー台風が九州直撃もあり得ます。その後の進捗状況はどうなっているのかお尋ねをします。

次に、②として、大野下地区の水害対策についてお尋ねをします。

阿蘇地方を7月12日に襲ったこれまでに経験したことのないような大雨。阿蘇乙姫での午前1時から7時までの雨量は1000年に1度と言われる歴史的な豪雨で459ミリの集中豪雨だったとのこと。この玉名においてもかなりの雨量でした。大野下地区においても再三田畑が冠水し、その地区の人たちは危機にさらされているようであります。その水害対策はどうなっているのかお尋ねします。

答弁をいただいてから次の質問に移りたいと思います。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 江田議員の高道海岸長保地区の高潮対策の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

高道海岸は昭和35年から国営事業により整備が行なわれ、大相地区、長保地区を合わせた総延長は2,926メートルとなっており、海岸保全区域に指定されております。長保地区につきましては、農地海岸保全区域と漁港区域が重複しており、堤防の管理が2つの管理部局にまたがる状況であるために、高潮対策事業の認可申請に伴いまして、両部局との協議や調整も結論に至らず、事業の採択が見送られておりました。しかし、長保地区の高潮対策事業につきましては、背後農地への被害防止及び住民の安全確保のためにも早期の完成が望まれるために、国・県との協議を重ねた結果、長保地区が

事業採択のためには、農地海岸保全区域と漁港区域の重複の解消が必要ということでありましたので、その手続きについて事前協議を行なっている段階でございます。区域の変更につきましては、特殊な知識及び技術が必要となることから、今般の補正にも区域変更業務委託の予算を計上しているところでございます。長保地区の高潮対策事業は、早期の実現が強く要望されております事業でありますので、今後も国・県に対して早期の事業採択を要望してまいりたいと思います。

次に、大野下地区の水害対策についてお答えいたします。

大野下地区の駅前や馬場地区におきましては、排水路が未整備であります。また、流域面積が広範囲であるために少々の雨でも湛水被害を引き起こしている状況でございます。湛水被害を解消するためには、行末川沿いに設置してあります明神排水機場までの排水路を整備する必要があります。排水路を整備するに当たっては、下流域からの整備が必要であることから、現在、下流域の水田地帯において区画整理による優良農地の確保と幹線排水路の整備による、湛水被害解消を目指し、県営事業による「経営体育成基盤整備事業」に取り組むべく地元と協議を行なっているところでもございます。

事業実施に当たりましては、事業未同意者の問題、事業効果が発揮できるような営農計画の作成など、クリアすべきさまざまな問題等がございますが、今後も地元の協議を重ねながら事業採択に向けて努力していきたいとも思いますし、このことがひいては大野下地区の水害対策につなげたいと思います。

○議長（高村四郎君） 4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） 答弁をいただきました。

高道海岸長保地区の堤防は、見た目よりもかなり老朽化がひどく、ところどころには穴があいていたり一部補強はしてありますけども、かなり厳しい状況であります。もしも堤防が決壊でもすれば長保地区だけでなく、大相、塩浜、中島、浜田の一部、鍋地区の一部など約700世帯、ハウス園芸農地等に莫大な被害が出ます。

今までは役所の縦割り行政が問題で、なかなか進展しなかったことが、今回、その両部局の区域変更業務委託の補正がなされたということで、かなり進展されたとのこと。担当の井上主幹が「もう県とけんか腰ですばい」との話を聞き、大変頼もしく思いました。どうか、25年度の採択に向かって最大の努力をお願いいたします。

また、大野下地域の水害対策については、行末川沿いに設置してある明神排水機場までの排水路の整備ができないと解決ができないとのことですが、この件は、もう10何年も前から先に進んでおりません。そのことで6月、7月、8月と検討会がありました。協議をなされましたけども、確かに、県・市より出席され、一生懸命に協議をされております。ただ、会議に参加して私なりに感じたことは、県の人たちの言われた言葉

で、「農家の人たちのために、私たちも精一杯努力をしているのですよ。農家の人たちのために、私たちはそのお手伝いをしているのですよ」と聞こえてきました。何かちょっと事務的に受けました。大野下地区推進委員たちはこれまで10数年にわたって、大変努力・苦勞をされております。皆さんももう御高齢になっておられます。県の方が言われるのに、基盤整備をした後の作付の営農計画、また換地の件など最終的には推進委員たちが責任を持ってもらわないとこれから先には進まないとのこと。また、事業未同意者との問題など、大変厳しい状況で、25年度の採択は見送られるようです。この基盤整備事業が解決しなければ、大野下地区の水害対策は解決できないのではないかとのことですが、大野下駅前、馬場地区の人たちは大変困っておられます。今は時間100ミリの雨量の集中豪雨が当たり前ようになっております。その時の被害は莫大なこととなります。何らかの解決方法はないのでしょうか。よろしく願いいたします。

次に、2番目の市街地活性化のこれからの方向性について質問いたします。

九州新幹線が全線開通してはや1年半がたちました。利用して確かに便利です。新玉名駅の乗降客も予想以上に多いようです。新玉名駅ができて本当によかったと思います。その玉名駅前に進出するケーズデンキ、グッディ、そして開店している、これは駅前じゃないんですけど、ヤマダ電機または旧凸版跡地を買収したイズミグループ、大型店舗の進出が目立っています。今の商店街の人たちは大変厳しい状況におかれているのではないのでしょうか。マルショク跡地、現庁舎の跡地利用などを含めて、これからの玉名市の市街地の方向性はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（高村四郎君） 江田議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時02分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 江田議員の市街地活性化のこれからの方向性はどの御質問にお答えいたします。

市街地ということでございますけれども、ここでは中心地市街地ということに絞ってお答えいたしたいと思っております。

本市の中心市街地は、JR玉名駅を基点とする駅通、亀甲地区、高瀬地区、繁根木川沿いのリバーサイド地区、玉名温泉地区、西部地区を結んだ区域の208ヘクタールと定義されており、この全域を円環状に集積する商業地の連続一体性を図りながら、活性

化を進めていく必要性から、平成13年に旧玉名市で作成し、新市に引き継いでおります。「玉名市中心市街地活性化基本計画」の基本方針や活性化に資する具体的な事業計画の推進を図っているところでございます。

また、「中心市街地基本計画」では、地域住民との連携を深め関係重視型まちづくり、居住環境の改善による快適なまちづくり、地域資源を活用した個性あるまちづくり、個性あるゾーンのつながりを強化し、集積の効果を高める大型店にないニーズに応える強い商業地づくりを、市街地活性化の基本方針として整理しております。また、これを推進する具体的な事業の主なものとしては、例えば都市計画道路の整備、街並み景観整備事業、高瀬蔵の整備などの事業を計画しており、地区と地区とを結ぶ回遊性に視点を置いた活性化策を実施するため、事業着手の環境が整ったものから随時実施しております。

なお、中心市街地の活性化には、地域の住民と行政が一体となり、地域のことはみずから考え、みずから解決していく、いわば地域主権のまちづくりの考え方の浸透も非常に重要であると考えます。また、中心市街地の活性化のため、現在もその取り組みが進行中である「中心市街地活性化基本計画」の着実な推進に加え、平成18年5月に改正されました、中心市街地活性化に関する法律の趣旨を踏まえ、商業の側面からだけではなく、地域づくりの方向と連動した、多様なサービスや機能の集積を前提とし、地域の資源価値を高めていくことに視点を置いた市街地の活性化にもつながるような新たな施策も展開していきたいと考えております。

次に、本市の新しい市街地としてのポテンシャルがある新玉名駅前周辺につきましては、新玉名駅周辺構想区域である35.6ヘクタールを新たな町の形成に向け、中長期的な視点のもと、城北地域の玄関口、交流拠点として魅力のある町となるよう民間活力の導入を図りながら進めたいと考えております。また、都市を維持し市街地の活性化を図るためには、都市の魅力を向上させ、都市の活力の源である定住人口の減少に歯どめをかけ、増加に転じさせる施策の展開を図ることも重要です。そこで、定住化を促進するため、平成19年に策定いたしました「玉名市定住化基本構想」いわゆる「スマイル構想」に基づき、住宅の新規取得に対する優遇措置制度の創設、新幹線通勤者に対する助成、子育てに対する世代や高齢者への優遇施策の実施などに鋭意取り組み、暮らしやすさと生活の充実感に満ちた、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちづくりを図ってまいります。

なお、凸版跡地につきましては、マスコミの報道にもありましたように、民間事業者が活用を検討されているようでございます。また、マルショックや現市役所庁舎の跡地活用につきましては、新庁舎建設までには方針をお示しできるよう、継続して検討してまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） 質問の題目をです、最初は中心市街地と書いておりました。しかし、書いているうちに中心市街地とはどこかなと自分で迷いました。それでその中心を消して、市街地と書いたわけでありませう。

答弁によればです、3つの商店街があり、208ヘクタールを中心市街地と呼ばれているそうなんです。ところがこの中心市街地といってもです、この何か玉名市には核というのがないんです。だからそれぞれのその商店街の人たちは皆さん大変努力をして頑張っておられるわけですが、これだけ大型の商店街が出店してくればますます厳しくなるのではないのでしょうか。

以前、北海道の伊達市を訪問したときに伺ったのが、企画財政部の中に「住んでみたいまちづくり課」というのがあるわけなんです。その中に「移住定住係」というのがあるわけなんです。これはもうどこの行政でも一緒ですけども、予算は大変厳しいわけでありませう。しかし、その行政のアイデア次第ではです、民間の資金を使えるような状況があるんじゃないかと思うんです。この前発表がありましたけども、今全国で65歳以上の人が3,000万人を超したそうなんです。だから1億2,000どれだけで、3,000万人が65歳になるわけなんです。玉名市を調べてみたところなんです、もう2万人を超えたそうです、65歳以上がです。ですから、これが団塊の世代の人たちが65歳になるかならんぐらいでしょうね、おそらく。だからますます65歳以上が増えるわけなんです。この日本の預貯金が1,400兆円かなんか言われているんです。この中でです、やっぱり65歳以上の人がほとんど何かその金は持っているということ言われています。だからこの人たちの定住、もしくはです、一時定住なども考えたらどうでしょうか。せつかく九州看護福祉大学がありますので、その大学を活用しての福祉のまちづくりなどどうでしょうか。

合併した当初はです、企画財政部と確か言われておりました。その中に財政があったわけなんです。ところが20年度かなんか機構改革によってです、その財政が総務の方に移ったわけなんです。だから今のせつかく一生懸命です、企画部長が一生懸命されているけども、財政が何か伴ってないような気がするわけなんです。だから財政が伴わない企画なんていうのは、何か絵にかいたもちのような感じがするわけです。どうかこれからの玉名の将来を見据えて、きちんとした方向性をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

21番 田畑久吉君。

[21番 田畑久吉君 登壇]

○21番（田畑久吉君） 皆さんこんにちは、貧乏暇なしといいますが、前回の一般質問で原稿も書かずにやりましたもんですから、言わなきゃいけないようなところを抜かしてしもうてですね、言わんでいいことまでしゃべって、何か後で後味の悪い思いしたんですね。それで今回は要点だけは書いておかないかん思って原稿書いてみました。そうしたらですね、長くなって、長編小説みたいになってしまってますね、きょうは前編、次は後半といかないかんように長くなってしまいました。せっかく書きましたので、すべてきょうやりますけども、最後までのおつき合いをよろしくお願いしときます。

まず亀甲の凸版跡地についてということですね、玉名市が直接買収して事業を推進するわけではございませんので、今回、触れる必要があるかなと疑問を持ちましたけれども、私なりに確認もしておきたい点もございますので、行政サイドも周知しておく必要があるのかと思うところです。

環境保全の面からですね、確認をとっておきたい点がございます。亀甲凸版跡地につきましてはですね、1年半ぐらい前から跡地を買収して事業の推進を図りたいという企業がございました。そこでですね、その企業の会社内容などを必要書類とあわせて、本社の凸版の担当者に送りまして、企業誘致に向けて私ども商談を進めておったんですけども、最終的には凸版との取り引きのある企業関係に譲渡したいという話になりましたですね、イズミグループが決定されたようでございます。この間の経緯はですね、市の企業誘致の課にも認識されております。といいますのは、東京に出張された折には、こういったことを先方に働きかけてほしいということですね、何回もお願いしたことがございますので、よく御存じと思います。

しかしながらどんな企業であろうとですね、玉名市に進出していただくのは大歓迎でございますけども、地元商店街との関連もございますので、その辺がちょっと心配されます。私どもが誘致していた、働いていた企業はですね、地元商店街とは一つも関係のない、影響のない企業でございました。そういうことで安心はしておりましたんですけどもですね。

それから、凸版の跡地につきましては、新庁舎建設の候補地に挙がりましてですね、特別委員会ですか、特別委員会で見積価格も提出されまして、検討いたしました。その中で土壤汚染の情報、あるいはその説明を求め、その時点では土壤汚染はないとの執行部の答弁でした。しかしその後のもろもろの経過の中で、あるいはその情報の中で、一部土壤が汚染されておるといことも聞きましてですね、解体して土壤改良、更地にして譲渡するとのことが伝わってきたわけでございます。市が買収取得するものではありませんけどもですね、大局的に見て環境保全の面から、市もその事実を知っておく必要があると判断いたします。土壤汚染があったのか、なかったのか。なければ幸いです。

いますし、そのところを御答弁願いたいと思います。

さらに、凸版跡地の工場解体時のアスベストの飛散はなかったのか。この凸版の工場はですね、私が建設の年度を確認したわけではございませんけども、アスベストの規制のないときの建造物ではないかと私なりにそう思ったところでございます。私事の話ですね、差し入れて申しわけございませんけども、私が大阪で貿易をしているときにですね、韓国の釜山にあります、石こうボードパネルを生産する会社に、金沢の鉱山から石綿ですね、石綿、いわゆるアスベストを仕入れて、毎月一定量を輸出していたんですけども、ある日突然、翌月から取引停止の連絡が入り、事業確認のためにですね、即、日をおかずに釜山に飛んだわけですけども、政府からアスベストの使用禁止令が発令されたとのことで、生産したパネル、いわゆるパネルのボードですね。在庫の処理に困っていたことを思い出しました。余談が長くて申しわけございませんけども、その後、日本でもアスベストの使用は全面的に禁止され、特にアスベストの水道管の取りかえが進んだようでございます。私が平成元年にこちらに帰ってきましたんですけども、約18年前に私がですね、玉名市の議員をさせていただいて、アスベストの水道管がまだその時点で使用されていたことに本当に驚き、一般質問の席ですね、取り上げて水道局にアスベスト水道管の早急な布設がえを要望・推進した記憶がございます。アスベストの飛散はですね、特に目に見えない小さな微粒子で、特にこの解体時はですね、その処理は最善の注意が必要とされています。工場、土壤汚染もですね、アスベストもなかったのならこんなに幸いなことはございませんけども、行政もやっぱり事実を確認して、公表しておくべきだと思うところです。いかがでしょうか。

以上、答弁をいただきましてから、あと進めたいと思います。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

[市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇]

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 田畑議員の土壤汚染の改良は完全かとの質問についてお答えいたします。

平成24年2月に有明保健所より、凸版印刷工場の解体に伴う自主検査において、数カ所に狭く、浅い範囲で土壤汚染が発見されたとの連絡がございました。これは県の指導によりまして、工場敷地内の既存の井戸水で水質検査が行なわれましたところ、地下水質には異常はなく、外部への流出がないことが確認されたとのことでございました。今回のことは、土壤のみの汚染であり、その汚染土壌は既に掘削され、すべて産業廃棄物最終処分場へ廃棄を完了されております。

次に、工場解体時のアスベストの飛散についてお答えいたします。

平成24年5月10日付けで、特定粉じん排出等作業実施届出書が有明保健所宛に提出されており、工場建家解体工事計画が届出されております。事前調査の結果、石綿を

含有する保温材が使用されておりましたが、県の指導によりまして、適正に同月、解体作業が終了しております。また、平成24年9月3日付けで同届出書が有明保健所あてに提出されており、旧守衛室の石綿除去作業の実施計画が届出されております。こちらは天井裏に吹つけ石綿の使用があったとのことで、解体に向けた準備が行なわれております。両解体工事には、石綿取扱作業従事者特別教育を終了した作業員が、専門の機材を用いて、大気汚染防止法にのっとり適切な方法、手順で作業が進行しております。

○議長（高村四郎君） 21番 田畑久吉君。

[21番 田畑久吉君 登壇]

○21番（田畑久吉君） 今答弁をいただきましたように、やはりあったものはあった、なかったものは、なかったと、そしてきちっとした答弁の内容のようですね、やはり処理されていることをやっぱり市民の目の前に公表しておかないと、皆さんは土壤汚染があったとか、アスベストがあったとかみんな疑惑を持って見ておられます。だからきょうの答弁は本当にはっきりしたことを言っていたいて、また保健所からの処置もちゃんとあったということで、私も安心をいたしました。ありがとうございました。

最近のですね、特に新聞紙上で見受けられるいろいろな問題の中でもですね、過去印刷工場で働き、工場で使用するインクあるいは薬品の影響でですね、多数の方が胆管がんですかね、がんで死亡されておられます。直接の原因は判明しておりませんが、その薬品の可能性が大とようございまして。先日も新聞にも西部ガスの熊本市店の跡地の土壌と地下水から最大で基準値の約47倍のシアン、640倍のベンゼンなどを検出。調査のために新しく掘削した観測井戸からも基準を超えるシアンとベンゼンが検出されたとの報道がありました。土壤汚染はですね、地下水の汚染を引き起こし、大きな環境問題となって表面化してきます。民間同士の商取引であってもですね、やはり環境問題は行政がきちっと把握して、その処置を公表しておくべきだと私は思った観点から本日、指摘をさせていただきました。行政は一つそういったことには手落ちのないようにお願いをしておきます。

アスベストの問題もですね、目に見えない小さな粉を吸い込みますと、それが肺に付着して肺がんとなります。過去アスベストを扱う工場で働いていた人たちがですね、肺がんで死亡された例がたくさん出てきています。どちらにいたしましてもきょうの確認ができましたことは、大変いいことだと思っております。

何でかといいますと、私は凸版いつだったかですかね、ほかの用事で行きましたときにはその天井に吹きつけたそれを見たことがあったもんですから、ちょっとそれが気になってですね、お尋ねしました。きょうは本当にいい結果で、ありがとうございました。

続きまして、玉名市の活性化政策について。活性化、発展の絶対的な施策はあるのか



という見出しで押ししておりますけども、最近、近年といいますか、玉名市は地域の市や町から何か孤立していると言うんですかね、玉名市が何かのけものにされているような、これは私がなぜそういうふうを感じるのかですね、また私だけじゃないような気もするんですね。ほかからもいろんな声を聞きますし、特にこの2、3年ほかの市、町との連携が著しく欠落しているのじゃなかろうかと。ほかの町のトップや議員の方からですね、いろいろな御指摘や意見をいただく中で、行政間ですね、連携、意思疎通、意の思うんじゃなくて、意を凝らす疎通ですね。できていないのではないかと思うことが多々見受けられます。

玉名市の活性化と発展を考えると、その将来を私は危惧するのでございますけども、ほかの市、町に目を向けてみますと、他市のことに触れてまた、これまた申しわけないんですけど、山鹿市は11月23日に新築された「さくら湯」が開業されます。これもですね、今まで営業していた建物をわざわざ取り壊して、建てかえ、総工費が聞いてみましたら約9億円も投資してですね、山鹿市の将来を展望して、その活性化と発展に託したわけですが、その方向性をですね、見据えた判断力と実行力、まあ実行力に山鹿市の発展もですね、想像できるわけです。また、隣接した余裕地に町の駅ですか、併設されてキャンピングカーが駐留できる施設もできるとか、想像たくましい行政マンの知恵者が大勢いるのかと思うところです。玉名市に別に知恵者がいないというわけではございませんので、誤解ないようにお願いいたします。

私、山鹿市の議員に頼まれて、山鹿の宣伝しておるわけじゃないんですけども、山鹿市はですね、大体その経済活性化の形態が大体整ったように思います。新庁舎が先日、42億円で大林組が落札しましてですね、山鹿の場合は庁舎よりも病院、経済の活性化を先にするというので、「さくら湯」の改築、あるいは病院を先に建てまして、最後が庁舎だということで変わったわけでございます。

長洲駅止まりのですね、JR特急が何本かありますが、これも玉名駅までのダイヤに強く陳情すべきであり、玉名市は何かよそから今聞きますと、熱意がないとのこの指摘がされておりですね、沿岸道路ですか、これの延長もですね、とりあえず長洲までとの話になっているようでございますけども、これも本当はおかしいです。沿岸道路期成会の会議にもですね、玉名市は部長クラスが出席して、ほかの市、町のトップからの意見は、副市長か市長が出席すべき場所との苦言も聞きました。

もうしばらくしますとですね、はっきりすることですが、長洲町は駅前を、約20億円の予算でですね、7、8年かけて区画整理する計画が出てくると思います。駅前開発をあわせて、町の経済活性化とですね、町の発展につながると私思うんですけども、これもやっぱり連携した大牟田市と荒尾市の見据えた末のことだと思うんですね。大牟田市には帝京大学が建設されるとの情報が入ってきます。受注業者は竹中工務店、立地場

所もはっきりしておりますし、それを推進した方も聞きましたけど、名前は直接会っておりませんので言いませんけれども、ただ私が心配するのは九州看護福祉大学との関連です。同じような学科があるようでございますしですね、今でさえ九州看大では定員割れの学科が2、3あると聞いております。なおさら心配が尽きません。

最近黒川温泉より山鹿の平山温泉が有名になってきました。さくら湯の開業で温泉客が山鹿に流れます。新幹線玉名駅が開業して、乗降客は見込み数を満たしておりますけれども、内容の伴う経済効果は生むことができたかと疑問であり、行政のあとひと工夫が必要ではないかと、そう思うところでございます。

先日長洲町を訪問したときに、町長が「最近、私は有明フェリーの営業マンをしておるばいた」と、そう言うてですね、チラシを渡されて、いろいろな考えることが載っております。それから3日しました先日、新聞で皆さん見られたと思いますけど、新玉名駅と雲仙温泉を結ぶ有明フェリーの無料バスが新聞報道されて、一つ一つ実現しているのかなと町長の姿勢を納得したところでございますけども、玉名市も何か将来につながる発展活性化に、つながる企画をですね、発表してもよい時期に来ているのではないかと、思うところですが、いかがでしょうか。

荒尾の場合はですね、炭鉱の町といった明るいイメージには私はなかったんですけども、JR九州との連携で南荒尾駅の改修を今度されます。ラムサール条約湿地登録で、一変してですね、何か近代的な町になったようなイメージを持ちますし、そういうことを考えますと、玉名市がますますこう何かおくられているような感じを私は持つわけです。

そのように、さらなる定住促進の施策はという題目ですけども、玉名市も定住促進施策に取り組んでおられることは、私もよく認識をしております。合併して満7年になりますけども、その間、約3,200、300人程度の人口減となる事実をどう受け止めるのか。内容の分析はいろいろとあると思います。高齢化による自然現象、少子化による影響など、人口減の要因はですね、これは小さな地方自治体ではですね、対応できない大きな社会現象に今現在なっておりますし、地方自治体がお互いに競い合ってもですね、限界があります。この定住促進の問題は、基本的にやっぱり国の政策として、出生率の向上を図る政策を、国が将来を見据えて最優先に取り組むべき課題だと私は思っております。まあ、現在の日本の政治を見てみますと、国策そっちのけで、政局に熱が上がっているようでございますし、ここ何年かは政局の繰り返しで、国内経済も困窮し、円高による企業海外流出、国際的信用は低下の一途です。尖閣問題、竹島問題、北方領土、本当に残念なことばかりですけども、今年の7月3日の熊日朝刊に掲載されておりました、有明定住自立圏、荒尾市と南関町、長洲町が大牟田市を中心とする有明圏域定住自立圏に参加し、県堺を超えた定住自立圏の形成を目指す方針を表明した

と、これを見て私は非常に危機感を覚えました。なぜ玉名市が参加していないのかという単純な疑問よりもですね、なぜ有明広域の市、町をまとめて、玉名市が定住拠点宣言をして、リーダーシップを発揮しないのか。その疑問の方が大きく頭をかすめます。いまだに納得いかない。この施策を実行すればですね、定住促進の政策も予算の面でも有利に推進できるようになっているようでございますしですね。

先日、人口情勢の資料をいただきました。玉名市の過去10年間の死亡者と出生の比率を見てみますと、この10年間で2,300人生まれてくる子どもよりも、亡くなっていく人が2,300人多いんです。熊本県下の出生と死亡を比較してみますと、23年度末までで1万8,243人。おそらく24年度末まで入れますと2万人を超すようになると思います。このような状況を見ますときに、定住促進はやはり若い人、若い夫婦、結婚して玉名市に定住してもらおう魅力ある施策を実施すべきであると結論に達します。

ほかの市や町の施策よりも優れた企画を立案すべきだと思うところです。ほかの市や町と同じレベルの施策ではですね、目を向けてくれないと思うんですね。玉名市の定住促進の補助金の中で、500万円以上の家を買ったら、年に20万円、5年間補助しますというのがありますけどもですね。あれは、新婚さんとか若い人はですね、そんなに家を結婚してすぐには買えないわけですね。だからまず結婚して新婚さんが玉名市にすぐ住むような定住促進の補助制度を、さらにひとつ考えていただくのも必要じゃないかと思うところですけどもいかがでしょうか。

3番目はですね、ほかの市、町にない、玉名市のみにある資産、岱明松原と海岸の最大限活用をとうたっております。

まさしく、県北で玉名市のみが存在するこの貴重な大きな財産の生かし方によっては無限の経済効果が生まれますし、玉名市の活性化に大きな存在価値になると、私の頭の中では想像が無限に広がってきます。

先日、玉名市の指定管理者の一覧表をいただきましたが、その中で株式会社池田建設の管理される施設には、指定管理料が歳出がなく、むしろ歳入につながっているとのこと聞きました。また、横島町特産物振興協会、玉名市大衆浴場も管理費用は歳出がなく、これは制度の大きな成果だと思っております。その他12施設の中にはですね、指摘、改善すべき課題がたくさんありますけども、今回はこの議題の施設についてのみ取り上げました。順次ほかの施設については取り組んでいきますけれども。岱明磯の里278万8,000円。岱明コミュニティーセンターが1,620万3,000円。合わせて1,900万円弱の指定管理料が歳出されております。いろんな職員の市の間接的な費用などを原価計算しますと、年間2,000万円の管理費用となっているようでございます。この施設は一部福祉目的な部分もございまして、兼ねておりますけども、

商業施設分野の活性化を取り入れるならばですね、また松原全体の整備をして、春先から晩秋、また冬までいろいろな行事を、催しを取り入れていくならばですね、もちろん海水浴場も入れてですけどもですね。その利用者、集客を見込む計算ができます。私はそのように判断をして、きょうこの発言をしております。この施設は、その改善の方法ができる貴重な唯一の施設だと強く思っております。生産性を生む施設にしたらどうかと。今年の7月から宿泊できるようになり、今までとは違った形態になると思いますけども、年間2,000万円の管理費用がそのまま続くとは思いませんが、計画的に対策を練っていくならば、必ず管理費用の歳入はなくなります。大きく歳入を生む施設となると考えられます。そうするためにはですね、やはり投資をして、生産を生む、資本主義の発想が必要ですけども、今の高額の管理費用を歳出するならばですね、その分を一時的に整備費用として、投資して先の無駄遣いをなくすのが行政が取り組むべき姿であり、市民に示す道筋だと考えます。

あの施設を整備開発すればですね、玉名市民が各種の商業の活動の場となり得ます。来訪者を呼び込めば、海山物の販売、玉名市の特産、農産物の販売も活発化して、経済効果が大きいと思うところがございますし、ほかの市や町にあります温泉で競争してもですね、玉名の場合は温泉の質で優位に立てない可能性があると思うところです。しかし、料理などを工夫して、いい料理を出せばまた別ですけども、先日、菊南ホテルの料理がいいからということでもちょっと食事に行きましたけども、それは大変安くていい料理が出てます。ああいった料理をやっぱり目玉としてすれば玉名の温泉もいいと思いますけども、温泉の質だけではとても優位には立てないと思います。

ほかの市や町になくて、玉名市のみ存在する資産を最大限活用することが、最少の予算で最大の経済効果を生む、その施設をつくるべきではなかろうかと私は思うんですけども、もしほかに執行部が考えておられます活性化の企画があればぜひ出していきたいと思います。

答弁をいただきまして、あとまた進めます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 田畑議員の活性化施策についての活性化、発展の絶対的施策を示せについてお答えいたします。

本市は、平成17年10月3日に1市3町の合併により誕生し、現在に至っておりますが、その間、市の将来像である「人と自然がひびきあう、県北の都、玉名」を実現するため、信頼と勇気ある改革を基本理念とした、第1次総合計画前期基本計画に基づくさまざまな施策に取り組んでまいりました。その一方で、少子高齢化に伴う人口減少や市場と経済のグローバル化、深刻な環境問題など社会環境の変化への対応が求められる

ようになってきました。このことから新たな課題の解決や軽減に努め、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思える玉名市をつくる、今後5年間の基本的方向を示す、総合的指針である、第1次総合計画後期基本計画を平成24年3月に策定したところでございます。

この後期計画においては、農産物を生産するだけでなく、それを加工し、販売するところまで視野に入れた事業展開による、新たな産業を創出する6次産業化の推進を行なうことや、県北市町の連携による地域の歴史、文化、自然、景観、温泉、食などの豊富で魅力ある地域資源を活かした広域観光ルートの開発と、商品化に取り組む広域観光ネットワークの推進。住宅用の太陽光発電設置に対する支援による、新エネルギーの導入推進を行なうなど、21の施策を重点施策と位置づけ、市の活性化に資する取り組みを推進しております。

今後とも引き続き、本計画の6つの基本目標を柱とした施策の着実な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、さらなる定住促進の施策についてお答えいたします。

本市における定住促進補助事業は、移住を検討する方に対して、玉名市を移住先に選んでもらうための背中を後押しする制度といたしまして、住宅取得補助金、住宅リフォーム補助金、そして新幹線通勤定期券購入補助金の3つの補助金から構成されています。これまでの実績につきましては、平成24年8月末現在、申請は延べ73件で、内訳は、住宅取得補助61件、リフォーム補助10件、新幹線通勤定期券補助2件となっております。申請者の多くは30から40代の家族で、今後子どもが誕生することも大いに期待され、さらなる人口増加も見込めるものではないかと思っております。この事業期間は、平成23年度から平成27年度までの5カ年ではありますが、平成23年度1年間で43件、116人転入、平成24年度の5カ月間ではありますけれども、30件74人転入の申請があっており、順調に推移してきておると考えております。

また、定住促進につきましては、市外からの人口流入を図ることも重要であります。市内在住者の出生数を増やす取り組みや、市内在住者の人口流出を防ぐ取り組みも大切と考えられ、特に若い世代の新婚さんにとっては、これから出産、子育てを行なっていく上で、どこで暮らしていくのかを決める大きな要素に、子育ての環境整備があると思っております。このことから、今後も引き続き、現在も子育て支援としてはいろいろな対策が行なわれておるわけですが、今後ますます連携を、子育て支援の環境整備を図りながら担当部署と連携を図りながら、定住施策の検討を行なってまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

〔産業経済部長 森本生介君 登壇〕

○産業経済部長（森本生介君） 田畑議員の岱明松原と海岸の最大限活用をという質問にお答えいたします。

松原海岸は、旧岱明町の自然豊かな地域観光資源として位置づけられ、周辺整備につきましても昭和63年度から平成12年度にかけて、人工のビーチ、岱明コミュニティーセンター「潮湯」及び物産販売センター「磯の里」などの整備を実施してまいりました。また潮干狩り、地びき網体験、ビーチにおきましては、各種スポーツ大会の開催がされ、市内外から多くの観光客の集客に寄与しているところでございます。

玉名市には、松原海岸のほかにも多くの観光資源が存在し、これらの資源をどのように磨き上げ、さらなる集客を目指すかは、合併後策定されていなかった市の観光振興の方向性を示す観光振興計画の中で、それぞれの観光資源をどのように位置づけていくかになるかと思えます。

現在、策定作業を進めております玉名市観光振興計画でも、住民の意見を反映できるよう意向調査を実施し、また、市内観光関係団体等から策定委員の御推薦を受け、各団体の意見も取り組んで検討をしていきたいと考えております。

このように、玉名市の観光資源としての松原海岸につきましても、観光振興計画の中での位置づけを踏まえて、今後の松原海岸の活用につきましても、これ以上に、国・県を初め、関係機関と協議、検討していくことで多くの観光客の集客に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 21番 田畑久吉君。

[21番 田畑久吉君 登壇]

○21番（田畑久吉君） 何かこう、玉名市の企画、目玉的なものが飛び出してくるか思いましたけれども、一遍通りの答弁でございました。

しかし、その中で定住促進を若い方に少し目を向けていただくということは前進じゃなかろうかと思えます。打ち合わせの中で、もちろん外から入ってこられる方も大事ですけれども、流出しない人口の歯止めも必要ということで、話ししておりましたし、いろいろとその辺の結果はいい方向ではないかと思えます。

私がここに挙げております、活性化発展の絶対的施策はあるのか、さらなる定住促進の施策は、他市や町になく、玉名市にある資源、岱明松原海岸と海岸一帯の最大限活用という、この3つの題はですね、やっぱり玉名市の活性化を、発展を考えるとこの大きな関連性があると思えます。

昨年も一般質問でですね、定住促進の一つの過程の政策について、数字的なことも明確にしてわかりやすく説明をいたしました。どんな検討をされたか、どのような方向性に位置づけされたのかですね。言い出した本人とはですね、少しの、何らかの議論を私はすべきだと思うんです。その辺はどう思われますかわかりませんがですね、議論

するに値しないと言えはそうまでですけども、せめて言った本人とはある程度議論を交わしてほしい、そう思うところです。

岱明の松原と海水浴場、「潮湯」、「磯の里」を一括して松原海岸と呼びますが、3年前の9月議会でも、この一帯の有効活用するために、総合的に整備をして海産物の総合販売拠点として、玉名ブランドの総合的なイメージアップ、生産者直売に活力を、農海産物の海外発送に個人を対象に運賃の補助政策なども提言しております。その時の執行部の答弁をまとめますと、「松原海岸一帯を本市有数の観光資源の一つに認識して」と答弁をいただいております。周辺施設を連携して活性化につなげるとの文句のつけようのない答弁でありましたので、その時は再質問をしませんでした。しかし、執行部答弁の熱い口元が冷めないうちにですね、その翌年から指定管理者に移行しております。

「磯の里」の方は、その2年ほど前から実施されておりました。合わせて2,000万円の管理費が、本市有数の観光資源の一つとなし得るのか。管理費が、本市有数の観光資源の一つとなり得るのか。どこがこの3年間で、本市有数の観光資源になったのか。できたら私は頭が悪いから教えてほしいんですけども。

その前に、そういったことをする前にですね、やはり答弁の内容趣旨からすれば、2,000万円の大きな税金の無駄遣いをなくす施策を前に実行すべきだったと私は考えます。いずれにいたしましてもですね、玉名市に存在するこの大きな資源をですね、活性化、発展の施策ができるこの一帯を最大限に活用しましょうよ。絶対これは私は、経済活性化につながると思います。

山手の市町村がですね、海岸をつくったり海水浴場をつくったり、山の中にできないんですね、海をつくる。どんな金使ってもできないんですよ。せめてこの玉名市にある立派な資源をですね、やっぱり活用すべき。どっかの町ではですね、トラフグを山の中で養殖してましたですね。山の中で養殖すると毒が出ないフグが成長するらしいんですね。海の資源の関係らしいんですけども。この玉名市の一帯を整備してですね、活性化を図れば必ず雇用や定住化促進、経済の活性化によって税収は上がり、無駄な歳出もなくすることができると思いますし、ただ唯一の資源だと思います。

玉名市の起死回生間違いなしと私は思うんですけども、ほかに起死回生があればですね、答弁を求めます。この活性化対策を練るときは、私も意見を言わせてください。

先日、高村議長にもですね、やはり議会がある程度の問題を取り上げて、やっぱり執行部に提出しないと、玉名市の活性化はできないんじゃないかという意見も申し上げて賛同はいただきました。やっぱり議会がもう少しやはりいろんな問題を取り上げてですね、そして執行部にこの問題はこうしよう、ああしよう、こうしてくれないかということをやったりしないと、ほかの町や市にだんだん最近おくれるような気がいたします。

さっき企画部長の答弁の中にいろんな計画のことをね、一遍通りのことを言われましてけども、ここらあたりで何か目を引くものがないかなと思って聞いたわけですけども、それもなくて、非常に私は残念に思っておりますけども、これから議会の活性化にもつなげていきたいと思っています。

先ほど言いましたこと、ちょっと何かあったら、どなただったかな。定住化のことは、若い人に目を向けていただくということ。それから、この「磯の里」松原海岸のですね、玉名市有数の観光資源と認識してと言うて、その翌年には指定管理者に移行してますもんね、指定管理者に。だからそれ、2,000万円の指定管理費用を払うぐらいだったらもっと投資してですね、税金を使わないように先にするべきだと私は思ったから、私は思った、そう。あなたは違うかわかんけど。だからその辺のですね、せっかくそこまでして、ほんならその2,000万円使って、有数の観光資源になし得たのか。その辺の判断をちょっと教えてほしいんですよ。お願いします。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

指定管理者制度になって、2,000万円ほどの歳出が出て、それが有数の観光資源となったのかという御質問だと思いますけども、私流に考えまして、正直私がここで答弁していいのかどうかよくわかりませんが、今後の活用策としましてですね、先ほど申しましたとおり、観光振興計画の中で位置づけをやります。その位置づけといたすのは、当然その観光資源としての重要度。当然重要視されると思いますけども、そういう位置づけ、またその種類ですね。例えば、玉名市には、文化、歴史、温泉やあるいは農産物、自然景観、環境いろんな資源があると思います。その中で、この鍋松原海岸がどういう位置づけなのか、その辺がですね、きちんと議論されればですね、おのずとその整備手法も検討されると思いますので、その結果を待ちたいと思います。

○議長（高村四郎君） 21番 田畑久吉君。

[21番 田畑久吉君 登壇]

○21番（田畑久吉君） 再々質問はいたしませんけどもですね、今、経済産業部長から力強い前向きな姿勢の言葉をいただきましたから、再々質問はできませんからしませんけどもですね。いろいろ資源はありますよ、資源はいろいろね、幾つも文化からいろいろ。だけどその中でどれをこうしたら、あれをこうしたら、こうなるんだというね。松原海岸の位置づけがまだできてないことが問題なんですね。あそこはこうしたいんだということを、もう既に持つとらないかんです。こうすればあそこはこうなりますというのがないのが、私が、ひとつは残念。

しかし、あなたが今、力強い将来的にはこうすると言葉をいただいたからですね、も



うそれで十分ですよ。ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、田畑久吉君の質問を終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（高村四郎君） 次に、議案及び請願・陳情を付託いたします。

議第76号専決処分事項の承認について、専決第7号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）から議第94号市道路線の認定についてまでの議案9件及び請願1件、陳情2件については、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

### 議案及び請願・陳情付託表

#### 総務委員会

議第76号 専決処分事項の承認について 専決第7号  
平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）  
（総則・第1表歳入の部）

議第87号 平成24年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第2表地方債補正 追加 変更）

#### 産業経済委員会

議第76号 専決処分事項の承認について 専決第7号  
平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）  
（歳出の部、⑥農林水産業費）

議第87号 平成24年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費）

議第89号 平成24年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算  
（第2号）

議第93号 字の区域の変更について

陳第5号の1 有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出に関する陳情

## 建設委員会

- 議第 87 号 平成 24 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）  
（歳出の部、⑧土木費、⑩災害復旧費中 4 項公共土木施設災害復旧費）
- 議第 92 号 玉名市土地開発公社の解散について
- 議第 94 号 市道路線の認定について
- 請第 3 号 八嘉校区田崎地区水害防止に関する請願
- 陳第 5 号の 2 有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出に関する陳情

## 文教厚生委員会

- 議第 87 号 平成 24 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）  
（歳出の部、②総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費、⑩教育費）
- 議第 88 号 平成 24 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 90 号 玉名市教育振興特別基金条例の制定について
- 議第 91 号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（高村四郎君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 19 日から 24 日までは委員会審査のため休会とし、25 日には定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 02 分 散会

第 5 号

9月25日 (火)

## 平成24年第3回玉名市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成24年9月25日（火曜日）午前10時01分開議

#### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

#### 日程第2 質疑・討論・採決

#### 日程第3 委員長報告

新庁舎建設特別委員長報告

#### 日程第4 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

#### 日程第2 質疑・討論・採決

#### 日程第3 委員長報告

新庁舎建設特別委員長報告

#### 日程第4 質疑・討論・採決

#### 日程第5 意見書案上程

意見書案第2号 有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出について

#### 日程第6 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君

7番	近松 恵美子 さん	8番	福嶋 譲治 君
9番	永野 忠弘 君	10番	宮田 知美 君
11番	前田 正治 君	12番	作本 幸男 君
13番	森川 和博 君	14番	高村 四郎 君
15番	松本 重美 君	16番	多田隈 保宏 君
17番	高木 重之 君	18番	中尾 嘉男 君
19番	青木 壽 君	20番	大崎 勇 君
21番	田畑 久吉 君	22番	小屋野 幸隆 君
23番	竹下 幸治 君	24番	吉田 喜徳 君
25番	松田 憲明 君		

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	辛島 政弘 君	事務局 次長	廣田 清二 君
次長 補佐	一 廣子 さん	書 記	平田 光紀 君
書 記	松尾 和俊 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	築 森 守 君
総 務 部 長	古 閑 猛 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	坂 西 恵 二 君
産業経済部長	森 本 生 介 君	建設部長	坂 口 信 夫 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	北 口 英 一 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	本 田 優 志 君
企業局長	植 原 宏 君	教育委員長	池 田 誠 一 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	西 田 美 徳 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（高村四郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 委員長報告

○議長（高村四郎君） 各委員会に付託してあります全議案、請願1件、陳情2件及び継続審査となっております請願1件、陳情2件を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 作本幸男君。

[総務委員長 作本幸男君 登壇]

○総務委員長（作本幸男君） おはようございます。総務委員会に付託されました案件は議案2件と継続の陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず、議第76号専決処分事項の承認について。

専決第7号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、総額を271億3,581万2,000円とするものです。今回の補正は、横島排水機場のポンプ修繕で、6月30日の大雨時の稼働中に第2号エンジンのシリンダーヘッドの劣化により、6基のうち、2基のシリンダー破損に伴い、早急に機能回復を図る必要があったため、補正を行ったものであります。

歳入は、農林水産業費県補助金で850万円を追加する、農業農村整備促進交付金で、横島排水機場ポンプ修理に伴う事業費の2分の1の補助です。

諸収入の雑入は、横島排水機場のポンプ修理に伴う、玉名平野地区湛水防除促進期成会負担金で、事業費の2分の1の負担金であります。

以上の説明を受け、委員から湛水防除の古い排水機場はどこにもあるはずだが、市が策定した公共施設の適正化には出てなかったと思う。古いものは順番に改修が必要になると思うが、改修の財政計画はとの質疑に、執行部から、湛水防除事業は県の採択が必要であり、要求は事業課から出るもので、財政で計画は立てていない旨の答弁でありました。これに対して委員からは、早急な対応が必要なのはポンプだけでなく、いろいろなものが古くなると故障する可能性があるので、対応をお願いしたいとの要望がっております。

審査を終了し、採決の結果、議第76号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第87号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

今回、歳入歳出それぞれ8億74万8,000円を追加し、総額を279億3,656万円とするものです。地方債補正の追加は、中学校施設整備事業で、有明中学校第一体育館の解体工事に伴うものです。また、災害復旧事業は、6月から7月にかけての大雨の被害によるもので、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもの。変更は、土地改良施設整備事業の県営基幹水路のストックマネジメント事業負担金で、呑崎と横島排水機場の湛水防除事業の採択申請に伴う、事業計画書の作成及び県営高付加価値農業施設移転事業負担金で、九番地区の事業に伴う増であります。歳入歳出について説明を受けた後、歳入部分で委員から、新規就農総合支援事業補助金について、新規就農者は何名ぐらいだったのかとの質疑に、当初は、申請者が予測できず150万円を10名で予算を計上していましたが、今回、国の採択がまだ未定ということで、給付額の方が150万円から後期分75万円に金額が変更になり、申請者は40名、総事業費で3,000万円となり、推進事務費が40万円の追加となっているとの答弁でありました。委員からは、40名の場合給付金額が下がるのではないかと。または、次年度に事業を行なうのかとの質疑に、執行部より、この事業は、国の10分の10の事業であり、当初の150万円から国の採択がまだで、後期分として1人当たり75万円として提示してあるが、次年度補助金がつくのかは、国の制度であり、具体的なところは主管課でないとわからないとの答弁でありました。

次に、委員から社会福祉協議会で、社会福祉士を雇う市町村認知症施策総合推進事業補助金と九州看護福祉大学市民後見人の推進事業を行なう、市民後見推進事業補助金は、継続的に必要な事業だと思っているが、今後も持続するのか。また、国が次年度、この事業継続がないとき、市から補助することは考えられるかとの質問に、これは国の10分の10の新規事業であり、国の動向を見ながら検討をしたいとの答弁がっております。

次に、商工費県補助金のまちなかづくり推進事業補助金は、西部商店街の防犯カメラ設置の補助金だそうです。既に稼働しているのかとの質疑に、今から事業を起こすもので、県、市、地元で3分の1ずつ負担の事業です。との答弁がっております。

次に、財政調整基金については、毎年、基金額がアップしてきているようだが、通常30億円といっていたのではないかと、今回の補正を含めると48億円となる。年度で金額は変わるが、あまりにも基金をしすぎるのではないかと質疑に、執行部より、基金の30億円については、合併時の標準財政規模の20%を確保するということです。その当時の標準財政規模としては、150億1,000万円程度です。23年度の標準財政規模としては、181億1,600万円積み立てを何年かやってきていますが、平成

28年度からは、合併算定替えて交付税が20億円の減となる。5年間の激変緩和措置はとられるが、20億円の財政減に対しての財政基盤の確保をするため、平成27年度までは、財政調整基金をある程度まではためておく必要があると考えている旨の答弁がっております。委員からは、平成28年度からの減はわかっていたこと、予算は節約して残すのは筋だが、基金をただためればよいとはいかないとの意見に、執行部より、最低限の調整基金を確保する。また、事業の推進状況を見ながら最低限の貯金を行なうことが建前。長期的な財政の確保をどういう形で行なうか、しかも現年の市民サービスの低下をさせずにいろいろなことを考えながらやっているのが現状であるとの答弁でありました。また、別の委員からもサービスの低下ではなく向上を目指すべきだとの意見がっております。

次に、歳出では、消防費の機械借上げの中身についての質疑に、7月11日から12日までの豪雨災害による玉名市全域69カ所の復旧に伴うもので、のり面崩壊による土砂撤去、道路に雑木が倒れた場合の伐採等に使用するユンボ、ダンプ、チェーンソーの機械借上料との答弁でありました。

その外、委員から予算と政策の将来的な推進について、そして大牟田市とか荒尾市で定住自立圏構想をやっているが、補助金取りのために事業を立てるのもどうかと思う。自治体で政策を推進しているもの、また国が示す定住自立圏構想が政策メニューに合致するものは、ある程度上手に使いながら進めているように見受けられる。そのため、市としても近隣ではやっているし、ルールはあると思うが、これまでに検討されたのか、今後検討されるのか考えはないのかとの質疑に、執行部から、過去に一般質問でも出ていたと思うが、山鹿市において合併市町で、1市4町が基本で行なわれているのが、玉名市は1市3町で規格に合っていないとの回答がっております。最初に管内で検討する場を設けて話をしたが、特別のものはないので取り組まなかったと聞いています。今度、新たに荒尾、南関及び長洲が大牟田と自立圏構想の調停があり、聞いてみたところ、具体的に何をやるのかはこれからだとのことで、まだ決まっていない。玉名市として管内の町とも今後検討の場を設けていきたい旨の答弁がっております。

ほかに、消防団の団員数・報酬額などについても質疑応答がっております。

審査を終了し、採決の結果、議第87号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、6月定例会から継続審査となっていた、陳第3号消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情についてであります。

委員から、法律施行まで2年ほどありますので、市民の意見としては、税率反対の意見書を国会に上げるべきだと思うので、賛成との意見が出ております。また、ほかの委員から、ここで消費税率引き上げの是非を言ってもしょうがない。意見書を提出するの



か、しないのかとの判断です。これは国会の中で審議され決定されているもので、これ以上引っ張てもしようがないと思うので、採決で結論を出した方がよいとの意見があり、審査を終了し、採決の結果、陳第3号については、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

以上です。

○議長（高村四郎君） 産業経済委員長 福田友明君。

[産業経済委員長 福田友明君 登壇]

○産業経済委員長（福田友明君） おはようございます。

今期、産業経済委員会に付託されました案件は、議案4件、陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第76号専決処分事項の承認について。

専決第7号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。

6款農林水産業費は、1,700万円の追加で、横島排水機場のポンプの修繕料であります。2基あるポンプのうち1基が運転稼働中に故障し、これにより機場の排水能力が半減したため、早急に台風等の大雨に対応する必要が生じ、補正予算の専決処分を行なったものであります。委員から、40年代、50年代にポンプを設置して、かなりの老朽化が進んでいる。整備の計画はどのようになっているのかとの質疑に、執行部からは、玉名市内に31基排水機場があり、そのうち玉名平野地区湛水防除事業促進期成会が管理しているのが24基、そのうち25年以上経過している排水機場が13基あり、半分以上が25年以上経過している状況である。整備計画については、経過年数が長いもの及び点検結果によって傷んでいるものから順次更新する計画を立てているとの答弁でありました。審査を終了し、採決の結果、議第76号中付託分については、原案のとおり、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第87号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

6款農林水産業費は、4,723万円の追加で、6次産品フェア開催にかかる経費、農業機械等の購入にかかる農業機械等整備事業補助金などによるものであります。7款商工費は、204万3,000円の追加で、西部地区繁栄会の防犯カメラ設置事業に対する商店街共同施設助成金などによるものであります。11款災害復旧費の2項農林水産施設災害復旧費は、6月から7月にかけての豪雨による農林水産施設17件の災害復旧費で、740万円の追加であります。

以上、執行部からの説明を受けて、委員から6次産品フェアを3月に予定しているよ

うだが、特産品を認定して2年目に入る。期限は見込んでやらないと評価がどのようになるかわからない。どの程度期限を設定して取り組んでいるのか、との質疑に、執行部は、期限は、平成23年度から平成25年度の3年間を期限として一応の区切りをつけている。玉名のブランド品化を目的としているとの答弁でありました。また、委員から、3年間の事業でめどを立てるのかとの質疑に、執行部からは、3カ年間で計画をして、3年後に今後の継続については、評価・改善を行ない検討するとの答弁でありました。

次に、委員から、中山間地域等直接支払制度補助金についての質疑があり、対象面積が約4万4,000平方メートル増えたとのことであったが、玉名市はどの地区が対象なのかとの質疑があり、執行部からは、玉名市では旧八嘉村及び旧米富村が対象であり、そのうち旧八嘉村の八嘉集落、坂門田第一集落の2地区が事業に取り組んでいる。八嘉集落が18戸、坂門田第一集落が7戸の農家で組織をしているとの答弁でありました。また、委員から制度の拡大は見込まれるのかとの質疑に、執行部からは、本年度は、知事特任制度ができ、法による指定を受けていない地域でも、知事が特別に必要と認める地域については、制度の対象地域となることとなった。なお、法指定地域であれば傾斜度が急傾斜及び緩傾斜等も対象となるが、知事特認の場合は、急傾斜のみが対象となるとの答弁でありました。また、天水地区の区長会に制度の説明をするとともに、先日は赤仁田地区の要請により、地区へ出向き住民への説明を行なってきたとの答弁でありました。

次に、委員から農業機械等整備事業補助金について、今後はどういった進め方をするのかとの質疑があり、執行部からは、事業期間については、1期が3年間ということまで進めてきた。本年度から平成26年度までの3年間は、事業を継続することとしており、最終年度である平成26年度において、次年度からの取り組みについて検討していきたいとの答弁でありました。委員から小規模農家に対しての助成は、どのように考えているのかとの質疑に、執行部からは、この制度の中で、認定農業者以外が取り組むことができるのは、防油堤のみである。限られた予算の中にあっては、認定農業者を優先せざるを得ないとの答弁でありました。

次に、委員から商店街共同施設助成金についての質疑があり、今現在、何カ所の商店街が防犯カメラを設置しているのかとの質疑があり、執行部からは、商店街としては、今回初めてである。団体に一部負担が発生するが、防犯カメラ設置について話を進めていく予定であるとの答弁でありました。

次に、委員から災害復旧費について、6月、7月の豪雨ではどれくらいの農作物の被害が出たのかとの質疑に、執行部からは、6月16日の湛水被害面積は、約18ヘクタール。そのうちトマト10ヘクタール、ミニトマト7ヘクタール、ナス1ヘクタールで

あります。6月24日では、約26ヘクタール。そのうちトマト14ヘクタール、ミニトマト9ヘクタール、ナス1.5ヘクタール、アスパラ1ヘクタールであります。7月12日には、それまで被害として入れてなかった水稻をカウントするようになったために、大幅に増えて約121ヘクタール。そのうち水稻80ヘクタール、大豆40ヘクタール、オクラ0.1ヘクタール、アスパラ1ヘクタールであるとの答弁でありました。

審査を終了し、採決の結果、議第87号中付託分については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第89号玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、一般会計における平成23年度の事業費の確定による精算のため、また歳入の基金繰入金と一般会計繰入金については、予算の組み替えを行なうもので、歳入歳出の総額の変更はないものです。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第89号については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第93号字の区域の変更についてであります。

これは、本市の区域内の字の区域を変更しようとするときは、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容としましては、土地改良法第2条第2項第2号に規定する、区画整理の実施に伴い、横島町横島の字の区域を変更するものであります。委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第93号については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第5号の1有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

これは、平成24年1月に三池港インターチェンジまで開通し、供用開始された有明海沿岸道路について、玉名地域における農海山物の筑後・佐賀方面への市場の開発や、新規観光ルートの開発のため、熊本県北部の荒尾・玉名地域まで延伸すべく、関係機関への意見書の提出を求めるものであります。委員から、最終的にはどこまで接続するのか、つながればかなりの時間短縮にもなり、玉名にとっては、よりよい効果を期待できるとの意見が出されました。

採決の結果、陳第5号の1については、願意妥当と認め、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

その他として、執行部より企業立地が決まった旨の報告がありました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 建設委員長 松本重美君。

[建設委員長 松本重美君 登壇]

○建設委員長（松本重美君） おはようございます。

今期、建設委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件、陳情1件、また継続審査として請願1件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第87号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

8款土木費は、職員の産休に伴う臨時職員の3カ月分の人件費で、37万6,000円の追加。11款中公共土木施設災害復旧費は、6月15日から17日、6月20日から26日、7月11日から15日にかけての豪雨災害によるものであり、道路災害復旧費10件分、河川災害復旧費12件分で、5,456万6,000円の追加であります。委員から、災害復旧費に関連し、今回、豪雨災害が発生した箇所への早急な対応と復旧を求めるとともに、大雨に伴う水害常襲地についても、その都度対応するのではなく、抜本的な改良をお願いしたいとの要望が出されました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第87号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第92号玉名市土地開発公社の解散についてであります。

これは、玉名市土地開発公社における事業が完了し、今後、公社による事業実施が見込めないため解散するものであり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第92号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第94号市道路線の認定についてであります。

これは、道路法第8条第2項の規定により、議会の承認を得るものであります。今回、認定する路線は、中尾の里1号線、中尾の里2号線、中尾の里3号線及び下前原北線の4路線であります。委員から、下前原北線について、現況は里道であり幅員も2メートルと非常に狭く、市道の基準を満たしていないが、市道改良できるのか。また、他の里道に関しても、市道基準を満たさずとも要望があれば市道改良するののかとの質疑に対し、執行部より、下前原北線については、市道認定後に幅員4メートル以上の道路改良を実施予定。また、幅員が市道基準を満たさない他の里道についても、改良の要望がある場合、現地を確認した上で緊急を要すると判断した路線については、市道認定し改良を行なうとのこと。今回のこの下前原北線については、ことしの3月この路線によりコの字に囲まれた区域の中心付近の家屋が火事により全焼。その際にも道路幅員が狭い上、住宅が密集して建ち並んでいるため、緊急車両がなかなか進入できず、消火に大変苦慮したという経緯があったことから、道路改良に緊急性を要すると判断し、今回、市

道認定をお願いしたとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第94号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第3号八嘉校区田崎地区水害防止に関する請願についてであります。

これは、平成11年に八嘉校区田崎地区で発生した大水害に習い、木葉川、赤川の河川改修や田崎排水機場への大型排水ポンプの新設がなされたものの、同地区においてその後も大雨のたびに道路冠水や民家の床下・床上浸水など、大変な水害が幾度となく発生している状況にかんがみ、早急に排水ポンプを増設など、有効な施策の実行を求めるものであります。この請願の審査に当たっては、請願現地である田崎地区及び生見地区に視察に赴き、現況確認を行なっております。まず委員より、水害の常襲地常習地としては、田崎地区のほかに、天水受免地区の問題がある。どちらが緊急性が高く先にやるべきなのか、優先順位も考慮しなければならないとの意見が出されました。また一方、排水ポンプを増設すればすべて解決できるのか疑問がある。田崎地区からの排水が増えれば、木葉川下流域の生見地区は溢水し、そちらが余計に冠水するのではないかといった懸念もあるため、総合的に判断しなければならないとの意見も出されました。また、田崎地区の現況確認した後、最終的に委員から、まずは木葉川の浚渫の早急な対応を県に要請し、それと並行しながら排水ポンプの増設についてもさらに県に対し、積極的に働きかけていくべきであり、請願の趣旨に賛同するとの意見に至りました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第3号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、陳第5号の2有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

これは、平成24年1月に三池港インターチェンジまで開通し、供用開始された有明海沿岸道路について、玉名地域における農海山物の筑後・佐賀方面への市場の開発や新規観光ルートの開発のため、熊本県北部の荒尾・玉名地域まで延伸するべく関係機関へ意見書を提出するよう求めるものであります。委員から、この陳情では、有明海沿岸道路の荒尾・玉名地域までの延伸が要望されているが、有明海沿岸道路は、本来、熊本港までつないで初めて物流の活性化になる。しかしながら、玉名の物流を考えると、荒尾・玉名地域までの延伸だけでも実現するなら、本市にとっては、よりよい効果が期待できるため、陳情の趣旨に異議はないとの意見が出されました。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第5号の2については、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、継続審査となっております、請第1号市道の早期拡張整備に関する請願についてであります。

これは、平成15年5月、旧岱明町時代に町道を編入後、未整備のままになっている西原道定分線について、野口西原中土三角線との取付道路としての利便性及び農作業の向上のため、早期の拡張整備を求めるものであります。委員より、一番懸念しているのは通学路の安全であり、この西原道定分線が拡張整備されることによって、従来通学路の危険箇所の回避も可能になるとの意見が出されました。しかし一方、この路線を拡張整備することにより、逆に車両と歩行者の通行が一緒になってしまうといった危険も伴う。拡張整備に当たっては、登校時に車両進入禁止にするなど、時間的な通行制限等の規制措置をつける必要もあるのではないかと意見も出されました。その他さまざまに意見が交わされましたが、継続審査に伴い、慎重に審査を行なった結果、最終的に請願の趣旨に賛同の上、異議はないとの意見に至りました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第1号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 文教厚生委員長 永野忠弘君。

〔文教厚生委員長 永野忠弘君 登壇〕

○文教厚生委員長（永野忠弘君） おはようございます。

今期、文教厚生委員会に付託されました議案4件及び継続審査となっております陳情1件について審査の経過と結果を報告いたします。

まず、教育委員会から学校規模・配置適正化計画のスケジュール等について報告があり、まず玉陵中校区から取り組みを始め、これから学校跡地の利活用や通学方法等を含めた検討を進めていく。その後は、平成27年、28年ごろから天水中校区、平成29年、30年ごろから玉南中校区、平成32年、33年ごろから有明中校区、そして平成34年以降に岱明中校区での取り組みを実施したい。ただし、今後の社会情勢や教育制度の動向、極端な児童数の変動や地元との協議過程により、この案は変わる可能性があるため、その際は必要に応じた計画見直しの検討を行ないながら整理をしていく。このスケジュールは、地域協議会にも近々諮問案として提出したいと考えているとの内容でありました。

それでは、付託案件の審査内容について申し上げます。

初めに議第87号、平成24年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

3款民生費における歳出の主なものは、認知症施策総合推進事業及び市民後見推進事業に関する業務委託料などによる追加補正となっております。これは、認知症施策総合推進事業については、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域支援推進委員2名を地域包括支援センターへ配属し、医療、介護との連携強化や地域に

おける支援体制を構築する。また、市民後見推進事業については、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度のニーズ増加に対応できるよう、また本年4月に老人福祉法が改正され、市町村に後見人育成の努力義務が課せられたことも加えて、九州看護福祉大学と連携を図りながら、市民を含めた後見人の育成と制度構築を目指すものであります。この件について、委員から若年性認知症の実態把握などについて質疑があり、執行部から、若年者の認知症も増えていくと思われるので、九州看護福祉大学と一緒に実態把握を行ないたいとの答弁がっております。さらに委員から、実態把握を行ない、若年性認知症が増えている原因を明確にするとともに、現在取り組んでいる「いきいきふれあい活動」等の推進による、認知症の増加抑制を期待するとの意見がっております。

4款衛生費における歳出の主なものは、予防接種法施行令の改正による、予防接種方法変更に伴う、委託料の追加補正となっております。この件について、執行部から9月より、ポリオの予防接種について「生ポリオワクチン」から、「単独不活化ポリオワクチン」投与に変更、また11月より3種混合とポリオワクチンを投与していたものを、4種混合に変更する。この変更により、経費が大きく増加するが、導入の経緯として、生ワクチンはポリオウイルスの病原性を弱めてつくったもので、まれにポリオにかかった時と同じ症状が出るため、安全性を考慮し、副反応がない不活化ポリオワクチンに変更するという大きな改正がなされたためとの説明がっております。委員から、予防接種委託料の県内自治体の水準と、「生ポリオワクチン」投与でのポリオ発症例について質疑があり、執行部から、委託料については、県下の状況も参考にしながら、玉名郡市医師会と協議を重ねた結果、医師会の御努力をいただき、当初県医師会が提示した金額からできる限り下げてもらっており、県内自治体も同程度の金額と思われる。また、当市での「生ポリオワクチン」投与後のポリオ発症例はこれまでに報告はないとの答弁がっております。

10款教育費における歳出の主なものは、教育振興特別基金積立金の設置、玉名中学校柔剣道場耐震診断委託、及び有明中学校第一体育館解体工事費などによる追加補正となっております。この件について、委員から、他の中学校における柔剣道場の設置状況について質疑があり、執行部から、柔剣道場としては、すべてそろっていない。しかしながら岱明中には柔道場が設置されており、有明中は、第一体育館解体後、平成25年に武道場をつくる。また、玉南中も平成25年度に柔剣道場建設を予定しており、柔剣道を行なう環境がすべての学校で整うことになるとの答弁がっております。また、委員から、武道必修化導入後の教育委員会の見解についての質疑があり、執行部から、事故等を心配しているが、今のところ問題は挙がっていない。安全面には特に気を配りながら指導しているとの答弁があり、これに対して委員から、けがが心配だが武道必修

化導入の根底には、生きる力、精神面を養う目的があると思うので、今後も十分注意を払いながら、適切な指導をお願いしたいとの要望がっております。

また、学校教育に関して、委員から、今大きな懸念材料として中国との領土問題があるが、この機会に日本の領土について正しい認識や、これまでの歴史を教育されたかとの質疑があり、執行部から、北方領土を含め、竹島、尖閣諸島の領土については、これまでも授業の中できちんとした指導をしてきたし、これからも続けていく。この機会に、正しい知識や歴史を教えるべきものであることは疑いの余地もなく、教育委員会としてもしっかり対応していくとの答弁がっております。

ほかにも委員から、学校規模・配置適正化計画について、他の自治体でも統廃合を進めているところがあるが、統廃合が進み、地元から学校がなくなってしまう実情がある。計画の中で、1学年2学級が望ましいとあるが、学級規定の児童数にこだわらず、独自のガイドラインを定め、それに達しない場合に統廃合を進めるとしたらどうか。現に、小天東小は非常に学力が高い、優秀と聞いているとの質疑があり、執行部から、この計画は、玉名市全体の学校教育構築として考えている。計画を進める際には、地域住民と話をしながら進めることになるので、スケジュール等が変更になることもある。各地域、小学校の実情等も地域住民との話の中で出てくると思っており、この先、一方的に計画を進めることはないとの答弁がっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第87号中付託分は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第88号平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容につきましては、職員の産休に伴う代替え一般非常勤職員の報酬、共済費となっております。執行部からの説明の後、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第88号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第90号平成24年度玉名市教育振興特別基金条例の制定についてであります。

これは、玉名市在住の方より、高校生の育英資金として寄附がっており、既存の玉名市教育振興基金とは別に基金を設立し、高等学校に在学する者に対する学資金給付事業の財源に充てるものです。執行部からの説明の後、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第90号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第91号玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この件について、委員から、施設内での物品販売による地域振興策について質疑があり、執行部から、「ゆとり一む」の設置目的は、福祉向上の位置づけとなっており、規



則では物品を販売しないこととなっているとの答弁がっております。これに対して、委員からせっかく指定管理になるのだから、地域住民はもとより市民に便利な施設になるよう、事業者の知恵と工夫を生かしてみてもどうかとの要望がっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第91号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっております陳情について御報告いたします。

陳第2号民間児童館運営費一般財源化に伴う、財政措置についての陳情であります。

陳情の要旨は、従来の児童福祉施設併設型民間児童館活動における運営費が一般財源化されることに伴い、これまでの国・県負担分を加えた形で、市により従来にまさる運営費の措置をお願いしたいということであります。委員から、15年間地域福祉のために運営されており、補助金がなくなればこれまで同様の運営が成り立たない。雇用の問題もあり、採択したらどうかという大方の意見でありましたが、一方で、現場を2度視察したが、その際の状況から、学童保育など他事業の利用者と重複している可能性がある。また、事業報告書を見るとミニシアターを実施されているが、子どもへのメディアへの悪影響も考慮して、もっと体験型の事業実施を増やしてほしいなどの意見があり、これらのことから、陳情書の中に従来にまさる運営費措置とあるが、この要望には賛同しかねるといった意見もあっております。

以上の点を踏まえ、一般財源化となるからには、執行部の適切な指導監督も必要である。また、天水地区だけでなく玉名市全体の児童館として運営を図っていただきたいとの意見を付して採決を行なった結果、願意妥当と認め、陳第2号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

また、児童福祉施設に関連して、臨時雇用の保育士について待遇改善を検討していただきたいとの要望がっております。

なお、障がい者福祉に関して、委員会で、現地視察を行なっておりますので、御報告いたします。

近年高まっている障がい者の自立支援策の一つとして、一般企業等での就労は困難な方に、雇用契約に基づいた働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行なう、就労継続支援A型事業所がありますが、この2年間で市内にも事業所が開設されたため、事業内容等の確認を行なっております。委員一同、障がい者の自立に大きく貢献する施設であるという印象を持ち、今後障がい者の自立と支援施設の充実を願うところでありますが、ややもすれば内容が乏しい施設が今後開設するという不安もあります。社会的弱者である障がい者を守るためにも、市の監視体制を整える必要があると感じたところであります。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、各委員長の報告を終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

○24番（吉田喜徳君） 議長、質疑です。

○議長（高村四郎君） はい。

24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 文教厚生委員長に質問させていただきます。

その他の議案ではないと思うんですけど、その他の点で、玉名町小学校の学童保育の場所ですね。建設問題について質疑、あるいはそういう意見、そういうものは出ませんでしたでしょうか。出たんでしょうか、出なかったか、ちょっとお尋ねしたいと。

以上です。

○議長（高村四郎君） 文教厚生委員長 永野忠弘君。

[文教厚生委員長 永野忠弘君 登壇]

○文教厚生委員長（永野忠弘君） 恐らく吉田議員からその問題も質疑あるんじゃないかというふうに思っておりましたが、今回ですね、私どもは陳情の継続審議のことで頭がいっぱいですので、そのことは別にありませんでした。

○議長（高村四郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会の議案の中で、陳第3号消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情について、委員長の報告では否決ということでありました。私は、この陳情に賛成の立場から意見を述べます。

消費税の税率を2014年に8%、2015年に10%に増税することが国会で強行採決されました。世論調査では、今なお約6割の国民が増税反対であり、増税するなという世論が多数派を占めています。民主党は4年間は、消費税を上げないと公約して政権を取りました。国民の真を問うことなしに消費税増税を強行することは、もはや政権党にあらざると言わざるを得ません。近いうちでなく、直ちに国会を解散して国民の審判

を受けるべきであります。

社会保障と税の一体改革と称して、ちょうど消費税が社会保障のために使われるように聞こえますが、消費税は使い道を限定した目的税ではありません。岡田副総理は、国会答弁の中で、消費税増税分13.5兆円のうち、7兆円は赤字国債の償還などに置きかわることを認めています。また、凍結した整備新幹線や東京外環道を復活させるなど、大型開発に消費税を当て込んでおります。消費税は、消費税を転嫁できない中小業者からも容赦なく税金を取る、営業破壊税であります。非正規雇用を増やすリストラ税であります。

また、輸出大企業には莫大な還付金を与える不公平な税制であります。消費税の増税は、家計の消費を冷やす、日本経済をどん底に突き落とすことは、税率が3%から5%に引き上げられて回復傾向にあった日本経済が、不況に陥った1997年の教訓からも明らかであります。消費が落ち込み景気が悪くなれば、企業の利益も、家計の所得も減収します。そして、所得税や法人税も減収になります。消費税増税による景気への影響を試算した民間の研究機関は揃って、実質国内総生産も押し下げるという結果を発表しました。税収全体で考えると、税収が増える保証はありません。結局、財政再建にもつながりません。所得が少ないものほど負担が重い、消費税の増税が実行されれば、市民の生活がさらに困難に陥ることは明らかであります。

したがって、私は消費税率の引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情に賛成をするものであります。議員の皆さん方の賢明なる御判断をよろしくお願いいたします。討論とします。

○議長（高村四郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第76号 専決処分事項の承認について 専決第7号

平成24年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

議第87号 平成24年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第88号 平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第89号 平成24年度玉名市九州新幹線渇水等被害対策事業特別会計補正予算  
（第2号）

以上、予算議案4件について、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第90号 玉名市教育振興特別基金条例の制定について

議第91号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」条例の一部を改正する条例の制定について

以上の条例議案2件について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第92号 玉名市土地開発公社の解散について

議第93号 字の区域の変更について

議第94号 市道路線の認定について

以上、議案3件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に請願について

請第3号 八嘉校区田崎地区水害防止に関する請願

以上、請願1件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情について

陳第5号の1 有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出に関する陳情

陳第5号の2 有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情2件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願について、

請第1号 市道の早期拡張整備に関する請願

以上、請願1件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、継続審査となっております陳情について、

陳第3号 消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情

以上、陳情1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

陳第2号 民間児童館運営費一般財源化に伴う財源措置についての陳情

以上、陳情1件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

陳第3号 消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情

以上、陳情1件については、委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

陳第3号については、原案のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高村四郎君） 起立少数であります。よって、陳第3号については、不採択とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 委員長報告

○議長（高村四郎君） 次に、新庁舎建設特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

新庁舎建設特別委員長 大崎 勇君。

〔新庁舎建設特別委員長 大崎 勇君 登壇〕

○新庁舎建設特別委員長（大崎 勇君） おはようございます。

去る9月4日に開催いたしました、新庁舎建設特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、執行部から前回、質疑が出ていた駐車場と今後のスケジュールについて説明がありました。駐車場については、前回の特別委員会で委員から出されていた、歩行者用の通路について執行部で検討し、県との事業認定の中でも協議を進めた結果、今

回追加することとしたとのこと。通路は駐車場の間にそれぞれ設置し、幅は人のすれ違いを考慮した基準に沿い、1.5メートル。今後若干の微調整があるかと思うが、この形で進めていきたいとの説明でした。また、通路を設けたため、その分緑地の面積が減少したが、緑地の面積については、開発面積の3%以上と定められており、それはクリアしているとのことでした。

次に、スケジュールについては、これまで平成27年度の完成予定で進めていたが、先般の国会で消費税の改正法案が通過し、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%となることとなったため、従来のスケジュールどおりに進めると、消費税が全体で1億円程度増加する見込みとなり、執行部としてはこの分の回避はできないか検討しているとのことでした。具体的には、用地買収が終了した時点で、速やかに次の段階である造成に着手できるように、関連予算の確保を準備しているとのこと。建築については、増税前の契約ができるようスケジュールを早めたいとのことでした。建築の着工時期については、県と協議の中で、造成と並行して着工が可能になったため、来年度には建築工事に入りたいと考えており、その結果、完成時期を1年程度前倒しでき、消費税増税による影響を可能な限り抑えたいとのことでした。

説明を受けた委員から、調整池の必要面積に決まりはあるのかとの質疑に、執行部から、調整池は開発によって周囲に悪影響を及ぼさないよう、下流域の流れ方、被流量などにより必要な水量が決まり、今回の場合晴天時には水がたまらないよう底の高さを設定し、深さは造成高との関係から1.5メートル程度となるため、調整池の面積が決まり、開発行爲の申請の過程で確認済みであるとの答弁でした。

次に、委員から障がい者の駐車場は5台で大丈夫なのかとの質疑に、障がい者駐車場に関しては、熊本県ユニバーサルデザイン建築ガイドラインに、全体の2%以上と決まっているため5台としているとの答弁でした。

次に、委員から引っ越しなど大がかりになると思うがとの質疑に、執行部から、引っ越しは通常の土・日の2日間では不足するため、年末年始などの長めの連休が必要と考えている旨の答弁がありました。

次に、委員から文化財調査でずれ込むことはないのかとの質疑には、執行部から文化財調査は買収が完了してからの着手となり、現在、県の用地対策課と事業認定の協議中である。用地買収には、財産取得の議決も必要なことから、近日中には完了させたい。このため文化財調査が若干遅れるかもしれないと思っているが、調査箇所は一部であるため、それ以外の場所から造成に着手できるので、影響は少ないと考えるとの答弁でした。

次に、委員から駐車場の車幅については、ドアが当たらない程度にスペースをあけてほしいとの意見に、執行部から道路構造令という駐車場に関する決まり事には、幅は

2.3メートルとあるが、意見のとおり幅は広くしたいと考えている。熊本県ユニバーサルデザイン建築ガイドラインにも駐車場の幅はゆったりと明記されており、近年の事例も2.5メートルの事例が多いので、この幅で進めたいとの答弁でした。

次に、委員から駐車場の舗装について、透水性の舗装は考えているのかとの質疑に、執行部から、駐車場は浸透性の舗装ではなく、傾斜をつけてU字溝に流す方法で設計しているとの答弁に対し、委員から苦情が出ないような設計でお願いしたいとの意見にあわせ、私からも地下水保全のためにもぜひ浸透性の舗装について検討をお願いしたいと申し添えたところでありました。

このほか、事業削減の方法として、消費税の増税前に備品関係の契約ができないか検討してほしいとの意見もありました。

質疑の結果、冒頭執行部から説明があった駐車場に歩行者の専用通路を設ける案及びスケジュールを変更する案については、おおむね了承することになりました。

最後に今後も新庁舎建設の進捗状況等につきまして、慎重審議を期するため引き続き調査をする必要がありますので、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、新庁舎建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、新庁舎建設特別委員長の報告を終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） ただいまの委員長報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。ただいまの委員長報告のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部及び企画経営部の所管に関する調査事項、産業経済委員長

から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民生活部及び健康福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ閉会中の継続審査の申し出がっておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおりこれを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

---

午前11時32分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

意見書案第2号有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出についてを日程表のとおり日程に追加し、議題といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 意見書案上程

○議長（高村四郎君） これより意見書案の審議に入ります。

意見書案第2号有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出について。

以上、意見書案1件を議題といたします。御手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案1件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。



\*\*\*\*\*

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 意見書案第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第2号有明海沿岸道路の熊本県北部（荒尾・玉名地域）への延伸を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成24年度第3回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午前11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            高 村 四 郎

玉名市議会副議長        高 木 重 之

玉名市議会議員           永 野 忠 弘

玉名市議会議員           宮 田 知 美

玉名市議会会議録  
平成24年第3回定例会

発行人 玉名市議会議長 高村 四郎  
編集人 玉名市議会事務局長 辛島 政弘  
作成 株式会社アクセス  
電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地  
電話(0968)75-1155